

平成19年 3 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成19年 3 月 2 日 開会

平成19年 3 月 9 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 1 9 年 3 月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3 月 2 日)

| | |
|---|----|
| 議事日程..... | 1 |
| 本日の会議に付した事件..... | 1 |
| 出席議員..... | 1 |
| 欠席議員..... | 2 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 2 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 2 |
| 開会の宣告..... | 3 |
| 開議の宣告..... | 3 |
| 会議録署名議員の指名..... | 3 |
| 会期の決定について..... | 4 |
| 諸般の報告..... | 4 |
| 発議第 1 号ないし発議第 3 号の上程、説明..... | 11 |
| 議案第 1 号ないし議案第 2 3 号の上程、説明..... | 14 |
| 散会の宣告..... | 68 |

第 2 号 (3 月 5 日)

| | |
|---|----|
| 議事日程..... | 69 |
| 本日の会議に付した事件..... | 69 |
| 出席議員..... | 69 |
| 欠席議員..... | 69 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 70 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 70 |
| 開議の宣告..... | 71 |
| 諸般の報告..... | 71 |
| 一般質問..... | 71 |
| 椎 名 文 雄 君..... | 71 |
| 山 崎 貞 一 君..... | 79 |

| | |
|-------------|-----|
| 越川洋一君..... | 91 |
| 小川征四郎君..... | 112 |
| 川島富士子君..... | 121 |
| 休会の件..... | 137 |
| 散会の宣告..... | 137 |

第 3 号 (3 月 8 日)

| | |
|---|-----|
| 議事日程..... | 139 |
| 本日の会議に付した事件..... | 140 |
| 出席議員..... | 140 |
| 欠席議員..... | 140 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 140 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 141 |
| 開議の宣告..... | 142 |
| 諸般の報告..... | 142 |
| 一般質問..... | 142 |
| 川島透君..... | 142 |
| 齊藤隆君..... | 155 |
| 発議第 1 号の質疑、討論、採決..... | 170 |
| 発議第 2 号の質疑、討論、採決..... | 171 |
| 発議第 3 号の質疑、討論、採決..... | 171 |
| 議案第 1 号の質疑、討論、採決..... | 172 |
| 議案第 2 号の質疑、討論、採決..... | 176 |
| 議案第 3 号の質疑、討論、採決..... | 177 |
| 議案第 4 号の質疑、討論、採決..... | 178 |
| 議案第 5 号の質疑、討論、採決..... | 178 |
| 議案第 6 号の質疑、討論、採決..... | 179 |
| 議案第 7 号の質疑、討論、採決..... | 181 |
| 議案第 8 号の質疑、討論、採決..... | 181 |
| 議案第 9 号の質疑、討論、採決..... | 182 |

| | |
|------------------------|-----|
| 議案第 10 号の質疑、討論、採決..... | 184 |
| 議案第 11 号の質疑、討論、採決..... | 186 |
| 議案第 12 号の質疑、討論、採決..... | 186 |
| 議案第 13 号の質疑、討論、採決..... | 193 |
| 議案第 14 号の質疑、討論、採決..... | 198 |
| 議案第 15 号の質疑、討論、採決..... | 199 |
| 議案第 16 号の質疑、討論、採決..... | 199 |
| 散会の宣告..... | 201 |

第 4 号 (3月9日)

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 議事日程..... | 203 |
| 本日の会議に付した事件..... | 203 |
| 出席議員..... | 203 |
| 欠席議員..... | 204 |
| 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 204 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 204 |
| 開議の宣告..... | 205 |
| 諸般の報告..... | 205 |
| 議案第 17 号の質疑、討論、採決..... | 205 |
| 議案第 18 号の質疑、討論、採決..... | 255 |
| 議案第 19 号の質疑、討論、採決..... | 258 |
| 議案第 20 号の質疑、討論、採決..... | 259 |
| 議案第 21 号の質疑、討論、採決..... | 262 |
| 議案第 22 号の質疑、討論、採決..... | 264 |
| 議案第 23 号の質疑、討論、採決..... | 265 |
| 横芝光町農業委員会委員の推薦について..... | 270 |
| 請願及び陳情の件..... | 273 |
| 閉会の宣告..... | 278 |

平成19年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年3月2日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発議第1号ないし発議第3号について
- 日程第 5 議案第1号ないし議案第23号について(町長施政方針・提案理由説明)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(30名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 齊藤隆君 | 2番 | 椎名文雄君 |
| 3番 | 木島昇君 | 5番 | 越川一雄君 |
| 6番 | 五木田平和君 | 7番 | 早川光彦君 |
| 8番 | 川島仁君 | 10番 | ・梅喜作君 |
| 11番 | 永・貞・君 | 12番 | 川島富士子君 |
| 13番 | 鈴木克征君 | 14番 | 野村和好君 |
| 15番 | 山崎貞一君 | 16番 | 鈴木輝男君 |
| 17番 | 伊・囿樹君 | 18番 | 嘉瀬清之君 |
| 19番 | 平山治布君 | 20番 | 深田正治君 |
| 21番 | 川島透君 | 22番 | 鈴木唯夫君 |
| 23番 | 八・健一君 | 24番 | 伊藤良一君 |
| 25番 | 川島勝美君 | 26番 | 加瀬秀夫君 |
| 27番 | 渡辺豊君 | 28番 | 小川征四郎君 |
| 29番 | 越川輝男君 | 30番 | 鈴木俊君 |

31番 越川洋一君 32番 屋英夫君
欠席議員(1名)

9番 杉森汎君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|--------|----------------|-------|
| 町長 | 佐藤晴彦君 | 理事 | 海保英之君 |
| 理事 | 小川利昭君 | 理事 | 斉藤俊一君 |
| 総務課長 | 海保要君 | 企画財政課長 | 林英次君 |
| 環境防災課長 | 鈴木孝一君 | 税務課長 | 椎名茂道君 |
| 住民課長 | 瀬理和夫君 | 産業振興課長 | 高埜広和君 |
| 都市建設課長 | 小堀正博君 | 福祉課長 | 高蝶文徳君 |
| 健康管理課長 | 並木俊郎君 | 横芝行政 センター所長 | 伊藤賢二君 |
| 食肉センター 所長 | 竹内康男君 | 東陽病院 事務長 | 田鍋悦央君 |
| 出納室長 | 海保清一郎君 | 教育長 | 海保教之君 |
| 教育課長 | 山本照男君 | 社会文化課長 | 布施勇君 |
| 農業委員会 事務局長 | 大木一男君 | 代表監査委員 | 大木國臣君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 越川岳 | 主幹 | 實川裕宣 |
| 書記 | 須合京子 | | |

開会の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

平成19年3月横芝光町議会定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めてご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であり、また私たちの任期の最後を飾る意義深い議会でもあります。提案された議案は、議員発議3件及び新規条例の制定、条例の一部改正並びに18年度各会計補正予算、19年度各会計予算等を主とする議案23件であります。

町長の施政方針並びに提案理由につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議会といたしましては、全町民の福祉増進の見地から、十分に審議を尽くし、町民の要望、町の諸施策に反映すべく努力いたしたいと存するものであります。

次に、長年にわたり町議会議員として地方自治の発展に顕著な功労があったとして、越川洋一議員ほか6名の議員に、全国議長会長表彰があり、ただいま伝達をさせていただきました。受賞された議員の皆様方には、ますますご自愛の上、町政の進展と町民の福祉増進のため、一層のご活躍を賜りますよう切にお願い申し上げましてお祝いの言葉とさせていただきます。

さて、季節は桃の花の見られる節句となり、日一日と暖かさを増し、春の気配が感じられるころとなってまいりました。議員各位には、十分ご自愛の上、議会運営に協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

これより平成19年3月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名いたします。

8番議員 川 島 仁 君

26番議員 加 瀬 秀 夫 君

をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤良一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議ないものと認め、よって会期は本日から3月13日までの12日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、請願・陳情の付託について報告いたします。

今期定例会に受理いたしました請願3件、陳情1件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

次に、本日、議員提出の発議案及び町長から議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。

次に、本日、杉森汎君から欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

次に、2月7日に開催された八匠水道企業団議会の報告をお願いいたします。

深田正治君。

〔20番議員 深田正治君登壇〕

20番（深田正治君） おはようございます。

2月7日に開催されました八匠水道企業団議会定例会の概要を報告させていただきます。

議案審議に先立ち議長の選挙が行われまして、議長は匠瑳市の山崎剛氏が選出されました。

本定例会に提出された案件は8議案であります。

議案第1号 八匠水道企業団情報公開条例の制定について、議案第2号 八匠水道企業団個人情報保護条例の制定についてであります。両議案とも既に構成市町では制定済みであ

ることから、企業団として新たに条例を制定するものであります。

議案第3号 八匠水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法の規定に基づき、毎年9月末日までに人事行政の運営等を公表すべく条例を制定するものです。

議案第4号 八匠水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬、給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第1号及び議案第2号に関係して、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員の項目を追加するものでございます。

議案第5号は、平成18年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)についてで、収益的収入及び支出の部の収入では、決算見込みの上に立って、水道料金収入や県補助金で2,621万5,000円を追加し、支出では、1日最大給水量の減少から、受水費が減額となることと委託料や修繕費の減額を合わせて、3,508万円を減額補正するものです。

資本的収入及び支出の部の収入では、借換債の確定による減額はあるものの、給水申し込み納付金の減額見込みから501万円の追加計上をするもので、支出では、配水補助管施設費を主として、194万5,000円の追加をするものです。

議案第6号は、平成19年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてで、収益的収入及び支出の部の水道事業収益は14億1,193万8,000円で、主な内訳は、年間総給水量を421万立方メートルと見込む給水収益を主とした営業収益で9億5,462万2,000円、県及び構成市町から助成金を主とした営業外収益で4億5,731万5,000円であります。

支出の部の大宗をなす営業費用は13億8,807万8,000円で、主なものは営業費用の57%余りを占める九十九里水道企業団への受水費や減価償却費、職員17名分の人件費、施設の維持管理費などです。

営業外費用7,176万1,000円は、主に企業債償還利息分です。

資本的及び支出の部の収入では、施設整備に1,000万円の企業債を導入するほか、152件を見込む給水申込納付金で3,290万7,000円の計上であります。

一方、支出では、配水管整備を主とした建設改良費で4,040万3,000円、補助給水管整備などの給水工事費で558万円、過去に借り入れた企業債21件分の償還元金で2億4,026万4,000円の計上です。

議案第7号は、八匠水道企業団監査委員の選任についてで、匠瑳市代表監査委員である千葉市稲毛区在住の伊藤健一氏の同意議案でありました。

議案第8号は、千葉縣市町村総合事業組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県

市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてで、本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の新たな加入と北総西部衛生組合の解散に伴う規約の一部を改正する規約の協議であります。

各議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上をもちまして、八匠水道企業団の概要報告とさせていただきます。

〔 20 番議員 深田正治君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、2月15日に開催された匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会の報告をお願いします。

鈴木克征君。

〔 13 番議員 鈴木克征君登壇 〕

13番（鈴木克征君） おはようございます。

2月15日に開催された匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成19年3月定例会の概要を報告いたします。

議案審議に先立ち、副議長の選挙が行われ、匠瑳市選出の佐藤浩巳議員が選出されました。本定例会には、7議案が上程されました。

議案第1号は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、地方自治法の改正に伴い、収入役に関する部分を削除するものです。

議案第2号は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、地方自治法施行令の規定と整合させるべく額の改正を図るものです。

議案第3号は、匠瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、暴力団等の勢力誇示や資金の獲得等に山桑メモリホールが利用されることを防ぐための条項を追加するものです。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてで、本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の新たな加入と北総西部衛生組合の解散に伴う規約の一部を改正する規約の協議であります。

議案第5号は、平成18年度匠瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてで、歳入では、財政見通しが立ったことから財政調整基金から繰入金1,742万1,000円

を減額することと、前年度繰越金を6,479万5,000円を追加するものです。

歳出の2款総務費は、中途退職者の人件費調整と財政調整基金の積立金の計上です。

3款衛生費は、ごみ焼却炉の修繕費を主とし、2,491万3,000円を追加するものです。

議案第6号は、平成19年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてで、歳入の第1款分担金及び負担金6億1,551万9,000円は構成市町からの負担金です。

2款使用料及び手数料の1項使用料は主として、800件の火葬を見込む火葬場使用料です。

2項手数料1億1,698万円は、ごみ収集処理手数料です。

3款財産収入852万4,000円は、アルミ缶やペットボトルなどの売払収入です。

4款繰入金は、財政調整基金から1億3,000万円を繰り入れるものです。

歳出の2款総務費は、職員19人分の人件費を主とした計上です。

3款衛生費の1項火葬場事業費5,991万3,000円は、6名の火葬業務委託料を主とし、燃料費や電気料など施設維持経費の計上であります。

2項清掃事業費4億8,979万6,000円は、ごみ収集処理業務や焼却炉の運転管理業務、焼却灰処理業務などの委託料で2億3,231万2,000円のほか、施設の維持管理に伴う消耗品や電気料、修繕料の計上です。

4款公債費は、起債の元利償還金で1億9,362万7,000円の計上です。

続いて、議案第7号 平成19年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町村別分賦についてで、本案は、前議案の予算に基づき、構成市町の負担金を定めたものであり、当町の負担金は1億862万6,000円となります。

各議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 鈴木克征君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、2月20日に開催された東総衛生組合議会の報告をお願いします。
川島透君。

〔21番議員 川島 透君登壇〕

21番（川島 透君） 2月20日に開催された東総衛生組合議会3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された議案は7議案でありました。

議案第1号は、平成19年度東総衛生組合一般会計予算についてで、予算の総額は7億6,101万1,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、構成市町からの分担金 4 億3,088万9,000円で、歳入総額の56.6%を占めております。

2 款は、し尿や浄化槽汚泥処理手数料を主として 3 億1,011万円です。

一方、歳出の主なものは、2 款総務費で 1 億954万6,000円であり、主として一般職 9 名の人件費や庁舎の維持管理費用などです。

3 款衛生費は 3 億7,840万円であり、主として一般職11名の人件費や施設関連の燃料費、電気料、修繕料並びに収集業務委託料などです。

4 款公債費は、起債の元利償還金で 2 億6,263万9,000円であります。

議案第 2 号 東総衛生組合情報公開条例の制定について、議案第 3 号 東総衛生組合個人情報保護条例の制定についてであります。両議案とも既に構成市町では制定済みであることから、組合として新たに条例を制定するものです。

議案第 4 号 東総衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法の規定に基づき、毎年期日を定めて公表すべく条例を制定するものです。

議案第 5 号 東総衛生組合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、議案第 2 号及び議案第 3 号に関係して、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員の項目を追加したものであります。

議案第 6 号 東総衛生組合特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の改正に伴い、収入役に関する部分を削除するものです。

議案第 7 号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてで、本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の新たな加入と北総西部衛生組合の解散に伴う規約の一部を改正する規約の協議であります。

各議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

これをもちまして、東総衛生組合議会 3 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 2 1 番議員 川島 透君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、2月21日に開催された山武郡市広域水道企業団議会の報告をお願いします。

渡辺豊君。

〔 2 7 番議員 渡辺 豊君登壇 〕

2 7 番（渡辺 豊君） 2月21日に開催された山武郡市広域水道企業団議会の 2 月定例会の

概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、4議案であります。

議案第1号 山武都市広域水道企業団企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、企業手当を廃止すべくとの関係条文を整理いたしましたものです。

議案第2号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の新たな加入と北総整備衛生組合の解散に伴う規約の一部を改正する規約の協議であります。

議案第3号は、平成18年度山武都市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、収益的収入及び支出の部の収入では、決算見込みの上に立って、検査手数料や給水申込加入金を増額する一方、構成市町村補助金や県補助金を減額したものです。

支出では、人件費や各種事業を減額調整したほか、新たに特別損出として1,547万8,000円の不納欠損を計上したものです。

資本的収入及び支出の部の収入では、主として計画変更に伴い工事負担金を減額調整したものです。

支出では、工事費の確定に伴い、予算の調整を図ったものです。

議案第4号は、平成19年度山武都市広域水道企業団水道事業会計予算についてで、収益的収入及び支出の部の水道事業収益は、58億2,362万7,000円です。主な内容は、年間総給水量を1,904万立方メートルと見込む給水収益を主とした営業収益で43億2,000万5,000円、県及び構成市町からの補助金を主とした営業外収益で15億362万2,000円であります。

支出の部の大宗をなす営業費用は56億7,861万1,000円で、主なものは営業費用の60%余りを占める九十九里水道企業団への受水費や減価償却費、職員45名の人件費、施設の維持管理費などです。

営業外費用8,799万6,000円は、主に企業補償償還利息分です。

資本的収入及び支出の部の収入では、石綿セメント管更新事業に国庫補助金や企業債を導入するほか、配水管施設工事関係で1億6,058万2,000円の計上であります。

一方、支出では、配水管整備を主とした建設改良費で11億2,444万8,000円、過去に借り入れた企業債の償還元金で4億1,105万5,000円の計上です。

各議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上をもちまして、山武郡市広域水道企業団議会の概要報告とさせていただきます。

〔 27 番議員 渡辺 豊君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、2月26日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会の報告をお願いします。

永・貞・君。

〔 11 番議員 永・貞・君登壇 〕

11番（永・貞・君） おはようございます。

2月26日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会3月定例会の概要を報告させていただきます。

議案審議に先立ち議長の選挙が行われ、議長に匝瑳市の行木勲氏が選出されました。

本定例会に提出された案件は、8議案でありました。

議案第1号は、平成19年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてで、予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,327万6,000円であります。

歳入の主なものは、構成市町からの分担金で10億1,503万8,000円、そのうち横芝光町の分担金は3億9,141万5,000円であります。

3款は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入に対する国からの補助金868万8,000円の計上、6款は、消防ポンプ自動車購入に1,730万円の組合債を導入するものであります。

一方、歳出の主なものは、2款総務費で10億594万円であり、主として108名の職員人件費や匝瑳消防署消防車購入費並びに各庁舎の維持管理費などであります。

3款公債費は、起債の元利償還金で3,520万3,000円です。

議案第2号は、平成19年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、当町の分担金は、総額の38.56%の3億9,141万5,000円であります。

議案第3号は、平成18年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてで、歳入では前年度繰越金の増額計上と構成市町分担金を減額したものであります。

歳出では、調整手当の廃止や期末勤勉手当など、主として職員手当の減額調整を図ったものであります。

議案第4号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員条例及び匝瑳市横芝光消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、地方自治法の一部改正に伴い監査委員条例の条文整理と特別職の項から収入役を削除したものであります。

議案第 5 号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、構成市町と足並みをそろえるべく、休憩時間を廃止するものです。

議案第 6 号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて、管理職手当の上限の設定、3 人目以降の子等にかかる扶養手当の引き上げについて規定するものです。

議案第 7 号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてで、本案は、県下消防本部の状況調査の結果、夜間手当、通信手当を廃止すべく、所要の改正を図るものであります。

議案第 8 号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてで、本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の新たな加入と、北総西部衛生組合の解散に伴う規約の一部を改正する規約の協議であります。

各議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上をもちまして、消防組合議会 3 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 1 1 番議員 永・貞・君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 山武郡市広域行政組合議会については、配付資料のとおりでありますので、報告を省略いたします。

これをもって諸般の報告を終了いたします。

発議第 1 号ないし発議第 3 号の上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第 4、発議第 1 号ないし発議第 3 号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号、発議第 2 号について、深田正治君。

〔 2 0 番議員 深田正治君登壇 〕

2 0 番（深田正治君） 発議第 1 号、発議第 2 号について、提案理由説明を申し上げます。

お手元の発議提案理由説明書をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

初めに、発議第 1 号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、委員会の議案提出権が認められたことから、その手続規定を設けるため、横芝光町議会会議規則の一部を改正しよう

とするものです。

なお、その内容は、標準町村議会会議規則に準拠したものです。

次に、発議第2号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、閉会中でも、議長が条例の規定するところにより、常任委員、議会運営委員、特別委員を選任できるようになったことから、その規定を設けるため、横芝光町議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。

なお、その内容は、標準町村議会委員会条例に準拠したものです。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明といたします。

〔20番議員 深田正治君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、発議第3号について。

永・貞・君。

〔11番議員 永・貞・君登壇〕

11番（永・貞・君） 発議第3号、オーストラリアとのFTA交渉に関する発議案について提案理由の説明をさせていただきます。

経済のグローバル化が進展している中、21世紀の貿易ルールの構築に向けて世界は動いております。

まず1つは、世界百四十数カ国の加盟国が、原則として共通ルールを決めるWTO、もう一つは特定の国、地域のみで関税撤廃等を行う自由貿易協定、いわゆるFTAがあります。

WTOドーハラウンド交渉は、2006年7月に一たん中断しました。2006年11月には実務者レベルの協議が再開に向けて、さまざまな動きが見られますが、WTOはすべての国との交渉になるわけですので、なかなか合意に達するには困難が伴います。

一方FTAは、2カ国間あるいは地域間交渉になります。お互いに交渉しやすくなりますので、今日本ではシンガポールとのFTAが14年1月に協定署名され、メキシコとのFTAが大筋合意、他に韓国、ASEAN全体、対フィリピン、マレーシア等の国々との交渉が進行中であり、また一昨年からは急浮上してきましたオーストラリアとのEPA、経済連携協定からFTA交渉に入るといふことでもあります。

では、オーストラリアとの交渉がなぜ大きな問題になっているかといいますと、オーストラリアは、資源の大口供給国であります。一方、大農業国であり、広大な土地により生産費

が最も低い国であります。日本、オーストラリア間貿易の22%を占める農林水産費については、日本、オーストラリア間の大きな生産格差が存在することから、国内の農村水産業を中心に大きな悪影響が及び、我が国の農林水産業、農村、漁村の有する多面的機能が損なわれるおそれがあるとともに、現在進められている我が国の農林水産業の構造改革の取り組みに支障が生ずるものと強い懸念があります。

当町においても、北清水営農組合が取り組んでおります小麦、大豆に多大な影響を与えます。また、20年度採択予定の篠本、新井地区の基盤整備後に行われる輪作体系づくりも経営が成り立たなくなります。また、私どもの酪農経営においては、乳価は日本の3分の1以下でありますので、このような乳価でつくられた乳製品が、関税なしで入ってこられたら、日本の酪農は壊滅状態になります。

農水省が昨年12月に出したプレスリリースによりますと、オーストラリアとの農産物の関税が撤廃された場合の影響として、最近の主な輸入品である小麦、乳製品及び牛肉、砂糖の4品目について見ると、オーストラリアにおいては日本の市場を満たすだけの生産、輸出力があり、品質面でも国産と競合する。価格においてはオーストラリアが圧倒的に安価である。したがって、このFTAが、農産4品目を含めた中で交渉されますと、国内生産はますます縮小され耕作放棄がふえるばかりであります。

オーストラリアからの日本の輸入の7割は鉱物資源、エネルギーであります。エネルギーについては17%、サウジアラビアの15%を上回っております。このように、工業国日本には大変大事な国であることは十分理解できるわけでありますけれども、今日本の食糧自給率を少しでも上げようとしている時期に、農業が犠牲になってはなりません。どうか議員各位におかれましても、この趣旨を十分ご理解いただきまして、発議案にご賛同いただけますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔11番議員 永・貞・君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は午前10時55分とします。

（午前10時39分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

議案第1号ないし議案第23号の上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第1号ないし議案第23号についてを一括議題とします。

町長から施政方針報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 改めましておはようございます。

本日ここに、平成19年3月定例議会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節ご多忙のところ、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

またただいま、7名の議員各位におかれましては、永年にわたり地方自治の発展に顕著な功績があったとして、全国議長会から表彰され、ただいま伝達式が行われました。心からお祝いを申し上げます。また、永年にわたり、町発展のためご尽力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

平成18年3月27日に、2町合併により、スタートいたしました「横芝光町」は、合併1周年を迎えます。昨年5月1日に初登庁以来、新しい横芝光町のまちづくりに取り組んでまいりましたが、合併までの2町が培ってきた長い歴史と伝統を受け継ぎ、地域の特色を生かしたまちづくりを、それぞれの町で進めてきたものを一つの自治体としてスタートしたことから、共通の目的を定め、その目標に向かって一体感を醸成していかなければならないと、日々考えているところであります。

そのため、この1年間、町としても種々の取り組みをしてまいりましたが、議員各位にはまちづくりについての的確なご判断とご指導をいただき、また、関係諸団体の皆様にも各委員会の統合について積極的に取り組んでいただいたこと、さらには、職員も当然のこととはいえ、新しい体制の中でその役割をしっかりと認識し努力してくれたことなど、今、この一年を振り返ってみますと、一步一步着実に、本格的なまちづくりに向かっての取り組みが進んできたのではないかと感じているところでございます。

今年度も、残すところあとわずかになりましたが、おかげをもちまして計画いたしました諸事業については、議会を初め町民の皆様方のご協力により、順調な進展を見ることができ、ここに改めて感謝申し上げる次第であります。

そして、今議会議員各位におかれましては、この定例会が最後の議会となり、5月からは18名の議会となるわけでございます。今回ご英断により今期をもってご勇退されることとなります議員各位におかれましては、ご在任中幾多のご功績を残されたところでありますが、

この1年の町政を振り返りますと、感慨無量なものがございます。昨年3月27日には、横芝光町議会議員各位のご協力を賜り、市町村合併という大きな事業をなし遂げました。

その後におきましても、議員各位とともに「合併してよかった」と町民の方々に感じられるよう、旧町のよいところを生かしながら、地域の融和と振興を目指し、横芝光町の基礎づくりをしてまいりました。新町での議会としては、決して長い歳月とは言えませんが、実質的には、過去歴代の議会と比してすばらしく充実したものであったことは地方自治を理解する者の等しく認めるところであります。そして、議員各位のご功績は、我が横芝光町町史に長く輝くものであります。今回勇退される方々におかれましては、今後議席を離れましても、ご在任中と変わることなく町政に対し、従来どおり何かとご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、また、来る4月22日に執行される町議会議員選挙に出馬を予定されている方々におかれましては、選挙戦に勝利され横芝光町発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。伊藤議長、川島副議長を初め議員各位に対しまして、ここに改めて深甚なる感謝とお礼を申し上げます。

それでは、今時議会に提案いたしました案件は、横芝光町町民サービスセンター条例の制定等を初め、平成19年度各予算議定等を中心に23案件を上程させていただきご審議をお願い申し上げます。

本議会は平成19年度の予算等をご審議いただく議会でありますので、主な事業と施策の一端をご報告申し上げながら、提案理由の説明とさせていただきたいと存じます。

平成19年度を迎えるに当たり、横芝光町の将来を展望し、行政基盤、財政基盤を確立すべく、時代の流れを見誤ることなく、的確な行財政運営に心がけてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

初めに、行政改革についてでございますが、地方交付税の削減並びに制度の大幅な改正、国庫補助金や負担金の削減、縮減、国と地方の財源配分の見直し等、その厳しさは過去に例を見ないものとなっております。このような状況下において、地方自治体は財政面においても経営能力を向上させ、名実ともに自立することが強く求められています。したがって、これらの環境の変化に対応し、従来からの行政手法を抜本的に改革するため、横芝光町行政改革大綱、いわゆる集中改革プランを策定したところであり、今後当該計画に基づき聖域なき行政改革を積極的に進めていく必要があります。

19年度は、この策定した行政改革大綱（集中改革プラン）により行政改革を進め、一層の節減合理化を図り、「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、魅力あるまちづくりを進

めてまいる所存であります。

その一つとして、来る4月1日から、日吉、木戸、横芝北清水、大総の4カ所の特定郵便局に証明書交付事務を委託し、各種証明書の発行サービスを郵便局で受けられるようにいたしました。

また、4月1日からショッピングセンター「サビア」内に、町民サービスセンターを開設し、住民票や印鑑証明などの諸証明交付並びに公金収納を行い、住民に近い場所での行政サービスの提供を図るため、組織機構改革を実施し、今時議会に関連する条例制定の議案を提案させていただきましたのでよろしくお願いを申し上げます。町民の皆様の利便性の向上と行政コストの削減により、住民と協働のまちづくりに取り組んでまいりますので、議会を初め町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

横芝光町のまちづくりは、新町建設計画をまちづくり基本方針としてスタートしましたが、2年目となる本年は、実効性のある改革に取り組みながら、横芝光町をつくり上げていくことが重要であると考えておりますので、住民サービス及び住民福祉のより一層の向上と、地域格差のない均衡ある町の発展のための事業を最優先課題とし、取り組んでまいる所存であります。

それでは、平成19年度の予算の概要について申し上げます。

まず初めに、国の一般会計予算及び地方財政の見通しについてであります。国の一般会計予算の規模は、82兆9,088億円で、前年度に比較して3兆2,228億円、4%の増、国債費及び地方交付税交付金を除く一般歳出は46兆9,784億円で、前年度に比較して6,124億円、率にして1.3%の増となっており、地方財政につきましては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針等に沿って、国の歳出の見直しと歩調をあわせて地方の歳出を見直すこととされ、地方財政計画規模は83兆1,300億円となり、前年度に比較して208億円の減となり、結果として6年連続のマイナスとなっております。

このような中、合併2年目となる平成19年度の予算編成方針において、歳入歳出の両面から財政の健全化を図ることを念頭に「限られた財源の重点的・効率的な配分に徹する」こととし、歳入面では、町税収入の確保、国庫補助制度や地方交付税措置のある地方債制度の活用等を図り財源の確保に努めました。

歳入について申し上げます。町税につきましては、平成18年度の決算見込みをもとに、税制改正及び現下の社会経済状況等を勘案し推計した結果、町税全体で26億770万9,000円となり、平成18年度当初予算と比較して14.8%、税額で3億3,520万7,000円の増額を見込んだと

ころであります。

個人町民税につきましては、依然として先行き不透明な経済状況の中、個人所得の大幅な伸びは見込めませんが、三位一体改革に伴う税源移譲による税率の一律6%化、定率減税の廃止、団塊の世代を中心とした退職所得の増加等の要因により、平成18年度当初予算と比較して39.9%増の、予算額10億2,767万6,000円を見込みました。

法人町民税につきましては、景気回復の兆しが見られることから、平成18年度当初予算と比較して28.7%増の、予算額にして1億7,277万5,000円を見込みました。

そして固定資産税につきましては、宅地価格が引き続き下落しているため、新增築家屋の増加や企業の設備投資が見込まれるものの、平成18年度当初予算と比較して0.29%減の、予算額にして11億9,196万4,000円を見込んだところであります。

その他の税目につきましても、本年度の決算見込みをもとに、確実な収入見込み額を予算計上したところであります。

なお、平成19年度も引き続き課税客体の確実な把握に努め、公平な課税を行い、税負担の不公平感が生じないように、徴収体制をさらに強化して収納率の向上に努め、自主財源を確保してまいり所存であります。

一方、歳出面では、基本構想策定までの間は、新町建設計画に基づき行政の速やかな一体性の確保と新町の将来像として掲げた「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」の実現を目指し、各種施策の実施に当たっては、投資効果、緊急度、財源措置等を十分勘案し、施策の的確な選択を行い、年間財政需要のすべてに検討を加え、従来にもまして抜本的に見直す基本姿勢に立って取りまとめ編成したところであります。

この結果、平成19年度の各会計の予算規模は、一般会計が97億2,300万円で11.8%の増、特別会計は5会計で総額69億8,435万9,000円、率にして4.8%の増、東陽病院事業会計が14億3,792万6,000円で1.3%の増となり、各会計の予算の合計では181億4,528万5,000円で8.1%の増となる予算案を今時議会に提案させていただいたところでございます。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに総合計画策定についてであります。町の将来を見据え、新しい時代への的確な事業展開と健全な財政運営を行うため、今後10年間の町政運営の指針となる第一次横芝光町総合計画の策定を進めております。

策定の進捗状況については、昨年9月に住民意識調査、11月に町内各種団体等インタビューを実施し、まちづくりに対する意見等の把握を行いました。

また、広く町民の皆様の意見を総合計画に反映すべく設置した「まちづくり住民会議」、並びに計画づくりへの職員参加を推進すべく設置した「職員ワークショップ」を、11月から2月までの間に4回の会議を開催し、3月中旬には提言等を取りまとめる予定でございます。

今後は、これらの会議等において出された町民または各種団体等の視点から見たまちづくりに関する意見、要望等を十分に尊重し、総合計画(素案)を取りまとめてまいります。

なお、総合計画(素案)がまとまり次第、議会にご説明申し上げご意見を賜りたいと存じます。

第一次横芝光町総合計画は、新町建設計画を基本とし、新町「横芝光町」の輝ける未来の発展に資する計画策定としたいと考えておりますので、議会におかれましても格別のご協力をお願いを申し上げます。

次に、ちば電子申請・届出サービスの開始についてであります。平成19年の7月を目標に「ちば電子申請・届出サービス」を活用した、電子申請・届出サービスの提供を予定しております。これまで町に対する申請や届け出は、条例等の規定により書面によるものとされていましたが、電子申請は、24時間365日「いつでも」住民が自宅や会社のパソコンから「どこでも」インターネットを利用し、申請や届け出ができるようになり、当町では、「千葉県電子自治体共同運営協議会」に加入し、共同利用によりシステムの開発・運営コストの軽減を図ることといたしております。当面は、利用できるサービスとしては「住民票交付申請」など20の手続きについて利用できるよう準備を進めており、現時点では、電子化されるのは申請に係る部分のみで、発行された書類の受領や手数料の納付は従来どおりとなります。

今後、さらに町民の皆様の利便性が図れるよう充実を図ってまいります。

なお、関連する条例制定の議案を今時議会に提案をさせていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、国民保護法の施行により18年度中に策定することとなっていた横芝光町国民保護計画が県と協議が調い完成したことから、新年度からの運用に向け、危機管理マニュアルや避難マニュアル等を作成しており年度内に完成する予定でございます。

なお、国民保護計画についての説明はマニュアルが完成次第、議会にご報告したいと考えております。

次に、継続事業の地域防災計画についてであります。新年度も引続き計画の策定を進めるとともに、防災ハザードマップの作成も含め19年度の中で完成を目指して進めております。

また、12月議会において議決いただきました「安全で安心な町づくり条例」の実施に向け、交通安全指導員や防犯指導員の増員に係る経費や防災行政無線屋外拡声子局交換工事、移動系子局の購入等に係る経費を今時議会に予算計上させていただき、合併により手狭となった消防施設の建てかえ、老朽化した施設の解体及び防火水槽の安全確保のための有蓋化工事についても、積極的に進めてまいります。

次に、環境行政についてであります。私の選挙公約の一つでもありました「ごみ袋価格の値下げ」については、平成18年度中に各関係機関に働きかけを行った結果、この4月から山武郡市環境衛生組合の可燃ごみ袋の大きが1枚40円に、小が1枚30円に値下げされることとなりました。

次に、美しいまちづくりを推進するための施策として、ポイ捨て防止に関する条例の制定議案を今時議会に提案させていただきましたのでよろしくお願いを申し上げます。この条例は、検察庁との協議も行い罰則規定を設け、今後は、警察や不法投棄監視員の皆様とともに、さらに協力し、悪質行為者の一掃を図りたいと考えております。

次に、新町「横芝光町」のシンボルである「栗山川」の環境美化活動についてであります。現在は、旧町単位で活動方法が異なっておりますので、今後は、ボランティアの皆様が中心となった活動として、平成19年度中に調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、昨年12月定例議会でご審議していただきました千葉県後期高齢者医療広域連合についてであります。18年12月26日付で千葉県知事に設置の許可申請を提出し、翌27日付で許可されたことから、計画どおり本年1月1日をもって設置されました。1月30日には、実施要綱に基づき市町村長による広域連合長選挙が行われ、船橋市長の藤代孝七氏が初代の連合長に就任したところでございます。今後は、広域連合議会を初め、平成20年4月の後期高齢者医療制度のスタートに向け、本格的に準備が進められることとなりました。

次に、2月から4月までの3カ月間、千葉県が主体となって展開しております観光キャンペーン、いわゆるDCこと「デスティネーションキャンペーン」についてであります。町といたしましても、このキャンペーンを最大限に生かし、横芝光町をPRすべく「横芝光町DC実行委員会」を立ち上げ、遠方からの観光客を迎えるため、2月24日から3月18日まで開催する坂田城跡の梅まつりをメインに、商工会青年部による各種特別サービス、チャレンジハウス建設予定地での特産品の販売など、観光協会や商工会を初め、関係者の皆様のご協力をいただきながら、各種イベントを展開してまいりたいと考えているところであります。議員各位におかれましても、県内最大級の梅林でございますので、ぜひ、足を運んでいただ

きたいと思います。

続きまして、平成20年度完成を目標に事業を進めております農道整備事業の「農免東陽」であります。18年度中に全体の約80%、2,400メートルが完成する予定であります。

また、町単独で実施している地域排水路整備や土地改良整備等も計画どおり進捗をし、花火大会や産業まつりなど各種イベントも、課題はあるものの盛会のうちに終了することができ、議員各位を初め、関係者のご理解、ご協力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

続きまして、道路建設事業についてであります。新町建設計画に基づき、新町の骨格となる幹線道路や生活道路の環境整備を進めてまいります。特に、新町の一体性の向上を図るためには東西方向の道路整備が急務であることから、新粟嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業と（仮称）長塚、北清水橋架橋・取りつけ道路整備事業の推進を図ってまいります。

次に、新粟嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業についてであります。18年度から用地取得を進めており、19年度も引き続き用地取得を進めるとともに、橋梁設計のほか一部造成工事に着手する予定であります。

また、（仮称）長塚、北清水橋架橋・取りつけ道路整備事業につきましては、現在測量調査を実施しておりますので、19年度は工事着工に必要な設計や用地取得などを進める予定となっております。

このほか、都市計画道路坂田・北清水線の一部区間として町道2-10号線改良事業や原方地先の町道2258号線、また役場わきの町道0106号線、さらには栗山地先の町道2-11号線などの事業も継続して推進してまいります。

したがって、今後、しばらくの間は大きな事業が集中しますが、町負担の軽減を図るべく、極力国からの交付金や合併特例債等を有効に活用しながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

次に、児童福祉についてであります。子育て支援対策等保育事業の充実のほか、小学生の医療費助成事業に取り組み支援対策の拡充に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。シルバー人材センターの育成強化による高齢者の社会参加の促進を初め、老人クラブへの活動支援による健康維持等広くは、介護予防対策の一環として取り組んでまいります。

次に、障害者福祉についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の社会参加機会の拡充や生活支援のための環境整備等に努めてまいります。年々多様化する福祉ニーズへの対応を視野に入れ、安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めてまいります。

次に、介護保険制度についてであります。制度全般にわたる見直しが昨年行われましたが、今後も円滑な運営に努めてまいります。また、4月からスタートする新予防給付事業、地域で暮らす高齢者を支えるための横芝光町地域包括支援センターの開設と新たな介護予防事業の充実に努めてまいります。

次に、生涯を通じて健康で暮らすことは万人の願いであります。町民の健康保持のため、健康づくりセンター「プラム」を拠点として、町民の受けやすい検診体制を整備するとともに、メタボリックシンドロームに着目した健康診査、保健指導を実施するとともに、各種検診、健康教育、健康相談等、積極的に健康づくり事業を展開し、より一層の事業効果の向上を図ってまいります。

次に、昨年8月から、乳幼児医療費の助成制度を拡大し、0歳から小学校就学前までの医療費について無料化したところであります。無料化実施前の月平均医療費は131万7,000円で、無料化実施後は278万円となっており、月平均約146万3,000円の増額となっております。引き続き少子化対策や子育て支援体制の充実に努めるため助成してまいります。

次に、横芝中学校建設事業についてであります。昨年9月の横芝中学校建設推進委員会により、教科教室型校舎の建設方針をオーソドックスな特別教室型に修正する方向性が示されて以来、急ピッチで横芝中学校の設計を進めてまいりました。去る2月5日には、新しい建築計画を建設推進委員会にお示しをし、改めてご了承をいただいたところであります。

また、設計に当たっては、学校からの要望を再確認し、約3万9,000平方メートルの用地を有効活用したレイアウトとし、社会人も利用できるサイズの野球場や200メートルトラック、テニスコートを独立して配置することができました。そのほか、習熟度別学習やグループ学習等、現在の学習スタイルにも対応できるよう少人数学習室を随所に配置しました。体育施設にあっては、一般への開放事業を視野に入れた設計になっております。

また、用地を有効利用する観点から、校舎は3階建て構造となりましたが、日照障害を考慮した校舎位置や汚水と雨水を完全に区分した排水計画、さらには雨水を地下ピットに貯留し、ろ過した後に、トイレの洗浄やグラウンドの散水として活用し、消火栓については、周辺住宅を防火エリアに取り込む位置へ設置するなど、周辺環境に配慮した設計となっております。

平成21年1月には新横芝中学校を開校したく、平成19年度秋に、この建設に着工する予定でありますので、議員各位には事業の進捗にさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そのほかには、安心安全な学校づくりを目標に、学校施設の耐震補強工事を計画的に進め、平成19年度は南条小学校校舎の補強工事を実施する計画で準備を進めております。

次に、去る2月4日に実施しました第1回町内駅伝大会は、69チームが参加したことから、沿道にも大勢の応援する人が詰めかけ、大変盛り上がりました。それぞれの部門で見事優勝しました谷中チーム、光中野球部A、横芝中陸上競技部、東陽スポーツ少年団Aチームには敬意を表します。また、1件の事故も発生することなく終了できましたことは、安全対策にご協力をくださいました山武警察署、横芝光町交通安全協会を初めとする大勢の関係者皆様のおかげであり、心から感謝申し上げる次第であります。

次に、生涯学習についてであります。各種学級・講座などのプログラムの充実を図り、住民ニーズにこたえられる状況を的確に把握し、各事業の展開をしております。住民が互いに触れ合い、交流する機会として、各種のスポーツ大会の開催などを積極的に進め、住民の一体感を醸成しております。

次に、図書館についてであります。蔵書数が26万冊を超える見込みとなることから、横芝文化会館内に書庫を設置するとともに、図書館の蔵書資料の一層の充実など地域住民の財産となる文化拠点を目指しております。

ただいま申し上げました事業の達成には、町民の皆様と行政がそれぞれの役割分担のもと協働したまちづくりに取り組んでいくことが必要であります。このため、町においても職員のさらなる意識改革を図りながら、職員一丸となり、計画事業を推進しておりますので、議員各位にはご協力、ご支援賜りますようお願いを申し上げますとともに、新年度予算を初めとする関連諸議案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ご審議賜ります各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号の横芝光町町民サービスセンター条例の制定についてであります。本案は、住民サービスの向上と行政改革を目的に、町中心市街地商業施設内において、諸証明発行サービス等の業務を行うべく、横芝光町町民サービスセンターを設置するため、横芝光町町民サービスセンター条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号の横芝光町副町長定数条例の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、本年4月1日から助役にかえて町に置くこととなる副町長の定数を定めるため、横芝光町副町長定数条例を制定するものであります。

議案第3号の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、本

年4月1日から助役制度、収入役制度及び吏員制度が改正されることから、これに伴い改正が必要となる関係条例を一括して整備するため、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第4号の横芝光町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてであります。本案は、町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資するため、本町に係る行政手続について情報通信の技術の利用の推進を図る目的から、横芝光町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第5号の横芝光町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定についてであります。本案は、横芝光町ふるさと創生基金を、ふるさと創生事業を推進するため、みずから考えみずから行う地域づくりに有効活用した結果、基金の残高が平成18年度末でなくなる見込みであることから、横芝光町ふるさと創生基金を廃止すべく提案するものであります。

議案第6号の横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例の制定についてであります。本案は、町民の快適な生活環境を確保するとともに、清潔で美しいまちづくりを進めるための一環として、横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第7号の横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、給与構造の改革の計画的な実施のため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第8号の横芝光町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、横芝光町横芝公民館と類似する横芝光町共同利用施設（文化会館、町民会館、大総会館、上堺会館）の使用料が異なることから、使用料の統一を図るため、横芝光町公民館条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第9号の横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、類似する各種社会体育施設の使用料が異なることから、使用料の統一を図るため、横芝光町社会体育施設条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第10号の横芝光町共同利用施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、類似する横芝光町共同利用施設（文化会館、町民会館、大総会館、上堺会館）及び横芝光町横芝公民館の使用料が異なることから、使用料の統一を図るため、横芝光町共同利用施設条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第11号の千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の千葉縣市町村総合事務組合への加入及び北総西部衛生組合の千葉縣市町村総合事務組合からの脱退並びに地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、千葉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第12号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、主要な歳入の決算見込み及び町道整備事業を初めとする主要事業の決算見込みに立った調整、財政調整基金への積み立て、国民健康保険特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金並びに介護保険特別会計繰出金等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,496万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第13号の平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、交付決定による県財政調整交付金、基盤安定保険者支援分の制度延長等に伴う一般会計繰入金実質見込みによる需用費、医療費動向による保険給付費、県財政調整交付金の交付に伴う東陽病院への繰出金等の経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3,378万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,586万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第14号の平成18年度横芝光町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、老人医療費に係る支払基金交付金、国庫負担金、県負担金、国及び県負担金の交付率調整による減額分を補てんするため一般会計繰入金、医療費動向による医療給付費及び高額医療費等の医療諸費、前年度繰入金の精算による一般会計への返還金等の経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6,064万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億936万円とすべく提案したものであります。

議案第15号の平成18年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、保険給付費の実績見込みによる介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等の調整、これに伴い減額となる国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務的負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出予算それぞれ8,601万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,445万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第16号の平成18年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、収益的収支予算において国保直営診療施設分の国保調整交付金の交付に伴い、一般会計繰入金収入及びパート医師賃金の支出に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ100万円を追加し、収益的収支予算の総額をそれぞれ12億9,516万3,000円とすることと、あわせて資本的収支予算においてX線テレビ購入費の確定に伴い、企業債の収入及び資産購入費の支出に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ900万円を減額し、資本的収支予算の総額をそれぞれ1億1,608万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第17号の平成19年度横芝光町一般会計予算についてであります。長く続いた物価下落の状況から、企業収益の回復や雇用や所得環境の改善にも波及し、今後は民間需要中心の経済成長が実現すると考えられています。

こうした景気回復の兆しが見られ始めた経済情勢の中、国の平成19年度予算については、「骨太の方針2006」を踏まえ、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化、効率化を図ることとし、基礎的財政収支の改善を図ることとしております。このような方針に基づいて編成された平成19年度一般会計歳出の概算は、前年度当初予算と比較して4.0%増の82兆9,088億円となっております。

また、県におきましては、平成18年度当初予算編成に引き続き、各部局の自主的な見直しを推進するための「枠配分内の要求」と、枠配分内要求では対応できない、新規事業、重点事業に対応するため「枠外要求」を併用する「枠配分・枠外要求併用方式」による予算編成により、千葉県からの中・長期的な基本方針である「あすのちばを拓く10のちから」を着実に推進することとし、平成19年度当初予算の規模は1兆4,452億9,900万円で、前年度と比べて1.3%の増となっております。

このような状況の中、合併2年目を迎える当町の平成19年度予算は、基本的には新町建設計画をもととし、これまでに取り組んできた重点施策を継続するとともに、町域の均衡ある発展と地域の融和、町民の一体感、連帯感を深めていくことのできる予算編成となるように配慮した結果、一般会計予算規模は97億2,300万円となっております。

歳入であります。町財源の根幹をなす町税につきましては、景気回復傾向に伴う個人所得の伸びや、団塊の世代を中心とした退職者の増加に伴う退職所得の伸びが予想される上、税源移譲、定率減税の廃止などの税制改革等による増額要因や、時点修正に伴う宅地価格の下落等固定資産税の減額要因に配慮し編成した結果、予算額は26億770万9,000円を見込みました。

また、最大の財源であります地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税とも合併支援分の増額はあるものの、国の地方交付税概算要求の状況から4.4%の減少となっているため、予算額は25億1,000万円を見込みました。

このほか、地方譲与税では、所得譲与税の廃止などにより1億8,800万円、国庫支出金5億6,704万4,000円、県支出金4億8,067万3,000円、横芝中学校建設基金繰入金3億5,000万円、土地開発基金繰入金3億7,562万円、合併特例債5億3,990万円等を計上し、各事業推進の重要な財源として活用することといたしました。

一方、歳出につきましては、既存の施設等についてあらゆる角度から見直し縮減に努め、実施に当たっては、緊急性、費用対効果を十分に勘案して優先順位の選択を行い、限られた財源を効果的に配分することとし、横芝中学校校舎等改築事業、南条小学校耐震補強事業や町内児童等医療費助成事業、空港機騒音防止対策事業として住宅防音工事業や空調機器設置事業への助成等を行うこととしております。

また、町の基幹産業である農業振興策としては、経営体育成基盤整備事業や広域営農団地農道整備事業の推進を図るほか、町道2-11号線道路改良事業、町道2258号線道路改良事業、新粟嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業を初めとする道路網の整備、促進を図るべく所要の措置を講じました。

その他教育の振興、福祉・医療の充実、生活環境への整備、防災対策、住民福祉の増進など、新町建設計画における諸施策の推進を図るべく予算編成をしたところであります。

議案第18号の平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてであります。本案は、平成19年度予算として、歳入歳出ともに31億5,000万円を計上したものであります。

歳入においては、国保税収の収納率を一般被保険者分90%、退職被保険者分98%として算出し、一般会計繰入金では合併に係る特別繰入金として5,000万円、財政調整基金繰入金として5,500万円を計上しました。

一方、歳出では、保険給付費を過去3年間の医療費動向を参考として、前年度当初予算よりも5.4%増の19億7,031万3,000円を計上し、老人保健、介護保険、共同事業に係る拠出金等は、昨年度創設された保険財政共同安定化共同事業により25.1%増の10億8,464万8,000円を計上したところでございます。

議案第19号の平成19年度横芝光町老人保健特別会計予算についてであります。本案は、平成19年度予算として、歳入歳出ともに20億9,000万円を計上したものであります。

歳入においては、医療費総額に対する支払基金・国・県の法定負担割合及び医療費町負担

分を主とする一般会計繰入金を計上し、歳出では、過去3年間の老人医療費の動向を参考に、医療費総額は前年度当初比3.7%減の20億7,706万8,000円を計上したところでございます。

なお、老人保健特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療特別会計へと移行することから、実質的には最終年度の予算となります。

議案第20号の平成19年度横芝光町介護保険特別会計予算についてであります。本案は、平成19年度予算として、歳入歳出ともに14億8,716万8,000円を計上したものであります。

歳入におきましては、保険給付費を推計し、保険料を2億3,558万4,000円、国庫支出金を3億3,806万1,000円、支払基金交付金を4億2,219万9,000円、県支出金を2億492万5,000円を見込んだほか、町一般会計より2億7,503万7,000円を繰り入れることとしております。

歳出につきましては、保険給付費を前年度の実績から推計し、前年度当初対比7.2%の伸びを見込み13億6,019万4,000円といたしました。保険給付費の中には、4月から始まる新予防給付の経費として、介護予防サービス給付費を1億5,148万7,000円計上しました。

また、地域支援事業3,881万9,000円の中には、本年度開設の横芝光町地域包括支援センター運営委託費として1,661万3,000円を計上し、介護予防活動等を推進しようとするものであります。

議案第21号の平成19年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。本案は、平成19年度予算として、歳入歳出とも6,019万1,000円を計上したものであります。

歳入では、農業集落排水処理施設の使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等の収入を見込みました。

歳出については、木戸台地区と中台地区の施設運営経費として、職員給与等の総務費、農業集落排水処理施設等の維持管理費を計上し、また農業集落排水事業に係る償還金と予備費を計上しました。

議案第22号の平成19年度横芝光町東陽食肉センター特別会計予算についてであります。食肉センターの運営は施設改修経費及び経常経費等の増加により厳しい経営状況にありますが、独立採算性を堅持し、長期にわたり安定した経営を目指し予算編成した結果、歳入歳出とも1億9,700万円を計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入は、屠畜総数を前年度と同じ、豚13万頭、牛3,500頭を見込みました。

歳出につきましては、施設改修経費として、建物耐震診断委託料と懸肉室冷却施設改修工事、牛施設レール交換工事等、緊急を要する部分の施設整備費を予算措置したところであり

ます。

議案第23号の平成19年度横芝光町病院事業会計予算についてであります。本案は、昨年4月に実施された診療報酬の減額改定により、病院を取り巻く経営環境は一層厳しくなっておりますが、病床の有効利用等による収入確保並びに材料費、経費等の削減に努め予算編成をしたところであります。

総額の予算は、収益的収支予算で13億559万4,000円、資本的収支予算で1億3,233万2,000円を計上しました。

収益的収支予算では、収入の大宗をなす医業収益で、1日平均患者数を入院で84人、外来で210人を見込む計上をし、支出については、必要最小限度の経費を計上したところであります。

資本的収支予算では、収入でX線一般撮影システムの更新に係る企業債及び一般会計繰入金等について計上をし、支出では老朽化に伴うX線一般撮影システムを主とした機器備品の更新及び企業債償還金について計上いたしました。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より補足説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいまうようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） ここで休憩いたします。再開は午後1時です。

（午後 0時02分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（伊藤良一君） 担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号、第2号、第3号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） どうもご苦労さまです。

それでは、議案第1号から3号につきまして説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第1号の横芝光町町民サービスセンター条例の制定につきまして説明をさせ

ていただきます。

本案は、住民サービスの向上と行政改革を目的に、町中心部にあります商業施設「サビア」内において、町諸証明発行サービス等の業務を行うべく、横芝光町町民サービスセンターを設置するための条例でございます。

それでは、議案つづりの3ページをごらんください。

横芝光町民サービスセンター条例。

第1条は設置をうたっておりまして、地方自治法第155条第1項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため、横芝光町町民サービスセンターを設置するというものでございます。

地方自治法第155条第1項は、地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、市町村にあっては支所または出張所を設けることができるという規定でございます。

次に、第2条は、位置及び所管区域を定めるものでございまして、横芝光町町民サービスセンターの位置を、民間商業施設「サビア」内に設置することから、「サビア」の住所であります横芝光町横芝2122番地とするものでございます。また、所管区域といたしましては、横芝光町の全区域とするものでございます。

次に、第3条は委任でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定するものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

続いて、議案第2号の横芝光町副町長定数条例についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの5ページをごらんいただきたいと思います。

横芝光町副町長定数条例の制定についてでございますが、本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、本年4月1日から助役にかえて町に置くこととなる副町長の定数を定めるべく条例を制定するものでございます。

条例の内容であります。地方自治法第161条第2項の規定により、副町長の定数を1人とするものでございます。

地方自治法161条第1項では、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる旨規定されており、同条第2項では、副市町村長の定数は条例で定める旨規定されているところでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第3号の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

7ページをごらんください。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、本年4月1日から助役制度、収入役制度及び吏員制度が改正されることから、これに伴い改正理由を同じくする5本の条例を一括して改正するものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、横芝光町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の1ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

第1条中「、助役及び収入役」を「及び副町長」に改めるものでございますが、条例第1条は、条例趣旨をうたっておりまして、町議会の議員の報酬並びに町長、助役、収入役の給料の額について審議するため審議会を置く旨定めておりますが、地方自治法の一部改正により、助役が副町長に、また収入役が廃止されるため改めるものでございます。

次に、第2条は、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

第1条中「、助役及び収入役」を「及び副町長」に改めるものでございますが、これも第1条と同様の改正理由でございます。

次に、附則に次の1項を加えるものであります。

第3項といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行日以後における前項の規定の適用については、同項中「助役」とあるのは「副町長」とする。

附則第2項は、町長、助役の給料月額を減額することを定めておりますので、助役を副町長と読みかえることとするものでございます。

次に、別表第1職名の欄中「助役」を「副町長」に改め、同表中収入役の項を削るものでございます。別表第1は、特別職の給料月額を定めておりますので、先ほどからの理由により改正するものでございます。

次に、第3条は、横芝光町税条例の一部を改正するものでございます。

第2条第1項中「町吏員」を「町職員」に改めるものでございます。これも吏員制度の廃止により職員に改めるため改正するものでございます。

次に、第4条は、横芝光町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでござい

ますが、第8条中「収入役」を「会計管理者」に改めるものでございまして、これも地方自治法の一部改正により、収入役制度から会計管理者制度に改めることによるものでございます。第8条は決算処理をうたっておりますが、収入役に行わせるとしているものを会計管理者に行わせるよう改めるものでございます。

次に、第5条は、横芝光町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

第4条中「助役、収入役」を「副町長」に改めるものでございます。第4条は、指定管理者の制限をうたっておりますして、町長、助役、収入役等は指定管理者となることができない旨を定めておりまして、第4条中の助役を副町長に改め、収入役を削るものでございます。

第16条第3項第3号中、「助役」を「副町長」に改めるものであります。第16条第3項は、指定管理者に係る選定審査委員会の組織を定めるものであります。委員のうち「助役」を「副町長」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は19年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第1号から第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第4号、5号について、企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） それでは、議案第4号 横芝光町行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてをご説明をさせていただきます。

先ほど町長から施政方針の中でご説明がありました電子申請のオンライン化条例の制定についてでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 横芝光町行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。

横芝光町行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のとおり制定する。

高度情報化時代と言われます今日、国を挙げて情報化立国を目指すe-Japan戦略が、平成13年1月からスタートいたしまして、平成15年の2月には、行政手續における情報通信の技術の利用に関する法律が施行され、国の各機関では、インターネットによる電子申請が実施をされております。

このような状況の中、平成15年に、千葉県及び県内市町村では、千葉県電子自治体共同運営協議会を設置し、電子申請システムの共同利用に向けて検討を重ねてまいりました。

この電子申請とは、従来町民が役場の窓口に行って、書面により申請や届け出をして、諸証明の発行を受けておりましたサービス、これが24時間、365日、自宅でいながらにしてパソコンからインターネットを通じて申請や届け出ができるという制度でございます。

平成18年3月より、千葉県が、このシステムの運用を開始をいたしまして、県内市町村も平成22年までに、順次運用を開始する予定となっております。昨年の10月には、市川、船橋、柏、東庄の3市1町が運用を開始をいたしました。本年7月には、当町を含む成田市、大網白里町、芝山町など9市町が運用を開始する予定であります。

なお、運用に際しましては、今までの書面による申請等をしてきた町条例等の規定を電子申請に適用させる必要がございます。本条例はこれらを読みかえて適用するという内容のものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきますので、資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、ただいまご説明させていただきました行政手続のオンライン化が実施できるようにするための共通する事項を定めるものでありまして、全9条の構成となっております。

第1条の目的では、オンライン化による申請、届け出の手続を定めることにより、町民の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的といたしております。

第2条の定義では、本条例で用いる用語の定義について規定をいたしております。

続いて14ページでございますけれども、中段でございます。第3条の電子情報処理組織による申請等、これは町の機関に対する申請等について、電子情報処理組織、いわゆるパソコンを使いインターネットを利用することで申請等を行わせることができることとするというものであります。

続いて15ページの第4条の電子情報処理組織による処分通知等は、町の機関が行う処分通知、いわゆる諸証明の発行等についても、同様に電子情報処理組織によりできることとの規定となっております。

ちなみに、電子情報処理組織でございますけれども、これは住民がパソコンによりインターネットを利用して、申請から町が県と開発した共同処理システムを使って諸証明を作成しメール通知により申請者が確認するまで、これを電子情報処理組織というようにうたっております。

続きまして、16ページでございますけれども、第5条の電磁的記録による縦覧等、これは縦覧等の規定について、書面にかえて電磁的記録により行えるとするものであります。

続いて、第6条の電磁的記録による作成等、これは町の機関が申請等に基づき作成する書面等についても、電磁的記録により作成することができる規定であります。

第7条の手続等に係る情報システムの整備等は、町が情報システムの整備に努める規定でございます。

第8条の手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表は、電子情報処理組織の使用状況の公表に関する規定であります。

第9条の委任は、規則委任についての規定となっております。

次に、附則でございますけれども、第1項の施行期日は、施行期日を別に規則で定めるとすること。

また、第2項は、横芝光町行政手続条例について所要の改正をするということについてのものがございます。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表の11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページでございますけれども、改正案の第8条第1項理由の提示及び第33条第3項行政指導の方法のアンダーライン部分、この部分はいずれも書面に加えて電磁的記録によっても足りるとするものでございます。

なお、行政手続条例の一部改正につきましては、本条例の新規制定により改正をされるというものでございます。

以上で、議案第4号の横芝光町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 横芝光町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定についてをご説明をさせていただきます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 横芝光町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定について。

横芝光町ふるさと創生基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

本条例の廃止に至る経緯につきましてご説明をさせていただきます。

この条例は、みずからが考えみずからが行う地域づくりのための事業推進を目的といたしまして、平成2年の3月に旧横芝町において条例設置され新町に引き継がれているものでございます。

今回所期の目的を達成し、18年度をもちまして基金の総額を取り崩したので廃止をするものでございます。

なお、この基金は、昭和63年当時のバブル期の中で、国の施策として実施されたふるさと創生1億円事業でございまして、昭和63年度に2,000万円、平成元年度に8,000万円が交付税で措置され交付されたものでございます。

当初は、1億円から記念事業分を除きました9,341万円が基金の原資として積み立てをされまして、その後、坂田池のスポーツ広場用地取得事業、あるいは栗山平和公園整備事業、花火大会等の財源といたしまして有効活用され現在に至ったものでございまして、18年度におきましては残額134万8,000円を取り崩し、花火大会の補助金の一部に充てることによりなくなる見込みであることから廃止をするものでございます。

それでは、横芝光町ふるさと創生基金条例を廃止する条例についてご説明をさせていただきます。

横芝光町ふるさと創生基金条例を廃止する条例。

横芝光町ふるさと創生基金条例（平成18年横芝光町条例第59号）は、廃止する。

次に、附則でございしますが、第1項の施行期日は、条例廃止を平成19年4月1日とするものでございます。

次に、第2項の横芝光町の基金の処分の特例に関する条例の一部改正でございしますが、関連条例の改正でございまして、改正内容につきましては、新旧対照表の13ページをごらんいただきたいと思います。

処分の特例につきましては、預け入れ金融機関等に保険事故等があった場合に、特例として借入金と基金を相殺できる規定でございしますが、今回の廃止に伴いまして、ふるさと創生基金条例を特例の中から除くというものでございます。

改正案は、第2条中の第3号のアンダーライン部分、横芝光町ふるさと創生基金条例これを削り、第4号を第3号とし、第5号以下を順次繰り上げるという内容でございまして、

なお、この一部改正条例につきましても、本廃止条例をもって改正されるものでございまして、

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第6号について、環境防災課長、鈴木孝一君。

〔環境防災課長 鈴木孝一君登壇〕

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは21ページをお開きください。

議案第6号の補足説明をさせていただきます。

もう1枚はぐっていただきまして、23ページをごらんになっていただきたいと思います。

横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例であります。本条例につきましては、検察庁と協議が調ったことから、今議会で上程させていただいたものであります。

第1条であります。これは目的規定であります。これは、空き缶等のポイ捨てを防止しながら、清潔で美しいまちづくりを推進し、町民の快適な生活環境を確保することを目的とした条例であります。

第2条であります。この条例で用います用語の定義であります。（1）から（6）までございます。これらについては、さきの全協でもご説明いたしましたところでありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

第3条は、町の責務でありますけれども、町は、環境美化の推進に関する施策、この施策につきましては、新町建設計画の中で、環境の調和した快適で安全なまちづくり、これらの施策を策定いたしまして実施するものであります。

続いて24ページでありますけれども、町民等の責務でございます。

第4条でありますけれども、第1項では、自宅以外の場所でみずから生じさせた空き缶等を持ち帰るといふことと、それとあと回収容器があればそれに収納するなど、適正な処理に努めなければならないという、第1項で規定したものであります。

第2項につきましては、既に町民の皆さんにご協力等をいただいております1日清掃等、これらについては大変なご協力をいただいているところでありますが、これらの関係を含めまして、環境美化の推進に係る実践活動に参加するよう努めるということで明文化させていただいたものであります。

第5条は、事業者の責務でありますけれども、事業者は事業活動を行う地域において清掃活動に努めるように規定いたしましたのが第1項であります。

第2項では、飲食物を販売する者は回収容器を設置するように努めなければならないという規定をしたのが第2項であります。

第6条は、土地所有者等の責務であります。

第1項では、ポイ捨て防止に必要な措置を講じるように努めなければならないということで、これにつきましては、所有地の下草刈りやロープ等の囲い、これらで必要な措置を講じていただくように、ここに第1項で規定したものであります。

第2項は、環境美化に努めるように規定したものであります。

第7条は、ポイ捨ての禁止ということで、何人もポイ捨てをしてはならないというのが第7条の規定であります。

第8条では、前条の規定に違反した者は2万円以下の罰金に処するというので、この額等につきましては検察庁と協議して、この2万円以下ということで定めたものであります。

なお、この関係に、悪質な行為者につきましては、警察から裁判所に調書が回り、裁判所から納付書が送付されることになっております。

なお、この罰金の歳入につきましては、国の収入となるところであります。

第9条は委任規定。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものであります。

簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔環境防災課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第7号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 議案第7号の横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりの27ページをごらんください。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第12条第3項中に規定する扶養親族の「うち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削除するものでございます。

新旧対照表の15ページをごらんいただきたいと思います。

第12条は、扶養手当に関することをうたっておりますが、現行は扶養親族2人まではそれぞれ6,000円、3人目以降は1人につき5,000円と定めているものを、扶養親族1人につき6,000円とし、結果といたしまして3人目以降も1人につき6,000円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は19年4月1日から施行するというものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第8号、第9号、第10号について、社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） 議案第8号、第9号、第10号をそれぞれご説明させていただきます。

各議案は、町の社会教育施設の使用料の一部を改正するものでありまして、提案理由は町長がご説明申し上げたとおりでございます。

各議案の施設使用料改正の基本的な考え方としましては、町内の方の使用料は、類似施設にあっては現行の低い方を基準とし、また公民館、共同利用施設及び体育館の夜間の使用料は、管理人を配置することなどから、その5割増しとしました。町外の使用料につきましては、近隣市との均衡を図るべく、同様施設の使用料を参考に決めました。

それでは、議案第8号 横芝光町公民館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

31ページをお願いいたします。

横芝光町公民館条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表、第9条、横芝光町横芝公民館使用料、時間区分、昼間、午前8時30分から午後5時まで、夜間、午後5時から午後9時30分まで。現行では半日及び夜間単位であります。1時間単位といたしました。

会議室、視聴覚室、和室、これらにつきましては、共同利用施設と調整を図りまして、昼間は各200円、それから調理実習室、講堂、これらにつきましては現行の使用料を時間換算しまして、それぞれ300円、500円としました。夜間はこの5割増しであります。

備考であります。1、町外の者が利用する場合は上記の表の額の2倍とする。2、利用時間に1時間未満の端数がある場合は、端数を1時間として計算する。

附則としまして、この条例は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

35ページをお願いいたします。

横芝光町社会体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2、第8条、1、ふれあい坂田池公園。

町内の使用料を先にご説明いたします。

野球場とテニスコート、高校生以下、一般ともに、町内料金は現行どおりでございます。

夜間の照明であります。野球場、30分単位であります。光スポーツ公園野球場に合わせて、現行「2,500円」を「2,100円」に、テニスコート、現行どおり250円あります。

ゲートボール場と陸上競技場は現行どおりでございます。

次の陸上競技場、サッカー利用とございますが、これは光しおさい公園サッカー場に合わせまして、新規に設定したものでございます。1時間、町内は2,100円というものでございます。

町外でございますが、陸上競技場のサッカーの利用を除きまして、町内使用料の3倍、サッカーについては4,200円というものでございます。

備考は現行のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

光文化の森公園でございますが、入場料を徴収しない場合の町内の使用料、芝生広場につきましては現行「1,050円」であります。が「1,000円」に、電気設備、現行「525円」を「500円」に、夜間照明、現行「4,200円」を「4,000円」に、町外はこの3倍でございます。

また、入場料を徴収して利用、または営利を目的とする催し物等に利用する場合は、それぞれ入場料を徴収しない場合の10倍といたしました。

次に、光スポーツ公園であります。野球場は、ふれあい坂田池公園に合わせて、高校生以下、1時間町内が250円、一般は現行「1,050円」であります。これを「500円」に。夜間照明につきましては、野球場が30分、現行どおり2,100円、芝生広場につきましては「525円」を「500円」に。町外の使用料は町内の3倍の額といたしました。

次の光しおさい公園、テニスコートが、高校生以下につきましては1時間、町内100円、一般は現行「400円」を「200円」に。夜間照明につきましては、テニスコート、30分ありますが、現行では「800円」であります。これを「250円」に、サッカー場は現行どおりでございます。町外の使用料は、テニスコートと夜間照明は町内の3倍、サッカー場につきましては現行どおり2倍の額となっております。

次の栗山野球場でございますが、町内は無料に、町外につきましては、高校生以下が350円、一般は1,000円。

次の東陽野球場は、栗山野球場と同様ですが、夜間照明につきましては町外 1 時間1,000 円でございます。

次の尾垂野球場は、栗山・東陽野球場と同じでございます。

8 の横芝 B & G 海洋センターのプールでございますが、町内は現行どおり無料でございます。町外につきましては、午前、午後とも、高校生以下100円、一般300円、団体につきましては3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

横芝 B & G 海洋センターでございますが、これにつきましては、利用区分に営利を目的とした利用も想定しまして使用料を設定いたしました。

まず利用区分のうちのアマチュアスポーツに利用する場合がありますが、そのうちの入場料を徴収しない場合、これは町内は現行どおりの無料でございます。町外につきましては、高校生以下半日「1,000円」を「2,000円」に、夜間につきましては「2,000円」を「3,000円」に、一般は半日「2,000円」を「4,000円」に、夜間につきましては「3,000円」を「6,000円」といたしました。さらに、入場料を徴収する場合がございますが、町内は半日4,000円、夜間は6,000円、町外はこの3倍であります。

次に、アマチュアスポーツ以外に利用する場合がございます。入場料を徴収しない場合がございます。入場料を徴収しないで営利を目的としない場合がありますが、町内及び町外とも上記の額と同じでございます。営利を目的とする場合がございますが、町内、町外とも上記の額の3倍。次に、入場料を徴収する場合で営利を目的としない場合です。町内は半日8,000円、夜間1万2,000円、町外はこの3倍でございます。また、営利を目的とする場合につきましては、町内、町外とも上記の額の10倍ということであります。

個人の利用は、町内は無料、町外は、高校生以下半日200円、夜間300円、一般はその2倍でございます。

トレーニングルームでございますが、中学生以上であります。町内は現行100円でありませんが無料に、町外は「200円」を「300円」といたしました。

備考で、新たに3としまして、体育館半面利用の場合は、この使用料の2分の1ということとしました。

10、光 B & G 海洋センター温水プールは現行どおりでございます。

次のページをお願いいたします。

横芝光町体育館は、横芝 B & G 海洋センター体育館と同じであります。

次の12、横芝長山台桜ヶ丘公園テニスコートは、1面の施設でございます。町内は無料に、町外は高校生以下200円、一般は、現在「300円」であります。「400円」に。

なお、夜間照明につきましては、老朽化により故障し使用できないことから、近くのふれあい坂田池公園テニス場を利用することとしまして廃止としました。

続きまして、議案第10号 横芝光町共同利用施設条例の一部を改正する条例のご説明をいたします。

45ページをお願いいたします。

横芝光町共同利用施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2、第7条でございますが、1としまして、横芝光町文化会館であります。

時間区分は、昼間、午前8時半から午後5時まで、夜間につきましては午後5時から午後10時まで。これも、現行は半日及び夜間単位であります。1時間単位といたしました。

まず昼間の使用料でございますが、集会室につきましては、他の施設との面積調整をいたしまして1,200円に。団体室、相談室、茶室につきましては、現行の使用料を時間換算し、それぞれ200円、200円、100円としてあります。和室、2階、2部屋を、現在は1つにして利用している、そういった実態に踏まえまして300円に。学習室、それから視聴覚室、会議室、これは現行の使用料を時間換算し、それぞれ200円、300円、200円としました。調理実習室と工芸室でございますが、これは面積あるいは設備、使用する燃料、電気等、これら実態を考慮しまして、それぞれ500円と400円といたしました。

なお、夜間は、この5割増しでございます。

備考であります。1と3については公民館と同様でございますが、2として、新たに、営利を目的とした利用については、町内の者が利用する場合は、上記表の額の5倍の額、町外の者が利用する場合は、上記表の額の10倍といたしました。

なお、現行の冷暖房施設利用の使用料、3割加算というものがあつたわけですが、これはなくしたところでございます。

次のページをお願いいたします。

大総会館及び上堺会館であります。まず昼間の使用料でございますが、集会室、大と小がございますが、これにつきましては面積調整しまして、300円と100円にそれぞれいたしました。談話室は、これもやはり面積が狭いということから、現在「200円」であります。「100円」としました。和室と学習室、これは現行の使用料を時間換算しそれぞれ100円とい

たしました。

夜間はこの5割増しでございます。

備考につきましては文化会館と同じでございます。

これも同じく、冷暖房施設の使用料、3割加算というものはなくしました。

3の横芝光町町民会館でございますが、これは特に文化会館と調整、統一をしたところでございます。昼間の使用料は、集会室が現行「3,150円」を「1,200円」に、会議室は現行「1,050円」を「200円」に、調理実習室は現行「2,100円」を「400円」に、和室につきましても「2,100円」を「600円」に、学習室につきましては、現行「1,050円」を「300円」に。

夜間は、他の施設同様この5割増しでございます。

備考は、文化会館と同じでございます。

附則としまして、この条例は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第8号、第9号、第10号の説明といたします。さらに詳しくは、新旧対照表の方をまたごらんいただきたいと思います。慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第11号について、総務課長、海保要君。

〔総務課長 海保 要君登壇〕

総務課長（海保 要君） 議案第11号につきまして、説明をさせていただきます。

議案つづりの47ページをごらんいただきたいと思います。

議案第11号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の千葉縣市町村総合事務組合への加入、北総西部衛生組合の千葉縣市町村総合事務組合からの脱退並びに地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、千葉縣市町村総合事務組合同規約を変更するため、地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の29ページをごらんください。

初めに、第2条についてありますが、組合を組織する地方公共団体に新たに千葉県後期高齢者医療広域連合が加わることから、広域連合を加えるものでございます。

次に、第8条ですが、先ほどからご説明申し上げておりますが、これも地方自治法

の改正に伴い、会計管理者を設置する旨新たに規定するものでございます。

次に、第9条についてであります。同じく地方自治法の改正に伴い、「吏員その他の職員」を「職員」に改め、職員の定数は条例で既に定めておりますが、規約に条例で定める旨明文化するものでございます。

次に、第14条についてであります。広域連合加入による字句の調整をするものでございます。

次に、別表の改正であります。別表第1は、組合を組織する地方公共団体を定めておりまして、同表から北総西部衛生組合が、本年3月31日に解散し、本年4月1日に香取広域市町村圏事務組合と統合することとなるため、北総西部衛生組合を削り、新たに加入する千葉県後期高齢者医療広域連合を加えるものでございます。

次に、別表第2中第3条第1項第1号に掲げる事務の共同処理する団体中、解散する北総西部衛生組合を削るものでございます。ここで言う第1号に掲げる事務は、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務でございます。

次に、同条同項第3号及び第11号に掲げる事務につきましては、共同処理する団体から解散する北総西部衛生組合を削り、新たに加入する千葉県後期高齢者医療広域連合を加えるものであります。第3号に掲げる事務は、議会議員、その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関する事務でございます。また、第11号に掲げる事務は、公平委員会に関する事務でございます。

この議案つづりの50ページになりますけれども、附則といたしまして、この規約は、平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第11号につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔総務課長 海保 要君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第12号について、企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） それでは、議案第12号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算（案）（第5号）についてご説明を申し上げます。

別冊の横芝光町一般会計補正予算、こちらでございます。

本案は、本年度第5回目の補正予算でございます。年度末を迎えまして、町税等の歳入の決算見込みや歳出の道路整備事業を初めとする各種事業に見通しがついてきたこと、及び

これらの調整に伴いまして剰余金が見込まれることから、財政調整基金への積み立て、また国民健康保険、老人保健並びに介護保険特別会計等に要する経費に補正の必要が生じたために、これらを含めた各経費について所要の追加更正を行おうとするものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条をごらんいただきたいと思います。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,496万2,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費、第3条の地方債の補正につきましては、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費、2款1項の総務管理費、事業名の地図情報システム整備事業4,003万2,000円と、8款1項の消防費の消防車両整備事業4,725万円は、合併に伴いまして、新町の一体性の確保のために実施する事業でございまして、事業費の全額が国からの合併支援補助金として助成されるものでございます。当初は、これらの事業につきましては、平成19年度以降の実施を見込んでおりましたが、今回18年度における国の税収の伸びに伴いまして、補助額が大幅に拡大されましたことから、これを活用し前倒して実施をしようとするものでございます。

真ん中の3款の民生費、1項の社会福祉費、地域介護福祉空間整備等交付事業2,942万円は、光楽園養護老人ホームが、昨年12月に介護サービスが提供できる施設として新たに認定をされましたことから、これに伴う施設改修工事を実施しようとするものでございますが、いずれも国の補助採択の内示等のおくれによりまして、翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

なお、この財源につきましても、事業費の全額が町の会計を通して、光楽園養護老人ホームに交付されるものでございます。

続いて、7ページの第3表の地方債補正でございますが、18年度に借入れを見込んでおります各事業の事業費が、事業執行等に伴いまして、ほぼ確定したことから、借入額の変更を行おうとするものでございます。

それでは、主な補正内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

2歳入でございますが、1款1項町民税補正額欄の個人3,500万、また法人3,000万、合わ

せて6,500万円は、いずれも実績に伴う伸びを見込んだものでございます。

また、その下のたばこ税500万円、これも同様でございます。

2款の地方譲与税の所得譲与税、補正額1,188万1,000円、これから3款利子割交付金、また5款株式等譲渡所得割交付金300万円までの交付金は、いずれも実績により決算見込み額を計上させていただいたものでございます。

10款の地方交付税の普通交付税1,196万5,000円は、18年度の国税収入の伸びに伴いまして、国の補正予算において増額交付が決定したことから、調整額の復活分として追加交付をされたものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思えます。

12款の分担金及び負担金の一番上の説明欄の老人福祉施設入所措置費負担金、減の88万1,000円から、このページの一番下の大規模改造事業補助金、減の2,929万3,000円までは、さきの全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、いずれの項目も歳出の事業費の確定に伴う負担金、補助金の減額及び制度改正等に伴う名称や科目更正等が主なものでございます。

ただ、下から上がって5行目の地域介護福祉空間推進交付金300万円、これと先進的事業支援特例交付金2,942万円は、繰越明許費のところでもご説明をさせていただきましたけれども、養護老人ホーム光楽園の介護サービス特定施設開設に伴う備品購入費及び施設改修費に対する国からの交付金でございます。

また、一番下の教育費補助金の大规模改造事業補助金、減の2,929万3,000円、これと次のページでございます。

12ページの一番上の耐震補強事業補助金、減の1,434万8,000円は、いずれも横芝小の体育館及び上堺小校舎の耐震補強工事に対する助成でございます。従来補助金事業でありましたが制度改正に伴いまして、交付金事業に変更となったための減でございます。

なお、その下の安全安心な学校づくり交付金4,907万7,000円が、それにかわるものでございます。

5目の総務費補助金の市町村合併推進体制整備費補助金の1億2,800万、これは合併後の新町の一体性の確保のために実施する事業に対する補助金でございます。10年間で3億円が交付されるものでございます。先ほど繰越明許費のところでもご説明申し上げましたけれども、18年度の繰越事業として地図情報システム、消防車両購入等の事業に充てることとしたしております。

また、15款の県支出金、これはいずれも国庫支出金等と同様に、歳出の事業費の確定に伴う負担金、補助金の減額及び制度改正に伴う名称や科目更正等が主なものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

17款1項寄附金、3目教育費寄附金、説明欄の遺跡調査寄附金1,025万6,000円は、現カレドニアンゴルフクラブの運営会社でございます東京グリーン株式会社から、開発当時に文化財発掘調査出土遺物の保存費用に充てることを目的に寄附行為が行われたものでございまして、町文化振興基金に積み立て、今後の文化財保護事業に活用することといたしております。

18款の1項特別会計繰入金、老人保健特別会計繰入金6,348万9,000円は、平成17年度分の老人保健特別会計繰出金の精算に伴う繰り入れでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

21款1項町債の1目でございますが、総務債の合併特例事業債、減の6,840万円の主なものは、北清水、長塚橋の取り付け道路整備事業等の財源を起債事業からふさのくに交付金事業に振り替えたことに伴う減額でございます。

また、1つ飛んで3目の土木債の臨時地方道整備事業債、減の5,300万円、これは町道0106号線ほか3路線の事業費確定に伴う減額、また5目の教育債の義務教育施設整備事業債、減の1,750万円は、横芝小体育館、上堺小校舎耐震補強工事が、入札に伴い事業費が減額となりましたので、これに伴い借入額を減額するものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

続いて、3の歳出でございますが、1款の1目議会費、補正額、減の934万、これから2款の総務費の4目、これは17ページにありますけれども、広報公聴費までの説明欄の各項目の減額等は、いずれも人件費関係の最終的な調整結果に伴うもの、あるいはそれぞれの事業の実績を見込んでの減額計上でございます。

7目の財産管理費、補正額4億5,792万円、説明欄の財産管理事務費、25節積立金の財政調整基金積立金4億5,718万6,000円。これは、歳入でご説明させていただきましたように、町税収入の増あるいは特別会計繰入金、前年度繰越金及び歳出の執行残等を見込みました結果、剰余金が生じる見込みであることから、将来に向けまして財源確保のために積み立てを行おうとするものであります。

18ページをお開きいただきたいと思います。

8目の企画費、補正額134万5,000円、説明欄の生活路線バス運行事業156万1,000円の主なものは、循環よこしば号、循環ひかり号の循環バス運行費に対する補助金117万2,000円でご

ざいます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

13目の情報管理費、補正額3,831万8,000円、説明欄の一番下になりますけれども、地図情報システム整備事業4,003万2,000円、これは各種事務事業の基盤となります旧横芝町・光町の地形図データ、この統合・電子化に伴う委託事業でございます。このシステムの整備によりまして、今後税務課で所有をしております課税データあるいは都市建設課の道路路線データ等を電子化した地図上のシステムに載せることによりまして、データの保護とともに事務事業の効率化が図れるというものでございます。

なお、財源といたしましては、全額が市町村合併補助金事業で措置をされることとなっております。

20ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2,525万6,000円、この説明欄の国民健康保険特別会計繰出金、またこのうちの2,520万1,000円、これは国民健康保険財政基盤の安定化を支援するための繰出金で、制度に基づきまして一般会計が負担をするものでございます。

2目の老人福祉費、補正額4,949万円でございますが、21ページをごらんいただきたいと思います。

説明欄中段の老人保健特別会計繰出金2,000万円、これは老人医療費の支払いに対する国・県の交付不足分でございます。一時的に一般会計で立てかえ、補てんするもので、翌年度において精算交付をされるものでございます。

また、1つ置いて、その下の地域介護福祉空間整備等交付事業3,242万円、法的介護施設等整備事業補助金、これは歳入でもご説明を申し上げましたが、光楽園養護老人ホームに対する補助金でございます。光楽園養護老人ホームが昨年12月に、カーデモンサービスが可能な特定施設として認定をされたことに伴う施設改修、備品購入費等で、経費の全額が国から交付金事業として町予算を通じて補助されるものでございます。

なお、3,242万円のうち施設改修費2,942万円、これが翌年度の繰越事業分として予算措置をいたしておるところでございます。

21ページの3目障害者福祉費、この補正額の減の2,767万8,000円の説明欄の黒丸から障害者福祉、この障害者福祉事務費から減の118万5,000円、これから、次の22、23ページの一番上でございますけれども、居宅生活支援事業、減の473万8,000円までは、いずれも障害者支

援に伴う制度改正によるもの及び実績等を見込んだ調整でございます。

23ページの2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額、減の1,000万円、これは町内児童等の医療費等助成事業で、昨年10月から実施をいたしました小学校6年生までの医療費無料化事業でございますけれども、実績見込みによりまして減額をするものでございます。

24ページの保育事業、また25ページの健康診査、環境整備事業等は、いずれも交付額の決定、あるいは実績見込みに立った調整でございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

26ページの6目健康づくりセンター費、補正額83万9,000円のうちの施設整備工事63万9,000円は、区画線の拡幅工事で、保健センター「プラム」北側の駐車場の幅が狭く、また建物にも近いため、子供連れの女性あるいは高齢者が駐車しづらく苦情が出ていることから、幅を広げ駐車しやすくするため、ラインの引き直し工事を実施するものでございます。

7目の上水道費、補正額、減の778万3,000円は、いずれも水道事業を実施しております一部事務組合への負担金でございます。算定の基礎となります水道使用料等の確定に伴いまして、負担金額が変更となったことによる減額でございます。

27ページをごらんいただきたいと思います。

5款農林水産業費の5目農地費、補正額233万2,000円のうち、町単土地改良補助事業85万6,000円の主なものは、大根土地改良区が実施をいたします東陽・白浜線機場の既設ネットフェンスが破損、倒壊をして、安全対策上危険であることから、再設置工事を実施する必要があるございまして、これに対する助成を行おうとするものでございます。

次に、県営土地改良負担金事業63万円、この県営かんがい排水事業、これは小川台地区の負担金でございますが、事業費の増に伴う負担金額の増額、またその下の地域排水管理事業84万6,000円の主なものは、篠本地先の両総南条線導水路の柵渠に、破損、倒壊箇所がございまして、排水不良を起こしているため緊急的に両総土地改良区管理委員会南条支部が行う補修工事に対する負担金でございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項商工費の2目商工振興費、補正額490万2,000円の中小企業振興融資資金利子補給事業は、振興融資資金の利子補給金不足に伴う増額でございます。

7款土木費2項道路橋梁費の3目道路新設改良費、減の9,003万6,000円は、この29ページから30ページにかけてでございますが、予定しておりましたそれぞれの道路の用地買収が年度内に見込めないこと、あるいは実施した事業の入札に伴う差金等により減額をするもので

ございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額、減の4,235万円のうち、主なものはインターチェンジ周辺整備事業で、銚子連絡道路整備事業見直しに伴う事業計画の見直しのため休止となったことに伴う減額でございます。なお本年度は、埋蔵文化財の現地調査のみを実施しているところでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

32ページの一番下の段でございます。8款1項消防費、3目消防施設費、補正額4,708万4,000円の主なものは、一番下の消防車両整備事業4,725万円でございます。いずれも昭和61年から平成元年に購入し老朽化が進んでおります消防ポンプ自動車3台を更新し、防火体制の充実を図るものでございます。なお、これらの車両の配置先は、古屋、宮内地区、橋場、桑郷、西高野地区及び白磯、辻地区の消防団でございます。また、これらの財源は、国から全額助成対象となる合併推進体制整備費補助金を活用することといたしております。

33ページの一番下の9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額の2,237万2,000円の減でございますが、34ページをお開きいただきたいと思います。

上から2番目の黒丸でございますが、小学校施設整備事業、減の2,054万6,000円は、上堺小学校校舎の工事内容の縮小及び各工事の契約額の入札差金に伴う減額でございます。

35ページをごらんいただきたいと思います。

3目の学校建設費でございます。補正額1,233万5,000円の減。このうち主なものは、農業用水路改修に伴う用地購入費の減であります。当初計画では、つけかえが必要な農業用排水路の改修のために、一部用地購入を見込んでおりましたが、町有地内での工事施工が可能となったため減額をするものでございます。

一番下の5項の社会教育費、1目社会教育総務費、補正額928万8,000円の説明欄でございますが、この一番下の文化振興事業1,031万5,000円、これは次のページにございますが、先ほどご説明させていただきました東京グリーン株式会社から、開発当時に埋蔵文化財発掘調査出土品の保管費用の一部に充てることを目的に寄附行為が行われたものでございまして、町文化振興基金に積み立て、今後の文化財保護事業に活用することといたしております。

次に、36ページの下段でございますけれども、6項の保健体育費、1目保健体育総務費、補正額341万7,000円は、文化スポーツ振興財団事業に対する補助金でございます。派遣職員の人件費に不足が生じたため、施設運営補助金として助成するも

のでございます。

なお、38、39ページに給与費明細書を添付してございますので、後ほどごらんをいただければと思います。

以上をもちまして、議案第12号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 補足説明の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は2時25分です。

（午後 2時12分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

議長（伊藤良一君） 補足説明を続けます。

議案第13号、14号について、住民課長、瀬理和夫君。

・屋英夫君。

32番（・屋英夫君） 議会運営上、わかりやすく説明してください。

〔住民課長 瀬理和夫君登壇〕

住民課長（瀬理和夫君） それでは初めに、議案第13号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

なお、説明の資料につきましては、補正予算（案）（第2号）、これでございます。

まず、第1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,378万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,586万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の事項別明細につきましてご説明を申し上げます。

初めに、6ページの歳入よりご説明を申し上げます。

6款県支出金の2目県財政調整交付金ですが、2,434万3,000円の減額でございます。

8款財産収入、1目利子及び配当金、財政調整基金利子で2万3,000円の計上でございます。

9款繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分ですが、22万

6,000円の減額であります。2節保険者支援分、制度の継続が決定いたしまして1,800万4,000円の計上でございます。4節出産育児一時金等繰入金、昨年の10月1日、支給額が30万円から35万円に変更になりましたことによりまして、93万3,000円の増額であります。5節財政安定化支援事業繰入金649万円の増額であります。

10款繰越金、前年度繰越金で3,306万円の計上であります。

11款の諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金で24万円の計上であります。

7ページになりますけれども、3項雑入、1目1節一般被保険者第三者納付金130万円の減額。また、3目1節一般被保険者返納金89万9,000円の増額でございます。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、11節需用費12万6,000円の増額、また4項趣旨普及費ですが、45万4,000円の減額であります。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費は財源振り替えでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、説明欄の診療費保険者負担金ですが、対前年度比10%の不足が見込まれるので2,700万円の増額でございます。

4目退職被保険者等療養費ですが、説明欄の療養費保険者負担分ですが、医療費動向より推計し20万円の増額でございます。

5目審査支払手数料、件数の増により30万円の増額でございます。

9ページに入りますが、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金ですが、昨年の10月1日より支給額が30万円から35万円に変更になったため140万円の増額でございます。

3款老人保健拠出金、4款介護納付金とも、県支出金の減額により一般財源への振り替えを行うものでございます。

6款の保健事業費、1目保健事業活動費、8節報償費は、水中ウオーク教室開催の減、健康家族記念品の数及び単価の減、また11節需用費の減額で、合計299万2,000円の減額であります。

7款基金積立金、1目財政調整基金721万円で、保有額を1億6,000万円とするものでございます。

10ページに入りますが、9款諸支出金、2目直営診療施設勘定繰出金、説明欄の公営企業会計繰出金ですが、東陽病院へ繰り出すもので99万円の計上でございます。

続きまして、議案第14号 平成18年度横芝光町老人保健特別会計補正予算（第1号）につ

きましてをご説明させていただきます。

それでは補正予算書第1号、これのまず1ページをごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,064万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億936万円とするものでございます。

次に、歳入歳出の事項別明細につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、6ページの歳入よりご説明をさせていただきます。

1款支払基金交付金、1目医療費交付金9,423万2,000円の減額や、2目審査支払手数料交付金、説明欄の審査支払手数料交付金の減額、過年度分交付額の精算追加分で、9,455万2,000円の減額であります。

2款国庫支出金、1節医療費負担金は3,893万4,000円の減額、2節過年度分は、前年度負担金の精算で2,324万9,000円の増額であります。

3款県支出金、1目医療費負担金で977万2,000円の減額であります。

4款繰入金、1目1節一般会計繰入金、国・県医療費負担金の交付調整が見込まれますので2,000万円の計上でございます。

5款繰越金、前年度繰越金で3,918万8,000円の計上であります。

6款諸収入、1目1節第三者納付金で18万1,000円の減額でございます。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。

1款総務費、1目一般管理費、13節委託料、説明欄のレセプト点検委託料7万1,000円の増額でございます。

2款医療諸費、1目医療給付費、19節負担金、補助及び交付金、説明欄の診療費保険者負担分ですが、医療費動向により1億2,400万円の減額であります。

2目医療費支給費は財源の振り替えでございます。

3目高額医療費、19節負担金、補助及び交付金、説明欄の高額医療費保険者負担分ですが、医療費動向により160万円の増額であります。

4目審査支払手数料、12節役務費、説明欄の手数料ですが、実績見込みにより69万7,000円の減額であります。

4款諸支出金、1目償還金ですが、支払基金、県への償還金元金で、110万3,000円の減額であります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2項繰出金、1目一般会計繰出金ですが、過年度分、平成17年度分の精算で、6,348万

9,000円の計上でございます。

5 款予備費は財源の振り替えでございます。

以上で議案第13号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第14号 平成18年度横芝光町老人保健特別会計補正予算（第1号）のご説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第15号について、福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、議案第15号 平成18年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（案）（第2号）について補足説明を申し上げます。

資料は、介護保険の特別会計補正予算（案）の第2号をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,601万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,445万3,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費であります、4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります、1款総務費、1項総務管理費、介護保険電算システム改修事業189万円につきましては、後期高齢者医療制度の準備に伴って、介護保険電算システムについても改修の必要があるため予算計上したものであります、その完成が19年9月ごろとなるため、繰越明許費に計上したものであります。

7ページをごらんください。

歳入についてご説明を申し上げます。

中ほどの欄、3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目システム改修費補助金、補正額150万4,000円ありますが、先ほどご説明いたしました電算システム改修にかかわる国庫補助金であります。

一番下の欄、5款県支出金、1項県負担金936万1,000円ありますが、介護給付費のうち施設分にかかわる国の負担割合が20%から15%に変わり、差額の5%が県負担となったための補正であります。

次のページ、8ページをごらんください。

下から2番目の欄、9款1項1目繰越金2,457万4,000円ありますが、介護給付費の額に

応じて一定の割合で交付される 3 款国庫支出金や 4 款支払基金交付金が減額となったため繰越金で調整しようとするものであります。

次に、歳出であります。9 ページをごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額209万2,000円であります。説明欄、一般管理費、13節委託料、電算システム保守委託料189万円が主なものであります。

10ページをごらんください。

2 つ目の欄、2 款保険給付費、4 項 1 目高額介護サービス費200万8,000円あります。介護サービスを受ける場合、1 割の個人負担が発生しますが、この個人負担が一定額を越えた場合、高額介護サービス費が給付されます。これについて、不足が見込まれるため計上をしたものであります。

次の欄、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費902万6,000円の補正であります。ホテルコストが保険給付対象外となったことにより、低所得の方の施設利用が困難とならないよう、所得に応じた基準費用額を超えた分について、保険給付される特定入所者介護サービス費について不足が見込まれるため計上したものであります。

そのほか、減額補正されたものは、18年度の決算見込みに基づきまして、それぞれ所要の調整を行ったものであります。

以上で、平成18年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（案）（第2号）の補足説明いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第16号について、東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第16号の平成18年度横芝光町病院事業会計補正予算（案）についてご説明をいたします。

まず、補正予算書要求書の1 ページをごらんください。

まず第2条でございますが、収益的収入及び支出において、収入、支出ともに100万円を追加し、総額12億9,516万3,000円とし、第3条の資本的収入及び支出において、収入、支出ともに900万円を減額し、総額1億1,608万8,000円としようとするものでございます。

詳細につきましては、4 ページの補正予算説明書に基づきましてご説明をさせていただきますので、4 ページをごらんください。

まず収益的収入及び支出の収入であります。第1款病院事業収益、第2項医業外収益の

負担金、交付金に100万円を追加するものでございまして、これは病院運営経費といたしまして、国保調整交付金が交付されることに伴うものでございます。

支出につきましては、第1款病院事業費用、第2項医業費用、第1目給与費の賃金に100万円を追加しようとするもので、これは夜間当直にかかわりますパート医師の賃金に要する費用を追加しようとするものでございます。

続きまして、5ページの資本的収入及び支出をごらんください。

まず支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費の機械・備品購入費を900万円減額しようとするものですが、これは平成8年度に購入いたしましたX線テレビ撮影装置を、老朽化に伴いまして今年度更新しましたところ、当初見込み額を下回ります額で契約ができたことによりまして減額するものでございます。

なお、収入につきましては、X線テレビの購入額の減額に伴い、当初見込んでいた企業債の借り入れ予定額を、4,200万円から900万円減額して3,300万円とするものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第17号について、企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） 議案第17号 平成19年度横芝光町一般会計予算に関する説明でございますけれども、詳細につきましては、さきの全員協議会においてご説明させていただいておりますので、本日は資料の1、こちらになりますが、よろしいでしょうか。

こちらの資料の1で、平成19年度一般会計当初予算の概要に基づきご説明させていただきますので、ご了承賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成19年度一般会計当初予算（案）の概要、資料1の4ページをお開きいただきたいと思っております。

4ページの下の方でございますけれども、表に基づいてご説明をさせていただきます。

1款の町税でございますが、3億3,520万7,000円、14.8%増の26億770万9,000円を計上いたしました。税源移譲に伴います個人町民税の影響額については、税率がこれまでの3段階から一律6%のフラット化となったこと、また7.5%の定率減税が廃止されたことに伴う影響額として、2億5,145万4,000円の増を見込んでおります。

続いて2款の地方譲与税につきましては、税源移譲により所得譲与税が廃止されたことも

ありまして、1億6,600万円減となります1億8,800万円を計上をいたしました。

3款の利子割交付金から8款の自動車取得税交付金につきましては、過去の交付実績と県の試算額を参考にそれぞれ計上をさせていただいたところでございます。

9款の地方特例交付金につきましては、前年度比較で3,300万円の減となる3,200万円を計上をいたしました。内訳といたしまして、恒久的減税による減収を補てんする制度でありました減税補てん特例交付金が廃止されることになりましたけれども、経過措置といたしまして設けられました特別交付金2,000万円、また児童手当特例給付金として1,200万円を見込み計上したところでございます。

10款の地方交付税でございますが、国の地方交付税総額及び地方財政計画を考慮いたしまして、普通交付税で前年度交付決定額、5.6%減の21億8,000万円を、また特別交付税は合併加算分の減額を見込みまして、前年度当初予算額24.3%減の3億3,000万円を計上をいたしました。

11款の交通安全対策特別交付金、これは前年度同額の700万円。

また、12款の分担金及び負担金につきましては、保育所入所児童保護者負担金、栗山川漁港事業関係市町村負担金が減額となったこともありまして、金額で2,190万6,000円、率で14.5%減となります1億2,887万5,000円を計上をしております。

13款の使用料、手数料は、前年度比較で156万3,000円、率で2.5%の増となっております。

14款の国庫支出金でございますが、児童手当負担率の改正率等による減額要因があったものの、横芝中学校建設事業に充てるため、公立学校施設整備負担金5,000万円、安心安全な学校づくり交付金4,000万円を見込んだほか、町道2258号線ほか2路線について、新たに道整備交付金6,000万円、また町道2-11号線ほか1路線について、地方道路交付金8,000万円を見込み、総額で1億7,334万5,000円、率では44.0%増となります5億6,704万4,000円を計上をいたしました。

15款の県支出金につきましては、児童手当負担率の改正等により、前年度比較で2,746万6,000円増の4,475万5,000円、税制改正に伴います県税徴収事務委託金で4,995万1,000円を見込んだほか、参議院議員選挙費委託金1,321万円、千葉県議会議員選挙費委託金928万1,000円を見込み、総額では4億8,067万3,000円を計上をいたしました。

16款の財産収入につきましては、町有バス売払収入300万円を見込み、総額1,641万2,000円を計上をいたしました。

18款の繰入金につきましては、横芝中学校建設基金繰入金3億5,000万円を見込んだほか、

下水道終末処理場用地の取得費に充てるため、土地開発基金繰入金 3 億7,562万円を計上をいたしました。

そのほか不足する財源に充てるための財政調整基金繰入金 2 億5,000万円を計上しましたことから、率で285.6%、金額で 7 億3,771万8,000円増となります総額 9 億9,602万4,000円を計上をいたしました。

20款の諸収入でございますが、前年度比較で2,318万6,000円、率で3.7%減となる 6 億598万6,000円を計上いたしました。主なものは、空港周辺対策交付金、学校給食費負担金などを計上をいたしております。

21款の町債につきましては、減税補てん債が廃止されましたが、臨時財政対策債 3 億3,800万円、農業基盤整備事業債3,500万円、道路橋梁整備事業債2,400万円のほか、合併特例債として、横芝中学校建設事業や新栗嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業等で 5 億3,990万円を計上し、金額で 2 億5,490万円の増、また率で34.8%増となります 9 億8,670万円を計上をいたしました。

続いて目的別でございますが、7 ページの表をごらんいただきたいと思います。

1 款の議会費につきましては、議員報酬の減額が大きな要因となり、前年度比較で4,282万2,000円、率で28.5%減の 1 億761万5,000円を計上をいたしました。

2 款の総務費につきましては、前年度比較で7,590万6,000円、率で4.7%の減となっております。内訳につきましては、各選挙費や宅地の評価替え等に伴う不動産鑑定委託料が増となったものの、平成16年度から実施してまいりました航空機騒音対策空調機器設置事業を初めとする航空機騒音対策経費が減額となりましたことが要因の一つとなっております。

3 款の民生費は、前年度比較で 1 億2,963万7,000円、率で7.0%の増となっております。主なものといたしましては、各特別会計への負担額が増額となっているのに加えまして、児童手当の支給年齢の引き上げに伴う経費、また町内児童等・医療費等助成事業については、年間所要額を見込み計上したところでございます。

4 款の衛生費でございますが、前年度比較で 3 億7,846万6,000円、率で30.2%の増額となっております。昨年度から拡大実施することといたしました乳幼児医療対策事業費については、年間所要額で3,458万6,000円を計上させていただきましたが、増額となりました大きな要因といたしましては、公共下水道終末処分場用地として、千葉県地方土地開発公社に委託して取得した土地の買い戻しのため、3 億8,906万2,000円を計上したことによるものでございます。

5 款の農林水産業費でございますが、前年度比較で8,580万1,000円、率で16.6%の減額となっております。主な事業といたしましては、農地・水・環境保全向上対策事業、農免道路整備事業負担金、広域営農団地農道整備事業、生産調整推進対策奨励事業等の関係経費を計上をさせていただいております。

また、6 款の商工費でございますけれども、中小企業振興融資資金利子補給事業が、件数、金額ともにふえましたことから、前年度比較で719万7,000円、率で18.5%の増額。

また、7 款の土木費では、新粟嶋橋架橋並びに長塚、北清水架橋・取りつけ道路整備事業ほか各道路改良事業に予算配分を行いましたけれども、前年度比較で2,533万2,000円、率で4.5%の減額となっております。

8 款の消防費でございますが、消防団活動費、防火水槽設置事業等の減額に伴いまして、前年度比較で2,223万円の減、率で4.7%の減となっております。

9 款の教育費でございますが、横芝中学校校舎等改築事業費で、総額10億616万6,000円を計上いたしましたことから、金額で7億3,895万4,000円の増、率で52.6%の増となっております。

11 款の公債費につきましては、前年度比較で2,583万7,000円増となります8億1,306万5,000円を計上させていただきました。

続いて、歳出の性質別経費でございますが、10ページになります。

人件費のうち議員報酬手当につきましては、議員の在任特例期間の終了に伴いまして、定数18名の報酬額を計上したことによりまして4,213万7,000円の減、職員給につきましても退職者の不補充により4,505万3,000円が減となりまして、総額では減の5.2%、18億2,652万7,000円を計上をいたしました。

扶助費につきましては、児童手当の給付年齢引き上げに伴いまして、3,010万9,000円増の1億4,914万7,000円、また小学生までの医療費無料化分については、昨年8月から実施いたしました乳幼児医療対策事業費が807万8,000円増の3,458万6,000円、同じく10月から実施した町内児童等医療費助成事業、これが1,831万円増となる3,886万円を計上し、総額では6.6%増となる8億4,716万7,000円を計上をいたしました。

また、物件費につきましては、公有財産台帳作成業務委託料、経営体育成基盤整備事業計画作成業務委託料、埋蔵文化財調査委託料が減額となりましたものの、宅地の評価替えに伴います不動産鑑定委託料が1,094万7,000円増の1,138万5,000円、平成19年度、20年度の継続事業として実施する道路台帳整備委託料で2,150万円増の3,000万円を計上しましたことから、

総額で3.7%の増となる13億2,047万4,000円を計上をいたしました。

補助費等のうち、文化スポーツ振興財団施設運営補助金につきましては、一部経費を委託料へ組み替えたことによりまして1,894万6,000円、率で26.2%減の5,342万3,000円を計上をいたしました。

また、一部事務組合負担金は、山武郡市環境衛生組合負担金が1,831万1,000円増の2億842万9,000円、匝瑳市ほか二町環境衛生組合負担金が1,415万6,000円増の1億2,335万4,000円、匝瑳市横芝光町消防組合負担金で1,445万5,000円増となる3億9,141万5,000円を計上したほか、平成20年度から実施される後期高齢者広域連合負担金として688万6,000円を計上したことによりまして、総額で1.3%増となります15億2,325万円を計上をいたしました。

普通建設事業費につきましては、広域営農団地農道整備事業が31.0%減の2,273万4,000円、また農免道路整備事業が64.4%減の2,898万4,000円、また小学校施設整備事業で校舎等耐震補強事業等が減額となったものの、横芝中学校校舎等改築事業が8億5,959万9,000円増の10億616万6,000円となったほか、千葉県土地開発公社に委託して取得した土地の買い戻しにより3億8,906万2,000円を計上したことに伴いまして、普通建設事業費、総額では74.7%増となります21億8,362万9,000円を計上をいたしました。

繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金が6.6%増の2億2,998万8,000円、介護保険特別会計繰出金が8.0%増の2億7,503万7,000円、東陽病院会計繰出金が4.2%増の3億8,500万8,000円となり、総額では5.0%増の11億2,200万9,000円を計上をいたしました。

なお、12ページ以降は、一般会計予算の状況を円グラフ化した表を計上してございます。また13ページには、人件費、物件費の内訳を掲載してございます。14ページには、一部事務組合の負担金等の状況を掲載してございます。15ページには、各特別会計、ただいま申し上げました特別会計への繰出金を掲載してございます。また、17ページ以降は、主な収入や事業の内訳等を掲載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、議案第17号の平成19年度横芝光町一般会計予算（案）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第18号、第19号について、住民課長、瀬理和夫君。

〔住民課長 瀬理和夫君登壇〕

住民課長（瀬理和夫君） それでは、議案第18号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

なお資料2、国民健康保険特別会計予算（案）の概要、こちらでご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2の1ページの上段の歳入の状況、こちらからご説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税ですが、18年度と同じ税率で、一般被保険者、現年度分収納率を90%、退職被保険者等現年度分収納率を98%として算出した結果、前年度当初予算と比較して額で200万円、率で0.2%の減、10億3,800万円となりました。

4款の国庫支出金は、療養給付費負担金と普通調整交付金を合わせ、医療費、老人保健拠出金、介護納付金の各43%、高額医療費共同事業拠出金の25%を計上した結果、前年度当初予算額と比較して額で2,077万円、率で2.2%の増、9億7,407万2,000円を計上いたしました。

5款療養給付費等交付金は、退職者医療費にかかわる診療報酬支払基金からの交付金で、近年の退職者医療費の動向を勘案し、前年度当初予算額と比較いたしまして600万円の増、2億6,300万1,000円を計上いたしました。

6款の県支出金は財政調整交付金で、医療費老人保健拠出金、介護納付金の各7%、高額医療費共同事業拠出金の25%を計上した結果、前年度当初予算額と比較して、額で1,434万9,000円、率で9.3%の増、1億6,835万1,000円を計上いたしました。

7款共同事業交付金は、1件当たりの医療費が80万を超えた部分の59%が交付される高額療養費共同事業交付金と、昨年度と創設された保険財政共同安定化事業交付金で、前年度当初予算には、同事業が計上されていないため、3億1,200万円の大幅な増で、3億6,700万円を計上いたしました。なお、この保険財政共同安定化事業は、歳出におきまして交付金とほぼ同額の負担金を拠出することとなります。

9款の繰入金金は、一般会計繰入金2億2,998万8,000円、財政調整基金繰入金5,500万を計上した結果、前年度当初予算額と比較して額で3,582万4,000円、率で11.2%の減、2億8,498万8,000円となりました。なお、この一般会計繰入金には、特別会計繰入金5,000万円、2年目となりますけれども、これを計上してございます。

10款の繰越金は、18年度からの繰越金で5,306万6,000円でございます。

11款の諸収入は、交通事故にかかわる医療費請求、いわゆる第三者納付金が主なもので151万6,000円の計上でございます。

続きまして、下段の歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費は、人件費を主とする一般管理費のほか賦課徴収費、趣旨普及費等です。前年

度は6款の保健事業費で計上した健康家族記念品、医療費通知、レセプト点検等にかかわる経費を趣旨普及費に組み替えたため、趣旨普及費が前年度当初予算に比べ591万8,000円ふえています。一般管理費で人件費の積算が7名から6名になったことや事務費の節減により、総務費総額では784万3,000円の減、7,000万5,000円を計上いたしました。

2款保険給付費は、16年度から18年度の医療費動向及び出産育児一時金や葬祭費の実績を考慮し、総額は前年度当初予算額と比較して額で1億11万1,000円、率で5.4%の増、19億7,031万3,000円を計上いたしました。なお、保険給付費のうち出産育児一時金は60人分、葬祭費は240人分を計上いたしました。出産育児一時金は、昨年10月からの支給額の改正、30万円から35万円により、前年度対比300万円の増となっております。

3款老人保健拠出金は、診療報酬支払基金への老人医療費にかかわる拠出金で、4億6,410万円を計上いたしました。

4款介護納付金は、診療報酬支払基金への介護保険給付費にかかわる納付金で、2億4,800万円を計上いたしました。

5款共同事業拠出金は、国保連合会への高額医療費にかかわる拠出金と保険財政共同安定化事業にかかわる拠出金です。歳入同様、保険財政共同安定化事業にかかわる経費は、前年度当初予算には計上されていないため、2億8,775万6,000円の大幅増で、3億7,254万8,000円を計上いたしました。

6款保健事業費は、健康家族記念品、医療費通知、レセプト点検等にかかわる経費を、1款の総務費へ組み替えたため、前年度当初予算と比べ額で849万4,000円、率で58.9%の減、592万1,000円の計上でございます。

9款の諸支出金は保険税の還付金で260万6,000円を計上いたしました。

10款の予備費は1,650万5,000円を計上いたしました。

以上、歳入歳出とも31億5,000万円とするものでございます。

続きまして、議案第19号、横芝光町老人保健特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

なお、国保と同じく資料3、老人保健特別会計予算(案)の概要、こちらで説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、資料3の1ページの上段、歳入の状況をごらんください。

1款の支払基金交付金は、老人医療費とレセプト審査手数料にかかわる診療報酬支払基金からの交付金でございます。医療費交付金は、平成16年度から18年度の老人医療費の動向を

勘案して算出した医療費総額に、交付率50%を乗じた結果10億6,020万円となり、前年度当初予算と比較して、額で8,903万2,000円、率で7.7%の減となりました。なお、審査支払手数料交付金も、老人医療費が減少傾向にあることから、前年度当初予算額より72万9,000円の減で、合計では10億6,938万7,000円の計上でございます。

2款国庫支出金は、老人医療費にかかわる国負担金です。医療費負担金と同様、負担率33.33%を乗じた結果6億7,070万1,000円となり、前年度当初予算と比較して、額で576万6,000円、率で0.9%の増となりました。

3款県支出金は、老人医療費にかかわる県負担金です。医療費交付金と同様、負担率8.33%を乗じた結果1億6,760万1,000円となり、前年度当初予算と比較して額で132万8,000円、率で0.8%の増となりました。

4款繰入金是一般会計繰入金です。内訳は、医療費負担分1億6,937万3,000円、総務費分676万2,000円、償還費等分516万3,000円で、合計1億8,129万8,000円であります。なお、町の負担率につきましては、県と同様8.3%でございます。

5款の繰越金は前年度繰越金で100万円を計上いたしました。

6款の諸収入は第三者納付金等で1万3,000円の計上でございます。

次に、下段の歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費は、国保連合会への共同処理手数料、医療費通知郵送料、レセプト点検委託料等の一般管理費で、前年度並みの676万2,000円を計上いたしました。

2款医療諸費は、歳出全体の99.5%を占めておりまして、平成16年度から18年度の医療費動向を勘案して、医療給付費20億4,000万円、医療費支給費1,200万円、高額医療費1,440万円を計上をいたしました。医療費の総額では20億6,640万円で3.7%の前年対比減で、審査支払手数料交付金を前年度並み計上いたしまして、総額では20億7,706万8,000円を計上させていただきます。

4款の諸支出金は、支払基金、国・県等への過年度分精算金で300万1,000円の概略の計上でございます。

5款予備費は316万8,000円を計上いたしました。

以上、歳入歳出とも20億9,000万円とするものでございます。

これで議案第18号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成19年度横芝光町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔住民課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第20号について、福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、議案第20号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計予算（案）について補足説明を申し上げます。

資料の4、平成19年度介護保険特別会計当初予算（案）の概要をごらんいただきたいと思います。

平成19年度介護保険特別会計当初予算（案）の概要であります。平成19年度は、介護保険制度創設8年目を迎え、この間、介護給付費の急激な増加により、国においては平成17、18年度と制度改正を行い、最重要施策として生活機能が低下し介護が必要となるおそれのある高齢者を対象に、介護予防事業を展開し給付費の抑制を図ろうとしております。

本町におきましても、介護予防事業の中核施設となる横芝光町地域包括支援センターを、社会福祉法人九十九里ホームに委託して、特別養護老人ホーム第二松丘園内に開設し、4月から新たな介護予防事業をスタートする予定となっております。

この地域包括支援センターには、社会福祉費、看護師、介護支援専門員の3職種を配置し、共通的支援基盤の構築、総合相談支援、権利擁護の業務、包括的、継続的、ケアマネジメントの支援業務、介護予防のケアマネジメント業務の4つの基本機能を担うこととなっております。地域包括支援センター設置後は、さまざまな機関とのネットワークをつくり、地域の方々のご協力を得ながら、介護予防サービスの充実を図ってまいります。

さて、横芝光町における介護保険の状況であります。平成19年2月1日現在、総人口に占める高齢化率は25.8%となっており、町民の4人に1人が65歳以上の方となります。

この65歳以上の第一号被保険者は6,837人で、このうち介護認定を受けている方は838人となっております。また、認定を受けている方のうち、在宅サービスの利用者が441人、施設に入所されている方が199人となっております。介護保険の申請者、サービスの利用者とも年々増加傾向にあります。

2ページの上の黒丸部分からごらんください。

まず、歳入であります。第一号被保険者の保険料は、保険給付費の19%相当額に当たり、前年度より398万8,000円増の2億3,558万4,000円を計上いたしました。

国庫支出金は、保険給付費の施設分で15%、施設分以外で20%を計上し、350万2,000円減の3億3,806万1,000円といたしました。これは、施設分の国の負担割合が、20%から15%と

なり、残りの5%は県の負担となったため減額となったものであります。

支払基金交付金は、保険給付費の31%負担となっており、2,403万8,000円増の4億2,219万9,000円を計上いたしました。

県支出金は、施設分17.5%、施設分以外12.5%の負担であり、4,309万1,000円増の2億492万5,000円を計上いたしました。

繰入金は、2,469万1,000円増の2億8,340万1,000円を計上し、歳入総額を14億8,716万8,000円としたところであります。

次に、歳出であります。2ページの一番下の黒丸からごらんください。

総務費については、288万4,000円増の8,763万円で、一般管理費、職員給与費、介護認定審査会費及び認定調査にかかわる経費が主なものであります。

保険給付費は9,085万4,000円増の13億6,019万4,000円で、予算総額の91.5%を占めております。この中には、介護サービス給付費11億4,087万円、制度改正に伴う要支援1、2の方々への介護予防サービス給付費1億5,148万7,000円、高額介護サービス費1,800万円、施設入所者の食事、居住費の減額補てん分としての特定入所者介護サービス費4,779万1,000円を見込んであります。

地域支援事業費については、介護や支援が必要となるおそれのある方の介護予防サービス費として203万3,000円増の3,581万9,000円を計上いたしました。なお、この中には、19年度からスタートする地域包括支援センター運営委託費として1,661万3,000円が含まれております。

以上、歳入歳出それぞれ14億8,716万8,000円を見込んだものであります。

なお、4ページに2月1日現在の現況及び18年度決算見込み等を記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、平成19年度横芝光町介護保険特別会計当初予算(案)の補足説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長(伊藤良一君) 次に、議案第21号について、産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長(高埜広和君) それでは、議案第21号の補足説明を行います。

配付資料の5によって説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

3ページをお開きください。

まず19年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,019万1,000円となりました。前年度と比較いたしますと1.5%の増額でございます。

まず歳入であります。1款の分担金9万6,000円。これについては、1世帯の方が分割納付をしていることにより9万6,000円を計上いたしました。

2款の使用料につきましては、前年度と比較し4.1%の減であります。内容につきましては、現在加入している木戸台地区、中台地区、それぞれの方の使用料を見込み計上したところであります。

繰入金につきましては5,067万8,000円ということで2.6%の増であります。

4の繰越金、これにつきましては、18年度からの繰越金ということで計上をいたしました。諸収入は存目の2,000円でございます。

次に、歳出。

総務費でありますけれども760万2,000円、22.4%の減でありますけれども、これにつきましては、担当職員を変更したことによるものであります。

2款事業費の1,084万9,000円、前年度と比較して18%の増であります。これにつきましては、木戸台地区のクリーンセンター、曝気攪拌機のオーバーホールを行うため増額となったものであります。このほか、今までシルバー人材に草刈り等を委託しておりましたけれども、組合の方で実施するという事で経費の節減を図っております。

公債費につきましては4,074万円、3.7%の増額となっておりますが、このうち約2,500万円が交付税措置されておりますので申し添えます。

予備費については100万円でございます。

以上、簡単でございますが、集落排水特別会計の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第22号について、食肉センター所長、竹内康男君。

〔食肉センター所長 竹内康男君登壇〕

食肉センター所長（竹内康男君） それでは、議案第22号 平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてご説明申し上げます。

資料の6をお願いいたします。

1ページをあけていただきたいと思います。

それでは、歳入の状況からご説明申し上げます。

1 款の歳入の大宗をなします事業収入は、1 億6,705万4,000円の計上です。屠畜頭数を前年同数の豚13万頭、牛を3,500頭見込んだ各種の使用料であります。対前年、額で102万円、率で0.6%の増加でございます。

2 款の県支出金は、226万9,000円の計上です。県から委託されております検査合格印押印委託料で、前年同額の計上でございます。

3 款の財産収入は存目計上です。

4 款の繰入金は500万円の計上です。施設改修に伴う所要額を財政調整基金を取り崩し繰り入れするものでございます。

5 款の繰越金は2,247万6,000円の計上で、対前年273万5,000円、率で13.9%の増加でございます。

6 款の諸収入は20万円の計上です。対前年235万5,000円、率で92.2%の減少です。前年度は消費税の還付があったための減額となっております。

次に、歳出の状況についてご説明申し上げます。

1 款の総務費は8,689万円の計上です。対前年210万2,000円、率で2.4%の減少でございます。減額の主な要因は、消費税が減額になったためでございます。その中の総務費の主なものは、一般職9名分の給与費6,994万3,000円、負担金、補助及び交付金563万8,000円、消費税563万8,000円などの一般管理経費が主なものでございます。

2 款の施設管理費は8,714万7,000円の計上で、対前年2,350万2,000円、率で36.9%の増加でございます。増加の要因は、老朽化の著しい施設改修を2,454万9,000円で計画したためのものでございます。管理経費の主なものは、燃料費、電気料、修繕費頭の需用費関係で5,218万8,000円、浄化槽余剰汚泥関係等の処理費等の委託料関係で749万6,000円、原材料費180万8,000円などでございます。

施設整備の関係でございますが、平成20、21年度に、大型改修を計画してありまして、これらのための準備として、本館建物の耐震診断調査及び老朽化の著しい緊急性の高い改修事業を2,450万9,000円で計画しております。

3 款の公債費関係は1,796万2,000円の計上でございます。長期借入金に対します元利償還金でございます。

4 款の積立金は、財調基金の積立金で存目計上です。19年度は、ただいま申しましたように、施設整備、施設改修を2,450万程度で計画しておりますので、その関係で存目計上となっております。

予備費は前年同額の500万円の計上です。

以上、歳入歳出予算の総額は1億9,700万円でございます。

なお、平成19年度予算の大きな特徴といたしますのは、ただいまご説明しましたように、老朽化の著しい施設の改修を、約2,450万円で計画しておりまして、これがための歳入での基金の繰入金500万円と歳出としての積立金の減額をもって実施する予算となっておりますところでございます。

まことに簡単でございますが、以上で説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認くださるようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 竹内康男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第23号について、東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第23号 平成19年度横芝光町病院事業会計予算（案）の補足説明をいたします。

資料は、この資料7をごらんください。

まず、予算案の概要でございますが、最近の医療情勢は、年々厳しくなっておりまして、昨年4月の診療報酬改定におきましては3.16%の減額改定がありました。また、他の病院では、医師不足による病棟閉鎖や診療科目の減少等、さまざまな問題を抱え、病院経営はますます困難になってきている状況でございます。

当院におきましても、高齢の内科系患者は増加しておりまして、現在の内科スタッフでは対応し切れない状況が続き、内科医の増員が必要となっている状態でございます。

平成19年度の予算編成においては、内科医の増員を予定し、さらなる病床の有効活用によりまして、利用率の向上を図り、収入の確保に努めるとともに、必要最小限の経費を計上したところでございます。

それでは1ページの表に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、収益的収支予算でございますが、総額は収入、支出ともに13億559万4,000円を計上いたしました。

第1項の医業収益は、入院の1日平均患者数を、一般病床で47人、療養病床で22人、介護病床で15人を見込み、病床利用率を84%といたしました。また、外来では、1日平均患者数を210人見込み計上いたしました。そのほか実績に基づき室料差額収益、各種健康診断関係の収益、一般会計繰入金及び救急当番医の補助金等、総額で9億8,941万3,000円を計上いた

しました。

医業外収益は、一般会計繰入金、匝瑳市からの負担金に加えまして、患者外給食収益、売店収益等は、実績をもとに算出し、総額 3 億 1,617 万 9,000 円を計上いたしました。

次に、支出でございますが、医業費用は 11 億 7,134 万 2,000 円の計上であります。

給与費につきましては、医師 9 名、医療技術員 14 名、看護師 39 名、その他事務、労務員 29 名、合計 91 名の常勤職員に係る給与費と、パート医師や看護職員等の非常勤職員の給与費を計上いたしました。

材料費は、診療に係る医薬品、診療材料及び給食材料費の計上でございます。

経費は、診療以外にかかる消耗品、電気、重油等の燃料費関係、各種機器のリース料、保守点検料及び業務委託料並びに関係団体の負担金等が主なものでございます。

そのほか、減価償却費は固定資産に係る償却費、資産減耗費は機械器具の更新に係る除却費等、研究研修費は医学雑誌及び学会等に要する経費、介護保険事業費は介護病床及び介護訪問看護に係る経費を計上いたしました。

次の第 2 項医業外費用は、1 億 3,323 万 2,000 円の計上でございます。

支払利息及び企業債取扱諸費は、長期資金 5 件と短期資金の利息を計上いたしました。

患者外給食材料費、売店費用等については、過去の実績をもとに算出し計上いたしました。

また第 3 項の特別損失は存目計上、第 4 項の予備費は 100 万円の計上です。

次に、資本的収入及び支出予算の総額は、収入、支出ともに 1 億 3,233 万 2,000 円を計上いたしました。

第 1 項の企業債は、X 線、一般撮影システムの更新に係るものでありますが、3,942 万 5,000 円でございます。

第 2 項の出資金は、一般会計からの出資金及び匝瑳市からの負担金で 9,190 万 7,000 円を計上いたしました。

第 3 項の補助金は、先ほどの X 線一般撮影システムの更新に係る国保調整交付金で、100 万円を計上いたしました。

次に、支出ですが、第 1 項の建設改良費はリハビリ室のトイレ改修及び各種機械器具の購入費で、5,719 万 2,000 円を計上いたしました。

第 2 項は、企業債償還金で 7,514 万円でございます。

以上で議案第 23 号の補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で執行部からの提案理由の説明を終結いたします。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

3月5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時34分）

平成19年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年3月5日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(30名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 齊藤隆君 | 2番 | 椎名文雄君 |
| 3番 | 木島昇君 | 5番 | 越川一雄君 |
| 6番 | 五木田平和君 | 7番 | 早川光彦君 |
| 8番 | 川島仁君 | 9番 | 杉森汎君 |
| 10番 | ・梅喜作君 | 11番 | 永・貞・君 |
| 12番 | 川島富士子君 | 13番 | 鈴木克征君 |
| 14番 | 野村和好君 | 15番 | 山崎貞一君 |
| 17番 | 伊・囃樹君 | 18番 | 嘉瀬清之君 |
| 19番 | 平山治布君 | 20番 | 深田正治君 |
| 21番 | 川島透君 | 22番 | 鈴木唯夫君 |
| 23番 | 八・健一君 | 24番 | 伊藤良一君 |
| 25番 | 川島勝美君 | 26番 | 加瀬秀夫君 |
| 27番 | 渡辺豊君 | 28番 | 小川征四郎君 |
| 29番 | 越川輝男君 | 30番 | 鈴木俊君 |
| 31番 | 越川洋一君 | 32番 | ・屋英夫君 |

欠席議員(1名)

16番 鈴木輝男君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---------------|---|--------|----------------|-------|
| 町 | 長 | 佐藤晴彦君 | 理事 | 海保英之君 |
| 理事 | | 小川利昭君 | 理事 | 斉藤俊一君 |
| 総務課長 | | 海保要君 | 企画財政課長 | 林英次君 |
| 環境防災課長 | | 鈴木孝一君 | 税務課長 | 椎名茂道君 |
| 住民課長 | | 瀬理和夫君 | 産業振興課長 | 高埜広和君 |
| 都市建設課長 | | 小堀正博君 | 福祉課長 | 高蝶文徳君 |
| 健康管理課長 | | 並木俊郎君 | 横芝行政 センター所長 | 伊藤賢二君 |
| 食肉センター 所長 | | 竹内康男君 | 東陽病院 事務長 | 田鍋悦央君 |
| 出納室長 | | 海保清一郎君 | 教育長 | 海保教之君 |
| 教育課長 | | 山本照男君 | 社会文化課長 | 布施勇君 |
| 農業委員会 事務局長 | | 大木一男君 | 代表監査委員 | 大木國臣君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 越川岳 | 主幹 | 實川裕宣 |
| 書記 | 須合京子 | | |

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日、鈴木輝男君から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

椎 名 文 雄 君

議長（伊藤良一君） 通告順に順次発言を許します。

椎名文雄君。

〔2番議員 椎名文雄君登壇〕

2番（椎名文雄君） おはようございます。

人類は、既に40年前にアポロ計画を立てて宇宙へ進出し始めたのに、40年後の現在、地球上ではさまざまな出来事、また、日本のこのさまは何なのでしょう。40年前は、私はもっと激しい夢を見ていました。

去る2月19日には、旧光まちづくりに一生を捧げた椎名彰元町長が天に召されました。お疲れさまでした。そしてありがとうございました。今度はじっくり、天上から我々の生きざまをながめていてください。笑われないように、今を目いっぱい生きます。

私は、平成17年2月16日の臨時議会において、横芝光町を新たに山武郡に設置することについて賛成いたしました。脳裏には、これは大変大きな壁にぶち当たる。しかし、その壁の向こうには必ずや、今までにない、いや、昔あって今失われてしまった大切なものを取り戻せるチャンスかもしれない。真剣になったときにしか生まれない力、情熱の炎、そして、だれもが持っているはずのその火種に火がつく。その可能性にだけかけてきました。それが、

ここにいる私たちに課せられた役目だと自分に言い聞かせて。

そこで、任期最後の定例議会の時間をいただき、確認の意味で3点ほど質問いたします。

まずは、町長の政治姿勢について伺います。

新町は4月から2年目に入ります。その前に1年を振り返ってみての反省点は、または、改めなければならないところは、また、これだけは何があってもやらなければならない点は、町政の根幹である町長の心の中を開いてみせてください。町長の視点で、1年間やってきた結果も含めて答えていただきたいと思います。

2番目に、教育行政について。

子供たちを教え育てるのに一番大切なのは、3歳までの親の愛であり、また厳しさでもあります。そして、その後の家庭でのしつけが大切です。そうです、家庭教育です。その重要性を町はどう親に伝えているか、現状と今後の方向性を教えてください。

また、そのための協力団体として、PTA、子供会、青少年相談員等があるわけですが、主人公である子供たちのことよりも、会の行事等を運営するのがやっとなりで、本来の目的が薄れてきてはいないか。町は現状をどう見ているか、教えてください。

3番目には環境対策です。

ほい捨てごみをなくすための条例を提案してくれていますが、条例をつくったからといってきれいにはなりません。今までも町じゅうに、いや、ごみのある町には必ず看板が立ててあります。それも、ごみをきれいにした後で、「ここにごみを捨てると法律により罰せられます、どこどこ町」と書いてあるのに、「ここはごみを捨てるどころです。ここに置いておけば処分します」と読む人が大変多いです。条例化したら何がどう変わるか。また、きれいにするために変えなければならない部分はどこか、お尋ねします。

以上3点、壇上からの質問とします。

〔2番議員 椎名文雄君降壇〕

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、椎名文雄議員からの政治姿勢についてのご質問にお答えします。

光陰矢のごとしのごとく、まさに一瞬の出来事のような1年でありました。町民、議会、そして町の職員を初め、多くの皆様のご理解とご協力により、おかげさまで横芝光町とし

て、また、私町長としても、ほぼ順調に2年目を迎えられそうでございます。

そうした中で、ご質問の反省すべき点について多々あるかと存じますが、強いて申し上げるとすれば、町民との対話がまだまだ十分ではなかったのかなと思われる点、私どもとしても積極的に臨むよう心がけてはいるものの、意見の向かい入れ方について、もう少し工夫が必要であったのかなと、そういうふうに本心思っているところでございます。

それと、その中においても、お年寄りに対する施策で敬老会を廃止させていただきましたが、そういう部分で今後のことも含めて、予算をつけるだけの問題ではなくて、町全体として、町民全体がお年寄りを心から敬える施策を今後考えてまいりたいと思っております。

また、やらなければならない点についてでございますけれども、新町建設計画に定められた諸事業の推進を図ってまいることは当然でございます。その中で、ハード事業については、横芝中学校建設事業、新粟嶋橋架橋・取りつけ道路整備事業と、長塚・北清水橋架橋・取りつけ道路整備事業など幹線道路の整備事業、そして、さらなる財政改革を進めて、必ずやっていかなければならないものだと思っております。

そして、先ほどの話ではございませんけれども、ソフト面では、子供やお年寄りに対する心のこもった施策の充実や、定率減税の廃止や税源移譲による町民のさらなる重税感の軽減を幾ばくかでも図れるような施策の充実を図ってまいりたいと思っております。今後とも議会の皆様方のご支援、ご協力を切にお願いを申し上げる次第でございます。

以上で、3点のうちの私の壇上からの答弁とさせていただきます。教育行政、また環境対策については、担当課長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） 椎名文雄議員の2点目のご質問でございます教育行政について、一般質問にお答えさせていただきます。

子供の教育は、家庭での教育が原点であり、親や保護者が最初の教師でもあります。そして、家庭は厳しいしつけの場であり、人間形成の基本である規律正しい生活習慣を身につける場でもあります。

町では、こうした家庭教育を支援するため、幼児家庭教育学級、各小・中家庭教育学級のほか、各保育園、幼稚園、小・中学校等と連携し、幼児期から少年期までの子供を持つ親等を対象とした家庭教育の行事や活動、家庭生活での子供に対する相談に積極的に取り組み、

成果を上げています。今後ともこれらの関係機関・団体等と連携を図り、家庭教育に携わる多くの方々の学習機会の充実に努め、家庭教育における親の役割や責任の重要性を自覚してもらうとともに、家庭の教育機能についての啓発に努めてまいりたいと思います。

ちなみに、当町の家庭教育支援事業の取り組みにつきましては、近隣市町でも評価をされていると思っております。

また、PTA、子供会、青少年相談員の活動は、家庭、学校と連携・協力をいただき、それぞれ目的に応じた青少年の健全育成や学校・家庭教育の支援事業等、取り組んでおります。関係の皆様は深く感謝いたしております。

各団体の活動は、自主的に取り組んでいるわけではありますが、その内容等について検証するとともに、関係団体との連携による効果的な事業の取り組みや、地域における指導者等の育成確保を図り、各団体の活動の一層の充実に努めてまいりたいと思っております。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

〔環境防災課長 鈴木孝一君登壇〕

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは、椎名議員の質問の3点目であります環境対策についてお答え申し上げます。

環境対策でありますけれども、非常に残念ではありますが、まさに議員ご指摘のように、当町でも、注意を喚起する立て看板の下に、嫌がらせのようにわざとごみを捨てる者もいて、担当といたしましても大変情けなく思うときもあります。

これらの行為については、その人の人間性に問題があるものと考えられ、注意喚起の看板設置や広報等を幾ら行ってもなくなり、その都度、不法投棄監視員さんやボランティアの皆さんのご協力をいただきながら、町にて処理しているのが実態であります。

これらの行為が少しでもなくなればと考え、今議会で「ばい捨て防止に関する条例」を上程させていただいたところではありますが、この条例はさきの全協でも説明しましたように、検察庁との協議も行い、罰金制度も設けました。今後、悪質な行為に対しては、警察にも協力していただき、できるだけ行為者の特定を行うとともに、その行為者に対して罰金を科す考えであります。

なお、罰金については警察からの調書等が裁判所に回り、裁判所から本人に送付されることとなります。

この条例を制定したらすぐに町がきれいになるとは言えないと思いますが、この制定を手

始めに、今後、「不法投棄防止条例」等の制定についても検討するなど、悪質行為者の一掃を目指し、きれいで住みよい横芝光町になるよう努力する所存であります。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

〔環境防災課長 鈴木孝一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 何でも常に是々非々はすごく大切なことです。これでいかなければならないんです。さらに是よりも非を改めるのが先であってほしいと思います。これはすべてに言えることだと思いますけれども、信頼関係がある思いやりのある町を是非、この辺を、私はソフト面を大いに目指してほしいと思います。

その前に、一番大切なあいさつがまだできていないような気がします。それと逆に、今お世話になっている東陽病院ではすごく 2回だけしか知りませんが、すごくあいさつがよくて、病人が元気になってしまうような、すばらしいあいさつをしてくれます。これはほとんどの人がやってくれます。そこしか今は気がつきませんからあれなんですけれども。あいさつは人間を明るくするし、気を変えます。その辺は役場の職員全員が、役場の中だけではなくて、横芝光町どこへ行ってもやるようにすれば、これはすばらしいことではないか、これはすぐできることではないかなと思います。

それと、「栗山川がはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」とは、具体的に。

我々が一つ一つ行ってこそであると思いますけれども、簡単な話、栗山川の土手に横芝光町の人は何人行ったのでしょうかね。「栗山川がはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」とうたったんですけれども、1回はみんな行って見る必要があると思います。

昔は、合併するまでは郡境であったから、ごみ捨て場であったと思います。今、建設課の関係は工事しているから、その現状がわかると思いますけれども、それが今非常にきれいになってきました。重なってしまいますけれども、このきれいなときに、今、この横芝光町の町民が歩くだけで、きれいな栗山川になった土手を守っていけるとと思います。次は水ですけれども。まず、そういうふうに口で言うより体を動かす。これは本当は楽で早いと、私は思います。それには、先ほども言いました町の心棒である町長が先頭に立ってやれば、これは簡単に動き出すと思います。心棒が動くんですからね。

3月3日のNHKの7時半からの、教育長も、みなさん教育に熱心な方は見たと思いますけれども。2時間半もかけて、これから日本のいじめをどうすればなくせますかということで、関係者、文部科学省、教師、父兄、それから実際にいじめに遭った人たち、いじめてい

た人たちが大激論というか、話をずっと聞いていたんですけれども、答えは最後のたった7分の子供たちの意見にありました。「みんな自分のことばかり言って、私たちのことをだれも考えていないよ」。簡単なことではないんでしょうかね。

先ほども言ったけれども、40年前はそんなにすばらしい国であり、そういう場所であったのが、自分のこと、自己中心になってしまったこの今の世の中、これをもとに戻せばいいだけで、先生は目の前の子供たちを教育する。これを何とかしなければいけない。親はもちろんです。地域の人もちろんです。これは当たり前で、この間まではみんなやっていたことなんですよ。これはすぐできることだと思いますので、何か子供に教わっている今の世の中、子供は間違ってますよ。大人のまねをしているような気がします。

ですから、そのためにいろいろな役があるんですから、それをもっともっと、その人たちが真剣にやれば済むことだと思います。肩書をつけたからできる、そんな問題ではありません。中身です。ぜひもう1回、そういう役をやっている人、親は親、PTA、先生は先生、青少年相談員、いろいろな役があるけれども、本当に目的は何だろうか。それでなければ子供たちには伝わりません。その辺をお願いします。

ごみなんですけれども、これもきょうの朝 昔はそういうぐあいに隠れてやっていたんですけれども 何とサービスエリアにたくさんのごみの山というような、堂々と、これはえらいことです。全部が全部ではないんです。そういうことがあらわれただけでも、たしかそのごみの処理が十何億円と言っていましたね。大変です。そういうふうに横芝光町がならないように常に、この光町から、光る町から、横芝光町、この光るという名前をどんどん広げていってきれいにしてしましましょうよ、町長。

まして、ごみなんだけれども、本当はごみではない。あれはみんな資源に帰る、リサイクルできるんですよ。例えば、そこにできた現代興業さんなんか、あれは今ペットボトルを回収するのにお金を払って、持ってきたら幾ら、手間代をちゃんといただけるんですよ。これは全部のごみは、今はほとんどそうではないですか。例えば、ごみでないのに、きょうも銚子で、お墓の線香をあげるステンレスがかなり盗まれたとか、ごみを捨てなければ盗まなくて資源はいっぱいあるんだから、その辺もどうなんでしょう。防災課長、分別して袋に入れなくても、直接ごみ屋さんがとりにくるような、そういう分別をすれば、ごみではなくて資源ですから、その辺を。前回は言いましたけれども、水俣ではそれをほとんどやっていますからね。その辺についてお聞かせください。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、いろいろとご提言ありがとうございます。

まず、役場の職員のあいさつについては庁議のたびにるる申し上げていて、役場を見る角度にもよって違うのでしょうかけれども、ある部分では明るくなったのではないかというおほめの言葉も、極めて若干ではございますけれども、いただいているところもでございます。

そうした中で、これについては本当にこれからも啓発活動を続けていきたいと思っております。私みずからあいさつはするようにしておりますので、今後温かく見守っていただければありがたいなと思っております。

それで、先ほどの「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化の共生するまち」そのつくりということで、町長が先頭に立ってやるべきだろうと、まさしくそうであろうかと思えます。私もできる限り、椎名議員が一生懸命やっておられます、今度の25日ですか、栗山川のボランティアが集まるうというような声かけにも、ちょっと日程の調整を図ってみたいなどは思っております。

それと、いじめの問題については、本当に真剣に今取り組んでいると。そして、私が答えるものかどうか、ちょっと阻むところもあるんですけれども。子供たちも、周りが余りはれものにさわるところで見ては本当はいけないんだらうと。そのところは言うところは言う、ぐずっとやるというような気持ちで、強い姿勢で大人もいくべきだろうなと思っております。今はちょっと、特に若いお父さん、お母さんについても、子供たちについてはいささかはれものにさわるところのような扱い方をしているような傾向が見られる。その辺の部分が、もっと行政も教育委員会初め、教育長初め、その中で強い姿勢で学校にも臨むように、そしてまた、3日ですか、たまたま横芝敬愛高等学校の卒業式に私も参加させてもらって、近隣の数多くの中学校の校長先生も出席なされていまして、私が「時節柄いろいろ大変ですね」というお話をすると、「いや、世間で言うほど、そんなことでもないよ」と。そういうふうに言っている中学校の校長先生もおられます。そうした部分で特段、当町におきましては、小さいところを根掘り葉掘りやれば、いろいろあるのかもしれませんが、逐次、教育長、教育課長の方から連絡を受けている限りでは、横芝中、光中においても、また、7つの各小学校においても、特段をさせなければならないような事件・事故 いじめが本当はないのかと。いや多分ありますよ。そしてその都度、早い対応でアンケートをとったり、そういうことをともかくすぐ実施をするというように今はやっただいて、この数カ月、本当にそういう報告は今のところは受けていません。最初の6月、7月ごろは、正直申し上げますと結構ありました。ただ、それについてる教育委員会の方の、ある意味

結果的かもしれませんが、適切な、早い、そういうような処理をもってやる方がいい結果につながったのかなというふうに思っているところでございます。

そして、ごみの問題、環境問題でございます。

椎名議員がおっしゃるとおりでございます、これは山武環境衛生組合、そして匝瑳市ほか二町環境衛生組合の方も、分別収集については今後当然やっていかなければならない。ただそれを、横芝光町1町でということはなかなか難しいもので、当然のことながら環境衛生組合の議会の中でも話してはいたけれども、6割7割が細かい分別をすることによってごみが減らせるだろうとはいうものの、それに対する住民の周知、また、それに対する費用の問題、その辺のところを少しずつ進めていかなければならないかなと思っております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 椎名議員さんからの質問であります。

質問というよりも非常によい提案で、話の中にありましたNHKで3日だと思いますけれども、7時半からやって、私も見させていただきまして、最後に16か17歳の少年だと思いますが、答えた中に、お互いに責任を追求するのではなくて、一人一人が自分の仕事をしっかりやってくればよくなるんですよという話をしておりました。私はそのとおりだと思います。

椎名議員の言うように、教育委員会の組織の社会教育の中に社会教育団体としてのPTAが、あるいは体育関係の方では体育協会を含めて、さまざまな外郭の組織があります。さまざまな方々に協力していただきながら、町長のお話にありましたように、現在、いじめを含めまして、いろいろな形で理解をしていただく。子供を育てていくために、立場立場で責任を持ってやっていこうと。私自身も学校のさまざまな、いろいろな出来事、確かに多くの子供がおりまして、また職員もおります。そして保護者の方々もおりますので、いろいろな部分で勘違いや、あるいは行き違いのあることもあります。しかし、それを即対応していく。学校のできることは学校が全力でやろうと。そして、親のできることは親に全力でやらおうという姿勢で現在進めているところであります。なかなか思うようにはいきませんが、一步一步、子供にとって、この町に住んでよかった、この町で学んでよかった、この先生と出会ってよかったと、そういう教育環境をつかっていきたいというように考えております。

椎名議員の求める答えに近づくかどうかわかりませんが、私自身は今、町長ととも

に教育行政の方で全力でやっていくという考えであります。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 後が控えていますので、同じことを何回も言ったら失礼ですけども。

坂村真民さんという詩人をご存じでしょうか。その詩に、「最高の人」という詩があります。「最高の人というのは、この世の生を、命を精いっぱい、力いっぱい、目いっぱい生きた人」とあります。私は、子供たちに最高の人になってほしいと。だから、自分はあるだけの力を出してやりたい。みんなだっただろうと思います。これからの子供たちを最高の人にしようではありませんか。それには我々が、すごいことをやる必要はないと思うんです。目いっぱい、力いっぱい、そういう子供たちがいっぱい出る町になるようお願いして、質問を終わります。

議長（伊藤良一君） 以上で椎名文雄君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は10時45分とします。

（午前10時32分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

山 崎 貞 一 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

山崎貞一君。

〔15番議員 山崎貞一君登壇〕

15番（山崎貞一君） 登壇により一般質問をさせていただきます。

最初に、行政改革についてであります。

地方自治体を取り巻く環境は、少子・高齢化社会の到来を初め、情報化、国際化、生活の質や環境への関心の高まり、さらには、地方分権や規制緩和など大きな変動の時期を迎えています。これに伴い、住民の多様なニーズに即応し、かつ、その時代の変化に即した地域社会を築いていくための住民に一番身近な市町村の役割はますます大きくなっていると言わ

れております。

地域の総合的な行政主体である自治体において、総務省から地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる集中改革プランが示されました。これにより、都道府県や市町村には、5年間で具体的な取り組みを集中的に実施することが求められております。当町においては、昨年12月、集中改革プランが発表され、平成18年度から平成22年度までを推進期間とし、年度ごとの見直しを行うものとしております。

そこで、次のことについて伺います。

集中改革プランの具体的な方策について、住民と行政の適切な役割分担の具現化をどのように図っていくのか。電子自治体による行政システムの効率化、コスト節減などを勘案し、縦割り行政の弊害を改革した課の統合、再編を視野に入れた効率的な行政運営の方策についてどのようにお考えになっているのでしょうか。

補助金の整理、合理化を勘案した補助目的、自主・自立、経費負担等、行政効果を精査する機関を設けて、補助金の見直しの検討をしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、行政評価システム導入についてであります。

政策や事業に対して効率性、有効性、公平性、実施手続、社会経済的变化への即応といった観点から、客観的に分析、評価を行うことなど、行政評価システムの導入の必要性を考えますが、いかがでしょうか。

県の示した第2次合併構想の見解について伺います。

横芝光町が誕生して間もなく1年を迎えようとしております。また、佐藤町長は就任して10カ月が過ぎ、日夜、町民の負託にこたえるべく、全身全霊を込めて、町発展のために鋭意努力されていることは、多くの町民が認めるところであります。

さて、昨年12月、千葉県は第2次合併推進構想を発表いたしました。これによりますと、当町は山武市との組み合わせとなっております。合併後の町政の現状と県が示した合併推進構想、また、将来の合併についての見解をお尋ねをいたします。

次に、2007年問題、団塊世代の大量退職問題について質問をいたします。

一般的には、昭和22年から昭和24年までに生まれた世代が団塊の世代と言われており、約700万人が大量退職を迎え、社会的に問題視されております。団塊の世代は、戦後のベビーブーム時代に生まれ、すし詰め教育、受験戦争を経て、そして社会に出てからは高度成長を支え、バブルの崩壊をくぐり抜け、そして今IT時代の波にとまどいつつ、人生の第1ステージから第2ステージに移る準備に入り、この世代がこれから10年後、20年後、30年後をど

のような形で生きていくかは、個々人にとってはもちろんのこと、日本社会にとっても極めて重要な問題であると言われております。

隠徳を積む、人に知られないように施す恩恵という言葉がありますが、このことも大変大事であります。それより、官と民との間の公という意識の高揚を図るべく、官民一体となった社会的、行政的な立場から、受け皿づくりを構築することが大変重要ではないかと思います。

そこで、次のことについてお尋ねをいたします。

2007年から2009年までの町職員の定年退職者数と財政支出、団塊世代の意識調査による適正な施策の必要性について、社会的活動への有能な人材資源の活用による行政の方策、ボランティア等による官民一体となった行政運営の組織化構築の方策について見解を伺います。

次に、公正さが求められる入札制度についてであります。

昨年、官製談合事件により、福島県、和歌山県、宮崎県の3県の知事が逮捕という、政治の信頼を失墜させるまことに残念な事件が相次いで発生しました。政治と金の問題は一向におさまる気配はないようです。

当町では、平成19年度から横芝中学校校舎棟建設などの大型事業が多く計画されておりますが、このようなことが絶対起こらないように最善の努力をしなければなりません。町民からは、公明で公正な入札制度を求めることが多く聞こえております。

そこで、次のことについて質問をいたします。

土木、建築、専門工事の町内登録業者数と、入札指名参加願提出業者の各等級の町内各業者数、各発注金額による指名業者の組み合わせ選定区分の基準、平成18年度の随意契約、指名競争入札、一般競争入札の件数と各請負契約の合計額、入札率の1,000万円未満、1,000万円から5,000万円未満、5,000万円以上の現状はどういうふうになっているのでしょうか。町内業者の指導、育成に関する方策、さらに、談合防止策の現状と今後の方策について伺います。

以上、登壇による質問といたします。

〔15番議員 山崎貞一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 山崎貞一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 山崎貞一議員の行政改革についてのご質問にお答えします。

初めに、集中改革プランについてのご質問にお答えします。

具体的方策についてのうち、住民と行政の役割分担の具現化についてでございますが、ご質問のとおり、我々地方自治体は、その経営能力を向上させ、名実ともに自立していくために、従来からの行政手法を抜本的に改革していく必要があります。そのための行革手法を、横芝光町行政改革大綱、いわゆる集中改革プランとして策定をしたものでございます。

ご承知のとおり、この集中改革プランは、住民ニーズの反映や事務事業の見直し等を踏まえ構成をされています。そして、この集中改革プランの柱の一つが、ご質問をいただきました住民の自発的、積極的な行政参加、いわゆる住民と行政の役割分担の具現化であり、住民と行政が一体となってまちづくりを進めていくことを計画計上しているものでございます。

次に、住民参加の具体的な方策を初めとした取り組みについてであります。当該集中改革プランは、計画期間を平成18年度から平成22年度までの、議員おっしゃられる5年間とするものでございまして、プラン後段部分の実施項目の個表（集中改革プランの内容）において、改革のための工程を具体的に示し、これをもとにして、各課ともに改革を進めていくこととなります。

個別の内容についてであります。計上項目ごとに事業の概要と改革の目標を設定し、さらには5年間の工程を年度ごとに分けて計上しております。担当課は、このプランの計画に従って改革を達成させていくこととなります。

また、集中改革プランの達成にとって最も必要なことは、住民の皆さんが町と同じ立場に立ち、改革に伴う痛みを共有のものとしてご理解いただくことであり、その上に立ち、英断をもって行政改革施策にご協力いただくこととでございます。そのためには当然のことながら、町行政みずからが聖域なき改革を断行し、これとあわせ、住民が正しい判断のできる行政情報の積極的な開示を行っていく考えでございます。そして、その中から自発的に住民の行政参加が多方面にわたり生まれてくることを大いに期待をし、また、進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

続きまして、縦割り行政の弊害などを改革した効率的な行政運営の方策についてのご質問にお答えをいたします。

縦割り行政の弊害改革とのご指摘でございますが、縦割り行政の弊害と言われる過去の代表例として、食品表示が挙げられます。現在は既に調整されていますが、当初の食品表示は、日本農林規格法、いわゆるJAS法、それに食品衛生法、景品表示法において、それぞれに

目的や項目が定められていました。そして、担当する役所も農林水産省であるとか、厚生労働省、または公正取引委員会とばらばらになっており、わかりにくいとされてきました。その中で生じた弊害が、日本農林規格法（JAS法）でいう「賞味期限」であり、食品衛生法でいう「品質保持期限」でありました。当時はほとんど同じ意味であるにもかかわらず使用されて、縦割り行政の象徴的弊害とされておりました。

議員のご質問のとおり、縦割り行政の弊害を生じさせてはなりません。役場組織機構のあり方にしても、これでよいといった終着点などはないものと思っております。そのときどきの社会情勢等を考慮し、規模縮小等の改革を断行していく必要があるということは言うまでもありません。

町といたしましては、今後も行政改革プランをベースに、縦割り行政による弊害が生じることのないよう行政改革を断行し、あわせて役場組織機構内での連携強化を図り、住民の立場に立った対応を常とする組織の構築に努めてまいり所存でございます。

次に、補助金の見直しの検討についてであります。平成19年度予算での各種補助・交付金につきましては、件数で130件、金額にしまして5億9,674万4,000円を計上させていただいております。

各種団体への運営経費的補助金につきましては、合併に伴い統合した団体への補助金への一部について、平成18年度予算編成時に見直しを行ったところでございます。

補助金は、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要がある場合に交付されるものですが、一口に補助金といっても、政策を推進するための個人に給付されるものから、各種団体の活動の支援として交付されるもの、町が主導して組織された団体への補助で、事実上、町の負担金や委託料としての支出となっているもの等、さまざまなものがございます。

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、公益的な住民活動を活性化するなど、町の施策を展開する中で、長い間重要な役割を担ってきました。

しかしながら、一般的には、補助金の施策の長期化による既得権化、一たん補助金を始めると長期化することが多く、交付団体自体も補助金への依存が強まり、自己財源への確保など、みずからの努力で運営を行う姿勢が希薄になりがちとなる傾向が見受けられ、社会情勢が変化してもなかなか見直せない状況が続いてしまうケースもございます。

そのために、個々の補助金の必要性や効果等について、客観的な視点から十分なチェックを行い、相対的に役割の小さくなったものは適時廃止・縮小する一方で、新たな必要性の高いものは時期を逃さず取り入れることができるような仕組みを構築する必要があると思っております。

おりますので、今後、種類ごとの方針や交付基準の見直しを検討する必要があるのではないかと考えております。

次に、行政評価システムの導入についてでございますが、行政を行う施策や事務事業について、町民の視点に立って、費用対効果を精査しながら、その有効性や効率性を評価し、その評価結果を予算編成や企画立案等に生かすことにより、効果的で効率的な行財政運営を目指すことが、今、各自治体に求められております。

しかしながら、その評価方法については、各自治体がそれぞれの実情に合った手法で行っていることから、当町において行政評価を導入するに当たっては、庁内での検討のほか、コンサルタントのノウハウ等を活用した調査、研究を行ってまいります。

具体的な導入時期につきましては、新総合計画の策定にあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、県の示した第2次合併構想の見解についてでございますが、山武市及び横芝光町は、ともに昨年3月27日に発足をし、合併後間もないことから、今現在においては、新町の行財政基盤の強化と地域の融和が最重要課題であり、新町のまちづくりに力を注ぐことが大切であると認識をしております。

2次合併については、今後避けられない重要な検討課題であると理解をしておりますが、この問題は議会及び住民との十分な協議のもと、住民主導で議論がなされなければならないと思っております。

さらには、近隣市町の動向を見きわめる必要があると思われまことに、慎重に調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

続いて、2007年問題、いわゆる団塊世代の大量退職問題についてのご質問でございますが、2007年から2009年における町職員の定年退職者数と財政支出については私がお答えをし、残りの質問については、後ほど企画財政課長が答弁をしますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、2007年から2009年における町職員の定年退職者数と財政支出についてお答えをします。

なお、ここで申し上げます職員退職者数は、あくまでも現時点における予定人員数ということでご理解をいただきたいと存じます。

初めに、2007年3月末、19年3月末の退職予定者数についてでございますが、病院職員を含めた全職員数339名中19名となっております。19名の内訳は、一般事務職員が9名、薬剤

師、看護師、保育士等の技術系職員が6名、調理師等の職員が4名となっています。

また、退職欠員等を含む職員人員管理につきましては、定員適正化計画により、一般事務職員の欠員補充はせずに、さらに調理員、用務員等の職種につきましても、欠員補充せずに臨時職員等によって補っていく計画でいます。しかしながら、病院職員につきましては、診察等病院経営の支障のないよう、医療技術職の欠員補充は定員適正化計画どおり行っていく予定でございます。

続いて、2008年3月末、20年3月末の退職予定者職員数については15名となっております。内訳としましては、一般事務職員が4名、医師、看護師、保育士等の技術系職員が5名、調理師等の職員が6名となっています。

次に、2009年3月末、21年3月末の退職予定者数は7名となっております。内訳としては、一般事務職員が3名、保育士等の技術系職員が2名、調理師等の職員で2名が退職する予定でございます。

また、退職欠員等を含め、2008年並びに2009年の職員人員管理につきましても、2007年同様に、定員適正化計画により定員管理を図ってまいります。

次に、2007年から2009年までの3年間における財政支出額についてでございますが、この期間内に退職予定職員数は41名であります。一方、定員適正化計画に計画計上されている採用予定職員数は21名であり、主に医師を初めとする技術職となっております。3年間の減員数の合計は20名となります。職員の退職による財政支出であります。単純に積み上げれば、この減員20名分の人件費がそのまま経費節減として計上されますが、実態としては、行政サービスの低下を招かないように、職員減員20名分の業務を補う対応をしなくてはなりません。その対策として、各種業務等の外部委託経費や臨時職員、あるいは人材派遣等にかかわる経費、さらには職員減に伴う対応に必要な経常的物件費等の費用が必要となっております。これらを相殺し計算しますと、職員削減による事業効果としましては、概算であります。約1億1,200万円程度となります。

しかしながら、この概算経費はあくまでも予測数値であり、業務委託内容などによっては経常的物件費の増減に影響することから、あくまでも参考数値としてご理解を賜りたいと存じております。

続いて、社会的活動への有能な人材資源の活用による行政方策についてでございますが、議員ご提示のとおり、経常経費削減の見地からも、町民サービスの窓口等を中心に、経験豊富で専門知識を有した定年退職者を活用した行政展開並びにまちづくりができるよう検討を

してまいりたいと存じます。

続いて、入札制度についてのご質問にお答えをします。

ご質問の1点目でございますが、業種・等級ごとの町内登録業者数につきましては、横芝光町建設工事等指名競争入札参加資格審査基準により等級の格付がされておりまして、土木業者では29社の登録があり、Aランクが2社、Bランクが11社、Cランクが16社となっております。また、建設業者は18社の登録があり、Aランクが7社、Bランクが8社、Cランクが3社となっております。

その他業種につきましては、舗装が全18社で、Aランクが4、Bランクが11、Cランクが3、管工事ではBランクが4、Cランクが1、防水ではBランクで2社が資格業者名簿に登録をされているところでございます。

2点目の各発注金額による指名業者の組み合わせ選定区分の基準ということでございますが、工事種別ごとの発注区分につきましては、設計金額に応じた等級を、また、指名業者数につきましても、横芝光町建設工事等指名業者選定基準に定めてございます。

例えばを申し上げますと、土木一式工事で設計金額2,500万円以上はAランク、300万円以上2,500円未満はBランク、300万円未満はCランクへの発注を原則としており、指名業者数につきましては、設計金額1,500万円未満が5社、1,500万円以上5,000万円未満が7社以上 先ほどの1,500万円未満は5社以上です。5社ではなくて5社以上 1,500万円から5,000万円未満が7社以上、5,000万円以上1億円未満が10社以上、1億円以上の設計金額では12社以上の指名業者として、発注金額に応じた指名を行っております。

次に、3点目の平成18年度の随意契約、指名競争入札、一般競争入札の件数と各請負契約の合計金額はとのご質問でございますが、まず、指名競争入札に関しましては、合併に伴い3カ月間の暫定予算を編成したところから、通年ベースでの執行ができなかったこともあり、指名競争入札による請負工事の発注件数及び金額につきましては36件、金額にして2億7,887万円となっております。また、130万円以上の建設工事における随意契約の件数は4件、金額にして総額1,311万円であり、一般競争入札における実績はございませんでした。

4点目の請負による落札率の現状につきましては、請負金額1,000万円未満が90.9%、1,000万円から5,000万円未満が92.8%、5,000万円以上が96.9%となっており、請負全体では93.1%の落札率でありました。

また、5点目、6点目の町内業者の指導、育成及び談合防止策の現状と今後の方策に関してのご質問ですが、入札・契約制度につきましては、横芝光町建設工事等入札・契約制度検

討委員会におきまして、入札の公平性、透明性を確保するための改善事項を検討し、昨年、予定価格等の入札前公表試行に関する事務取扱要綱を定め、11月24日の入札から運用したところでございます。

なお、予定価格の事前公表にあわせて、適正な見積もりがなされているかの確認のため、予定価格500万円を超える工事につきましては、すべての入札参加業者から、500万円以上の工事については落札者から工事費内訳書の提出を求め、入札参加者の積算能力の向上を図ることとしております。また、談合防止策としましては、指名業者の事後公表を行うことといたしました。

指名業者につきましては、入札制度の透明性を高めるため、指名通知後になるべく早期に公表することとしておりましたが、事前に指名業者が明らかになると、入札参加業者間で談合を助長しやすいという懸念があるため、入札執行後に公表することにいたしました。

入札の執行方法につきましては、平成19年度には、制限つき一般競争入札の導入も視野に入れて検討をしているところでございます。今後も、競争性・透明性・公平性を念頭に置きまして、改革を進めてまいりたいと考えております。

以上で、壇上からの私の答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） 山崎貞一議員の大綱2点目の2007年問題、団塊世代の意識調査による適正な施策の必要性について、社会的活動への有能な人材資源の活用による行政の方策について、ボランティア等による官民一体となった行政運営の組織化構築の方策については関連がございますので、私の方から一括してお答えをさせていただきます。

これからの町における行政運営は、町民と行政による「協働のまちづくり」の視点が重要とされており、厳しい経済状況を受けて、町の財政状況も厳しさを増している状況下で、多様化し増大する住民ニーズに対応するためには、行政のみでの取り組みでは対応し切れない状況となってきております。

そこで、住民の参画をいかに行政運営に生かすかが課題としてあげられるところでございます。

現在、町が策定しております総合計画策定に伴いまして、昨年実施をいたしました町民意識調査の中でも、住民と行政による「協働のまちづくり」を進める上で、地域の方たちがど

んなことを協力して取り組むことが必要と思われるか。また、行政運営について、「まちづくりに参加したいと思いませんか」など、「住民との協働」に向けた取り組みに対する視点での調査を実施しております。団塊の世代とされる方々の社会参加に対する意識は、50代から60代で約50%以上と関心も高いことがうかがえるところでございます。

総合計画策定の中では、特に、「行政と住民との協働」という視点到留意をして、今後のまちづくりのための施策について十分調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 山崎貞一君。

15番（山崎貞一君） 自席によります1回目の質問をさせていただきます。

行政改革の集中改革プランについてであります。住民と行政の適切な役割分担のことについては、町民が行政に何を望んでいることが発想の原点であります。佐藤町長の未来をつくる住民の視点でという政治姿勢にもありますように、住民の立場に立ち、公正でわかりやすい情報の公開と提供により、情報を共有し、住民参加を積極的に進め、住民一人一人の自治意識の高揚を図り、開かれた行政システムを確立し、活力のあるまちづくりを推進していただくことが大変重要であります。

そこで、住民参加による行政を推進するに当たり、昨年10月にまちづくり懇談会が行われました。しかしながら、町民の参加者が少なかったように思われます。たしか二百七十数名という話を伺っておりますが、この辺についての見解も含めまして伺いたいと思っております。

そういうことから、例えば、町民の参加をふやすための職員による地域担当制度という、地域と町政がより密着した関係をつくるのが今後の課題だと思っておりますが、この点につきましてどのようにお考えなのか伺います。

効率的な行政運営ですが、従来の事業予算の使い切りの発想を廃止し、縦割り行政から横断的行政への転換が求められております。その一つに、マトリックス予算編成というものがあります。例えば、2つの課が行政を政策テーマによって行うことで事業の重複、つまり予算のむだ遣いを防ぎ、効率的に財源を配分することができるというものです。このような試みを多く導入すべきと思っておりますが、この辺について伺います。

行政システムについてですが、先ほど町長からお答えがありましたが、すべての事業を住民の立場に立って費用対効果で総点検するものであります。サービスを受ける側の住民がどのような満足度を得られるのかという事業の数値目標として、事業を企画し実行したことに

ついでの評価をする。このことを情報公開し、内部評価のみならず、外部評価にゆだね、次期の予算編成に生かすというものでありますが、この辺についてもどのようにお考えなのか伺います。

第2次合併については、佐藤町長の選挙公約であります、「町民の皆さんの意見を十分に尊重し進めてまいります」という、先ほどのご答弁にもありましたように住民主導という、そういうことで今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、2007年問題について質問をいたします。

これまで日本の経済や暮らしを支えてきた団塊の世代たちが本格的な高齢化社会をもたらす主体として、この世代が注目をされております。団塊は徹底した抑圧、貧困などの決定的不条理に遭った経験がないので、見失ってきたことも多い。その典型が、官と民との間に公の概念があることを忘れてきたのがこの世代であり、だれかが額に汗して公を支えないといけない。地域社会での教育・環境・文化などの活動には、市場メカニズムでは解決できないものがいっぱいある。そこに今まで恵まれてきた世代が気がつくかどうかによって、日本の社会のあり方が変わるというような指摘もあります。

そして、団塊の世代が定年退職を迎えても、まだ燃え尽きていない人生を長年培われた知識・能力・技能など、経験豊富な人的資源を生かした取り組みを行政と住民の連携により、一体となった社会的な手助けとしての仕組みの組織づくりが肝要と思います。

船橋市は、ことし1月31日に、団塊世代の大量退職で会社をやめた人たちが今まで以上に地域に目を向けてくれることになり、これを生かすための施策として、市民協働推進委員制度を導入いたしました。また、千葉市では、団塊の世代活動支援を予算計上しております。このような先進市の事例も参考にした方策が必要と思いますが、この点についても伺います。

次に、入札制度についてであります。

各発注金額による指名業者の組み合わせ選定区分の基準については、町内業者の多いことでの選定で大変ご苦労があるかと思ひます。業者の選定に当たっては、先ほどの町長の答弁にありましたように、公正で透明な制度を十分に生かしていただきたいと、そのように思ひます。

落札率につきましては、一般的に90%を超えると談合の疑いもあるというような指摘もありますが、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

また、先ほど5,000万円以上につきましては、落札率が金額の多いほどにつれてふえているようですが、この辺のことについても自然発生的なのかどうかということは、立場でない

とわからないと思いますが、この辺のこともあわせてお願いしたいと思います。

それから、入札予定価格の基準とする要因はどのようなものでしょうか。

次に、町内業者の指導・育成に関しては、検査時の書類上、また、工事完成状況の指導など、不良・不的確な工事のないように、業者の育成という立場からの的確に指導していただきたいと思います。

談合防止策につきましては、入札価格の全公表制の導入ということですが、最低入札価格制度はどのようになっていますか、伺います。

総務省、国土交通省が昨年まとめた入札適正化に関する実態調査によりますと、談合防止策には多数の業者が参加できる。先ほど町長もおっしゃられましたように、一般競争を全市町に広げるのが有効と判断した。また、全国知事会が予定価格1,000万円以上の都道府県の工事を一般競争入札にする方針を決めたというような報道がありました。一方では、大規模な工事が少ない市町村では、事務量増加や地元業者の衰退を招くこと。また、参加業者を地元限定にするなど、運用次第では一般競争入札のけんあくの指摘もありますが、どのようにお考えになっておるのでしょうか。

以上、見解を伺います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、集中改革プランでの住民への情報の提供は、本当にまちづくりに大切だろうと。そうした中で先ほど議員がおっしゃられました、まちづくり懇談会に 私も先ほど椎名議員の答弁でもちょっと、住民の意見を聞くのが足らなかったのかな。また、それに工夫が足らなかったのかなという答えをさせていただきましたけれども、住民懇談会については、曜日と時間も大きな一つだったのかなと。全部で7カ所やったんですけれども、1カ所については100名以上集まったところも、その曜日と時間によってはたくさん集まってくださったところもあるので、その辺のところから研究をしていきたいと思っておりますし、それこそ、そういう部分はどんどん改革していきたいなと思っております。

職員の地域密着制度、これもなかなかいいアイデアだなと思っております。その辺は、ちょっと職員と相談しながら考えてみたいなと思っております。

それと、2番目のマトリックス方式を試みてはということでございますけれども、大変勉強不足で申しわけないんですけれども、これについては私はよく認識がなかったもので、これはちょっと研究をさせてもらって、それがいいというのであれば、いいものはすぐ進めさ

せていただきたいと存じます。

それと、行政システムの費用対効果、情報公開、そうですね、これについては、今のレベルではかなりの部分の情報公開をしております。ただ、町民の皆さんが全部、インターネット、ホームページを見ているわけではございませんので、その辺の部分につきましては、もうちょっと広報の、そういう情報部分の充実も図っていかねばならないのかなと思っております。

それと、2次合併については、本当に将来を見据えた中でどうしていくのか。そして、今はいろいろな学者、または政治家の上の人たちのお話の中で、日本の国がどういう行政システムになっていくのかということも非常に傾注しながら、この判断は慎重にやっていかねばならないのかなと。今、道州制ですとか、もっと大きな部分での合併をというふうを考えている政治家、学者もおられますし、また、そういうように余り広くしてしまえば、住民の意見も通りづらくなる。そうした場合に、本当の真の意味での行政が希薄になってしまう。大きくすれば効率はいいんだけど、実際に住民の声が聞きづらくなるのではないのかなと。そういう話の中で単に効率を考えればいいのかという問題でもないのかなと。その辺は国策とあわせて考えていかねばならない問題だと思っておりますので、何はともあれ、先ほどお答えをさせていただきましたとおり、これから2年目に入る横芝光町をともかくみっちり築き上げていくのが私の使命であると考えておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと存じます。

それと、続きまして2007年問題、団塊の世代の施策、テレビ、ニュースなんかでいろいろと、都市部の団塊の世代をこちらの何というんですか、田舎というか、地方の方に持ってくる施策を頑張っている地域があったり、いろいろあるんですけども。それもなかなか、正直なところ、私もこれについてはいろいろ考えてみたんですけども、団塊の退職した人をいっぱいこちらに集めてしまったから将来的にどうなるのかというと、将来的にまた町の大きな負担になったりすることもある。

ただ、きっと山崎議員がおっしゃられているのは、この当町の中での団塊の世代の皆さんをもっともっと有効に　そういう言い方は失礼なのかもしれませんが　まだまだ知識や経験が豊富な皆さんを、このまちづくりに参画していただくことは、これは大変重要な、新町横芝光町を築き上げていく上で大変なエネルギーにつながっていくのではないかなと、私はそう思っております。そうした中で、こういう部分につきましてはいろいろと研究を重ねていきたいなと思っております。

続きまして、入札の件でございますけれども、入札率、正直申し上げますと、今回はまず予定価格の公表に思い切って踏み込んだわけでございます。そして、さらには指名業者を事後公表と。そういった中でやっていきまして、ある意味、今までとは若干の入札率の下げができたのかなと思っています。

それと、予定価格の設定につきましては、設計業者に予算もないのでということを再三言って、できるだけちゃんとしたもので、設計単価をなるべく安くしてくれというのは、ちょっとずうずうしい話かもしれませんが、そういう部分で、設計、見積もり金額はいささか低いのではないのかというご指摘もいただいている中での93%というのは、そこその数字ではないのかなと思っています。

それで、高い金額が落札率が高いのではということでございますけれども、これはちょっと、5,000万円以上の工事が1つございましたので、たまたまその1つがそうなってしまったのがどういう結果であるのか、私どもとしても何とも言えないところでございます。

そうした中で、今後この入札制度をどういうふうにしていくか。最後のところでもお話を申し上げましたとおり、条件つき一般競争入札をしたいなと思っておるところで、実は今準備を進めております。ことしの6月1日より条件つき一般競争入札、それは町内業者育成も含めて、金額に応じて参加資格のエリアを今策定しているところで、基本的には平成19年6月からは これはちょっといろいろと難しい問題がありまして、業者の育成、特に町内業者の育成、それと行財政の効率化、それともう一つは、長い間使う公共物に対しての業者の信頼性の問題、また、実際の施工技術の問題、その辺の複雑さを持っているところで、試行的、要するにお試的にいろいろとこれからもやっていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 山崎貞一君。

持ち時間が少ないので簡潔に。

15番（山崎貞一君） あと5分くらいですね。はい。

それでは、行政改革について再度質問させていただきます。

先進地であります埼玉県志木市、そして、長野県の下條村などの行政運営を参考にした取り組みが必要ではなかろうかというふうに思っております。

また、今、町民の間から、北海道の夕張市のような財政破綻をして国の管理下に置かれるという、そういう危惧が大変されているところです。そういうことは一般的には この夕

張市の状況ですが、実質財政公債費率が18%を超えると注意、25%を超えると危険と言われております。夕張市の負担額は353億円で、実質財政公債費率が28%ということです。そういうことで、横芝光町は合併して5年ぐらしか財政が持たないのではないかという一部報道もありました。当町の平成18年度、19年度、また、当町の負債額のピークと言われている平成25年度の予想される負債額及び実質財政公債費率はどのようになっているのでしょうか。

そして、補助金の見直しについてですが、薩摩川内市の行っている提案採用型補助金制度というものも、一応検討してみたいかがでしょうか。

それから、入札制度ですが、いろいろと問題視されるところはあると思うんですが、談合につきましては官製談合と民製談合という2つがありますが、この辺のところを熟知しながら、談合防止策を十分検討していただきたいというふうに思います。

そして、最後になりますが、21世紀は変革の時代だと言われております。また、地方分権時代の施政はトップリーダーの姿勢そのものであると、そういうふうにも言われておりますので、このようなことから佐藤町長の強いリーダーシップにより、断固たる姿勢で聖域なき行財政改革の断行が求められております。佐藤町長におかれましては、先見性を持った、未来を先取りした、未来志向のスピーディな行政運営をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。簡潔に。

企画財政課長（林 英次君） ただいま山崎議員さんからご質問のあった2点について、お答えを申し上げます。

まず、1点目の起債残高でございますけれども、平成18年度は85億6,194万6,000円でございます。繰り返します。平成18年度、85億6,194万6,000円。また、平成19年度は88億7,350万5,000円でございます。

それから、予測される平成25年度でございますけれども、これはまだ今後、借入等がいろいろ動くことがございますので、試算という形でご理解いただきたいと思います。95億845万7,000円でございます。繰り返します。平成25年度見込みは95億845万7,000円でございます。

また、実質公債費比率につきましては、積算の基礎となります標準財政規模の見込み、あるいは一部事務組合の償還額が定かでないため、平成18年度ベースを基準として試算いたしました結果、平成18年度で12.6%、平成19年度で12.2%、平成25年度では16.8%でございました。

なお、この比率が18%以上になりますと、議員ご指摘のように地方債の発行が県の許可を必要とするなど、制限されることが出てまいりますので、今後十分注意を払ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、補助金の関係でございますけれども、補助金の効果、あるいは必要性の検証につきましては、他の自治体では学識経験者や市の職員OB等による第三者機関でつくる補助金制度改革委員会を立ち上げまして、そこで見直しについて検討しているという例もあるようでございます。山崎議員提案のように、外部の方々に意見を求めて検証していく方法も一つの選択肢として必要であろうかと思われますので、今後検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、企画財政課長の方から細かい数字を出したんですけれども。ただ、平成25年の問題につきましては、実際に交付金がどのように、交付税がどのようになるか、まだ見通しのつかないところもございます。

また、いつ、いかなるときに大きな財政負担を余儀なくされる災害があるかもしれません。そうした部分につきましても、そうなった場合は18%を超してしまうことも悠々にある危機管理というのは常にしていかなければならないかと存じておりますので、今後もその辺のところについても十分傾注をしながら、行財政計画のもとに進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 以上で山崎貞一君の一般質問を終わります。

越 川 洋 一 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

越川洋一君。

〔 3 1 番議員 越川洋一君登壇 〕

3 1 番（越川洋一君） 通告の5点にわたりまして質問を行います。

国民保護計画についてであります。

武力攻撃事態法に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律を初め、米軍支援法、特定公共施設利用法など関連7法案が制定され、有事における民間人

の保護を初めとしたジュネーブ2条約が国会承認されました。この有事法制の具体化として、国民保護計画作成が進められております。

国民保護法は、いわゆる日本有事の際に、地方自治体や指定公共機関に住民の避難計画や救援、復旧などの国民保護計画を策定することを義務づけるものであります。国民保護法の大もとは武力攻撃事態法で、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員する危険な内容であります。

第1に、アメリカの先制攻撃戦略に従って、日本が武力攻撃を受ける前から、自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくっています。日本がどこの国から攻められなくても、米軍の戦争を支援し、国民を動員する態勢に移れるようにする規定です。日本以外の場所で周辺事態が起こったら、日本が有事になっていなくても、武力攻撃予測事態に至ったとして、地方自治体や国民をアメリカの支援に動員することができる仕組みをつくったのです。

また、国民、地方自治体、民間組織に対して、米軍と自衛隊の軍事行動への協力を強制的に義務づける仕組みをつくったことです。武力攻撃事態法や国民保護法では、地方自治体の責務とか、国民の協力を公文に明記するとともに、従わなかった場合の罰則を規定し、文字どおりの強制規定となりました。万が一、不当な侵略があった場合、大震災や大規模災害のときに、政府や自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことではありますが、しかし、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に異なるものです。国会でも有事と災害の救援計画の相違点は何かという質問に対して、災害は地方が主導するもの、有事法制は国が主導する。つまり有事法制に基づく国民保護や避難の計画は米軍・自衛隊が主導すると述べられております。

こうしたもとの作成が義務づけられている横芝光町国民保護計画の内容の報告を願いたい。憲法の平和規定との整合性はどう受けとめているのか。今後、この計画については町民に縦覧をし、意見を聴取されたい、そういうふうに思うがいかがか伺うものであります。

庶民大増税についてです。

私たちがさきに行った住民アンケートには、悲痛な住民の声がたくさん寄せられました。「年金で生活しているので、老年者控除の廃止、定率減税の半減は生活を圧迫します。医療費の出費もかさみますので、何とかしてほしいです」。また、ある方は、「住民税の増税については、多くの人が知らなかったし、しかも今までの5倍、6倍と額の多さに間違いではないかと思った。納得できる説明がなかったのはひど過ぎる。町の多くの声ですよ」と。そ

して、72%の方が税金が上がったというふうに答え、暮らし向きについては55%の人が悪くなったと答えております。これが住民の生活実態であります。

定率減税の半減廃止が行われております。1月の段階では、税源移譲の関係で減税になったかのように錯覚しますが、6月には住民税の増加と住民税の定率減税が廃止になって、住民税が大幅にふえることとなります。特に、高齢者は税金が7倍、8倍になったと問い合わせがあったわけですが、1つには、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止で課税所得がふえ、増税になりました。さらに、住民税の高齢者の非課税措置の廃止が、65歳以上の高齢者を襲いました。

こうして住民税がふえますと、連続して国民健康保険税や介護保険料の負担も雪だるま式にふえてまいります。介護保険料は、住民税が課税か非課税かを基準にして保険料段階が変わります。介護保険料は昨年度から基準が上がり、二重の負担になります。さらにまた2006年度に住民税が課税になった人の多くは、3年間の経過措置の対象として、2007年、2008年と上がります。介護保険料にも、国保税にも毎年負担がふえます。その上に、2007年は所得税、住民税定率減税が全廃されるために増税になります。また、2006年度からの医療費の負担が増加しました。このように特に高齢者をねらい打ちするように、増税攻撃が今押し寄せているわけであります。このようなとき、自治体本来の役割を發揮させ、住民負担の軽減、暮らしを支えるために全力を挙げることが今求められております。自治体の福祉を国の税制改悪に連動させることなく、自治体独自の施策を広げることが大切になっていると思います。

定率減税半減による保育料の引き上げの心配があります。この点に関しては、国会で我が党の議員が、保育料アップにつなげるなど要求して、厚生労働省は、所得基準額の変更を自治体に通知したというふうに言われます。基準額を改定しないと、保育料の便乗値上げをしたことと同じになります。所得は1円もふえないのですから、救済策が必要になります。どのように措置をしたのでしょうか。

農業政策についてであります。

全国農業新聞2月16日付は、「問われる日本の食糧安保、逼迫する穀物需給」ということで、小麦・大豆・トウモロコシ価格が急騰と伝えております。米国のトウモロコシを原料とするエタノール生産の急増、豪州の大干ばつによる小麦やトウモロコシの大減産、中国の4年連続の国内総生産2けた成長による旺盛な穀物需要などを背景に、世界の穀物需給は、現在、在庫率15.6%と70年代初めの逼迫した状況に似てきていると言われております。食料輸入大国日本の食は大丈夫か。食糧安全保障が今改めて問われているというふうに報じられて

いるわけでありませぬ。

特に、世界の穀物需給逼迫の最大の要因は、米国のトウモロコシ原料エタノール生産の急増であります。既に畜産の飼料価格の上昇をもたらしております。中国も、小麦・トウモロコシは輸出国から輸入国に転じ、食料とエネルギーの争奪戦が起きております。専門家は、「日本のように食料自給率が低いのは問題だ」として、農地を生かして食料自給率の向上を訴えております。

ことしのこれまでの気象を見ても大変な暖冬で、地球環境が狂ってしまっていることに、今警鐘が乱打されております。いつ、異常気象のために、作物生産が大減収となってもおかしくはありません。異常気象ばかりは、世界どこでもその事態を回避することはできません。しかしながら、家畜や人の食料など、基本的な穀物は輸入依存、根なし草の状態です。日本の伝統的なみそ、しょうゆなど、食品の原料を初め、あらゆるものを他国に依存をし、国内農業を淘汰してきたために後継者が育たず、何も作付されない農家が増加をしております。これを根本的に見直さなければならない事態にあるのに、安倍首相はオーストラリアとのEPA2国間交渉を進めることの合意をしているのです。

一方、総理府が発表した食料自給率の世論調査結果は、「多少高くても国産を望む」が7割から9割になり、輸入派は20%から8%になり、20年間で世論は大きな変化をとげております。

さらにまた、「食料自給率40%は低すぎる」と思う人は7割で、望ましい食料自給率は60%から80%と答えております。将来の食料供給に対する不安では、「不安がある」が76.7%となっております。主要先進国の食料自給率では、日本では世界最下位となっております。内閣府の世論調査にあらわれた国民の切実なまでの思い、不安と願いは、それを生み出すものへの限りない励ましにも通ずると思ひます。

このような事態を見るときに、抜本的な政策の転換による政府の責任が鋭く問われております。ところが、品目横断的経営安定対策を柱とする農業の競争力の強化は、担い手以外は農業予算の対象にしないという戦後農政の大転換であります。そのねらいは、WTO、FTA交渉での関税率引き下げが行われることを前提とした、一部の担い手だけによる日本農業の縮小・再編の道です。

一方で、自給率を45%に引き上げるといふのも、政府が掲げている目標です。そのためには、小麦・大豆・トウモロコシの生産面積の拡大、横芝光町の2月の農業委員会が全会一致で決議したように、再生産を保障する2万円米価の実現に示される価格の下支え機能の復活

が要であります。

このようなときに当たり、町内の農家がアンケートで示した農業を継続、定年後就農など、続けたい人はみんな地域農業の守り手として育成すべき、65歳以上の働き手が主流の中で10年後の地域農業を考えると、小規模農家も含めた多様な家族経営を育成するべき、こういう回答を合わせますと、4割の農家がそういう意向を持っているわけであります。

ちなみに、規模の大きな農家を中心に援助すべきと答えた方は9%にすぎません。ここに町農業施策の焦点を合わせる必要性があります。町独自の認定農業者制度の創設を願います。特に、働き手が高齢化し、後継者が9割も定まっていない状況の中で、育成支援を進めることは、町発展の保証ともなるといふふうに考えます。

医療改革法について。

昨年6月14日の国会で医療改革法が可決成立しました。この法律が地域住民に与える影響、自治体や医療現場で問われること、高齢者への救済措置は検討しないか尋ねるものであります。

最後に、病院問題です。

思えば1年前、国保成東病院の内科医9人が退職することになり、入院も、2次救急も不可能になりました。きっかけは、医師4人が退職したことです。大もとには県立東金病院の内科医が10人から4人になり、成東病院にしわ寄せがいったことが原因と言えます。地域の患者の6割が成東病院に集中し、医師の勤務条件が耐えがたいものになったのです。この結果、長生病院や旭中央病院への搬送が急増し、他地域の患者まで対応できないと、長生病院はこれを拒否し、異常な事態が生まれました。また、県立佐原病院でも医師が減り、入院受け入れを休止する事態になりました。

こうした背景には、政府与党の社会保障切り捨て政治があり、医療費適正化の中で医師数の抑制、世界でも異常な医師不足の国にしてきたことがあります。また、診療報酬の大幅削減、行革の名による国公立病院の統廃合など、国の財政負担と大企業の保険料負担を減らすために、公的保険、公的医療を切り捨てる構造改革が、医療崩壊を今加速させております。

しかしながら、自治体病院は本来地域医療の中核として公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康維持増進を図り、地域の発展に貢献することが求められております。県立病院は1953年に東金病院が設立されましたが、設立の趣旨は、医療過疎への対応を図るためでありました。ところが、地域医療の引き金になった東金病院の医師不足は、県が国言いなりに自治体病院の統廃合に進もうとした結果であります。県は、平成16年に県立病院の統廃合計画、

県立病院経営健全化将来構想を策定し、東金病院に関して、成東病院、大網病院との機能再編を進め、地域医療センターを構築すると一方的に決めました。

さて、凍結されていた医療センター計画が2月14日の新聞発表では、山武郡市2市4町の市町長会議が13日に開かれ、長生郡市の参画を求めた。そして、名称を九十九里地域医療センターと変更し、国保成東病院の病床を150床にするなど、最終成案で合意したというふうに伝えました。まず、その経過を求めたい。その中での東陽病院の扱いはどうなっているのか求めます。

横芝光町立東陽病院については、現在の計画策定後、同町の医療ニーズを踏まえ、計画の枠組みにこたえることにしたと発表されております。計画策定後とは何年後のことなのか、聞き置きたい。

また、県は、現在の市町の負担を超えないように、最大限の財政支援の検討に着手するとの意向を示したと言われます。6市町長は、今後県に具体的な財政支援や長生郡市参画の働きかけを呼びかけるとともに、センターができるまでの地域医療の確保を要望することになっているとか、記事は今回の合意としながらも、今後も協議の難航が予想されると結んでおります。当町は、この医療センター構想にどこまで真実味を持つのか。計画から抜け出て、東陽病院の充実を図るべき、その点で町民に意向を問い、結論したらどうか。山武医療センター計画を初め、県民の医療に対してあくまでも県の責任を求めるべきであると、そういうふうに思います。

以上であります。

〔31番議員 越川洋一君降壇〕

議長（伊藤良一君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は1時です。

（午後 0時03分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、越川洋一議員の国民保護計画についてのご質問にお答えします。

ご質問の1点目、横芝光町国民保護計画の内容につきましては、計画の第1編、総論において、町の責務として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び千葉県の国民の保護に関する計画を踏まえ、町の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、みずから国民の保護のための措置を的確、かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進すると規定するとともに、第2章、国民保護措置に関する基本方針において、「基本的人権の尊重」、「国民の権利利益の迅速な救済」、「国民に対する情報提供」、「関係機関相互の連携協力の確保」、「国民の協力」、「指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮」、「高齢者・障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施」、及び「国民保護措置に従事するもの等への安全の確保」について規定をしております。

詳しい内容につきましては、計画が100ページを超えるものでございますので、後ほどご提示させていただきたいと存じます。また、議会に対する計画内容の説明につきましては、避難マニュアルや危機管理マニュアル等ができた後、あわせてさせていただきたいと存じます。

2点目の憲法規定との整合性については、平成16年の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が制定された時点で、国会において十分検討されたものであり、整合は図られているものと認識をしております。

3点目の計画内容の閲覧、住民の意見聴取についてでございますが、町国民保護計画は国民の保護に関する基本指針及び千葉県の国民の保護に関する計画を踏まえ、関係機関の代表と町民の代表である町議会議長を初め、消防団、行政総務員の代表等を含めた国民保護協議会において内容を協議いただき、千葉県の審査を経て内容を決定し、議会へ報告した後に、住民の皆様方に周知したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、庶民大增税についてのご質問にお答えをいたします。

庶民大增税についてのご質問のうち、国保税の独自の負担軽減についてでございますが、12月定例会の、「国保税を下げてほしい」との越川洋一議員の一般質問でお答えをした内容と重複する部分もございますが、ご了承を賜りたいと存じます。

今年度の国保医療費の動向は、前年度対比で3%程度、比較的落ち着いた伸びではありますが、依然として増加傾向が続いており、総額では前年度実績を3,000万円ほど上回るものと見込んでおります。この医療費動向を踏まえ、予定した基金繰入をしなくても7,000万円程度の繰越金が確保できる見通しとはなりましたが、一方、実質的な単年度収支は2億円を超す赤字が見込まれる状況でございます。これは、必要な収入が2億円以上足りないということの意味していますので、とても国保税自体の軽減を図る余裕はないと判断をするところでございます。

また、国民健康保険会計は、特別会計として独立している会計でございますので、必要な財源は会計内で確保する必要があります。このため、保険者として収納率の向上を初め、国や県の特別調整交付金等、歳入の確保に鋭意努力をしております。今年度も国の特別調整交付金、いわゆる特々調を申請し、その採択に期待をしているところでございます。さらに、医療費の増大は、国保税率の引き上げに直結いたしますので、今後も国保・保健担当課が連携して、町民の健康増進事業を推進し、医療費の抑制に努めたいと考えております。

なお、平成20年度からは後期高齢者医療制度の開始、国保による特定検診の実施などの新制度が予定されております。現時点では、これらが国保会計に及ぼす影響は不透明でございますが、新制度の影響、医療費の動向や徴収率の状況などによっては、税率改正を含めた「総合的な対策」を協議・検討しなければならないものと考えております。

次に、介護保険料についてでございますが、介護保険制度につきましては、平成12年4月のスタート以来、2期6年を経過し、現在は3期目の初年度を終了しようとしているところでございます。

ご質問の、「介護保険料に対して独自の負担軽減措置を」ということでございますが、介護保険料の設定につきましては、1期3年ごとに見直しを図ることとなっており、現在の保険料は第3期介護保険事業計画の中で策定されておまして、この18年度から20年度までの3カ年に適用されることとなっております。

この第3期事業計画の策定に当たっては、急激な高齢化等に伴って、年々給付費が増加していく中ではございますが、負担増を少しでも少なくするため、介護給付費準備基金の取り崩しを行って保険料の抑制を図ったところでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この間に税制改革に伴う負担増も予想されたため、この分についても急激な負担増にならないように、激変緩和措置等を盛り込んでいるところでございますので、ご了承を賜

りますようお願いを申し上げます。

次に、定率減税の半減に伴って、所得税がふえることにより、実質的に保育料が引き上げになるのではということですが、確かに今回の税制改正に伴う定率減税の半減により、所得や扶養状況が同じとした場合、17年分に比較して18年分所得税はほぼ12.5%の増額となっており、保育料の各段階の階層付近にいる方については影響が見込まれるところであります。

しかし、この税制改正につきましてはさらに続きがございまして、平成19年度分の所得税は課税標準額で400万円ぐらいから下の方については、大幅な税率の改正に伴って、定率減税のあった17年分所得税を下回るようになっており、逆に実質的な保育料の引き下げになるのではと考えられております。

これらのことから、18年分所得税額を基準とする19年度保育料につきましては現行のとおりとしたいと考えておりますので、ご了解を賜りたいと存じます。

また、現行の保育料基準額は、国の基準額のほぼ2分の1に設定されており、その差額を町負担とすることにより、保護者の方の負担軽減を図っている部分もございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、農業政策についてのご質問にお答えをします。

初めに、認定農業者制度とは、「食料・農業・農村基本法」の基本理念である農業の持続的発展と効率的、かつ安定的な農業経営を育成し、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、農業経営のスペシャリストを目指す意欲と能力のある者を、幅広く育成していかうというものでございます。

認定を受けるには、大きく分けて「経営基盤強化法に基づき、町が策定した基本構想に照らして適切か、達成できる経営改善計画か、農地の効率的・総合的利用に配慮しているか」の3つの要件に当てはまる場合に認定されることとなります。

したがって、意欲のある人全員を対象にした認定農業者制度と言えます。

また、農業者への支援については、平成19年度から実施される国の農政の抜本的な改革が行われる中で、当町においても今後、各種施策の重点的、かつ集中的な支援をすべく、担い手である認定農業者、また集落営農組織を育成するため、昨年末に山武郡内の市町に先駆けて、「横芝光町農業担い手育成総合支援協議会」設立いたしました。

また、1月には、認定農業者を対象とした、「横芝光町認定農業者協議会」も設立し、農業経営改善の支援や新規認定農業の掘り起こし等を積極的に実施し、町農業の担い手となる

べき認定農業者の育成を図っていくことといたしました。

ご質問の件でございますが、中小規模の農家であっても、継続的に農業を営み、生産意欲のある農業者の育成支援も大切な課題でありますので、当町にふさわしい支援のあり方を検討してまいりたいと思っております。

次に、後継青年育成支援政策についてでございますが、当町農業の担い手となる新規就農者の確保、育成、定着を図ることは極めて重要と考えているところであります。

このため、山武農林振興センターと連携を図りながら、新規就農者の確保に努めるとともに、青年農業者の経営能力や農業技術など資質の向上を目的に開催をしている「農業経営体育成セミナー」、千葉県農業会議が行う新規就農希望者を対象とした、「農業就職・就農セミナー」などへの参加を促すとともに、農林振興センターの改良普及課や地域振興課の協力を得て、営農指導など資質の向上にも努めているところでございます。

また、後継者である青年育成支援策として、町農業振興会の青年部会や機会部会などが開催する各種事業を通じ、担い手である青年が安心して農業に取り組めるような意欲向上の機会を提供してまいりたいと存じます。

財政的な支援策につきましては、農業技術、経営方法を習得するため、実践的な研修に必要な「就農研修資金」や農業経営を開始するための機械、施設、資材などの購入に必要な「就農施設等資金」など、無利子で融資する国の補助制度をあっせんするなどして支援しております。

なお、今後とも担い手確保は極めて重要でありますので、町といたしましても近隣市町の支援事業を調査・研究し、現在の財政状況を考慮しながら、当町にふさわしい支援体制なども検討してまいりたいと思っております。

続きまして、昨年6月に公布されました医療制度改革関連法にかかわるご質問でございますが、通告の項目別にはお答えしにくいいため、総合的に回答をさせていただきたいと思いません。

今回の医療制度改革は、「医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営の確保」を目的とし、健康保険法を初め、国民健康保険法、老人保健法、介護保険法等の一部改正が行われました。これにより、「世代間の負担の公平化や医療保険間の均衡」を図るための多岐にわたる改正が、おおむね平成20年4月までに順次施行されることになっております。

既に施行された被保険者にかかわるものでは、出産育児一時金の支給額の改正、30万円から35万円へと、また、一定以上の所得を有する前期高齢者や老人の個人負担割合の改正、2

割から3割等があり、保険者にかかわるものでは、保険者支援制度や高額医療費共同事業の期間延期、保険財政共同安定化事業の創設等がございます。

また、今後施行されるものでは、一定以上の所得を有する者以外の前期高齢者の個人負担割合の改正、老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度の創設、介護療養型医療施設の廃止等が予定されています。

平成20年度からの後期高齢者医療制度の創設は、大きな改革の一つです。保険者となる千葉県後期高齢者医療広域連合が1月1日付で設置され、過日、連合長も決まりました。今後、保険料を初めとする具体的な準備が進められることとなりますが、町の意見、要望は都度、広域連合に申し入れたいと考えております。

今回の改正については、高齢化の進展や、ふえ続ける医療費により、現行の医療保険制度が危機的な局面を迎えている現状から、適正な負担増は必要不可欠であるものをご理解をいただきたいと考えている次第でございます。

次に、病院問題についてのご質問にお答えをいたします。

最初の、「医療センター構想が新たな段階になった。町長からその経過を聞きたい」と、2点目の、「今後、東陽病院の扱いはどうなるのか」は、関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

山武地域医療センター構想につきましては、昨年9月の議会全員協議会で基本計画案の修正案についてご説明させていただきました。その後、3回の関係市町長会議が開催され、進展はございませんでしたが、ことし1月29日に開催された医療センターにかかわる首長と県議会議員の意見交換会で、山武市長が条件つきで計画を受け入れ、2月13日の関係市町長会議で修正案の再修正案が提出され合意されました。

その内容につきましては、中央病院は、一般病床400床から350床へ、救急病床を50床に変更する。成東病院は、一般病床100床から150床に変更する。長生郡市等の参画を求め、名称を「(仮称)九十九里地域医療センター」に変更する。東陽病院については、今後、横芝光町の医療ニーズ等を踏まえ、計画を見直す中で、この計画の枠組みに加える。また、財政面については懸念が提起され、「県としても、基本的に現在の市町の財政負担を超えないように最大限の財政支援の検討に着手する」との考えが表明されました。今後は、新たな検討組織を立ち上げ、具体的な計画の細部を検討することとなっております。

3点目の、「当町はこの構想から抜けて、東陽病院の充実を検討すべきだと思うが」と、4点目の、「町民の意向を問い、方向を出したらどうか」についてでございますが、平成17

年度では、匝瑳市・横芝光町消防組合管内の救急患者の46.4%を旭中央病院で受け入れていただいておりますが、東総地区は医療充実のため、旭中央病院を核とした銚子市立総合病院、匝瑳市民病院、東庄病院による医療連携体制の確立を目指し、「東総地域医療連携協議会」がこの2月にスタートしており、今後も今までと同様に、いつまで受け入れていただけるか、不安の残る部分もございます。

昨年9月に実施いたしました当町のまちづくりについての意識調査によりますと、重要な施策の項目で医療基盤・体制の充実を望む声が80.1%と最も多い結果となっており、町民の方々は身近で受けられる地域医療と緊急時における救急医療の必要性を十分認識しているものと考えており、特に救急医療に対しては、東陽病院の充実のみでは補えないと考えております。

さらには、地域医療センター構想も新たな段階に入ってまいりましたので、町民が安心して受けられる医療の提供のため、救急医療を担う中央病院、地域医療を担う東陽病院のあり方を、議会の皆様方と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） ご答弁いただいたわけでありませうけれども、1点目の国民保護計画についてであります。これは法に基づいて作成が義務づけられているわけでありませうけれども。この内容を見ますと、大変穏やかな表現になっているとも思いますが、有事の際、アメリカの戦争の出撃基地、兵站基地として国民を動員する。地方自治体や指定公共機関を動員する。そういう計画が基本で、軍事行動優先の計画にならざるを得ないわけです。そこまで露骨には書けません。ですから、そこには武力攻撃事態の想定がどうなるかわからないという面があるわけです。米軍がどういう行動をとるのか、自衛隊の支援活動がどうなるのか、これは機密事項なわけですから、そういうところは書けないと。その前提での国民保護計画の押しつけだということなわけです。これは許せないと。なぜならば、非核平和宣言をして、二度と戦争はしてはならないという決意をしている自治体への根本からの攻撃であるわけですよ。一朝有事となれば、成田空港もそばにある。大変おそろしい状況を考えなければならぬわけですね。

イラクの戦争を見ても、石油資源をめぐる、中東地域支配をもくろむアメリカの国連決議を無視した無法な侵略行為が、この戦争をもたらしたものであることは周知の事実となっ

ています。口実であった大量破壊兵器も見つからずに、現在、共和党への支持率が低下して、アメリカもイラク戦争の変更を余儀なくされているわけです。小泉前首相は、大義のないイラク戦争に積極的に参加し、戦後初めて自衛隊を戦場に派遣するという大変な暴挙を行ったわけです。また、防衛省は、海外派兵を本来任務とする省に庁を昇格させた。今国会では、安倍首相は改憲手続法案の早期成立を図ると。いわゆる憲法9条を変えることを公言しているわけです。あの侵略戦争の反省に立ってつくられた憲法は、60年の長きにわたって日本の平和を守ってきました。逆行を許すことはできないわけです。そういった意味で、国民保護計画は凍結をすべきであると思います。

庶民大増税ですが、財源については、新年度予算を見てもわかるように、減税廃止の中で住民は大変な負担増となっているわけですが、増収をするということになっているわけですが、これを還元するという政治姿勢が必要だというふうに思うんです。

今、保険証の未交付問題というのが国会でも取り上げられる大変に大きな問題になっておりまして、貧困と格差社会、これが大きく進む中で、大変な時代になっております。そういう保険証未交付の状況が当町でも広がっているわけですが、これをさらにふやして、病院にかかれない人を生み出すことになる、そういう状況をつくってはならないと。それが国民皆保険制度であるわけですが、これを事実上壊すことになる。これは、町長も本来望まないことであろうというふうに思うんですよ。

国保については、18、19年度、法定外繰入で5,000万円するわけですが、これについてはさらに医療動向を検討しながら、今後検討協議を詰める必要があるのではないかと。12月の議会でも幾ばくかは考えていかなければならないと、町長はそういう答弁をしております。そういった点で、ひとつご検討を願いたいと。

それから、農業政策についてであります。中小規模でも当町にふさわしい支援のあり方を検討すると。あるいは、後継者支援についても、ふさわしい検討をされるという大変に前向きなお考えを示していただきました。私もこれについては大いに歓迎をし、知恵も力も出して、これには協力してまいりたいというふうに思っています。ひとつよろしく願いいたします。

当町に、アンケートの結果を産業課にも届けてあるわけですが、規模の大小にかかわらず、続ける意思のある人を応援するという、この辺が大事で、町民の視点を大事にする佐藤町長だからこそ、これは大事にすべき問題だというふうに考えていたわけですが、大変重要な方向ではないのかなと。

それから、具体的には後継青年の支援についてですが、経営体セミナー、就農セミナー、あるいは振興会等の組織の援助・育成ということを言われましたが、私は具体的には、就農3年ぐらいまでの、まだ技術的にも非常に未熟な青年たち、失敗も大変多い、そういう青年たちへの支援として、例えば、隣の匠瑳市では年間10万円と言いましたかな。援助金の給付を、月5万円なり10万円なりというものを考えていただきたいと。これはやろうとしても、財政的には大した額にはならないというふうに思いますが、ひとつどうでしょう、課長、検討する余地は、聞かせていただきたいと思います。

医療改革法です。

今回の医療制度改革では、高齢者の社会的入院を減らすとして、療養病床の廃止・削減が計画されました。診療報酬の改定で医療度を1から3までに分類した上で、医療度が低いとされる医療区分1の患者は在宅や施設に移行させるとの理由で、診療報酬が大幅に引き下げられたわけです。診療区分1の患者を受け入れた病院の多くは経営が立ち行かなくなるから、患者の退院を余儀なくされるという、そういう仕組みになったと思うんですよ。70歳以上で現役並み所得者に区分される患者負担、これが2割から3割に引き上げられる。それから、70歳以上で療養病床に入院している患者は、これまでの食材料費に加えて、調理コスト、居住費が自己負担になる。高齢者の患者負担引き上げは2段階で、現役並み所得者に区分されている70歳以上の高齢者は2割から3割負担に、現役並み所得者でない70歳から74歳は1割負担から2割負担になると、こういうふうな内容を含んでいるわけでありますよね。さらに、高額療養費負担限度額も引き上げられたと。

それから、新しいところとして、保険が効く医療、効かない医療を併用する、そういう仕組みも実施されると。それから、75歳以上の後期高齢者は、年金が月に1万5,000円、年間18万円であっても年金から天引きだと。死ぬまで保険料が徴収されると。払えなければ保険証は渡さない。こういう高齢者に対する内容であるわけですよ。ですから、高齢化社会が進行する中で住民のサービスを尊重すると言っている佐藤町長ですよ。医療改悪法が施行される中で大事なものは、自治体が国と一緒にこの負担を取り立てたり、福祉切り捨てのお先棒を担ぐというようなことになってはまずいと。住民の暮らしと福祉を守る立場に立つかどうか、そこがこの問題では問われていると思うんですよ。

私も最近経験したことですが、極めて身近な高齢者が続けて3人も病院から出ていってもらえないと言われて、ある病院に入ったある地区の高齢者は肺炎を起こして、医療機関を探す間に死んでしまったというのは、まだ3カ月前の話で、葬式に行ったわけですけども、

そういったのが身近な親戚の部分でも、この間3件もあったわけですよ。ですから、そういう受診抑制、病院追い出しを防ぐというのは、今大変に深刻な問題だというふうに思うんですよ。

病院側から言わせますと、事務長さんがいらっしゃいますけれども、それなりの理屈があるでしょう。しかし、移る施設も満杯だと。うちでの介護をする体制もないというのに退院をさせると。家族と住民は、生活もあるわけですから大変困るわけです。これが介護保険制度の中で今起きている実態、問題なんです。そういうふうな仕組みになっているんです。ですから、ここにどう手を打つかというのが、今問われているのではないかなというふうに思うんです。町長、率直な今の感想、どういうふうに受けとめていらっしゃいますか。減税制度の停止などによって、増税分で還元される。その財源を使った対策が必要ではないかと。高齢化社会において余りにも非情な政治というほかはないわけですよ。未来を開くのは住民の視点です。

病院問題です。

さきの全員協議会で、町長は県に対する要望書をつくったと。知事の確約をとるというふうに言ったわけですが、これはいつのことになるのか。とれない場合はどうするのか。

せんだっての全員協議会でいただいた、2月13日付の山武地域医療計画についての協議結果、新聞で発表した内容のようですよけれども。3番目に、東陽病院について、この計画の枠組みに加えることになったというふうな1項が入って議会に配られておりますけれども。この関係6市町の2月13日付の会議録には、その記録はないですね。資料としては、東陽病院を加えるというふうに、そういう1項が入ったのは、資料としては配られたようですね。

それから大事なのは、13日の市町長会議の中では、県の財政支援はどこまでできるのかと、これがやはり首長方の大きな心配、種であったというふうに思うんですけれども。この中で健康福祉部長は、「負担については最大限努力する」と、そういうふうに発言されているというのが記録になっておりますけれども。長生郡市も取り込んだ九十九里地域医療センターと名称を変更、それは同意しているけれども、これは中長期の話であって、山武地域医療センター計画を基本に長生郡市にも参画を求めていくと。ところが正式には、長生郡市にはそういう話がっていないそうですよね。特定の首長にはいっているそうですけれども。ですから、まず建設ありきでは住民との矛盾は解決できないと、そういうふうに思います。

さらに、財政問題と県の姿勢という点では、さきに行われた2月の定例県議会、この中で我が党の丸山議員の質問に対して知事は、「山武地域医療センターは、財政的にも病院運

営についても、県が責任を持って解決する以外にない」。それから、「山武都市行政組合を軸に内容を詰めていくとか」ということで、行政が主体となって検討されることになっているとか、県の責任、あるいは財政負担については何も触れていないわけですよ。あわせて、佐原病院の例や東総地区の病院構想を見ても、やはり県は逃げ腰なんですよ。県財政も逼迫している折に、今ある病院をつぶして新たに作るなんていうのは、ちょっとべらぼうな話ではないかと思うんです。

とりわけ、こんな病院をつくるのも運営も、ある専門家に言わせるとうまくいかない、そういうふうに言われています。ですから、財政負担を含めた県の責任をどこまでも求めると、これが大事だというふうに思うんです。

足元を見れば、年間3億円近い赤字で病院経営をしているわけでしょう。さらに、その上に億単位の財政負担ができるのかということですよ。中長期の間も病院は、住民は病院の充実を、さっき町長が答えられましたように願っております。ですから、こういう計画に振り回されないで、今ある病院の充実、これをするという方にかじを切りかえる必要があるのではないかと。その方向で住民の意見を聞きながら、尊重した取り組みをするのが今だと、そういうふうに思います。この要求は、さきの議会のときもしたわけですがけれども、病院検討委員会をもって、これについては積極的な検討をしていきたいというふうに言われましたけれども、その後、病院検討委員会ではどういうふうな拡充の方向が検討されているのか、これも含めて。それから改めて、この病院構想に対する見解を含めて、もう一度、そのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、逐次お答えをさせていただきます。

国民保護計画を凍結すべきでないかというご提言でございますけれども、これについては先ほども答弁をさせてもらっておりますとおり、要するに法律にのっとったものでございまして、恐縮ですがけれども、イデオロギーについてのご議論は、この場では差し控えさせていただきます。

そしてまた、増税の問題でございまして、確かに本当に今はゆゆしき問題なんだろうなど。私もそういうふうに感じておりますし、ましてや、今俗に言われます弱者、そしてお年寄りの皆さんに対するこの部分が非常に大きくなってしまっていると。

ただ、そういう中で横芝光町、97億2,000万円の今の財政規模の中で、そして、その中でできるところから一歩ずつやっっていこうというふうに私も考えは持っています、この後、

また小川征四郎議員からのいろいろな部分の質問の中でも、それぐらいだったら町でもできるだろうというようなものも、ちょっとかいま見ることができたとは思っていますので、今後、小川征四郎議員の質問にはお答えをしていきたいなと思っております。

越川洋一議員がおっしゃるとおり、今回は増税というよりも制度改革の方で結果的に増税になってしまうというように、町民の皆さんにとってみれば、「何で」というようなところも多々、私も耳にしております。しかしながら、制度上の問題でございますので、町民の皆様方にはご理解を賜りたく存じております。しかしながら、私ども執行部側は九十数億円のお金を使う側としてみれば、1円たりともむだにすることなく、このお金を使わせてもらうということでご理解を賜ればと思っております。

次に、農業施策の問題でございます。

小規模農業者に対する施策は何かないかということで、先ほどお示しをさせてもらったようなところでありますけれども。一つ言えるのは、私ももともと農家でもありませんし、農業に従事したことはございません。そうした中で、今、この横芝光町の中で農業が本当に大変だというのは、いろいろな方のご意見、そしていろいろな人のお話をしている中で、ある意味、非常に認識は持っております。

しかしながら、そうした中で農業を守るというのは、日本の国力を維持するためにも絶対必要であるということは、その認識は私は持っております。そうした中で、今をどう乗り越えようかという部分においては、ただ単にお金を、補助を出す云々というだけではなくて、自己防衛の自己努力というものも必要になっていくのではないかと。そういう部分で、おのおの一人一人のスキルアップにつながるものの指導、そういうものを考えていった方が、より現実的なものにつながるのではないかなと考えておりますので、その部分で、今も山武郡内では先ほども答弁しましたとおり、先駆けて、いろいろな認定農業協議会をつくったり、いろいろなことに産業振興課ともども、町としていろいろな模索をしているというのではなくて、そういう部分で本当に若い農業従事者の皆さんとともに研究しながらやっていきたいなと思っておることでございます。

続きまして、医療制度改革の問題です。

これが議員おっしゃられるとおり、自治体よっての格差が大きくなってしまいうndらうなというのがございまして、私は常々申し上げておりますとおり、教育と医療は本来国策でやるべきだというような認識のもとで考えますと、ますます議員がおっしゃるとおりでございます。

そうした中で、医療制度改革がこの町にもたらすものというのは、財政負担を含めて、また、町民の負担も含めて、非常に大きいものになってくるのではないかと、非常に危惧をしているところでございます。

そうした中でも現実の問題でございますので、これを避けて通るわけにはいきませんので、真摯にそれを受けとめながら、何が一番いい方法なのか選択肢を探しながら、順次進めていかなければならない。そういうふうな考えの中で、幾ばくかでも皆さんの負担を軽減できるものがあればというところで、今後も努力をしていくつもりでございます。

続きまして、救急医療体制、山武地域医療センター構想から九十九里医療センター構想に名称 仮称ですけれども 変えた中で、特に県の負担の問題でございますけれども。これは、健康福祉部長の山口さんが、私ども横芝光町の町長室にも来まして、その話は口頭でございますけれども、確約をしていただいているところの中で、この計画は、地域医療の充実と救急医療の充実というものは、ある意味、二本柱でいかなければならないのかなと私は思っている中で、財政負担が今までどおりの中で両方確立ができるというような施策が、本当に県が打ち出せるものであれば、山武行政組合の中でそれができるものであれば、これはやらない手はないだろうと。

しかしながら、よく考えてみますと、現実的に非常に難しい部分は多々あります。ただ、この話を凍結の状態にしたままで何も進展しないでは、これもまたいかなるものかと私は考えておりますので、ともかく協議を進め、積み重ね、県とも重々膝を交えて話していった中で、どういうよりよいものができるかを模索しながら進めてまいりたいと思います。決して建設ありきとして考えているものではございませんけれども、ただ、救急医療の充実は、先ほどの私の壇上でのお答えもありましたけれども、旭中央病院にいつまで依存ができるかどうかの問題もあります。山武が医療過疎と言われている一つの大きな根源でもあるかと思っておりますので、その辺の部分も県に本当の意味での支援をいただいた中で、この救急医療構想が実現できればいいなと思っております。そうした中で、今やっとテーブルの上に乗ったという段階の中で、実際に具体的ないろいろな討議がこれから行われるわけでございますけれども、当然、先ほど来、山崎議員のご質問でもありましたとおり、横芝光町としての財政状況が今後どうなるのかということも勘案しながら考えていかなければならないかと存じますので、これからも皆さんのいろいろなご支援、またご協力、そして意見等を踏まえながら進めていきたいと存じますので、よろしくご協力をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一議員の持ち時間が経過しましたので、ここで越川洋一議員の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時とします。

（午後 1時45分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

小川 征四郎 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

小川征四郎君。

〔28番議員 小川征四郎君登壇〕

28番（小川征四郎君） 日本共産党の小川征四郎です。

通告の順に質問いたします。

最初に、多重債務者の相談と納税促進ということで伺います。

貸金業規制法の見直しや高金利の是正などが進む中、多重債務者の救済は行政の役割だ、こうアピールする奄美市市民課主幹兼市民生活係長の喜久孝一さんは、「現在、全国で約1,600万人がサラ金を利用し、そのうち約200万人が多重債務に陥っているにもかかわらず、借金は個人の問題であり、個人で解決すべきであると、積極的にこの問題に取り組まない自治体がありますが、果たしてそうでしょうか」と疑問を呈しております。

「長年多くの多重債務者とかかわってわかったことは、バブル崩壊後の長期的な不況によるリストラや収入減と金融機関の貸し渋りにより、貸してくれるのはサラ金、商工ローンしかないという社会になり、生きるため、子供を育てるため、仕方なく高金利業者に足を運ばざるを得なかったということでもあります。多重債務者の大半は社会状況、経済状況の悪化により発生した被害者なのです。一たん多重債務に陥ると、高金利、過剰融資、過酷な取り立てをおそれ、収入の大半を返済に充て、将来に希望を見出すこともできず、日々過ごしています。自力で解決することは非常に困難なことです。国民が安心して生活できる状況を確保することは国・行政の役割であり、地方自治法第1条の2にうたわれていることと合致します。多重債務者の多くは借金生活から脱却したいと願っています。しかし、弁護士に相談す

るには敷居が高く、費用の心配があります。どこに相談し、どのような解決方法があるのかさえ知らない人がほとんどです。長年多重債務状態が続くと、さまざまな問題が発生します。ストレスによる疾病、家庭崩壊、不登校やホームレス、犯罪、自殺等の原因になります。多重債務の増加は社会保障費、生活保護費、児童扶養手当等、支出の増加や税金等の滞納につながり、国・行政に甚大な悪影響を与えます。行政が多重債務問題に積極的に取り組むことで、これらを緩和することができます。奄美市では、債務整理と並行して自立支援課、生活保護担当、あるいは収納対策室、国民健康保険課、福祉政策課等、関係各課と連携をとり、債務整理と並行して問題解決を図ります。精神的に病んでいる方には自殺予防のため、いつでも連絡がとれるように携帯番号を教えます。このように行政が多重債務者救済、生活再建を図ることは実に効率的で、相談者にとって頼もしい存在になることができるのです」このように述べています。

納税促進にもつながる奄美市市民課に学んだ行政運営をする考えはないか、伺うものであります。

次に、介護認定と障害者控除について伺います。

2005年から年金生活世帯などの高齢者の所得税が増税され、2006年からは住民税が増税となりました。昨年6月になって、各市町村から住民税の納税通知書が送付されると、税金が前年度に比べて10倍になった、これは間違いではないか、これでは暮らしが成り立たないなどの問い合わせや抗議が殺到しました。

自民党・公明党の政府が2004年の国会に年金増税の法案を提出したとき、日本共産党は、生活苦が拡大している高齢者に対して雪だるま式に痛みを押しつけるものだとして批判して断固反対しましたが、増税が実施されて、結果、まさに我が党が指摘したとおりの状況が生まれています。

収入は全くふえないばかりか、年金はマイナス0.3%の物価スライドで減っているというのに、税の計算の上だけは所得がふえたことにされ、税金が何倍にもふえてしまう。計算上の所得や住民税がふえれば、それに連動して国民健康保険税や介護保険料も負担増になります。介護保険料は3年に1度の見直しで、ほとんどの市町村で引き上げになっており、二重の負担増になり、介護サービスの利用者負担、老人医療の窓口負担などにも影響が及びます。

この増税による被害者は所得税、住民税だけでも500万人以上で、高齢者の5人に1人が増税になると言われています。今、高齢者を襲っている増税は、負担が数倍から十数倍にも

なる余りにも急激なものであり、世帯によっては増税と保険料の負担増だけで、1カ月分を超える年金が吹き飛んでしまうようなひどいものであります。増税のやり方も高齢者には十分な説明もなく、極めて乱暴なものであります。しかも、定率減税の廃止など、今後も果てしない負担増が連続して押しつけられようとしております。

こうしたもとで、高齢者の税負担の軽減を図る上で、障害者手帳がなくとも介護保険の要介護認定者に市町村が発行する障害者控除対象者認定書があれば、障害者控除が受けられる。お年寄りの皆さんの税負担を軽くすることができます。認定書の発行をすべきと考えますが、当局の考えを伺うものであります。

次に、シルバー人材センターについて伺います。

シルバー人材センターは、高齢者の社会参加と就労の場として貴重な存在だと思っております。より健全な発展を願うものですが、運営が非民主的であるとか、代表者の思惑で仕事の配分がされていると苦情が寄せられております。補助金を交付している団体として正常に運営されているか、監査等をされているか伺いまして、壇上からの質問といたします。

〔28番議員 小川征四郎君降壇〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、小川征四郎議員からのご質問にお答えをします。

初めに、消費者・福祉・税務行政についてのご質問のうち、多重債務者相談についてでございますが、多重債務などによる対応には専門的な知識が必要でございますので、このような相談があった場合、産業振興課が窓口となり、千葉県の県民生活課や県民センター、あるいは千葉県弁護士会など、状況に見合った相談先を紹介し、素早く対応できるように体制を整えてございます。

なお、当町におきましては、今のところ多重債務などによる相談は1件もない状態でございます。

次に、税務行政に関するご質問にお答えします。

町税は教育、福祉、道路など、公共サービスを行うための財源として最も重要なものでございます。

ご質問の多重債務者に対する納税の捕捉でございますが、他の納税者同様、文書、電話、臨戸等の納付催促を行い、さらに納付が長期に滞っている者については、個別面談による財

産内容の聞き取りを行い、生活状況の確認をしております。

また、再三の催告や納付相談の呼び出しにも反応がない悪質な滞納者については、預貯金調査や会社等への給与照会等の財産調査を行います。その結果、サラ金を初め、多額の負債を抱えて身動きがとれない状況にあることが判明する場合がございます。この多重債務者については、面談により分割納付等の措置をとり、計画的に納付していただき、早期に完納できるよう納付指導をしております。そうした中で、多重債務者に対するそういう相談も町ではやっていますよという旨は、その都度お話をしているところでございます。

続きまして、障害者控除についてでございますが、所得税法及び地方税法では、所得を申告する本人、または扶養親族等が障害者に該当する場合は、「障害者控除」として、一定金額を所得から控除できることが決められております。また、障害者本人の所得が年額125万円以下の場合、住民税が非課税となります。

この障害者控除の対象となる障害者の範囲は、所得税法施行令第10条に定められており、一般的には身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方ですが、手帳を持っていなくても、「年齢が65歳以上で、精神、または心身に障害があり、その障害の程度が手帳を持っている人等に準ずるものとして、町村長の認定を受けている人」も、障害者控除を受けることができるとされております。

小川議員ご質問の、介護保険法により要介護認定を受けた方については、この所得税法施行令に規定されておきませんので、要介護認定を受けただけでは障害者控除の適用は受けられないこととなります。

ただし、介護保険の要介護認定を受けている方のうち、障害者に準ずる状態であると町長が審査し、認定をし、「障害者控除対象者認定書」を発行した場合は、税法上、障害者控除を受けることが可能となります。

したがって、当山武管内では本制度を施行している自治体はございませんが、本町といたしましては、平成19年分申告から適用できる関係法令を整備してまいります。

続いて、シルバー人材センターについてのご質問にお答え申し上げます。

昨年の町合併と同時に、旧横芝町シルバー人材センターと旧光町生きがい公社が合併し、新たに横芝光町シルバー人材センターとして発足してまいりました。

ご案内のとおり、シルバー人材センターは定年退職などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的・短期的な雇用・就業機会を提供するとともに、ボランティア活動を初めとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社

会の福祉向上と活性化を図ることなどを目的に事業展開を行っております。

ご質問の財務監査の部分については、町は補助金の交付申請から実績報告書の提出により、事業内容や補助金の適正執行について認識をしており、受託実績についても把握しているところでございます。

また、千葉県においても指導監査を実施しており、その指摘事項は町でも把握しておりますので、その後の事務改善等について、町としての立場から実施状況を見守っているところであります。

次に、運営指導についてでございますが、合併前の運営方法に開きがあり、その完全な解決を図る前に合併を進めてしまった部分も一部認められるために、運営上のあつれきが生じている部分も否めないところであります。このような部分の解決を図っていくには、今後、シルバーの会員相互の話し合いを進め、その中で解決を図っていくよう指導していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、県内トップクラスの受注高を誇る人材センターに成長してきておりますので、受注高に負けない運営で、他の人材センターの模範となるように指導、助言をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） では、多重債務問題について再質問させていただきます。

今、町長の答弁では、相談件数としては現在ないということですが、こういう取り組みというのは今までしていないために、そういう点で困っている人も相談には来なかったのではないかというふうに思います。

それで一つの例なんですけど、奄美市の例だと、一年半くらいの中に、いろいろな過払い金の返還を求めたのが2億円ほどあるということですので、これで苦しんでいる人というのは本当にどこへ相談していいかわからない状況となるんです。

私の知っている中でも、糖尿病を患っていて、その人は仕事をしているんですけども、医者へ行くこともできなくて、この間、旭中央病院に救急で搬送されたこともあったんですけど、「もう死んだ方がいい」ということで非常に落胆しているんですけども。解決方法としては、法律改正があったことも含めて、サラ金業者は過払い金を返還するための財源も確保してあるということなんですけど、何せ請求しなければ、向こうから自動的に返しますとい

うことにはならないと思うんですよ。

奄美市の例でも、これはある男の人ですけれども、サラ金5社から280万円の債務があって、毎月11万6,000円の支払いをしていた。こういうことから、これを優先するために健康保険税が60万円滞納になっていたという方ですけれども。市が法律専門家と連携をして対応したところ、数カ月後にはすべて債務の催促や何かも中断して、過払い金であったものが100万円、その人の手元に戻ったという、そのことでもって60万円、滞納になった保険税を一括して支払って保険証を手にしたということが一つの例として出されているんです。

私も最近のことなんですけれども、これは自分で使うために借りたのではなくて、困っている人に貸してくれと言われてサラ金を活用したんですけれども。50万円を借りて、その人は医療費や何かが不足しているので何とかしてほしいということで貸してやった人なんですけれども。結局、約束どおりその人がお金を返済してくれないために、その借りた人のところにやいやいと催促が来ていて困っているということであったものですから、それでもう3年くらい経過しているんですけれども。その時点で私は返済明細書、支払い明細書をその業者から取り寄せるように指導しまして、その時点で業者の方には3年間ずっと払い続けても、39万幾ら、40万円近い、それだけの債務が残っていたんですが、利息制限法で計算しましたら、返済しなければならない金額があと3万3,000円なんです。そのことでもって一括して返済するというで申し立てしたんですが、それですぐ解決はしたんですが、1カ月くらいかかったかな、文書のやりとりを家裁を通してやりましたので。

いつも弁護士のところ相談に行くと、何十万円も持ってきなさいということでもって、そのお金がないために延び延びになっているということがあって、してしまうというか。ですから、町がそういう窓口を開いて、本当に親身な相談をすることができれば、税を滞納されている中にどれだけいるかは全く未知な問題であるし、そういう窓口を開くことによって、場合によっては滞納税の方の償還に結びつくのではないかというふうに思うんですよ。

ですから、今の町長の答弁でも、それなりの対応をすると、相談を受け付けるということですから、そういう窓口というか、受け付けに応じますよというPRをする必要があると思うんですよ。それはぜひやっていただきたいというふうに思います。

それと、障害者控除の問題ですけれども、平成19年度分から対応ということですから、これは平成19年度の確定申告からということですか。平成18年度の申告に基づいて、来年度から対応するということが、その辺をちょっと……。

〔「19年の申告」と言う人あり〕

28番(小川征四郎君) 19年だったら、全然先になってしまうではないですか。今すぐ必要なんです。これは町長もいろいろ、私が質問した内容のことも答弁されていたのでわかっていると思うんですが、確定申告していない人であれば、5年さかのぼってできるんですよ。確定申告をしている人は1年だということなんですけれども、受けていない人が認定書を発行してくれることによって、5年さかのぼって税金の節約ができるということですから、今対応しないと、これは大変先のことになってしまうではないですか。

既に高齢者の皆さんは18年度から増税に苦しんでいるわけですから、認定書を発行するといっても、だれでもかれでもない、あくまでも介護保険で介護認定を受けた人が、その証明書の発行によって控除の対象になるということですから、そういう視点に立って早急な対応が私は必要だというふうに思いますので、非常に前向きな答弁をいただいたんですけれども、その対応の時期についてももう一度伺いたいと思います。

もう一つは、シルバー人材センターですけれども、内容が余り詳しくわからないまま、いろいろな人の意見を集約して、補助金を出しているという関係からきちんと、シルバー人材センターにふさわしい運営ができるように指導・勧告も必要なのではないかということで取り上げさせてもらいました。直接の事業ではないから一定の制約もあるんだと思いますけれども。

例えば、仕事をしなくて会員になっているといってもなかなか、その人によって仕事が回ってきたり来なかったり、特定の人には切れ間なく仕事を配分しているというようなことも聞いて、それに嫌気が差してやめたという人もありますし、年に1回ですか、決算・予算の総会を開くんですが、その総会の場所でいろいろ質問をしても、その質問に全く答えようとしてくれないということで、いろいろ意見を言うと干されてしまうとかということがあるよなんですよ。だとすれば、やはり好ましくないと思いますし。

私もシルバー人材センターをつくるには、かなり旧町のとくに、高齢者の皆さんが仕事をする意欲があってもなかなか雇ってくれるところがないと。町の公園の草取りでも何でもいいから、1日の副食代ぐらいのお金があれば十分なんだけれども、そういうことができないだろうかということは何人にも言われて、シルバー人材センターをつくってほしいということを書いてきたことから、できたことに対しては非常にありがたいし、最初に言ったように高齢者の社会参加という点でも大事な機会ですから喜んでいたんですが、やはりだれでもが、楽しさも含めて働けるというのが、これは健康の面からも大事だということが出ているわけですから、医療費の削減等にも関連して結びついていくというふうに思います。

ですから、そういうことがないようにしていく必要があるのではないかと思います、もう一度ちょっと答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、小川議員さんの2回目の質問でございますけれども、まず、多重債務者に対するPRの問題で、それで納税収納率がアップしていくのではないかというお話の中で、先ほどご答弁申し上げた中で、税務課が週に2回、各戸に回って、木曜日と土曜日に総出で集めに行っていたというわけですね。そうした中で、中にはそういう方に出くわすというか、出会う場合もあった中で、そのときは一応、私どもの町の方にもそういう相談窓口がありますよと。そういうような弁護士さんも紹介したりすることもできますよというふうなお話はさせてもらっています。

正直言って、私の周りにもそういう方もいられた中で、私が弁護士を個人的に紹介したりなんかして、お金が戻ってきたりしているケースも、これは結構あるものですね。ですから、その辺の部分を、余り性質上、大きなPRというわけにはいかないのかもしれないですけども、集めに行く税務課職員が一人一人にもう一度、私どもの方から、こういう場合、こういう手がとれるというんだというマニュアルをちゃんとつくって行って、そういう方に対するものに幾ばくかでもお役に立てるようなものがあれば、そういうふうにしていきたいなと思っております。

それと、町としては法律相談、弁護士さんを同席させての法律相談などもやっている中で、たまたまそういう公の部分でという、これはなかなか表に出てこないのが現状の中で、先ほど申し上げましたとおり、職員が出向いていった先で、正直言って顔色も当然よくないだろうし、そういう方にとってみれば、その辺の部分の指導ができるようなものをさらに徹底を図っていきたいと思っております。

続きまして、障害者控除の部分でございまして、おっしゃるとおり、平成19年分からの申告に対するということでございまして、これが雑駁にどれぐらいの金額の控除になるかと計算をさせましたところ、年間おおむね500万円ぐらいの控除金額になるのではないかなというところがございます。それぐらいであれば、平成19年度の中でちょっと頑張っただけで、その分を平成20年度の予算にも幾ばくかでも計上ができるのかなというふうなところで、私もこれを決断をしたところがございますので、5年間さかのぼられてしまいますと、これはまた大変なことになってしまいますので、その辺の部分もひとつご理解賜りたいなと思っております。

そしてまた、シルバー人材センターの監督、監査の件でございますけれども、町と県と同額の補助を出しております、先ほどの答弁の中にもあったとおり、監査の部分については県がやっております。そして、その監査の結果につきまして私どもも認識をしていると。一定、その監査のコピーも現に持っております。その中には、議員おっしゃられるように、細かく言えば、例えば理事会の運営方法がちょっとよくないのではないかとか、あとは、会議の記録がとれていないのではないかとか、ある意味そういう細かい専門的な部分においても監査の対象となっております、项目的に幾つかあるので　ちょっと私の記憶の中で話していますから申しわけないんですけれども　そういう部分も、私どもの担当は福祉課でございます、福祉課の方と協議しながら、それについてどこまで十分な指導ができていいのか、その辺の部分についても、こちらから指導をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君）　小川征四郎君。

28番（小川征四郎君）　この前の12月議会ですか、安心・安全なまちづくり条例もつくったことですし、ここに住んで本当に快適な暮らしができるかどうかというのは、やはり総合的な、いろいろな面で対応が必要だというふうに思うんです。ということで、この問題はどれをとっても、例えばシルバー人材センターで働いている人にとっても、本当に快適な働く環境であってほしいと思いますし、何かやってはいけないのではないかと思うんですけれども、普通の事業者、営利企業みたいに請負的に仕事をとってきてもうかったみたいなこともあるというんですけれども、あくまでも人を派遣して、その仕事によって単価が決められていて、かかった分を請求してもらおうということで、その一部から事務費として10%ですか、いただいて運営しているというのが基本的な姿勢だと思いますし、そんなに利潤をどんどん上げていくところではないと思いますので、その辺はできる範囲できちんと指導していただきたいと思います。

それと、障害者控除については、修正申告も、申告の時期というのは決められていますけれども、いつでもできるというものもありますから、その認定者によって、所得税だと27万円控除になりますし、住民税だと26万円ですかね。そういう控除対象者があった場合はできますし、これは節税という問題からすると、納税者の権限でもあると思いますし、制度としてあるわけですからできるように。これは、首長の町長の判断なんですよ。ですから、いろいろ行政でもって対応がまちまちなんですよ。

例えば、介護認定でも、本当に寝たきり状態の人しか認定書を発行しないと。これは、それではまずいということで、予算委員会の中で我が党の佐々木憲昭衆議院議員が、障害者などの控除を設けている理由をただしたところ、尾見財務相は追加的に費用を要することで、担税力が減殺されることを挙げ、控除対象に障害者に準ずるを加えた理由が、「老衰等によって、身体に障害を生じた人の事情を考慮したものだ」というふうに言っているんですよ。それと、厚生労働省の次長も、「認定から5年まで遡及して控除が受けられる」ということをきちんと表明しているので、この制度を活用できるようにもう一度強調して質問は終わりたいと思いますけれども、ひとつよろしくをお願いします。

議長（伊藤良一君） 以上で小川征四郎君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は2時50分とします。

（午後 2時36分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

川 島 富士子 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

川島富士子君。

〔12番議員 川島富士子君登壇〕

12番（川島富士子君） 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今期最後の町政に対する一般質問に先立ち、一言申し上げてさせていただきます。

議会初日に全国議長会から表彰を受けられました7名の先輩議員の皆様、まことにおめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

また、2期目に当たるこの4年間、議長を初め、議員の皆様、町長を初め、職員の皆様の力強いご指導、ご協力をいただきまして、大変にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

さて、昨年3月27日に産声をあげた横芝光町も、はや1年になります。三つ子の魂百まで、3歳までが勝負という言葉がありますように、将来、合併してよかった、横芝光町に住んでよかったと言われるまちづくりのためには、本年、明年の予算編成及び行財政改革が非常に

大事でなかろうかと存じます。人と地域が輝く人間主義のまちづくりを目指し、住民に直結する幾つかの政治課題について質問いたしてまいります。当局の誠意ある前向きな答弁を求めます。

初めに、町長の政治姿勢について3点お伺いいたします。

1点目として、平成19年度予算編成に伴う基本的な見解について伺います。

国は、平成19年度予算の基本的な考え方として、基本方針2006に定められた歳出改革を確実に実施するとあります。また、新規公債発行は過去最大の4.5兆円を減額、さらに、交付税、特別会計の健全化を進めることにより、実質的には昨年度を大幅に上回る6.3兆円の財政健全化を実現するそうであります。歳出全体を抑制する中で、創造と成長を実現する観点から、メリ张りの効いた予算配分で、成長力強化、再チャレンジ支援、少子化対策、教育再生、安全等に重点的な予算配分と伺いました。

こうした国の予算編成の内容をとらえ、我が町政においても情報の先取り、実態を掌握して、効率的な運用と活用が必要であります。本町においても、国と同じ方向性を目指し、財政力の強化への取り組みとして、町独自の成長力、そして安全・安心で多様な地域社会の構築への取り組みで、安定し、しかも充実した町政運営の基本は何といても財政の健全化を確保しなければなりません。

また、行政需要に対して、行政の効率化と住民サービスを基本とした予算編成には特段の配慮が必要であることから、改めて、本町の実情と町長の基本的な見解を伺うものであります。

2点目として、行政センターの縮小及び廃止後の有効活用について伺います。

なれ親しんできた旧横芝町役場、今で言う行政センターであります。本年4月から教育委員会関係が本庁舎へ移転のため縮小となります。明年4月から福祉課も移転となり、廃止となるわけですが、建物の老朽化も視野に入れながら許す限り、ぜひ有効活用すべきと考えます。鉄筋コンクリート2階建て851平方メートルの旧横芝町役場庁舎は、1959年、昭和34年3月11日に完成のものであり、もうすぐ48年を迎えます。心づもりはあったとは言え、一抹の寂しさを隠せません。犠牲を払うものがある反面、横芝光町の確固たる基盤をつくっていかねばならないと強く思うものであります。横芝光町の未来を眺望し、未来に責任を持つ政治を今こそ進めるべきであると考えますが、町長のお考えを具体的にお聞かせください。

3点目として、山武地域医療センター構想について伺います。先ほどの越川洋一議員と重

なるところはありますが、質問させていただきます。

この山武地域医療センター構想は、さまざまな理由から暗礁に乗り上げたままになって、ほとんど進展がありませんでしたが、1月29日に議論が再開された旨の報道が翌日あり、その後、長生郡市の参画見込みにより、九十九里地域医療センターに名称変更予定となり、6市町長が最終成案に合意されました。疾病構造の多様化による救急・救命措置の一番のかかわりを持つ医療施設の確保は、だれ人も賛意を示すところであります。

その2月13日の席上、横芝光町立東陽病院について、報道では、現在の計画策定後、町の医療ニーズを踏まえて計画の枠組みに加えることとしたと発表されておりましたが、山武郡市広域行政組合の報告には、今後、横芝光町の医療ニーズ等を踏まえ、計画を見直す中で、この計画の枠組みに加えることとなったとあり、この内容には希望が持て、安心を抱いたところですが、報道にあった計画策定後となれば不安が生じますので、このときの会議の様子や東陽病院についての内容をもう少しわかりやすくご説明いただければと存じます。

次に、安全・安心なまちづくりについて、2点お伺いいたします。

魅力あるまちづくりの基本は、下水道事業の促進とあわせて、排水整備問題への積極的な取り組みを図ることは言うまでもありません。そこで、本町における快適環境の維持発展のために、今こそ英知を結集した対応が強く求められています。

そこでお伺いいたします。

1点目として、雨水等による道路冠水被害対策についてであります。道路状況や雨水排水路の整備状況が悪い地域、すり鉢状態の底辺に当たる地域で、大雨が降るたびに道路冠水、床下・床上浸水などが発生しております。道路冠水解消対策、雨水排水路の整備が急務であります。例えば現場では、道路と用水路との区別がつかなくなり、脱輪したり、子供やお年寄り、障害のある方、妊婦等にとっては大変危険であります。タクシーや救急車等も通れないような状態ではなからうかと思うわけでございます。町内の冠水は、総降雨量や1時間当たりの降雨量により、冠水の発生状況が異なると思いますが、近年の降雨状況は集中的な豪雨が多く見受けられることから、町内に冠水するおそれがある箇所はどのくらいあるか伺います。

また、これまでどのような対策がとられたか、今後どのような対策をとられるお考えがあるか、お伺いいたします。

2点目として、栗山の通学路における雨水対策について伺います。

県道横芝・上堺線で最初の手押し信号機から入る横芝小学校区の通学路であります。雨

が降るたびに大きな水たまりができ、利用者にとっても住民にとっても、長年の懸案事項があります。小さな体に傘を持ち、その上、お道具袋等を持つ日には両手がふさがり、車をよける姿を考えたとき、心配でなりません。とにかく気をつけて無事に学校に着いてほしい、家に帰ってほしいと願わずにはられません。この場所に関しては以前から取り上げられてきたところと記憶しておりますが、いまだ抜本的対策がとられておりません。横芝光町の宝であるかわいい子供たちのために、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、教育行政について3点お伺いいたします。

1点目として、子供議会の開催について伺います。

私の恩師は、教育理念としてこう述べられております。「教育の目的は何か、子供の幸福である。子供たちが学ぶ喜びにあふれ、人間性を高め、幸福を満喫していくための教育である。この教育力こそ、暴力の蔓延を食いとめ、生命の尊厳を確立する根源の力である」と言われております。

近年、青少年の凶悪な犯罪に胸をえぐられることが何と多くなったことか。薬物の乱用や、いじめ等も後を絶たない状況にあり、児童虐待などの痛ましい悲劇が相次いでおります。こうした状況の中で、21世紀を担う子供たちの限りない可能性を秘めた幸福のために必要なものは、本当の教育であります。今こそ学校はもとより、家庭・地域、そして社会が一丸となって教育力を高めることが求められております。

そして、人間を強く育てるために不可欠なものは何か。それは愛情であると言われております。愛されることによって、人は生きる力を得ます。親から教師から、そして周囲の人から、子供たちの生命に蓄えられた愛情は生涯にわたって人生を支え、混乱を乗り越える力となると述べられております。かかわることが子供たちを救う。また、理想の教育が実現できることを考えれば、改めて本町における未来を担う子供たちのために真実の取り組みが検討されるべきと思うことから、子供たちをはぐくむ環境づくりの一端として、ぜひ子供議会の開催を積極的に進めてはと思いますが、当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、就学区域の見直しについて伺います。

近年、自宅の近くに学校があるのに、なぜ遠い学校に通わなければならないのか、指定校以外の学校に通わせたいと望む声があります。そこで、6月ごろをめどに、平成20年度に小学校に入学する予定の保護者の方を対象に、通学区域に関する意識調査を実施してはいかがでしょうか。その結果を考慮し、今後の基本的な方針に盛り込むなど、また、就学区域審議

会の設置をしてはいかがかと思いますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目として、文部科学省と厚生労働省が連携して、総合的な放課後対策を行う「放課後子どもプラン」への本町の取り組みについて伺います。

昨年の9月議会においても伺ったところでありますが、当時のご答弁は、国の事業の成り行きを見守りながら、空き教室などを使用しながら、4年生から6年生までの希望者の受け入れと定員超過による待機者解消をあわせて検討してまいりたいと考えておりますということでした。

国では本年、19年度予算として、文部科学省が約68億円、厚生労働省が約158億円をそれぞれ予算計上されました。公立小学校区の約半数に当たる1万カ所で設けるそうであります。早急に検討を始めてくださったことと存じますが、進捗状況を含め、ご説明をお願いし、私の最初の質問といたします。

〔12番議員 川島富士子君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 川島富士子議員からの、私の政治姿勢についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の平成19年度予算編成に伴う基本的な見解についてでございますが、平成19年度予算編成方針につきましては、予算編成に当たっての基本方針を定めてございます。

この基本方針では、国の財政構造改革の方向を適切に踏まえ、持続可能な財政運営の確立に向けて、歳入歳出の両面から財政の健全化を図ることを念頭に、「限られた財源の重点的・効率的な配分に徹する」ことといたしております。

したがって、平成19年度の予算の要求に当たっては、従来にも増して抜本的な基本姿勢に立って、歳入面では、町税収入の確保、受益者負担の適正化等を推進し、国・県等と連携を図り、国庫補助制度や地方交付税措置のある地方債制度の活用を図り、財源の確保に努めることといたしました。

歳出面では、基本構想策定までの間は、新町建設計画に基づき、行政の速やかな一体性の確立と新町の将来像として掲げた、「栗山川の流れがはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」の実現を目指し、住民サービス及び住民福祉のより一層の向上と地域格差のない均衡ある新町の発展のための事業を最優先課題とするとともに、内部管理的経費の徹底的な削減、

既存の制度・施策の見直しを行い、経常経費の一層の節減合理化に努め、「最少の経費で最大の効果」が得られるよう、各種施策の実施に当たっては、投資効果、緊急度、財源措置等を十分勘案し、厳しい財政状況のもと、施策の的確な選択を行うなど、年間財政需要のすべてに検討を加え、通年予算の考え方にに基づき要求することと、基本方針を示したところでございます。

次に、行政センターの縮小及び廃止後の有効活用につきましては、施設の老朽化に伴い、維持管理上の問題もありますので、行政センターの見通しがついた時点で検討してまいりたいと考えております。そうした中においても、先ほど議員さんがおっしゃられたことで、48年間ありまして、一抹の寂しさがあるというのは当然のことでございます。そうした中で何にするかについては、今後、それが確実に移行を行うことになった時点で、いろいろと皆さんと協議をさせていただければなと思っております。

続きまして、山武医療地域センター構想については、越川洋一議員のご質問でもお答えを申し上げましたが、2月13日の関係市町長会議で再修正案が出て合意をされました。

私も、町民の方々と同様、地域医療と救急医療の必要性を十分認識しており、九十九里地域医療センター構想として新たな段階に入りましたので、町民が安心して受けられる医療の提供のため、議会の皆様方と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。安全・安心なまちづくりと教育行政につきましては、担当課長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

都市建設課長（小堀正博君） それでは、安全・安心なまちづくりについてということで、2点ご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、雨水等による道路冠水対策についてお答えをいたします。

町内には、台風や豪雨で道路が冠水し、通行不可能になった箇所が幾つかございました。

近年、大きな被害をもたらした平成16年10月8日から11日にかけて襲来いたしました台風22号では、横芝地区6カ所、光地区7カ所の計13カ所の道路冠水がございました。

まず、非常時の台風や豪雨等の対策といたしましては、気象情報をもとに道路パトロールや危険箇所のパトロールを実施し、道路冠水や異常を発見した場合は、速やかに交通規制等の処置を行い、交通の安全確保に努めているところでございます。また、平常時の対策とい

たしましては、道路排水が必要な箇所につきましては、逐次排水整備工事を行い、道路冠水の解消に努めているところでございます。

今後の対策といたしましては、継続して道路排水整備事業を進めるとともに、豪雨時における道路パトロールの強化等にも努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、地域の地形や高低差の問題、周辺排水形態の問題、さらには排水流末である栗山川改修などのさまざまな問題から、場所によっては道路の排水整備だけでは冠水を解消できない箇所もございますので、そのような箇所につきましては、町全体の防災対策の一環としてとらえ、今後、調査検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、栗山の通学路における雨水対策についてでございますが、ご指摘の箇所につきましては、先般、地元の特例行政総務員さんからも改善するよう工事要望があったところでございますので、今後、現地の状況を調査しながら対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

〔教育課長 山本照男君登壇〕

教育課長（山本照男君） 教育行政につきまして、3点のご質問をいただきました。そのうち、子供議会と就学区域の見直しなどにつきましてお答えを申し上げます。

まず、子供議会の開催についてでございますが、平成19年度におきまして実施する予定でございます。

子供たちからまちづくりに関する意見を聞くよい機会でありまして、また、子供たちにとりましても、議会の仕組みなどを学ぶよい機会になると思われましますので、総務課・議会事務局・教育委員会が合同して実施できるよう、実施時期や内容につきまして、学校と協議検討してまいりたい、そのように考えております。

就学区域の見直しにつきましては、現在のところ意識調査を実施する考えはございません。

これは、昨年3月の合併を機に、栗山川を隔てたそれぞれ旧町の飛び地について、通学の利便性等を考慮して学区を変更したこと、また、家庭の事情等により、就学校以外の学校へ通学希望がある場合には、保護者や児童・生徒の希望がかなうよう弾力的に対応しております。

ちなみに、当町から他の市や町の学校に通学している子供が23人、また、指定校変更は34人、病院内学級への通学が2人でありまして、本来通学すべき学校を変更している当町の子

供は合計で59人という状況でございます。このような状況の中、現在のところ、学区に関し大きな課題は生じておりません。

しかしながら、川島議員さんのご質問は、「指定校変更」や「区域外就学」の制度を知らない保護者もあることを心配されてのことと存じます。

また、通学区域検討委員会の設置のご提案もございました。その点につきましては、今後とも保護者からの問い合わせに柔軟、かつ適切に対応するなど、さらなる制度の周知に努めてまいることに対応していきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

〔教育課長 山本照男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） 教育行政について、3点目のご質問でございます。「放課後子どもプラン」への取り組みについてお答え申し上げます。

「放課後子どもプラン」は、ご案内のとおり平成18年12月24日に閣議決定され、平成19年度の政府予算において新規施策として認められたものでございます。

このプランの趣旨は、「すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する」というもので、原則として全国すべての小学校区での実施を目指しています。

当町の取り組みでございますが、こういった状況の中で、この事業に取り組む課題といたしまして、運営委員会の設置やコーディネーター、アドバイザー、ボランティア等人材の確保、場所の確保、計画作成、下校時の安全確保、現在実施している放課後児童クラブとの調整等、多くの課題があります。また、どの程度の条件整備が必要なのか、現在、国・県の具体的な方針も示されていない状況にあります。こういった状況の中で、当町のこの事業の取り組みにつきましては、現在、事前準備として教育委員会において、活動の拠点となる余裕教室等、学校施設の状況及び放課後の児童の過ごし方、これらについて実態調査をしています。今後、課題の検討をするとともに、保護者のニーズ調査や学校と協議しながら町の方針を定めてまいりたいと思っております。

以上であります。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） それでは、再質問をさせていただきます。

質問が多岐にわたりますので、簡単にお答えいただければと思います。

まず、初めの町長の政治姿勢についてでありますけれども、19年度予算編成についてであります。国ではむだ遣いが指摘されている特別会計の改革では、事業ごとに適切な受け皿を定める事業仕分けで7,000億円を削減したそうでありますが、本町におかれましても、最終的なむだの排除の徹底には、公募町民が評価者で参加する町民事業仕分けや、民間シンクタンクにゆだねる事業仕分けを取り入れるべきと考えますが、町長、いかがでしょうか。

また、国から地方交付税に一括算入される費目はどのくらいあるのか、お教え願いたいと思います。

次に、行政センターの有効活用についてであります。町民の方から種々の要望を耳にいたしておりますので、町長の方にご紹介したいと思います。

多目的広場にしてはいかがか。また、郷土資料館をつくってはいかがか。防災拠点にしてはいかがか。リサイクル・ボランティア拠点にしてはいかがかと、そういったようなご意見も伺っておりますので、記憶にとどめていただければというふうに思います。

次に、山武地域医療センター構想についてでありますけれども、全協の席上、町長から、大やけどの対応ができないため3次救急にならないが、3次救急に近い線での話を伺ったわけでございますが、先日の県議会での委員会質疑で、東金市選出の石橋議員に対する知事の答弁は、2.5次救急と断言されておりましたが、この辺の整合性はということでしょうか、お教え願いたいと思います。

また、今回の合意を受け、今後、基本計画策定委員会を開催されると思いますが、傍聴の案内や会議の内容の情報周知には積極的に町民に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、安全・安心なまちづくりについて、道路冠水被害対策についてでありますけれども。国土交通省では、雨と風の動きをより正確に監視できるドップラーレーダー整備に12億円が盛り込まれたそうでありますが、このことに関して詳しくお教え願いたいと思います。

また、国は今年度補正予算で、国民の安全・安心の観点からの災害対策等、必要性・緊急性の高い経費に対応されており、集中豪雨等の災害被害の万全の対応として8,784億円計上されております。このことにあわせて ドップラーレーダー整備とあわせて教えていただければというふうに思います。

冠水対策、自治体によっていろいろな方法をとられていることを、私も少し調べさせていただきました。例えば、八千代市では内径1,500ミリの排水管を整備したり、八街市では降水雨水ます、また洪水調整池の整備をあちこちで進めたり、また、透水性舗装にする。道路に小さな穴をたくさんあけて地盤沈下を防いだり、地下水の枯渇を防いだり、歩行者が泥水をかけられる被害を少なくするような透水性舗装も取り入れられて、また、常設自動排水ポンプの設置、貯留浸透施設整備、休耕田を利用してそこに、流末がないところは借地して素掘りにして雨水を浸透させる方法を実施し、ある程度の効果を得ているという自治体もあります。旧横芝の屋形地先の冠水地域に排水整備を以前されたこともあったというように記憶しております。この点にあわせて、積極的な調査研究をしていただき、先ほど課長の方からありました防災対策の一環としてとらえ、今後強力的に進めていただければというふうに思います。

また、栗山の通学路の雨水対策でありますけれども、町長が議員時代に、これは取り上げられたことがあったというように、私は記憶しております。現地の状況をだれよりも町長がよくわかりいただいていると思いますので、ぜひ早急にお取り組みいただきたいというふうに切望しております。

教育行政の子供議会でありますけれども、学校教育は生涯を通じての土台づくり、広い視点から物事を考える教育、子供の育成が必要であると思います。横芝光町の未来を担う子供たちに夢や希望を語ってもらうとともに、町政への理解と関心を持つため、毎年開催してはどうかと思いますが、教育長、もう一度ご見解を伺いたいと思います。

就学区域の見直しは、ご親切な周知の件、先ほど課長の方から答弁をいただきましてありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

最後の「放課後子どもプラン」でありますけれども、これは本当に課長のおっしゃるとおり、慎重な協議が必要であろうと思います。児童クラブとあわせて協議をしていかななくてはいけないというふうに感ずるところに、厚生労働省は平成19年度、放課後児童クラブを5,900カ所ふやし、ほぼ全小学校区の2万カ所とする方針だそうです。本町での取り組みは、これにあわせていかがか、お尋ねしてみたいと思います。

また、旧光地域の実態と大総小の実態を含めてお尋ねいたします。

また、現在の各学童クラブの定員数、入所児童数、職員配置数を、この場でおわかりになれば教えていただきたいと思います。資料が手元になかったら、後で教えてください。

以上、再質問、お願いいたします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員からの2回目の質問についてお答えをさせていただきます。

まず、政治姿勢の問題でございますけれども、当町にも特別会計が6つあります。ただ、私どもの特別会計につきましては、本当に透明性の高い会計を持っておりますので、その中から一般繰入金を減らすというのは、正直言ってなかなか、非常に難しいのかなと。その中でも、それをなるべくさせないように努力はしておりますし、まして、東陽食肉センター特別会計のように、自分のところで全部賄っているところもございます。

そうした中で、特に5億9,000万円にも上る町からの補助金・交付金、その問題の方が当町としては一番目にもつきやすいし、私どもも予算を組み立てる中で非常に頭の痛いところであります。そうした中で、先ほど企画財政課長の方から答弁がありました中で、第三者機関を使って、そういうものをやっていくというのも一つなのかなというふうに考えております。

続きまして、行政センターの有効活用の問題につきましては、先ほど壇上の方からお話を申し上げましたとおり、私も行政センター、旧横芝町役場、あそこは道路に平行してあった部分が鉄筋コンクリートで、あとの旧議場のあった方は鉄骨なんですかね、何かそうらしいんです。それは後から追加した部分なんですけれども、本体部分についてはまだ全然 耐震調査をしたわけではございませんけれども なかなか堅牢にできているという中で、公共施設として利用するには、まず耐震の検査をしてからではないとできませんけれども、そうした中であそこには、ある意味にしえのある建物でもございますし、何かに利用できればいいなと思っております。ぜひ、またいろいろな、そういうようなご意見があれば、逐次、皆さんの方からも出していただければありがたいなと思っております。

続きまして、医療センター問題の2.5次と、私が言った2.7とか、2.8とかという整合性の問題でございますけれども。法律用語なんでしょうか、業界用語なんでしょうか、1次救急、2次救急、3次救急と救急のシステムが3つに分かれているんです。そうした中で、本来であると2.5次とか、2.8次とかというのは存在しない言葉なんです。ただ、わかりやすいように言うように、2次救急というと365日24時間の救急、それも外科、内科を中心とする項目が幾つかあって、専門的なやつ それはわかる 細かいことは後で言わせても。

3次救急 ですから脳疾患、心疾患、いろいろな項目の中で365日24時間、それを対応できるのが3次救急なんだと。その間というのは、2.5とか2.6だとかというのは本来使われ

ない言葉なんですけれども、単純に3次救急から、ある程度の大きなやけどに対しての対応ができないけれども、それ以外はできますよという、今度の計画の中に総合センター病院が、そういう意味での2.5というような言い方をしております、千葉県でも今これを2.5と。ある意味、何というんですか、新しい言葉をつくってしまって、それを、それで全部均一に話でもっていきましょうという話ことができました。そういう意味ですので、それが、2.8と2.5が違うのかというと、2と3の間だと、そういうように解釈をいただければ整合性としてあるのかなということでございます。それでご理解、よろしゅうございましょうか。

続きまして、情報開示の件でございますけれども、ご承知のとおり、これが1年近くも凍結をして中座をしてしまうほどの地域の問題、予算の問題、おのおのの首長にしても地域等をはらんだ問題ですとか、県議会議員の皆さんにとっても、いろいろな立場立場の問題があって、非常に表に出づらい会議が常に行われております。しかしながら、これが一つ一つすべてが表に出てしまいますと、ある一部偏った報道がされるようなことがあってはまた大変なのかなという部分も、私なりに感じる場所がありますので、その辺の部分については、あくまでも話のまとまったところだけを今のところはオープンにしていると。

本来ですと、今はこれで実際に訴訟が起きている部分もあります。情報開示をしていないということで、そういう部分が、これはたしか東金市長が座長だったので、東金市長に対しての情報開示訴訟が起きていたりもすることであって、それだけ繊細な部分がありますので、それについては私もちょっと何とも言えないというか、本来これを大事に、何としても救急をなし遂げなければならぬと考えたときに、いろいろな方の、いろいろなご意見をどこで集約するかということでございますので、結果が出た部分については、私もできるだけ細やかに皆さんにはお示しをさせているつもりでございますので、何かあれば聞いていただければ結構かなと思っていますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

それと、安全・安心なまちづくりの中で雨対策の問題で、これの一番大きいのは東京都の地下は何かすごい、何十メートル下に何十メートルのパイプが流れていて、とんでもない排水整備があるとか、なかなか表には出ないけれども、そういうものもあると。

それをつくるにしても正直言って、横芝光町も土地の利用の問題について、開発と基盤整備が追いついていないというのが一番の、もともとの現状なのかなと思っています。それについても、先ほど都市建設課長の方からのお話があったとおり、若干のお時間はいただかなければならないとは思いますが、精鋭努力しながら、正直申し上げまして、私どもの地区もご承知のとおりでございます、本当に集中豪雨で5分、10分、雨が続きまして

ますと、うちの中には必ず入ってきてしまいます。そういったもので何とかしなければならないとは思っているものの、その辺の部分についてはいましばらくのお時間を賜ればなと思っていて、一番最初の政治姿勢の上での予算配分の答弁でもありましたとおり、今回は何はともあれ2町の融和を図るためのもの新町建設計画にのっとった配分の予算を使わせてもらいますので、それを1弾の計画の中に入れて、第2次ではそういう考えもしていかなければならないのかなと思っております。

先ほど申しあげました栗山の通学道路については、早速、もう一度検証して調べて、速やかな、本当にどれくらい予算がかかるのか、そういうものもございますので、やらせていただきたいなと思っております。

後は、それでは教育長の方でいいですか。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、先ほど救急の区分とでも申しましょうか、その件について、きょうは手元に詳しい資料をちょっと持ち合わせていないので、イメージを持っていただくという意味でのご説明とさせていただきたいと思っております。

まず、救急には1次、2次、3次というような区分があります。これは、先ほども町長の答弁にもありましたように、2.5次だとか、1.5次というような区分というものはありません。恐らく2.5次というのは、ある意味、2次と3次との中間に位置するものだということで説明があるものだと思います。

では、1次救急というのはどういうものかと申し上げますと、これは、外来の救急という意味です。入院のできない、外来だけの救急が1次救急。

そして、2次救急というのは、これは東陽病院等も、この2次救急医療機関という位置づけができると思うんですが、救急で運ばれて入院施設を持って救急対応ができる、そういった意味での救急を2次救急といいます。

それから、3次救急というのは、これは救命救急ということで、あらゆる救急患者に対応できる体制をとった医療機関が3次救急医療機関と、そういうふうに言うというふう解釈していただいてよろしいかと思っております。

よろしいでしょうか。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 先ほど川島議員さんの方から、ドップラーレーダー整備とい

うものがどういうものかということでご質問をいただいたところでございますけれども、勉強不足で大変恐縮なんです、私もちょっと把握しておりませんので、後ほど調べてご回答させていただきたいというふうに思います。

それから、道路の舗装関係で透水性のお話がありました。これは、川島議員さんおっしゃられたとおり、道路に降った水をそのまま地下に浸透させるという、いわゆる環境に優しいと申しましょうか、そういう工法で国・県が高速道路、国・県道等に施工してきた工法でございます。当初は、かなり工事費も通常の舗装と比べると高かったんですけども、大分値段的にも下がってきましたので、最近では市町村におきましても、特に幹線道路を中心に、その工法を取り入れているというところでございます。

横芝光町におきましても今後は、幹線道路については極力、そういう透水性舗装で実施したいというふうに考えております。

それから、排水ポンプの件でお話がありました。確かに議員さんおっしゃられるように、特に屋形地区、南川岸地区、それから立会の漁港近く、それから、もう1カ所は栗山川の左岸になるんですが、屋形橋のちょっと下がったところですけども、そこに、いわゆる強制排水をするためのポンプを設置してございます。

大きなもので申し上げれば、議員さんご案内のように屋形の堪水防除、それから大布川にも排水機場がありますけれども、これも地域排水を強制的に行うポンプ施設でございます。

先ほど道路排水だけでは地域排水を賄うことがなかなかできませんので、そういった箇所につきましては今申し上げたような事例もございますので、今後いろいろ調査しながら、そういう工法も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） 川島議員の質問の中にありました子供議会の開催についてということで、今後、本年度実施をして、継続的にという話でありますけれども。本年度、新しい町になりまして初めて行うわけで、具体的にどういうふうにやるかということは、まだできておりません。というのは、総務課、議会事務局、教育委員会、そして学校と十分な協議をしながら、先ほどから川島議員のお話の中にあります子供にとって幸せだとか、愛情、夢だとかという言葉がいっぱいあります。ぜひ子供の気持ちを聞くためにも、子供議会を本年度実施して、そして、もしそれが子供たちにとって、また我々行政をやる大人にとっても非常によい方向だということが当然見えてくると思います。その時点において、来年度も、また再

来年度も継続的に子供の意見を聴取しながら、町の、特に私の立場とすれば、教育行政の中でも生かしていきたいと、そういうふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） まず、放課後児童クラブの現状についてご質問をいただきましたので、この件についてお答えをいたします。

横芝小学校の児童クラブでございますが、定員は30名でございます。2月現在の利用者は36名でございます。36名といいますのは、全員が利用した場合に36名ということでございまして、場合によりましてといいますか、曜日によりましては利用者が少なくなりますので、マキシマムという数字ではございません。

上堺小学校は上堺会館をお借りしているわけですが、定員が30名、2月現在の利用者は26名でございます。光の児童クラブ、これは東陽小学校の校庭内にあるわけですが、定員が70名のところ、利用者は79名という状況でございます。

指導者は、横芝小の児童クラブが2名から3名で、人数によりまして、そのときによりまして増減がございます。上堺小学校の児童クラブは2人、光の児童クラブは3名の指導員で対応をしているところでございます。

なお、大総小学校につきましては、利用希望がないという状況の中で、現在は学童クラブはないということでございます。

ちなみに、平成19年度以降の利用の申し込みを現在受け付けておりまして、定員を超えるような状況でございます。

それからもう1点、「放課後子どもプラン」との連携ということでご質問がございましたので、私の方からお答えをさせていただきますが、「放課後子どもプラン」が実施されるようになりますと、授業が終わりましてから午後5時ごろまで、「放課後子どもプラン」による保育といいますか、お預かりをして保育をするということになります。それ以降の時間については、現在の放課後児童クラブに切りかわるということになりますので、ほとんどの子供さんたちが5時ごろ自宅に向かってお帰りになると。その後、残った子供が今の児童クラブの制度に基づいてお預かりをするということでございますので、切りかえをどうするかとか、いろいろ課題が多く残っておりますが、この2つの事業を進める上では緊密な連携が必要だということで、十分、関係機関、あるいは関係者、関係各課と調整をして進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

時間が余りありませんので、簡潔に。

12番（川島富士子君） 最後に、ただいま教育課長からお話がありました児童クラブの待機状況を伺ったわけでございますけれども、定員を超えているということは待機ということになるのではないのでしょうか。万が一、待機であるとしたら、その対策をお考えかどうかということをお聞きしたいということと。

最後に、きょう実は皆さんに拡大して写真をお見せしたかったんですが、ちょっとできなかったものですから、これは町長にぜひ見ていただいて、今後の参考資料にさせていただければというふうに思います。

最後に、課長に伺うのと、町長に、温暖化の影響でいつ異常気象が起こり、集中的な豪雨が起こるか分からない昨今であることから、今後、暫定的な手法も含め、冠水する頻度の高い地域の排水対策の調査・設計を行い、緊急性を考慮したさまざまな事業を実施していただきたく切望いたしますが、町長のご決意をもう一度、最後にお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） それでは、学童保育の待機状況ということでございますが、先ほど申し上げました人数については、実際に利用している子供の数でございますが、待機者数は現在おりません。待機者はおりません。

それから、先ほど定員をオーバーしているというお話を申し上げましたが、現在でも多少定員をオーバーしているところがございますが、対応ができておりますので、受け入れをしているということでございます。

もう一つに、4月以降、19年度以降の学童保育の申し込みについては、定員を上回る数の申し込みがございますので、その申し込みの理由を、内容を十分調べさせていただきまして、優先順位度の高い方々から、なるべく全員の方が利用できるように十分検討させていただきますが、どうしても余り多くの子供さんをお預かりいたしますと事故にもつながりますし、また、目が届かなくてけがをしたりということで、かえってご迷惑をおかけすることにもなりかねますので、その辺を十分注意しながら対処してまいりたいと、そんなふうに思っております。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、ここに冠水した状況の写真を見させてもらって、この地域の人たちは、こうなってしまったらもう表にも出られないような状況の中で、本当に大変なことだ

と思います。

そして、今、川島議員からおっしゃられました。世界的に温暖化の問題で集中豪雨や、またハリケーンとか、竜巻ですとか、そういうのも起こりかねない。いつ起こっても不思議ではないというような状況にあるんだと、マスコミでも取り上げられている中で、安全・安心のまちづくりの方向の中で、常に危機管理を怠らず、いろいろな部分に細かいところから注意を払って、職員全体で、またそういう部分の意識の向上、高揚をこれからも進めていく中で、町民の安全・安心により一層の力を傾注してまいりたいと思います。

本当に、今回はそういう部分で、災害に強いまちづくりというようなこともよくございますけれども、まさしくそういう部分で 去年のいつだったかでしたか、本当に大きい雨があって、堤防もあと10センチぐらいで、屋形の海岸が決壊してしまうような、そういう状況があるのは事実でございます。まちづくり全般についても、そういう部分の危機管理をこれからは十分配慮したまちづくりをしていきたいと存じますので、議員皆様方のご理解、ご協力、よろしくお願いを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の一般質問を終わります。

休会の件

議長（伊藤良一君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

3月6日、3月7日は議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議ないものと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

3月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時49分)

平成 19 年 3 月横芝光町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 19 年 3 月 8 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 発議第 1 号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 発議第 2 号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 発議第 3 号 自由貿易協定 (F T A) 交渉に関する意見書について
- 日程第 5 議案第 1 号 横芝光町町民サービスセンター条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 横芝光町副町長定数ばれの制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 横芝光町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 横芝光町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 号 横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7 号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 横芝光町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9 号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10 号 横芝光町共同利用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 11 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 16 議案第 12 号 平成 18 年度横芝光町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 17 議案第 13 号 平成 18 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 18 議案第 14 号 平成 18 年度横芝光町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) につ

いて

日程第 19 議案第 15 号 平成 18 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につ

いて

日程第 20 議案第 16 号 平成 18 年度横芝光町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（31 名）

| | | | | | |
|------|-------|---------|------|-------|-------|
| 1 番 | 齊 藤 | 隆 君 | 2 番 | 椎 名 | 文 雄 君 |
| 3 番 | 木 島 | 昇 君 | 5 番 | 越 川 | 一 雄 君 |
| 6 番 | 五 木 田 | 平 和 君 | 7 番 | 早 川 | 光 彦 君 |
| 8 番 | 川 島 | 仁 君 | 9 番 | 杉 森 | 汎 君 |
| 10 番 | ・ 梅 | 喜 作 君 | 11 番 | 永 ・ 貞 | ・ 君 |
| 12 番 | 川 島 | 富 士 子 君 | 13 番 | 鈴 木 | 克 征 君 |
| 14 番 | 野 村 | 和 好 君 | 15 番 | 山 崎 | 貞 一 君 |
| 16 番 | 鈴 木 | 輝 男 君 | 17 番 | 伊 ・ 囃 | 樹 君 |
| 18 番 | 嘉 瀬 | 清 之 君 | 19 番 | 平 山 | 治 布 君 |
| 20 番 | 深 田 | 正 治 君 | 21 番 | 川 島 | 透 君 |
| 22 番 | 鈴 木 | 唯 夫 君 | 23 番 | 八 ・ 健 | 一 君 |
| 24 番 | 伊 藤 | 良 一 君 | 25 番 | 川 島 | 勝 美 君 |
| 26 番 | 加 瀬 | 秀 夫 君 | 27 番 | 渡 辺 | 豊 君 |
| 28 番 | 小 川 | 征 四 郎 君 | 29 番 | 越 川 | 輝 男 君 |
| 30 番 | 鈴 木 | 俊 君 | 31 番 | 越 川 | 洋 一 君 |
| 32 番 | ・ 屋 | 英 夫 君 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐 藤 晴 彦 君 理 事 海 保 英 之 君

| | | | |
|---------------|-------------|-------------|-----------|
| 理 事 | 小 川 利 昭 君 | 理 事 | 齊 藤 俊 一 君 |
| 總 務 課 長 | 海 保 要 君 | 企 画 財 政 課 長 | 林 英 次 君 |
| 環 境 防 災 課 長 | 鈴 木 孝 一 君 | 稅 務 課 長 | 椎 名 茂 道 君 |
| 住 民 課 長 | 瀨 理 和 夫 君 | 產 業 振 興 課 長 | 高 埜 広 和 君 |
| 都 市 建 設 課 長 | 小 堀 正 博 君 | 福 祉 課 長 | 高 蝶 文 徳 君 |
| 健 康 管 理 課 長 | 並 木 俊 郎 君 | 横 芝 行 政 長 | 伊 藤 賢 二 君 |
| 食 肉 セ ン タ ー 長 | 竹 内 康 男 君 | 東 陽 病 院 長 | 田 鍋 悦 央 君 |
| 出 納 室 長 | 海 保 清 一 郎 君 | 教 育 長 | 海 保 教 之 君 |
| 教 育 課 長 | 山 本 照 男 君 | 社 会 文 化 課 長 | 布 施 勇 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 大 木 一 男 君 | 代 表 監 査 委 員 | 大 木 國 臣 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 越 川 岳 | 主 幹 | 實 川 裕 宣 |
| 書 記 | 須 合 京 子 | | |

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日、渡辺豊君、鈴木俊君からおくれる旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（伊藤良一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

川 島 透 君

議長（伊藤良一君） 通告順に、順次発言を許します。

川島透君。

〔21番議員 川島 透君登壇〕

21番（川島 透君） 横芝光町が誕生して1年を迎えようとしております。栗山川の流れがはぐくむまちづくりは、それぞれ旧町の半世紀にわたる歴史の中から慎重なスタートであったように思われます。今後、関係者、機関のさらなるご努力を願うものであります。

そこで、次の2点についてお伺いをしたいと思います。

まず、産業廃棄物処理業者の進出についてであります。

我が横芝光町には、昔から豊かな自然や歴史・文化資産に恵まれ、土地利用にあっては、地域が有するそれぞれの機能や特徴を生かし、環境との共生を基本として開発、整備、保全を進めてきました。その結果、環境に恵まれた住みやすい町として今日に至っているところであります。

このような中、昨年春、東京の内装工事業者から横芝光町谷中2874番地先に産業廃棄物処理施設を設置したい旨の申請があり、県に出されたと同っております。事業内容は、石膏ボードの粉砕などの産業廃棄物処理業の中間処理施設で、処理後の石膏ボード破砕礫などを最

終処分場などに搬出されるそうであります。

地元谷中区では、近くに住宅団地や優良農地があることから、産業廃棄物礫の飛散、流出、焼却、悪臭のおそれや騒音、振動が起きることや、さらには粉じんや油が排水路に流入しないかなどが懸念されることから、いち早く業者に計画中止の要望を行い、町にも要望書を提出しました。

年が明け、平成19年1月20日谷中区民を対象とした事業者説明会が開催され、その説明会に私も隣接地区区長として参加させていただきましたが、谷中区民の皆さんからは、同意を得られるような感じではありませんでした。その後、業者から谷中区へ何ら連絡もないと伺っております。

そこでご質問をいたします。今、この谷中地先に建設予定されている産業廃棄物処理施設計画はどうなっているのか、状況を教えていただきたいと思います。また、谷中地区説明会を終えて、業者から町へ状況報告などがあったのかも教えていただきたいと思います。

町としても、環境保全を図るためにも、また安心・安全なまちづくりを推進する上でも、産業廃棄物処理施設が撤退するよう要望を願うものであります。

次に、財政運営についてお伺いしたいと思います。

国の調査によりますと、経済情勢は緩やかな回復の兆しが見受けられるなどの報告がうかがえます。しかし、まだまだ地方自治体は、非常に厳しい財政状況にあります。

町財政面では、収入の大層を成す町税や地方交付税などの落ち込み、歳出では少子・高齢化社会に対する社会保障経費が確実に増加をしております。本町の財政状況が示されておりますが、経常収支比率91%、実質公債比率13.1%、地方債18年度見込みで85億6,200万円であり、今後の合併特例債事業による借り入れを考えると、さらにそれらの値は上昇することが考えられます。対する基金残高は、17年度末で財政調整基金5億7,200万円を含む24億800万円。今後、地方債残高の上昇と財政調整基金の減少が考えられる中で、さらなる健全財政計画が求められます。

そのような中、当町は、旧町時代に継続して実施していた各種大型事業を必要不可欠とし、合併と同時に新町に引き継ぎました。これらの事業遂行のため、国や県の補助金の確保、地方債など有利な事業を導入し財源確保に努められていることは、町財政当局の努力に改めて感謝を申し上げます。

さて、その地方債ですが、合併特例債事業、農業整備事業、道路橋梁整備事業、防災基盤整備事業、学校施設整備事業などで、事業実施年度に一時的に借り受けができますが、その

後償還をしていかなければなりません。いわゆる地方債は、地方公共団体が事業をするための財源を調達することを目的として行う借金であって、返済が1会計年度を超えて多年にわたって行われています。

平成18年度、当町では、町債が当初7億5,260万円の予算計上でありましたが、今回の補正で1億4,500万円減の6億700万円が提案されております。いずれにしても、数年後には償還が始まると思われます。また、過去に行われてきた大型事業の起債にかかわる償還費もあると思われます。

そこで、これらすべての起債の償還を含め、これからの横芝光町の財政シミュレーションについてお伺いいたします。

まず、平成19年度の予算についてですが、編成に当たり住民の意見やニーズをどのように受け取り、住民サービスを予算の中でどのように反映したのかをお伺いしたいと思います。

次に、地方債の関係ですが、まず償還のピークとなるのは何年度か。また、その年度の償還費は幾らになるのか、歳入に対しての償還金の割合はどのくらいになるのか、今後の町の歳入歳出のバランスはどうなのか、今後の財政状況、財政運営をどのように考えているのか、これらを含め町の財政シミュレーションについてお答えをお願いいたしまして、以上、登壇からの質問とさせていただきます。

〔21番議員 川島 透君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島透君に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、川島透議員のご質問にお答えをさせていただきます。

谷中地区に建設計画のある産業廃棄物中間処理施設についてのご質問でございます。

まず、1点目の現在の状況についてでございますが、ご案内のとおり、昨年7月27日に県より町へ当該施設の設置に伴う事前協議の照会があったことから、町では、地元住民への情報提供が重要であると考え、早速、谷中地区及び西高野地区の行政総務員さん並びに議長、副議長を初め東陽地区の議会議員の皆さんに事前協議書の資料に基づいた概要説明をするとともに、議会全員協議会で概要報告を行ってまいりました。

また、施設建設の許可を行う県に対しましては、地元においての住民説明会等を実施するなど、十分な情報提供を行うよう業者に指導してもらいたい、そういう旨の回答を県に対し

ていたしました。

その後、県からの指導を受けた進出予定業者である株式会社光和工業が、1月14日に西高野地区で、1月20日に谷中地区で住民説明会を開催したところでございます。

次に、地区説明会後の業者からの報告とのことですが、去る1月25日に、株式会社光和工業の担当者2名が私どもに来庁し、説明会の結果報告がありました。内容については、西高野地区で24名、谷中地区では40名の出席者があり、それぞれの地区で数多くの質問が出され、会社側としては、誠意をもってこれらの質問に答えましたが、最終的には、地元谷中地区から進出計画の白紙撤回を要望されたとのことでありました。会社としましては、この状況を踏まえ、役員会で報告し、さらに今後のことについての社内協議をするとのことでした。

施設の撤去要望についてでございますが、業者側で先ほど申し上げました社内協議を行うとのことですが、現在はその協議結果を待っているところであります。

いずれにしましても、町としては、地元の意向を最大限尊重してまいり所存でございます。一昨日であります、地元から白紙撤回を要望する数百人規模にわたる署名簿を含む要望書を堂本千葉県知事に渡して参りました。

続いて、財政運営についてのご質問にお答えします。

平成19年度予算における住民サービスへの反映についてのご質問でございますが、まず、先日の臨時議会におきましてご承認をいただきました町内4カ所の特定郵便局での住民票等の諸証明の交付を行うための経費、また国道126号線沿いの商業施設内の一角に職員を配置し、住民サービスを提供するための経費につきましては、年間の所要経費を計上させていただいております。

これに伴いまして、横芝行政センターの縮小や将来的には本庁舎へのすべての機能を移転させることとなりますが、経常経費の削減とともに身近な郵便局で諸証明の交付が受けられることや、土・日、祝日、休日を含めました商業施設の営業時間内に各証明書の発行業務と公金の収納等を取り扱える場が提供されるとは、住民の皆様にとりましても利便性が図られることと思っております。

次に、合併特例債事業、農業整備事業、道路橋梁整備事業、防災基盤整備事業、小・中学校施設整備事業等を含めた地方債の状況についてのごことですが、平成19年度当初予算における地方債発行額は、9億8,670万円を予定いたしました。このうち合併特例債につきましては、横芝中学校校舎改築事業で4億9,950万円、新粟嶋橋架橋事業等で3,040万円、

町道 - 12号線整備事業が1,000万円の総額 5 億3,990万円の借り入れを見込みました。また、中学校建設事業には、三位一体改革により一般財源化されました施設整備費補助金相当額につきましては、施設整備事業債として4,250万円の借り入れを予定しております。

なお、この事業債については、借入額の100%が後年度の交付税により措置されることとなっております。

次に、広域農道整備事業や県営排水事業等の農業基盤整備事業債等で3,500万円、道路橋梁整備事業債では、町道 - 10号線、そして町道0106号線及び町道0206号線の道路改良事業で2,400万円を見込みました。小学校施設整備事業債としては、南条小学校耐震補強工事として730万円を計上したほか、臨時財政対策債で 3 億3,800万円を予定させていただきました。これによりまして、平成19年度末の借入残高は、平成18年度末残高見込み額より 3 億1,155万9,000円増となる88億7,350万5,000円となる見込みであります。

また、地方債の償還計画につきましては、平成17年度までの借入額での償還計画では、平成20年度が償還額のピークで、元利金を含め 8 億7,437万8,000円となっております。

これに、今後予定される借入額、これはあくまでも平成18年度を含む今後 6 年間の借り入れの見込み額としてご理解をいただきたいのですが、新町建設計画に掲載されている事業や篠本・新井地区の土地改良事業、臨時財政対策債等の借り入れ見込み額を74億円と見込みシミュレーションいたしますと、平成23年度で約114億円の発行残高となります。償還額では、平成25年度がピークで、14億円に及ぶものと見込まれています。また、歳入に対する償還金の割合ですが、平成17年度決算額を基準として試算をした場合、ピーク時の平成25年における割合は、おおむね18%程度と予測をしております。

同様の平成17年度決算における割合は、10.1%でした。

なお、今後 6 年間で74億円の借り入れ見込み額につきましては、元金ベースで49億5,800万円、率で申し上げますと67%程度の額が後年度に地方交付税に参入されることとなっておりますが、今後の国・県財政状況や事業量を考えますと、極めて厳しい額と認識しており、今後も予断を許さないところでございます。

いずれにいたしましても、国庫負担率の削減等に対する一般財源充当額が増加する中、今後も一般財源額の伸びが制度的に見込めないことなどにより、予断を許さない状況が続くものと憂慮いたしております。

しかしながら、こうした中でも、事業の取捨選択や重点化など、さまざまな行政改革の手法により、合併協議に基づく協議事項を優先させながら、議会との連携を諮り、持続可能な

財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島 透君） まず、谷中地区への産廃業者の白紙撤回の件であります。ここに谷中地区が知事あてに提出されました文書がありますので、ご報告をさせていただきます。

このたび、山武郡横芝光町谷中地先への株式会社光和工業が計画する産業廃棄物中間処理施設進出計画に関する地元住民説明会が去る1月20日に開催され、地域住民多数が出席し、業者からの説明を受けましたが、当該進出計画地は、住宅地及び優良農地に隣接していること、隣接する道路は小学校の通学路となっていることなどから、施設の稼働による日常生活へのさまざまな影響や農業生産への影響などに対する不安や疑問が噴出したしました。なぜ私たちの日常生活の場にこのような施設の進出が計画されたのか理解できないとの意見が地元住民の意見として大勢を占めておりました。

地元谷中区としては、進出計画の情報を得てから昨年9月より、谷中区の会議を通じてこの問題を協議してまいりました。今回示された産業廃棄物中間処理施設の進出計画は、地域住民生活を混乱させるばかりであり、進出計画の白紙撤回を求めるべきであるとの結論に達したところであります。

つきましては、地域住民が安心して平穏な生活が継続できるよう、山武郡横芝光町谷中地先への産業廃棄物中間処理施設進出計画が白紙撤回されるよう進出予定業者へ働きかけていただきたく、近隣住民一同の署名を添えてお願いいたします。

ちなみに、この署名数は340件近い数があったそうであります。これが先ほど町長が報告されました要望書でありますので、ここにご報告をさせていただきます。

そして、この件につきましては、県の方にもお伺いいたしましたところ、やはり当町と地元がどうしてもだめだということになれば、かなり難しいであろうとそういうお返事も聞いておりますけれども、やはり最後まで来て欲しくない、それを町当局の方から強く最後まで気を許すことなく要望していただきたいと思っております。

その点について、来させない、そういうことを町長にもう一度この場で断言していただきたい、それがまず1点であります。

それから、今度は財政面なんですけれども、町民のニーズをどう反映したかについて再度お伺いいたします。

19年度予算にどのように住民要望や意見を取り入れたのか。例えば、例を挙げますと、農業用排水路、道路、道路排水、防犯灯、カーブミラーなど住民の身近な要望・意見などは、どのように反映されたのかお伺いしたいと思います。また、住民から意見を聞く機会が少なかったのではないかと、まちづくり懇談会の出席人数が少なかったと先立って議会の中でも町長から話があったところであり、今後はまちづくり懇談会のあり方等も検討し、たくさんの町民の意見を聞き、さらに予算に反映していただきたいと思いますが、その辺のところもお伺いしたいと思います。

次に、合併協議で計画された幹線道路や栗山川架橋事業などの基盤整備や横芝中学校校舎整備事業などの公共施設は、今後何十年先を見越した横芝光町にとって、極めて重要な事業であると思われます。このような大規模の公共事業を行う場合には、多額の事業費を短期間に必要とすることから、世代間で等しくその費用を負担するという考えのもと、起債により資金調達を行い整備するものであると理解しております。

しかしながら、余りにも一時的に整備が集中しますと、その償還費が町の財政を圧迫することとなりますので、きちっとした財政計画のもと、健全な財政運営を行う必要があるのではないのでしょうか。

そこで、現時点で予定している事業の実施年度や事業費の年間の調整、事業費自体の縮減、他の優位な財源手当などを検討してみる必要があると思いますが、その辺のところのお考えもお聞きしたいと思います。

次に、合併特例債事業についてお伺いしたいと思います。

いよいよ本格的に事業着手となる横芝中学校の建設事業であります。平成19年度当初予算で横芝中学校校舎改築事業として10億616万6,000円の予算計上がされております。継続費設定では、19年度及び20年度の総額で26億9,059万7,000円が設定されておりますが、横芝中学校校舎等改築事業全体の事業費をどのように見込んでいるのか、また補助金などの財源内訳はどの程度見込んでいるのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。また、生徒数などの学校規模に差がありますが、先に整備を終えた光中学校の校舎整備事業費の総額と財源内訳を参考のためにお聞きしたいと思います。

現時点では、詳細な経費については確定していませんが、事業内容についても経済性など十分な検証を行うとともに、現在ある施設の有効活用できる既存資源を利用することも考慮した上で、事業費の精査を行う必要があると思われますが、その辺のところも含めてお考えをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、川島透議員さんの2回目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、谷中地区の産業廃棄物の中間処理業者の進出の問題でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、私どもとしましては産業廃棄物、ましてそれが石膏ボードだとかそういうような部分で、本当に人体にも影響を与えかねないような雰囲気は私も持っております。

そうした中で、私どももできる限りのところで県に対する許可をある意味おろさないように要望をして、いろいろな部分からやっております。最後の最後まで気を許すことなく、これに努めてまいりたいとお約束申し上げます。

続きまして、財政の問題で、住民ニーズにどうこたえた予算編成になっているのかというご質問でよろしゅうございましょうか。ともかく、住民懇談会のものにつきましては、政務報告でもまたお話を申し上げましたとおり、いろいろ曜日ですとか時間ですとか、その辺のところをもうちょっと工夫をしながら、より多くの皆さんが集まってお話をさせてもらえるような環境をつくった中で、やはり防犯灯ですとかカーブミラーですとか、そういうような比較的安価にできるものについては、ある部分の予算計上はしてございますし、予備費対応もできますので、そういう要望については、可及的速やかに私の方で平成18年度につきましてもやってきましたし、19年度につきましても今後そういうような努力してまいりたいと存じます。

次に、基盤整備ですとか中学校ですとか大きい企業、何年先を見てやっているのかというような部分でしょうけれども、今回合併特例債は、10年間のうちに使いなさい。そして、ある部分で特別な補助が出る道交付金、まちづくり交付金、これが5年間の間に完成をしなければならぬという縛りがあって、その部分が4つあるんです。それが極めて大きい部分に入りまして、この部分については、5年間になんでもかんでもやらなければならないという大きな事業があります。

それがやはりそういう部分で、その整備が終われば大体おおむね横芝光町の新町建設計画、10年間の計画がほぼ網羅できると。それについては、どれだけ行政改革を進めることができるかという問題の中で、ある部分、その4つ以外の部分につきましては、若干の工期をおくらせるとか、そういうこともないとも言えませんが、できるだけ計画どおりに進んでいきたいと思っております。

ただ、皆さんご承知のとおり、交付税がどういうふうになっていくのかというのが非常に

不確実な部分があるそういう中で、慎重極まりない中で、先ほど申し上げましたとおり、極めて財政状況は厳しいという判断の中でもってこれからも進めてまいりたいと存じます。

それと、あと中学校の建設に係る詳細な額については、今、教育課長の方からお答えをさせていただきたいと存じます。ただ、先ほど一番最後に申し上げましたとおり、今使っているもので使えるものがあれば、当然それは新しい学校においても使っていただくように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 横芝中学校の改築事業につきましてご質問をいただきました。光中学校の建設事業との比較ということにもなっておりますが、手元に細かな資料がございませんので、資料のある範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

横芝中学校は、土地の取得から関係の周辺の整備だとかいろいろあるわけございまして、そういうものも全体をくくると、およそ39億円程度の事業費になるかと思っております。ただ、これはあくまでも今現在設計段階でございまして、契約が済んでおりませんので、一般競争入札であるとかそういう制度の中で契約がどうなるかと、数字は流動的でございますので、今現在はざっくりとした数字でございまして、土地の取得費であるとかそのほか水路の改修であるとかさまざまなものを含めまして、全体では39億程度になるかと思っております。また、建物と外構、中学校そのものだけを考えると、およそ35億程度になるものというふうに思っております。

光中学校と比べてどうなのかということになるわけでございますが、手元の資料で光中学校の竣工のときのパンフレットを私今手元に持っているんですが、これを拝見いたしますと、全体で25億5,500万円程度ということになっておりますので、およそ10億ぐらいの開きが出ているということでございます。

それから、財源内訳についてでございますが、現在のところ、国の国庫支出金3億、それから合併推進債が3億1,580万、合併特例債が13億3,100万円余りということでございます。それから、基金が13億7,000万円余りでございます。それから、成田空港会社からの補助金なども見込んでおりまして、一般財源としては3億2,500万円程度投入が必要であるという財政計画になっております。

それから、生徒数につきましてご質問がございました。以前にもいろいろな会議の席上でご質問が出ておりますので、そのときにも触れてございますけれども、平成22年から23年度

以降に徐々に児童・生徒数が減ってくる傾向が今現在ございます。ですので、その辺の生徒数の推移も見込みながら設計を行っているというものでございます。

それから、光中との規模のバランスという点でもご指摘をいただいたわけですが、光中学校が現在300名ちょっとでございます。横芝中学校はおよそ400名でございます、クラス数では、光中学校が10クラス、横芝中学校が12クラスでございます、生徒の数そのものも多く、教室もこれだけでも2クラスは多くなっておりますので、その2クラス多いことによりまして、さまざまな施設の必要面積が少しずつ大きくなっていくというところから、事業費についてもおのずから事業費に差が出てくるということをご理解いただきたいと思っております。

最後に、ご指摘のように、使えるものは新しい中学校に持って行って、それで有効活用するというのは、論を待たないところでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島透君） 谷中地先の進出計画については、今町長がここで白紙撤回させるというふうに理解してよろしいんですね。では、そういうことで、谷中区民にはそういう報告をさせていただきます。

財政面なんですけれども、町の財政状況をもっと町民に知らせていく必要があるのではないかと。特に、合併になりまして、夕張市とかいろいろな話も町民の中で話題に乗っているような気がします。特に、夕張市においては、3月6日の読売新聞の報道の中で、今後は国の管理下に置かれ、計画に沿って2024年度までの18年間で353億3,300万円の財政赤字の解消を目指す、そういうように報道をされております。

我が横芝光町は、財政当局の努力により補助金、起債の導入により財源確保に努め、健全財政を維持していると思われまます。しかしながら、このようなニュース報道を聞きますと、住民は少なからず、自分たちの町は大丈夫なのだろうかという心配をしているのも事実であります。

そして、先だって、老人クラブの新年会の席上、町長のごあいさつの中に夕張市にはならないように等のごあいさつがあったように聞いております。大勢のお年寄りの人から、そういう話があったけれども、本当にそういう状況なのかと。つまり何が言いたいかといいますと、やはり町民一人ひとりが、合併してすごく不安な面と期待する面とかなりあるわけです。そこで、そのようなことを含めますれば、やはりこういう今情報化の時代でございますので、住民に今の財政の状況、今後の財政状況、それを広報や懇談会等で町の財政状況を理解して

いただく必要があると思われます。その方法についてもいろいろあると思いますが、その辺のところをお伺いしたいと思います。

中学校の建設については、まだまだ詳細な経費等については出ないと思われます。しかしながら、やはり厳しい財政状況でありますので、その辺のところは計画的に運営をしていただきたいと思います。

先ほど、ある施設等は有効に使っていくというお話も伺いましたので、やはりそういう面では、事業費の縮減というのもこれからは視野に入れていったらどうかとそういうふうと思うところであります。そして、施政方針の中でも最少の経費で最大の効果が得られるよう、機能的な学校建設となるよう、より一層検討を加えられるようお願いをしたいと思います。

いずれにしても、厳しい財政状況でありますので、合併してまだ1年を経過したばかりで新町としての財政に関するデータがそろっていないことと思いますが、18年度予算のデータを参考にできるだけ早い時期に新町横芝光町の中期的な財政シミュレーションを提示できるよう要望いたします。

このようなところで、町長それから教育課長、それから財政課長にそれぞれご意見をお伺いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 谷中の進出する企業につきましては、企業側にとっては、非常に厳しい状況になっているという認識が私もありますし、県の方に対する地元県議を初めいろいろな皆さんからそれについての要望も私の方からも出しております。

そうした中で、谷中に進出する企業が実現することは極めて可能性が低いと私も判断しておりますし、それについて、今後気を緩ませることなく進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そして、財政の情報公開についてでございますけれども、たまたま横芝光町の私どものホームページの中で、財政については近々に載せると書いてあります。それを今準備しているところで、実際、財政力指数については、若干もうちょっと欲しいなというところはあるものの、去年、合併前に予測していたよりもちょっとはいいと。財政力指数が17年度で0.493、もうちょっと低いのかなと思っていましたけれども、その辺の部分もいいのかなと。あと、一番これから心配になってくるのが実質公債比率、先ほど川島透議員がおっしゃっていました。あと一般経費率、この部分についてでございますけれども、ある部分、非常にこれについては千葉県56市町村の中でもベスト20に入っているように、なかなかのいい成績がござい

ます。

しかしながら、先ほど来申し上げましているとおり、大型事業を積み重ねていきますと、それこそ平成25年には下から15番目ぐらいになってしまうこともあるかもしれません。

そういった中で、今後も傾注しながら、そしてその部分については、先ほど敬老会のお話もございましたけれども、その中で要するに平成20年度には、私ども皆さんにも申し上げましているとおり、情報公開の一端として、町民の皆さんに私みずから平成20年度には借金が100億円を超しますと。平成25年度には大変な借金返済額を余儀なくされますという部分を申し上げています。何も隠すことではありませんし、現実の問題でございますので、積極的な情報公開の一端だにご理解をいただければなと思います。

あと、中学校建設に関しましては、本当にこの当町におきましても一番大きな大変な事業でございます。一つ一つ事業費の縮減については、細かい部分の事業見直し、よく精査し、できる限りの縮減に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

〔「町長、みなさんには心配かけないからと言ったらいい」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 町民の皆様方には、心配をかけてしまっているのかもしれませんが、絶対に破綻をするようなことはございませんので、ご心配を持たないように、ひとつ町民の皆様方にもよろしくお伝え願えればなと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 予算編成方針の関係でございますけれども、財政部局の見解ということでちょっと申し上げさせていただきます。

現在、議員ご承知のように、平成20年度から29年度までを見通した総合計画を策定中でございます。そして、この総合計画の中の基本計画、また基本計画に基づいた実施計画、こういうものを今後この20年度で策定する予定でございます。そういうことで、19年度につきましては、新町建設計画、これに基づいた事業を重点施策という形で予算編成を成したわけでございます。

各種事業の起債について議員非常に心配されているということでございます。そのとおりでございますが、財政としては、特に後年度で交付税措置される優位な起債、こういうものを最重点に考えまして起債をしたものでございます。一例を申し上げますと、例えば道路整

備事業債。道路整備事業につきましては、合併特例債で70%が措置されるといいましても、30%は一般財源持ち出しでございます。そういうことから、なるだけ合併特例債でも借りないようにという中で、今回はふさの国交付金、県から合併支援交付金ということで、5年間で毎年6,000万ずつ3億円交付されるものでございますけれども、18年度もしかり、19年度から21年度まですべて6,000万ずつ粟嶋橋建設、また北清水、長塚橋の建設、取り付け道路、この事業に重点的にそちらへ充当するようにいたしております。

そして、合併特例債は起債でございますので、後々償還が後年度まで続くというのは財政としても大変なことになりますので、そういう形で有利なものを重点的に充当するような形で対応したという状況でございます。

また、今後につきましても、そういうことで総合計画策定されましたら、財政計画を見直したしまして、今後の事業等につきましても、その辺できちとした形で各担当部局と調整しながら計画をつくって、そして今後の各年度について、また起債関係も検討してまいりたいとそうように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 横芝中学校建設事業について、教育課長の見解をということでございましたので、申し述べさせていただきます。

議員ご存じのとおり、旧横芝地区の住民にとりまして長年の懸案であります横芝中学校の改築事業でございますので、なるべく早く開校させたいという思いで取り組んでいるところでございます。

光中学校がもう既に完成をし、文教施設協会長表彰をいただくというすばらしい校舎と体育館と校庭があるわけでございますので、横芝町時代におきましても、その光中学校を目指し、また新しいんだからもっといいものを建てようというような気持ちで頑張ってきたわけでございます。

したがいまして、早く建てたいんだ、早く開校させたいという焦る気持ちもあるわけでございますが、厳しい財政というのはご承知のとおりでございますので、議員ご指摘のように、よく精査をし、利用できるものは利用するというところで事業費の縮減に努めてまいりたいと思いますので、今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 以上で川島透君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は午前11時です。

（午前10時47分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 00 分）

齊 藤 隆 君

議長（伊藤良一君） 一般質問を続けます。

齊藤隆君。

〔 1 番議員 齊藤 隆君登壇 〕

1 番（齊藤 隆君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただき、大綱 3 点について一般質問をいたします。

昨年 3 月の合併により、横芝光町が誕生し 1 年がたち、節目のときを迎えております。この 1 年、合併協議による約 1,600 項目にわたる事務事業のすり合わせをもとに行政運営がなされてきました。おおむね順調との評価もありますが、これも合併協議に携わってこられた多くの方々、また役場職員の献身的な努力、そして何よりも町民の皆様方のご協力のおかげであると考えております。

しかし、順調と言われる今こそ、自己評価に加えて外部監査などによる評価もあわせて行う必要があると思います。そして、評価や監査がされただけではなく、反映されてこそよりよい行政運営へと発展できるものであります。

行政運営は、生き物であると言われるように、合併協議中にはなかった制度変更や改革もあり、日々変化しております。これに対し、行財政運営は、常に改革という意識で当たらなければなりません。役場の業務は、常に町民サービスの向上が求められておりますので、それらの観点から業務全般また各課の連携やバランスなど節目節目で検証、見直しが必要であると思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

次に、1 月臨時会で 4 郵便局への事務事業の一部を外部委託することが決まりました。本人申請による本人交付であります。諸証明の発行業務など住民の利便性の向上に寄与するものと歓迎いたします。

町長は、これに加えてサビア内への（仮称）町民サービスセンターの設置とあわせて行政センターの縮小を行い、事務事業の分散を図ろうとしておりますが、これら一連の施策により町民の利便性や経費面での影響がどのようになるとお考えかお伺いいたします。また、これにより昨年発表した定員適正化計画よりも職員をさらに 10 人削減できると説明してありま

すが、定員適正化計画をどのように手直しされるのかについてもお伺いいたします。

次に、平成19年度予算についてお伺いいたします。

景気回復の兆しがあるものの、当町の財政状況は楽観できるものではないと認識しております。その中で特に重点を置いた点や事業についてお伺いいたします。いわゆる、町長のトップセールスにより道整備交付金など多くの補助事業が採択される見込みであり、さらには駅前変則十字路改修の要望もあります。このようなビッグプロジェクトがメジロ押しとなりますが、財政的に大丈夫なのかとの町民の心配もあります。そこで、財政的な裏づけを示し、ご説明願います。

12月定例会で学校と家庭、地域社会との連携の推進・強化を示されています。次の2点目の質問とも関連しますが、担当部局の垣根を超えた連携が必要となろうかと思いますが、財政的な支援はどのようにされますか。人的にも財政的にもしっかりとした裏づけをもとに、地域のコミュニティを発展させ、昔のような地域力の再生が欠かせないと思しますので、そのご決意をお伺いいたします。

2点目の安心・安全なまちづくりについてお伺いいたします。

地域社会の安全が町民生活すべての基盤であることを自覚し、町と町民、関係機関が協力して、みずからの手で、安心して安全な町をつくるためとして条例が制定されました。よりよい町民生活、より住みやすいまちづくりのためにも非常に重要なことであり、そのためにもともに考え、ともに行動していけるように進めていただきたいと思いますが、かけ声だけに終わらすことなく、実現するための具体案をお伺いいたします。

次に、先ほど財政支援の面でもお伺いいたしましたが、学校と家庭、地域社会との連携を推進するための方策については、具体的にどのようにしていくのかお伺いいたします。これは、学校だけで解決できる問題でもなく、いずれかの課、1つの課で担当することも難しく、また役場がすべて関与できるものではないと思えます。私は、役場全体が総動員体制で当たり、いかに町民の協力を得ていくかが大事であると考えますが、そのためには町長のリーダーシップにかかる面が非常に大きいかと思えます。いかがお考えでしょうか。

さらに、直接的な安全とは言えませんが、町民の融和を推し進めることもこれらの問題解決につながると思えます。半世紀かけて築き上げられてきた2つの町が、合併してもまだ1年ではいまだに横芝方式、光方式とってお互いを受け入れられない部分もあるかと思えます。しかし、お互いに意見を出し合い、もんでもみ合って新しい横芝光方式へ導き、1足す1が3にも4にもなるように町長のリーダーシップに期待します。

3 点目として、教育行政についてお伺いいたします。

横芝中学校の建設につきましては、先日の建設推進委員会、また一般質問の中でも多く報告されておりましたが、校庭を野球場と陸上用に分離し、校舎を2階建てから3階建てにする変更案で実施設計ができております。この実施設計に肉づけしていく作業が必要かと思いますが、どのように進められるのでしょうか。

これまで各作業部会においてワークショップや視察が繰り返されてまいりました。よりよい横芝中学校建設を目指し、それぞれの立場から出たさまざまな意見は、どのように取り入れられるのでしょうか。また、経過報告も含めて、出された意見がどう反映されたのか否か、対話型の情報公開をしてはいかがでしょうか。

次に、小・中学校の連携についてお伺いいたします。以前は、私立だけの話題かと思っておりましたが、最近では、公立でも小・中一貫校や中・高一貫校が議論されたり、開校したりしています。これは、学力の向上や定着、教育の継続性や児童・生徒の指導、教育を長いスパンで見守ろうとする動きと言われております。小・中一貫校を今すぐ当町で実現することは現実的ではありませんが、よい点があれば取り入れていくべきであります。

教員免許の制約もあり、1人の先生が小・中すべてで教鞭を振るうことは難しいかと思えます。しかし、1人の生徒に対して複数の先生方が直接指導ではないものの何らかの関与ができるようにし、情報の共有化や交換ができるようにすることは、生徒にとってもプラスの効果を生むのではないのでしょうか。

以前、横芝中学校区の3小学校と横芝中学校による教職員研修に参加した際に、中学校に訪れていた小学校の先生方に対し、生徒の反応がすごかったことが印象的でありました。このように、以前教わった先生方にととき見てもらえる、指導とまでは言わないまでも見ていただけということが子供たちの成長にもプラスになるのではないかと考えます。

最後に、学校が抱える諸問題についてお伺いいたします。いじめ問題などは、学校でのアンケート調査やきめ細かな生活指導がなされております。教育的指導の面もあり、すべてを公表できるものではないでしょうが、可能な限り学校と教育委員会との連携は図っていただきたいと思えます。

ここで今回お伺いしたいのは、県内でワースト10に入る給食費の未納問題であります。全国の例を見ますと、滞納2カ月で催促状や法的措置あるいは給食停止、給食費支払い確認証を取る、また口座振替をやめて集金に戻す、前払い制にするなどの対策がありますが、強行した自治体の中には子供の人権やプライバシーを持ち出して対抗してくる保護者がいたりし

ました。これが教育委員会の責任問題に発展したり、教育長が辞任したりしたこともあり、非常に消極的な対応になっているように思われます。

対策を進めるには、年度変わりの4月のタイミングがよいと言われていますが、給食費の未納世帯は、保育料や税金の滞納も重なっている世帯も多く、本当に払えないのか、払わないのか、世帯調査や生活相談が必要になってくると思います。厳しい生活状況であれば、保護規定に照らして対応してほしいと思いますが、そうでない場合の当町の対応策はどのようなになっているのかお伺いして、壇上からの質問といたします。

〔1番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、齊藤隆議員のまず行政改革についてのご質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、平成18年度は、合併の影響や各種事業にかかわる制度が国レベルで改正されたこと等の要因から、一時的に残業が多くなった課もございました。確かに、職員の熱意と努力をもってしてもその増大する業務量をこなし切れない現状も存在すると思われまます。まさに今回がこれに該当する状況であり、多くの要因が重なった中で業務遂行となりましたが、職員の苦勞により合併初年度の平成18年度を無事乗り越えることができたものと思っております。また、その陰では、町としても担当課における状況をいち早く確認し、適正な異動等を実施し、組織の強化を図ったことによるものと思っております。

一方、残業はその職員個々の能力によっても大きく左右されます。さらに、上司の指揮・監督のあり方によっても大きく影響されます。今後は、この両面のバランスを見極めながら状況を適正に分析しつつ、集中改革プランを基本に業務並びに人員配置等を定期的に見直してまいりたいと思っております。

なお、組織・機構の見直しを論じる上で忘れてならないことは、住民と行政の協働のまちづくりでございます。行政改革においては、見直していく一方で住民参加によるまちづくりが確立されなければ、行政改革など到底達成できるものではないことから、住民と協働のまちづくりも並行して進めていく必要があるものと思っております。

続いて、想定外の業務がなかったかとのご質問でございますが、横芝光町は、合併にかかわる事務事業調整を綿密に積み重ねてきた結果、想定外の事務事業は存在しなかったものと

判断をしております。そして、行政センターの縮小、またサービスセンターの問題でございますけれども、町民の利便性を含み、将来にわたる行政改革を推進する上で、町にとっても町民にとっても非常に有益であると考えております。そしてまた、個人情報の保護についても、個人情報保護法を初め各種情報が流出しないようなセキュリティには万全を期すシステムの整備を進めているところであります。

また、事業経費について概算額でご説明申し上げますが、郵便局における諸証明発行事務に準備経費として約87万7,000円、年間の維持経費として234万8,000円、商業施設内へ設置する住民サービスセンターの準備経費として約469万1,000円、年間維持経費として約214万円となる予定であります。

一方、行政センター全体の維持経費は、年間約946万3,000円となっており、仮に今後行政センターを廃止するとなれば、維持経費だけでも単純に約497万5,000円の経費節減となります。

これらのことから、住民サービスの利便性確保を第一に考慮し、商業施設内に町民サービスセンターを設置するものであります。

続きまして、平成19年度予算編成の中で特に重点を置いた点や事業についてのご質問でございますが、昨年10月にお示しをさせていただきました予算編成方針では、歳入歳出の両面から財政の健全化を図ることを念頭に、限られた財源の重点的、効率的な配分に徹することといたしました。

歳入については、町税収入の確保や国・県等との連携を図り、国庫補助制度や地方交付税措置のある地方債制度の活用を図り、財源の確保に努め、また歳出面では、基本方針策定までの間、新町建設計画に基づく行政の一体性の確保を最重要課題として投資効果、緊急度、財源措置等を十分勘案した中で予算要求を行うようお示しさせていただいたところでございます。

したがって、平成19年度予算では、新町建設計画に盛り込まれた事業を最優先事業として位置づけ、予算計上をさせていただいております。

事業で申し上げますと、横芝中学校校舎改築事業が平成19年度予算では総額10億616万6,000円を、また2カ年の継続費として26億9,059万7,000円を提案させていただきました。また、道路整備事業では、合併協議に基づきました事業を中心に検討を加え、新たに国庫補助金の採択を受けた中で、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、(仮称)長塚、北清水架橋・取付道路整備事業及び町道 - 11号線、町道2258号線等の改良事業に積極的に財源を投入す

ることとしております。

一方、ソフト面では、昨年度に議員の皆様からご理解をいただきました小学6年生までの医療費無料化事業につきまして、年間ベースでの予算を計上させていただいたところでございます。

このような中、ご質問にもございましたように、平成19年度当初予算で道路整備交付金等の活用により、6本の道路整備事業について計画がございます。このうち4路線につきましては、合併協議に基づく計画道路として新町建設計画に盛り込まれておりますことから、一般財源確保のために県から交付されるふさの国交付金を優先的に充当し、残り分については合併特例債の借り入れを予定しているところでございます。

合併特例債に関しましては、議員もご承知のように、借入額の元利償還金の7割が後年度の地方交付税により措置されます。しかしながら、残りの3割が自己財源により負担することとなりますことから、先ほどの川島透議員への答弁で申し上げましたように、後年度の償還額を考えれば予断を許さない状況が続くものと予測されています。

したがって、今後の事業執行に関しましては、事業の取捨選択や重点化、合併協議に基づく協議事項を優先させながらも、議会との連携を図り、財源の有効配分を念頭に進めてまいりたいと考えております。

次に、町民交流事業に重点を置いた予算づけはなされているのかとのご質問でございますが、合併後、町民交流にかかわる目的で開催いたしました町民体育祭、駅伝大会等の行事に関しましては、旧町で実施の方法が異なっていたことから、役員の方々にはご苦勞をおかけしたことと思っております。今後も実施方法の反省等を踏まえまして、真の横芝光町の町民交流事業が確立できるような事業について検討をしてまいりたいと考えております。

続いて、安心して安全なまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、安心して安全なまちづくりの実現を図る方法についてですが、安心して安全なまちづくり条例で規定している横芝光町安全会議について、犯罪、事故及び災害等に関する情報を共有化し、協力機関と調整しつつ進めてまいりたいと考えております。

自然災害等につきましては、18年度、19年度の2カ年継続事業で策定中の地域防災計画の中で、自然災害に対する平時からの備えや有事の対処方法について規定するとともに、津波や洪水に対するハザードマップの作成も行う予定でおります。19年度以降は、この計画に沿って必要備品の備蓄や訓練を実施してまいりたいと考えております。この訓練を通じ、地域における自主防災組織の結成や育成にも努めてまいりたいと考えております。

情報伝達においては、現在国が進めている大規模地震、津波等に備えての全国瞬時警報システムを千葉県が平成19年度の秋ごろを目途に導入予定と伺っておりますので、町も県もシステムとの接続をし、自動的に町防災行政無線に起動させることにより、町民の皆様に対し国からの情報をダイレクトに発信できるよう、町防災行政無線の改修を検討しております。

より身近な安全対策についても、交通安全や防犯対策の強化を図るべく平成19年度から防犯指導員を現在の53名から68名に、そして交通安全指導員を61名から63名に増員し、防犯活動においては犯罪の多い地区の各家庭を訪問し、防犯体制の確認や心構えを周知する家屋診断や防犯パトロールの実施回数及び実施地域の拡大を図るとともに、夜間営業をしているコンビニエンスストア等に対して、犯罪の予防に必要な設備の確認や設置を促す活動を展開したいと考えております。

また、交通安全活動においては、交通安全指導員による街頭監視や交通安全パトロール、町内小・中学校における交通安全指導教育等の活動を強化するとともに、交通安全推進隊による街頭監視も強化すべく、推進隊専用の反射式ベルトの貸与も予定しております。

しかしながら、交通事故の防止には、町民の一人一人が自分の身は自分で守るという意識を持っていただくことが重要でありますので、この意識の啓発にも努めてまいりたいと考えております。

次に、安心・安全なまちづくりについてのご質問のうち、3点目のさらなる町民の融和をどのように進めるかについてお答えをさせていただきます。

横芝光町も合併し間もなく1年を迎えようとしております。この間、町として町民の融和を醸成するための各種施策を積極的に展開し、1人でも多くの町民の皆様に参加していただける事業を企画し、旧両町民がともに交流できる場を提供してまいりました。おかげさまをもちまして、多くの皆様の参加をいただき、各種事業を盛大に開催することができました。

しかしながら、事業実施に当たり、旧両町の各種事業の開催・運営方法等に差異があり、町民の皆様にあっては、ある程度のとまどいがあったかと思えます。このことから、旧両町には、きょうまで培ってきた長い歴史と伝統があったことから当然のことかと思っております。今後は、このように先人先輩が築き上げてこられた両町の歴史と伝統を継承しつつ、上手に融合させ、町民の融和を図っていかねばならないものと考えております。

私が申すまでもなく、町民の融和は、新町まちづくりに欠かすことのできない必須条件であります。その手段として行政による誘導も必要であります。何よりも重要なことは、町民一人一人が自分たちの郷土を愛し、ふるさと横芝光町を自分たちが築き上げるという強い

信念を持つことが一番肝要ではないでしょうか。

今後、さらに町民の融和を進めるために、私の政治理念でもあります「住民の視点で」を基本として、あらゆる機会を通じて町民の方々からご意見や要望、さらにご提言をいただきながら、町民が今何を求め、何を必要としているかを的確に把握し、行政としてできる限りの融和策を展開し、一日も早く横芝光町町民の一体性が確立できるよう努めてまいります。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。安全で安心なまちづくりと家庭と学校、地域社会の連携についてのご質問、そして教育行政については、この後教育課長に答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

〔教育課長 山本照男君登壇〕

教育課長（山本照男君） 安心・安全なまちづくりの家庭と学校、地域社会との連携及び教育行政に関する2点のご質問にお答えを申し上げます。

まず、安全なまちづくりのための家庭、学校、地域社会との連携についてでございますが、児童・生徒の安全は、学校と家庭そして地域が一体となり取り組むことが大切であるということは言うまでもございません。また、子供たちみずからが危険を察知する力や回避する能力を養うことも重要であろうかと思えます。

そこで、町では、新入児童・生徒全員に防犯ブザーを貸与することとしておりまして、また全校児童・生徒に安全教育を行い、みずから身を守ることを教えております。また、議員各位も黄色のベストを着た学校安全パトロール隊をご存じかと思えますが、地域の高齢者の方々にご協力をいただき、各小学校区ごとに学校安全パトロール活動を展開しているところでございます。このパトロール隊も不審者等に対して抑止効果は非常に高いものと考えております。

さらに、不審者等の情報につきましては、教育事務所管内に情報ネットワークを敷き、教育委員会同士で速やかに不審者等の情報を得ることができますし、得られた情報につきましては、各学校や環境防災課に配信し、情報の共有化を図っているところでございます。特に、町内や近隣での事件・事故につきましては、必要に応じ防災無線により保護者へも情報を発信し、各家庭においても子供の安全に対し配慮するよう呼びかけているところでございまして、今後も地域の皆様のご協力を得ながら児童・生徒の事故防止に努めてまいりたいと思

ております。

次に、教育行政の質問のうち横芝中学校の建設につきましては、議員もご参加いただきましたPTAや教職員部会のワークショップを通じ、さまざまなご意見やご要望をいただきました。これらにつきましては、極力設計に取り入れられるよう工夫検討をしてきたところでございます。

一例を挙げますと、自然エネルギーを活用した学校づくりとして、雨水を地下ピットに貯留し、トイレの洗浄水やグラウンドの散水に活用することや少人数学習、個別指導に対応する空間づくりの要望につきましては、少人数学習室や面接室を複数設置するなど、従来の特別教室にはない発展性のある設計となっております。そのほか、グラウンドの配置や通学路の安全確保など、面整備や安全施設に要望を取り入れたものとしていただいております。

また、過去の報告も含めて意見をどのように反映したかなど、情報公開につきましては、町の広報紙等を通じ情報提供していく考えでございます。

次に、小・中学校の連携、とりわけ小・中一貫教育についてでございますが、齊藤議員お考えのように、当町では、まだ現実的ではないと考えております。小学校と中学校では、教師の授業の持ち方に違いがありますし、学習指導や生活指導の面におきましても多少なりとも相違があると思っております。義務教育をより効果的に展開するための方策を考えたとき、これらの相違点を解消し、子供たちが小学校教育から中学校教育へスムーズに移行できるようにすることが必要と考えております。

そのためにも、小・中学校の先生方がお互いの授業を研修したり意見交換や情報交換など十分な連携のもとに学習指導を工夫していくことがより児童・生徒の学習意欲の向上につながるものと考えております。

学校が抱える諸問題についてでございますが、いじめ問題につきましては、学校も教育委員会も情報を共有し、協力して問題解決に取り組んでいるところでございます。

また、ご指摘のございました給食費の滞納問題につきましては、全国的な話題となっておりますが、当町におきましても年々増加傾向にあり、その対応に苦慮しているところでございます。現在は、効果的な改善策を見出すため、近隣からの情報収集、教育委員会、給食センター、運営委員会、PTA、役員などからご意見をいただくなどいたしまして、策を模索している段階でございます。

経済的に厳しい家庭に対する教材費等の助成制度などこれらのPRを図りつつ、支払う能力があるにもかかわらず何年も支払わないという悪質なケースもございますので、今後は法

的な手段も視野に入れ滞納整理に当たるべきものと考えております。

〔教育課長 山本照男君降壇〕

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） ご答弁いただいたところではありますが、再質問をさせていただきます。

私は、行政改革を行う中で、むだを省いて効率的な運営を目指すということは言うまでもないと思いますが、ただ予算をカットするとか廃止、縮小、統合するばかりが改革ではないと思います。今の横芝光町のこの体制、役場の組織・機構、また先ほど町長が言われたように再チェックしていただいて、今あるものを最大限に活用することや余力を生かすこともぜひお願いしたいと思います。

特に、今後の見通しを考えた中で、何度もご答弁のあるように、財政的に厳しいということもあるので、財政面の問題が重要であると考えますので、その辺の強化について役場内でも検討をいただけたらと考えております。というのも町民の安心を得るということも役場の最大の責務だと考えているからです。

また、空港の問題について取り上げますと、町と空港会社というのは、信頼関係があるとともに利害関係も絡まっていると思います。これについてもぜひ強化をお願いしたいと考えております。行政の中だけでこの辺が難しいのであれば、外部の意見を取り入れるですとか、空港に関しては共栄委員会というのも以前から設置の希望がありますので、それをぜひ導入して設置していただきたいと考えております。

それと、行政改革の中で、やはり町が町民の参加そして協力を得てともに働くという協働の姿勢、これはぜひアピールしていただいて、今後ともお願いしたいと思います。

財政面の中で、先ほどもありましたように、新町建設計画を重点的、優先的に進めていくということでありましたが、町民の要望の中には建設計画以外のものも多数あると思います。その場合に、例えばこれが5年間は新町建設計画を優先するんだよと、これについては何年後から取り組んでいきます。それから何年後に完成の予定ですよというめどを示すことも町民に対するサービスではないかと考えます。いつまで待ってもできないというふうに思われるのではなく、今はこちらを優先的にするけれども、町民の要望のこういう面につきましてはいつごろから取り組みますよとめどを示すことで町民の皆さんの理解を得るのも必要ではないかと思えます。

それと、財政面の中で、やはり医療費がふえているということも考えなければいけないことだと思ひまして、予防医療について当町でも取り組んでいますけれども、さらに強化を願

いできればと考えています。現在、破綻した夕張市の夕張市立総合病院に赴任された村上先生という医師なのですが、医療機関は病気のプロだが健康のプロではない、市民自身が健康への意識を高めることが大切。つまり病気にならないための工夫をする予防医療、これが大事だということで、破綻した夕張市の中で病院、医療の再生を図ろうと努力しているそうです。

これらの考え方を当町でも取り入れまして、東陽病院をうまく運営するためにも、運営することとは逆になってしまうかもしれませんが、東陽病院の医師とそれから保健師さんたちが協力してそれらの健康相談にも当たっていただきたいと思います。

安心で安全なまちづくりを進める中で、ぜひ災害に強いまちづくり、これはハザードマップなどをつくり、町民へ周知をお願いしたいと思います。また、他の自治体の事例なども参考に、事故や災害を未然に防ぐこともぜひ取り入れていただきたいと思います。最近発生した例でありますと、横浜で起きた垂れ下がった電線にトラックが接触して荷物が落ち死亡事故が発生したということもあります。町内の電線や電話線などもそういう面で見れば一度確認をしていただき、危険な場所がないか確認をお願いしたいと思います。

先ほどの給食費の問題ですけれども、滞納整理の中に対応策の一つとして信販系を考えてみてはどうでしょうか。何年も滞納されたものが卒業してそのまま回収不納になってしまうという部分について、信販系を導入するというのも一つの手ではないかと以前ニュースでもやっておりましたので、いろいろな検討をされている中でぜひそれも検討の一つに加えていただきたいと思います。

それと、未納というのは給食費だけにとどまらずに、保育料ですとか国保税なども滞納しているケースが多いそうです。全国的にもそういう多重債務とは言いませんけれども、いろいろなものの支払いをためてしまうという世帯が多いということもありますので、当町でも税務課徴収班の方々が滞納整理にご苦労されておりますので、給食費、保育料、国保税、税金というふうにそれぞれが分けて徴収するのではなく、それを一元的に把握して、またそれをただ徴収するだけではなく、徴収するだけだと冷たい行政というふうに思われてしまいますので、世帯の状況も把握しながら生活相談ですとか家庭相談、世帯相談なども加えて徴収を行うのも一つ、それから生活相談をするのも一つセットにして行うような考え方でいくと、滞納整理も早まるのではないかと考えております。その辺お伺いいたします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 多岐にわたるご質問で、とりあえず気がついたところでやらせても

らいますけれども、まず行政改革によって財政基盤の強化を図る、これも言うまでもなく当然のことをごさいますして、今後、職員と一体となって行政改革のまず意識というものをどんどん植えつけていった中で、事務事業の考え方をもう一回考え直すとか、いろいろな部分でチャレンジをしてみたいと思っております。

それと、今、議員おっしゃいましたとおり、成田空港会社との連携、やはりこれは今後も成田空港の発展に伴ってその辺の部分で町の発展も連動させていくための施策を私たちが粘り強くこれからも進めてまいりたいと思いますし、そうした中で先ほど言うておられた共栄委員会の件をごさいますけれども、なかなか共栄委員会というものの趣旨が、今芝山町だけに今一つあるんですけれども、それが現実問題、本当に機能されているかどうかについては、いささか何かちょっとあるのかなという気もしないでもないものの、それに類似するようなもので、やはり町と空港会社だけの問題ではなくて、やはりそれに一体的に発展をする千葉県、それと国土交通省、そういった中でスクラムを組んで、それこそ全体がともに栄え、すべてが栄えるというような部分で、これからも今以上に頑張っていきたいと存じております。

それと、財政の中で大型事業の工事の工期のめどの問題でございますけれども、特に道路ですとかについては、用地買収がかかりますものの、基本的な用途はもう定めてございます。それについては、次に建設課長の方から工事ごとに詳細を示させていただきたいと存じます。

それと、安心・安全なまちづくりの部分で、危険個所の確認については、常に行っているところではございますものの、66キロ平方メートルにわたる横芝光町でございます。議員の皆様方、まただれでも気がつけばその担当に連絡がいくようなシステムはつくってございますけれども、見落とすこともあるかと思えます。ご近所で何かそういう部分があれば、早速のこと申し上げてくれるようお願いいたします。

そして、給食費の未納の問題でございますけれども、これは私どもも本当にある意味真剣に取り組んでいかなければならない大きな一つでございまして、私どもの方からも教育課または教育長に対して、本当の部分で強い姿勢で臨むようにというところで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） それでは、私の方から、都市建設課の方で現在進めております主要事業の計画につきまして、概略説明をさせていただきます。

まず、粟嶋橋関連でございますけれども、現在、用地取得等を進めております。この粟嶋

橋関連道路事業につきましては、1期、2期ということで現在進めております。1期事業の中で橋をかけ、傍示戸地先から於幾地先までつなげるということで、この1期事業が予定では一応平成22年までを予定しております。

それから、今年度から本格的に動きだします北清水、長塚橋の関係でございますけれども、この事業は平成26年度までを予定しております。

それから、あと今、原方地先で東西道路ということで進めております町道2258号線でございますけれども、これにつきましては、一応平成20年度完成を予定しております。

それから、あと町道 - 12号線ということで、これは1号線沿いの道路でございます。この道路につきましては、平成23年度の完成を予定しております。

それから、サビアのわきから真っ直ぐ栗山地区へ下がってまいります町道 - 10号線でございますけれども、これにつきましては、平成23年度の完成予定で進めているところでございます。

主な事業は以上でございます。いずれこの事業につきましても先ほど町長から答弁がございましたように、道整備交付金あるいは通常の道路整備交付金、さらには合併特例債等を活用しながら進めていく予定でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） 議員ご質問の予防医療ということでございますが、予防医療といえますのは、病院経営にはちょっと向かないような気はいたしますが、健康管理課といたしましては、住民健診等を実施した後に医療の必要のある方は病院に行ってくださいですが、境界期の方に対しまして事後指導といえますか、健康教育等を行っておりますので、今後さらに強化していきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは、齊藤議員さんの横浜市の例で電線事故の関係のご質問でありますけれども、当町では現在、そのような場所の把握はしておりませんし、東京電力やN T Tからの報告もありません。

したがって、問題はないと判断しておりますが、町民の皆さんに不安の声があるとするならば、その不安解消のために、今後、東電あるいはN T Tと詰めてまいりたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 給食費の徴収について、信販系、クレジット会社を通じた徴収方

法はどうかというご提案をいただきました。先ほど、町長からご答弁がありましたように、今後の給食費の徴収方針については、毅然とした態度で強化していくということでご答弁があったところでございます。

そこで、信販会社を活用した給食費でございますが、最近は電気代であるとかガス代などもクレジット払いができるようになってきているようでございます。昨日の千葉日報には、4月から県立病院の医療費の支払いもクレジットカードが使えるというような記事も載ってありましたので、一つの有効な手段なのかなというふうには思っております。保護者それからクレジット会社、行政の三者が契約を結べば、決まった時期に決まった額が納入されるわけでございますので、行政側にとりましても安心できる制度であるというふうに理解をしているわけです。

しかし、信販会社のカードを保護者全員がお持ちなのかどうかということ、それからカードを持ちたくない、クレジットは使いたくないというお父さん、お母さんもいるのかもしれませんが。また、もっと言いますと、クレジット契約が組めない方も中にはいらっしゃるかもしれません。こういう問題がございます。また、買い物などをしたときには一時的な決済でございますが、学校給食費の場合には、小学校から中学校まで最小9年間のクレジット契約ということになりますので、そういう場合に、中途解約であるとかそういった問題なども生じるのかなというふうに思っております。また、何よりも給食費の未納者は全体の5%に満たない方でございますので、そういう方々のために95%を超える保護者の皆様方にクレジット契約をしてくださいというのがご理解いただけるかどうか、非常にその辺は不安に思っております。

ただ、議員ご指摘のように、非常に大きな問題になっておりますし、クレジットの制度を使った徴収方法というのも一つの案だということは間違いございませんので、今後研究してまいりたいと思います。

公金に取り扱いについては、教育委員会部局で決めるべきことではございませんので、また町長部局の方とも十分に研究をしていきたいということで、回答とさせていただきます。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 給食費の未納に関連して、滞納している人は、保育料とかほかにも税等あわせて滞納しているのではないかとということでありまして、内容を調べてみますと、結果的にそういう方が非常に多いと思います。

これを世帯の相談とか安全・安否確認、これを兼ねて一元徴収すればいいのではないかと
いうご質問でありますけれども、税と手数料、そういった料金の徴収を一元化すれば確かに
合理的で効果的かもしれませんが、収納に当たりますと、当然その内容を納税者ま
たはその未納者に説明責任というのがあるわけです。個々具体的に、こういうわけだからこ
ういう税がかかっていますよと、そういう説明をしながらの徴収ということですので、
合理的な考え方でよいのかどうか、どちらの方法がよいのかは、今後見極めていく必要があ
るのではないかと思います。

一つ、後期高齢者の保険が平成20年から施行されるということで、県内の各自治体では、
未納がふえるのではないかとという危惧をしています。その中で、それぞれの自治体で今検討
されているのが、議員おっしゃったように、徴収を1つの窓口、収納課というのをつくって
1カ所でやろうというところも出てきているように聞いています。それがこれからこの1年
間詰めていくと思いますけれども、当然我が町もそういったことになろうかと思いますけれ
ども、先ほど申し上げましたように、合理的な考え方だけで取り組むのはいかがなものか
ということで、これから十分検討していく必要があるのではないかとこのように思っています。
以上です。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） ありがとうございます。

給食費の件につきまして、私の聞き方が悪かったのか、申しわけありません。滞納整理の
部分について信販系も導入してはどうかということで、100%すべての保護者についてとい
うことで私が今聞いたわけではありませんでしたので、この辺は訂正させていただきます。

それと、新町建設計画のおおむねのめどをお示しいただきましてありがとうございます。
これ以外に町民からいろいろな要望が出たものについて、限られた予算の中ですぐに全部が
できるわけではありませんので、優先的にこちらをやるとすれば、新町建設計画以外の町民
からの要望について、いつごろになりますよというめども示せるようにしていった方が行政
のサービスとしてはいいのではないかとということで私は考えております。個々にはちょっと
多いので、今は差し控えさせていただきます。

それと、空港に関する件ですけれども、共栄委員会のみならず、町と空港会社、これの連
携はぜひとっていただきたいと考えております。横芝光町もまだ誕生したばかりの町であり
ますが、先般、成田空港の問題を考える国土交通省の私的諮問機関の中で、空港周辺の自治
体についてある委員が、周辺自治体の対応が盗人たけだけしいというような発言をしたのが

ありました。これについて、まだ横芝光町は誕生したばかりの町でありますけれども、そういう件につきましても毅然とした対応をぜひとっていただきたいと思いますと考えております。

そういう外部に対する毅然とした対応をとることも新しい町を本当に1つの町としてつくり上げていく、育て上げていくための一つになるかと考えますので、ぜひその辺を町長にお伺いして質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず、先ほど言い忘れましたが、断固たる姿勢で給食費の滞納問題、またいろいろな部分にやると言っていますけれども、実際税金については、即差し押さえもどんどんやっていますし、また私どもで今考えて準備しておるのが給食の未納者、特に悪質な人には、内容証明郵便で送付する準備を今しておるところでございます。そうした中でもどんどん進んでいきたいなと思っております。

また、先ほどの成田空港会社との連携の問題でございますけれども、議員おっしゃるとおり、まさしく空港とともに横芝光町も発展していかなければならないんだという部分をもっと強調しながら、空港会社とスクラムを組んでこの町発展のために努力をしていく所存でございますので、今後とも皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 以上で齊藤隆君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は午後1時です。

（午前11時56分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

発議第1号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第2、発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより発議第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第2号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第3、発議第2号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより発議第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第3号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第4、発議第3号 自由貿易協定交渉に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより発議第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第1号 横芝光町町民サービスセンター条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島透君。

21番（川島 透君） この条例の内容については別に問題ないんですけども、1点お聞きしたいことは、この3月の「広報よこしばひかり」に、サービスセンターをサビア内に設けますと。それが各町内に配布されております。郵便局の条例については、1月の臨時議会の際に可決されていると思うんですけども、サビア内というのは、今議案第1号で出されているところでまだ議会を通過していないように思うんですけども、それがもう4月1日からそういうふうになりますというふうに決まったようなそういう文書が配布されておりますけれども、その辺については、どうしてまだ議会を通らないうちにそれが配布されているのかということについての質問をいたします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃられるとおりでございますけれども、先だっけの臨時議会において、予算においては皆様のご承認をいただいているという認識の中で、この部分をいかんせん4月1日からのことでございますので、3月の広報には載せなければならない

というところでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 確認の意味でお聞きしたいと思います。

サビア内に設置された場合に、循環バス等の停車位置、また本数等その辺、高齢者、弱者に対する足の確保という観点から確認をさせていただければと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 循環バスの運行については、以前から議員皆様方にもご指摘をいただいております。そしてまた多くの町民の皆さんからもお伺いをしている中で、町民サービスセンターのものにつきましても検討を加えながら進めてまいりたいと存じます。大いに参考にさせてもらいながら新しい部分でのダイヤ改正なり運行経路の設定などについて、今のご意見を尊重して進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島透君） 先ほど、予算の話ではそういう話がありましたけれども、あくまでもこれは設置する条例ですので、それをやはり決めてからでないとかこういうものはいかがかなと。やはり設置することに対して議会の賛成の同意を得られてから周知するというのが私は筋だと思います。確かに、予算的にはこの3月の予算に組み込むという必要はあるかもしれませんが、予算は予算として設置することに対しての条例として今出されているわけですから、それとはやはり別の問題だと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まさしくおっしゃるとおりでございます。それについては、いささか反省をしなければならない部分があると思います。

しかしながら、先ほどお答えをさせてもらったとおりのことで、やはり住民に対する周知の徹底というものを勘案した中で、今考えれば、では広報を若干おくらすとかそういう方法もあったのかなと思って反省をしております。

そういう部分でひとつご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1点だけ伺いたいんですが、この3条で規定しております施行に

に関して必要な事項は規則で定めるといことなんですが、規則で定められることもできたら資料と一緒に公表していただくとありがたいなというふうに思うんですけども、やはりということが必要な事項として定められているのか、わかったらひとつお願いしたいと思ひます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 条件の中で規則にゆだねるような形で制定をさせていただいております。

それと、この条例とあわせまして町民サービスセンター規則というものを定めることとなっております。その規則の内容といたしましては、サービスセンターで取り扱います事務分掌、それを項目立てしたもので、これについては、先だつての全員協議会等でご説明をさせていただいておりますけれども、諸証明等を中心にして対応するというようなことで、それらのことを規定しております。

それと、職員をそこに配置するというようなそういう内容のもので規則を制定することとなっております。これも条例と同じように4月1日から施行するようない形で今考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 説明の中で、一生懸命聞いているつもりでも、口頭だと消えていってしまいますので、できたらこういうものには文書で資料としてつけていただくと、いつまでもそれは記憶にも残りますし、そうしていただきたいなというふうに思ひます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 政府は、官から民へ、官から民へ、民間委託が時代の流れであるかのように聞こえますけれども、決してそうではなくて、やはり官が官であり民が民としての、公が公としての役割をきちっと果たすから社会の秩序も保たれるとそういうふうに基本的な思ひます。

そこで、規則で定める中に職員の配置とありましたがけれども、職員は何人で、この部分には民間の方は入らないですかね。それをまず聞きましょう。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 職員の配置数につきましては、今検討を進めているところでございます。今、予定されているところでは、行政センターが旧横芝役場の中に置かれておりますけれども、そこが町民サービスセンターを所管するようない形で今考えております。

それで、民間のそういうものを活用するのかということでございますけれども、それらにつきましてもこれから検討しないといけないということでございますけれども、現時点では、すぐにそういうものをということでは予定しておりません。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 町民サービスの向上は、まさしくこれは歓迎することですけれども、背中合わせ、裏合わせのこととして、やはりセキュリティ、個人情報保護の問題があるわけですよ。これは郵便局の場合もそうであったかと思えます。今郵便局は、もう民間ですよ。郵便局員としても公務員並みの指導をするなんていう話も聞いたことがあるんですけども、完全に民間になっているということで、ここで取り扱われる諸証明の内容、これによってはやはり個人情報の保護という点での非常に重要な問題が潜んでいるというふうに思うんです。

そういった意味で、役所の職員だけなら結構なんですけれども、そうでないとすれば、その辺はどういうふうに担保するのか、そこを尋ねておきます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） サービスセンターにつきましては、町の職員を配置する予定でございますが、そのほかのところは今は予定しておりません。

以上です。

31番（越川洋一君） 予定される時間内全部にそういうことで、だから個人情報の漏洩等については問題ないとそういう認識でよろしゅうございますか。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 今、越川議員さんからお話ありましたように、サビアの開庁日、開庁時間に合わせてこの町民サービスセンターも運用していくというようなことでございます。そういう中で、職員のローテーションによりまして、その日にちまたは時間についてそれぞれ対応していくということでご理解いただきたいというふうに思います。

31番（越川洋一君） 町長、この辺は、差し当たって公務員だけで対応するのではなくて、未永く個人情報の保護という点でバツテンしないようにひとつお願いをします。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第6、議案第2号 横芝光町副町長定数条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1つだけちょっと伺っておきたいんですが、副町長の定数を1名とするということですが、佐藤町長は、副町長を選任する考えについて伺いたいということと、もう一つは、これまであった助役的な職務内容になるのかなと思うんですが、その辺の職務権限の問題をひとつ伺っておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 置くつもりであります。しかしながら、調整にはまだまだちょっと時間がかかるのかなというところでございます。

あと、職務権限につきましては、一部変わります。その部分については、総務課長の方からお答えさせます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 助役と副町長の相違点と伺いますか、助役については、町長の補佐という形でそれが主な部分でございましたけれども、今度副町長につきましては、長の補佐をすることは当然でございますけれども、一定の事務に関しまして、町長から委任を受けてまして特命事項というような形でその事務を処理するというようなことも1つ加わっております。助役よりも1つ権限がふえていくというようなそういうことでございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） その委任をする職務について、大体こういう事務ということではまだ決まっていないのか、これからなのか、わかっていたらちょっと教えていただければ。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げましたとおり、選任もできていないし、まだ見込みもできていない状況の中で、それを選任をさせる事務については、一切何も白紙の状態でございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第7、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第8、議案第4号 横芝光町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第9、議案第5号 横芝光町ふるさと創生基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第10、議案第6号 横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 条例化することは私の方からお願いしたいくらいで、これは大賛成です。ありがとうございます。

それで、確認というか、現在捨てられているごみの山はどうするかという問題です。本当のことを言って、見えるところはきれいなかもしれませんが、雑木林とか建て売りでまだ建物が建っていないところがすごいごみ捨て場なんです。これを何とかしなかったら、この条例をつくってもそこはきっと変わらないと思うんですよね。その辺はどうするのかなということをお聞きしたい。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 今のご質問でありますけれども、基本的には、土地所有者の責任で処理していただくというのが原則であります。

ただ、過去の例でいきますと、余りひどいところにつきましては、区長さんを中心に区の皆さんがボランティアで片づけていただいた地区も何地区かはありますけれども、基本的には土地所有者の責任で処理していただくべきものであります。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 自分で捨てたごみではないんですよね。それで、はっきり言って、自分も若いころはたばこを吸ってポイ捨てやっていました。その反省で今拾っているのが本音なんですけれども、そういう人はたくさんいると思うので、ぜひその地区地区でわかっているだけのように私らも説得しますけれども、ぜひ地区をきれいに、地区のごみは地区でまずきれいにしなければこれから先もきれいにならないということで、みんな絶対に 絶対にということはないんですけれども、捨てたことがあると思うんですよ。そういう反省の上で立って、もう一回みんなできれいにして、これから先はこういう方向でいこうということでぜひお願いできたらと思います。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） ごみのポイ捨てをした人についての罰金というのがこの条例の中にありますよね。それは、だれがそれを判断して、どういう形でその人に通達するかということをお聞きします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） さきの一般質問等の中でもちょっとお答え申し上げ、また議会全協の中でもご説明申し上げましたように、悪質な行為者につきましては、我々行政側と警察が協議いたしまして、その中の判断で悪質だということであれば、警察が調書をつくり、その調書が裁判所に回りまして、裁判所からその悪質行為者に罰金の関係の納付書が回るとこういう手順になっております。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） その文面はわかったんですけども、ではその捨てた人を調べるにはどのような形をとるかというのを聞いているんですよね。ポイ捨てですから、それをどのようにして捨てた人を割り出していくかというその方法をちょっとお聞きします。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） それにつきましては、まずその場所へ行きまして、例えば不法投棄されたごみについて中を調査いたしまして、手がかりになるようなものを確認し、その中で手がかりを得て行為者を確定していくという手順になります。そのほか、大きなごみ等につきましては、県と共同いたしまして行為者を特定し、いろいろなごみの山の中から行為者を特定した場合については、行為者にそれを処分してもらっているという例が、例えば18年度中には旧光の新井地先の県道沿いの空き地にごみが捨てられて、県と共同で調査いたしまして行為者を特定し処分させたこういう例もございます。

以上であります。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第11、議案第7号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第12、議案第8号 横芝光町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 公民館条例の一部改正ということで、説明にもありましたように、改正しても余り影響がないように調整したということですが、これを現行と改正と比べますと、会議室、視聴覚室、和室というのは、仮に8時半から5時まで利用した場合、これまでだと1,200円で済んだんですけれども、この改定でいきますと、1,700円になって500円ほど増額になるんですよ。

この公民館条例は、ほとんどが増額になるというふうな改正になっているんですけれども、

やはり時間単価をもう少し下げないと今までどおりにはならないと思うんですけれども、やはり新年度予算にも多少反映しているんですけれども、これによって……ここだけではないんですけれども、400万くらいの増収になるのかなと思いますけれども、やはり町民がふだん使う施設ですから、できるだけ今までどおり利用できるように、例えばスポーツ施設、野球場とかテニス、そういった関係はかなり町民優位に改定してありますし、そういうような観点でやるべきだったのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ただいまのご質問の会議室、視聴覚室、和室、それぞれの200円というところでございますが、これもまず議案の説明で申し上げましたが、類似施設であるほかの共同利用施設の方でございますが、文化会館とか町民会館があるわけですが、そういったところの関係との調整が統一化を図ったというところが一つありますが、また、従来ですと、半日単位になっていたわけでありまして、大体会議とかこういうのを使うのは大体2時間程度が一般的でありまして、そうしますと、半日使ったにしても600円取られていた 取られていたという言い方は訂正しますが、そのような、どちらかというときめ細かさを考えた中でも実質的にはほかの類似施設との調整がまず第一になりますが、次に実際に使う状況の中では、決して一概にフリーになったというようなことではないように考えております。

以上であります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第13、議案第9号 横芝光町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） すみません、単純なあれなんですけれども、ふれあい坂田池公園の方とかこちらの方もほぼ町内と町外の方が大体3倍ぐらいになっているんですけれども、サッカー場の方が2倍ですか、あと光しおさい公園のその他の方のあれもそうなんですけれども、サッカー場だけ何か町内と町外が2倍、その他は大体3倍になっているんですけれども、この辺のあれは何か関係があるんでしょうかね。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ご質問のサッカー場につきましては、陸上競技場のサッカーそれからしおさい公園の方のサッカー場とあるわけでありましたが、これはサッカー場ができてからまだ1年経過したところなわけでありましたが、これは実は旧光町時代に各地元の関係の宿泊組合で同様のサッカー場等をお持ちになっております。そういったところとか、各地元の皆さんの運営協議会を設置した中で、まだ決定したところでございますので、それも1年経過したところでございますので、これは据え置いたということではあります。こういった中で特に町内それから町外、これについて今のところこれといった問題も生じてございません。順調に進んでいるという状況でございますので、これにつきましては、そのまま据え置いたということでございます。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） 使用料の料金についてですけれども、身体障害者の人とか老人クラブが使うとか、そういうのの割り引きというのは今考えていますか。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ちなみに、ただいまの割り引きというより、町内の方につきましては、そういった皆さんそれぞれ現在のところ子供たちであれば学校、それから老人クラブの皆さんとそれぞれいろいろな競技によって使用するところも変わってきますが、町内の方につきましては、各種団体にそれぞれ入ってございますので、これは割り引きというより無料で減免をしているというのが現状であります。

議長（伊藤良一君） 越川一雄君。

5番（越川一雄君） 老人の人のあれはわかったんですけども、それでは身体障害者の人についてはどうですか。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 失礼しました。身体障害者につきましても同様でございます。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 39ページのB & Gの温水プールの件でございますけれども、この施設に関しては、1回3時間あたりの使用料になっていますが、今回も一般質問の中で予防医療の観点からのご質問も多々あったであろうかと思っておりますけれども、こういった予防医療の観点からもぜひ1時間単位の料金にさせていただければ、例えば12時に入ったときに、プールの中での1時間は結構いい運動になるということで、3時間も500円、1時間も500円ということでありますが、この1時間単位の見直しを考えていただけないかどうかというご意見もございまして、この点に関してはいかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ただいまのご意見でございますが、予防医療的なものにつきましても皆さんにいろいろご利用いただいているところでございます。

ただ、そういった特別な1時間ということになるかと思っておりますが、それにつきましては、ご意見としてお伺いしまして検討はしてみたいと思っております。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第14、議案第10号 横芝光町共同利用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 先ほどの答弁でもあったように、大体利用する場合には2時間がそこらの単位だということですが、そうすれば確かに増額にはなっていないと思うんですが、そういうことであれば、昼間の時間というものも従来通りに3段階くらいに分けておいた方がよかったんじゃないかというふうに思うんですが、夜なんか午後5時から10時まで5時間仮に使った場合には、これは本当に大幅な増額になってしまうんですよ。

だから、そういうふうに見た場合は、冷暖房費は加算していないということですかね。冷暖房費、常時使ったくらいの費用になってしまうんですが、その利用実態に合わせた時間割で区切った方がもっと合理的だったんじゃないかというふうに思うんですが、それはもう使う際にそういう使い方をすればいいということなのか、ちょっとこういうふうに見た場合に、かなり大幅な増額になっているという点で、利用する側にしてみればちょっと抵抗を感じているということなんです。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ただいまのご質問でございますが、時間の区切りの問題であります。1時間単位ということであれば、きめ細かさということもございしますが、実態としましては、全員協議会でもちょっと触れさせていただきましたが、町内の方、特に共同利用施設の場合は、文化協会に加盟した方たちが利用しているわけですが、これは減免の形をとっているのが実情でございます。

また、ではどういう方が町内の場合この料金に当てはまるのかということになりますと、本当に個人的な利用あるいは民間の団体等が利用した場合にこれらの料金を今該当しているというのが実態でありまして、そういった実態を考慮した中でこのような料金設定を考えたところでございます。

また、これに伴う使用料の収入の方の件でございますが、これにつきましても実態としては、むしろ従来より使用料は若干下がるんじゃないかなというふうな考え方をしているところでございます。

以上であります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第15、議案第11号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第16、議案第12号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 1点お尋ねをいたします。

29ページの土木費の道路新設改良費につきまして、ちょっとお尋ねをいたします。

9,003万6,000円の減額補正ということでありまして、大分事業の方が進んでいないというようなことで、このような減額ということでございます。

説明の中では、予定していた用地の買収は進まなかったとそのようなことでございますけれども、この事業を進めていく中で、用地買収に至るまでの進め方に問題があったのか、どうだったのか。事業実施するまでに何らかの問題があったのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それともう1点は、これは30ページに載っていますけれども、町道0117号の道路改良事業ですけれども、これは補正2号の方での新設事業ということで1,564万円の事業費で道路改良をしようとするということであるようですけれども、この事業費の中で918万7,000円の減額になっております。この事業は、これで終了したのかどうなのか。また、繰越明許費の中にも入っておりませんし、その辺どういうふうになっているのか。

また、まさかこんなに積算が狂っているとは思いませんけれども、その積算の関係もひとつご説明のほどをお願いいたします。

以上です。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） まず、道路新設改良費で9,000万の減額補正ということで、事業を進める中で特に問題があったのかというご質問でございますけれども、説明欄に記載のとおり、各事業にわたって減額をしております。工事関係では、入札差金等によつての減額、それから極力工事費の節約を図るという意味で、盛土工事に関しましては購入土ではなく、今、栗山川で河川改修を実施しておりますので、そこから発生する発生土を活用したり、そういった中で事業費の削減を図ってきたという部分もございます。

それから、用地買収に関しましては、当然事業を進める中で事業説明会それからもろもろの説明会を実施しながら各事業を進めているところでございます。そういった中で、いろいろ個人的なお考えあるいはその部分でなかなか用地について協力いただけないという方も実際あります。そういった方についていろいろな面で今交渉を進めながら実施をしているところでございます。

それから、町道0107号線の関係でございますけれども、これは議員ご案内のとおり、その住吉屋さんの前の交差点の改良部分でございます。確かに補正で約1,500万計上をさせていただいたところでございます。そういった中で900万の執行残があるというのはどうかということでございますけれども、まず工事に関しましては、一応これで終了するということでございます。確かにちょっと差額が大きかったんですが、若干いろいろ工事の中で見直すべきところは見直しながら、極力経費を抑えたという部分もございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） それでは、もう1点お聞きします。

町道の0206、この道路改良事業につきましては、ほとんど土地の購入費がそのままそっくり残っており、そういうような状況でございますけれども、この道路の改良事業は今どのあたりまで進捗しているのか、説明の方をお願いいたします。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 町道0206でございますけれども、場所的には南条小学校の裏手の2級幹線の町道でございます。全体延長が約1,200メートルでございます。この事業に関しましては、平成15年からその事業に取り組んでいるというところでございまして、予定としては平成23年度までを予定してございます。

それで、現在の進捗状況でございますけれども、一部盛土工事を今実施しました。残る区間につきまして、現在用地買収を進めているというところでございます。この事業につきましては、一応起債事業ということで取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、地権者の用地協力が必要でございますので、今いろいろとうちの職員も手分けをしながら用地買収に当たっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 何点が質問させていただきます。

まず、21ページの敬老事業と介護予防、生きがい活動にもつながるかと思えます。町長は、住民と協働のまちづくりをということであつてはございますけれども、65歳以上の方が25%もいる横芝光町、この人たちにお年寄りというよりまだまだ若いという気持ちでぜひこのまちづくりに協力してもらったら、また介護予防や認知症予防にもなると思えますので……、なぜ

ならば、グランドゴルフやソフトボール、マラソンにも出ています。たまげてしまうほど。
あと、文化協会はほとんどこの人たちだと思います。

それに、先生方とか公務員の卒業生もいっぱいいるんだから、大いにこのまちづくりに参画してほしいと思います。ぜひ、本当の生きがいのあるまちづくりをそういう人が行えば、病人が少なくなれば必然的に保険税も少なくなるということにつながると思いますが、いかがでしょうかね。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 椎名議員おっしゃるとおりでございます。先ほどの質問の中で川島透議員の方からも、先だつての敬老会のあいさつの中で財政のことも言ったんですけれども、最後には私がお年寄りの皆さんに言ったのが、それこそこの場所でございますけれども、ともかく皆さん元気ですと。そうした中で、皆さんが町に何かしてくれではなくて、皆さんご本人お一人お一人が町に何をできるだろうかというように町に参加していただくということを大いに期待をしますと、お願いをしますというお話をさせていただきました。

そうした中で、政務報告でも言っていますとおり、この部分にお金を積み上げれば良いという問題ではなくて、やはり心のそういった部分で、心のかよった敬老を敬う、そういう気持ちの中で本当にまだまだ元気なお年寄りの皆さんに、協働のまちづくりに大いに参加してもらいたいということを常に思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） ありがとうございます。それらも意見を含めまして、27ページの産業まつりの補助事業ではないんですけれども、今、ちばデスティネーションキャンペーンで産業課が骨を折ってかなりやっていますけれども、全国から来てすごくて、見ていて受け皿が全然間に合わないような、これ産業課だけの仕事ではないなということも含めて、今の人たちにも大いに協力してもらえば、いくらでもすばらしい、また来年も来ますというお客が多い中で、こんなところ来ない、くたびれるからという人も大分いますので、上がり口ですよ、バスとか何とかちょっと利用すればいいような気がします。

それから、28ページの栗山漁港とこれ載っていますが、それに関連しまして、3月25日に栗山川のシンポジウムがあります。今までははっきり言いましてその日だけの会というか、県の方からこういう要請とかそんな感じでやっていたように感じました。

でも、これからは、町の真ん中の栗山川の話です。ぜひ水が清い栗山川を取り戻せるよう

に、維持できるように、それなりの意見を聞いたり何かそういう懇談会とかそういうのを積極的につくっていただきたいと思いますけれども、そんな活動とかお願いしたいと思います。

それから、36ページの中学校建設の設計に関してですけれども、町長の最初の説明のときに、体育施設に関しては一般への開放を視野に入れているということでした。光中ももちろんそうですね。それと、設計の段階のときに必ず専門家というか使っているその分野分野の人に相談をしてほしいんですよ。なぜならば、旧光町ではかなりミスがあります。つくらなくてもいいものをつくってしまったり、これをつくったらもっとできたのにとという分野がかなりあるから、その辺の反省に立ってぜひこの2点をお願いしたいと思います。

それと、36ページの文化振興基金の積立てです。文化スポーツ振興財団の発展を願ってお願いしたいんですけれども、今までのように受け身ではなくて積極的に、今言ったのと同じなんですけれども、各分野と協力として町長の言っているそれこそ協働のまちづくりができてくると思いますので、ぜひB & Gの職員が表に行って、こういうのをやりましょうよという形になってほしいなと思っています。その辺はよろしくお願いしたいと思いますけれども。

以上。

議長（伊藤良一君） ほかに質疑ございますか。

鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） すみません、1点だけ。26ページの15節工事請負費です。63万9,000円。これ説明のときに、何かプラムのラインの引き直しということで、何かそんなように聞いたんですけれども、この辺のところ、プラムはまだ新しいんではないのかなと思うんで、このラインの引き直しはどういうわけになったのか。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） この63万9,000円ですが、プラムのラインの引き直しということで計上させていただきました。現在のプラムの駐車場ですけれども、幅が2.5メートルということで前進駐車ということになっております。それから、プラムの建物までが5.8メートルということで多少短くなっております。それで、満車になりますと、2.5メートルですので、すぐに切り返しができないわけです。全体が出るまで方向転換ができないような状況でございますので、4台ほど削りまして、幅を広げさせていただきたいと思っております。

議長（伊藤良一君） 鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） そうしますと、それらのやつは、今回変更があったためにそのような駐車スペースができたのではなくて、当初つくった時点でその辺を考慮しながらラインを

引けば済んだことなんでしょうかね。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） 議員さんご承知のとおり、今年度2反歩ほど購入いたしまして、第2駐車場の方をつくりました。それで、以前はあの中で最大限に駐車場を取りたいということで7年前でございますが、そのために幅を少なめにつくったものだと感じております。町民の方々からもアンケートをいただきましてまとめましたところ、駐車がしづらいと。駐車する方が少ないときは1台おきにとめればいいんですけれども、満車になりますとどうしても出るのにちょっと問題があるということで、今回計上させていただきます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤良一君） 鈴木克征君。

13番（鈴木克征君） 奥に駐車場ができたということで、それに関係してラインを引き直すということですので、いいかなと思うんですけれども、あらかじめもし予測できるのであれば、6年、7年、その時点でまた破損等でやるんならともかく、ラインの引き直しだったらむだ遣いになってしまう可能性もありますので、今後いろいろ先を見た上でやはりやった方がいいかなと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1点だけ伺いたいんですが、今回のこの一般会計補正第5号ですが、主に減額補正になっております。その中で余剰金を基金に積み立てるということですが、私が聞きたいのは、当然、地方債の補正もここでやられているんですけれども、ここに地方債の利率とか償還方法が書いてあります。

1つ聞きたいのは、それぞれの事業の借入れの利率です。5%以内ということですが、今どれくらいで借りているのかということと、その借入れ先についてちょっと教えていただきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 現在、利率については1.8%程度でございます。

それから、借入れ先でございますけれども、基本的に合併特例債については縁故債ということになります。あと、一般公共事業とかそういう関係については政府資金等々でございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1.8%程度というのだと、これは全部1.8%で借りているのか、そこをもう少し具体的にひとつお願いします。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 合併特例債につきましては、つい先日、縁故債資金ということで、当然公債資金でございますので、市中の金融機関等と交渉ということになります。そして、そこで出た利率が確か1.6ぐらいだったと思いますけれども、ある銀行が。そちらから借り入れるという形になりますけれども、そのほかの金融機関から出ているのは1.7から1.8くらい、また政府資金も1.8ということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 第5号の補正ですから最終補正だというふうに思いますけれども、前年度繰越金が1億4,704万8,000円で6億4,816万1,000円という前年度の繰越金になっていますよね。これらを入れて財調基金が17ページで4億5,700万というふうになっておりまして、最終補正では非常に減額補正が多いわけですが、4億5,700万の財調を生み出す一番大きな要因と、この積立てによって財調基金がどのくらいになるのか。これは、財源的に計画的にこういうことをやってきたのか、各予算計上をした事業を一生懸命やった結果してこういう数字が出たのか、その辺の説明をひとつお願いします。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） まず、前年度繰越金、これは17年度合併時の繰越金、これが両町持ち寄ったときの繰越金という形で6億4,800万ほど出ました。普通、それぞれの自治体の繰越金といいますと1億5,000から2億程度ではないかということでございますが、今回、その両町で持ち寄ったときの繰越金が6億4,800万ということでございました。

まず、今回の合併は、6月までは骨格予算といいますか、暫定予算で組まれておりました。ということで、事業がそれまでできなかったと。経常経費のみの予算化ということで。その辺のおくれ等が今回の繰越し的なものに若干あるのかなと。

それで、今、議員さんおっしゃられましたように、内容的にはどのようなものが4億5,700万の内訳にあるのかということでございますけれども、まず町税の収入が当初見込んでいたより7,000万増であったと。それから、老人保健の特別会計からの繰り入れ、これは精算に伴う繰り入れが6億3,400万、また今申し上げましたように前年度繰越金が1億4,700万ほど出た、そのほかに普通交付税が今回国の方で大分税収増があった関係で調節率の関係

が復活いたしまして、1,196万5,000円、その他は歳出の方ではインターチェンジの周辺整備事業、これ3,700万が減になったということ、あとは学校関係の耐震補強工事が入札差金で2,000万円ほど出た。それぞれもろもろの経費で4億5,700万という数字が出たということで、これは特に計画的にこういう形で基金積立てということで考えておったわけではございません。今回、ひとつ特例的なものかなというふうな考えもいたしております。

今後、明日、19年度当初予算の関係になるかと思えますけれども、19年度当初予算はなかなか予算編成ができなくて、2億5,000万ほど繰り入れているという予算組みでございます。ただ、議員さんおっしゃるように、18年度末では10億2,911万3,000円という形になるかと思えます。18年度末の財政調整基金でございますけれども……。

〔「そうだろうな」と言う人あり〕

企画財政課長（林 英次君） はい。

ただ、19年度は、今申し上げましたように、ちょっと余談でございますけれども、当初予算では2億5,000万組めないという状況の中で、取り崩しを見込んでおります。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は2時20分とします。

（午後 2時03分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 議案審議を続けます。

日程第17、議案第13号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 6ページの県財政調整交付金です。2,434万3,000円の減額ですが、千葉県は、市町村に対する国保の補助金というのは、全国でも本当に少ない方ですけども、もっといっぱい出してほしいと思うんですが、この減額要因と、それから9ページで財源振りかえされていますけれども、これも説明してもらいたい。

それから、最後の10ページの直営診療施設勘定繰出金、これは東陽病院の繰出金というのはわかるんですが、どういうことに基づいてのものか、以上の説明を求めます。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） それでは、初めに、6ページの県財政調整交付金2,434万3,000円の要因をお示しをしてほしいという第1点目はそういったことでございますけれども、これは国の三位一体改革の中で今まで国からきていた交付金が県の方へ平成17年度から権限移譲によってきた交付金でございますけれども、これは昨年12月8日交付決定によりまして、一つの計算の要素に基づきましてこういった減額になったということでご理解を願いたいと思います。

それから、9ページの財源の振りかえでございます。これは3款の老人保健拠出金と4款の介護納付金、この財源の振りかえでございますけれども、これは特定財源である県の支出金が老人保健につきましては838万7,000円減額になりまして、これが国保税等でこの財源を振りかえしたわけでございます。また、介護納付金につきましても同じような要因でございます。

それから、10ページの公営企業会計繰出金、これは99万を補正しまして100万円にしたところでございますけれども、これは東陽病院へ100万円、運営費としての補助としてきたものを国保を通じまして東陽病院の方へ繰り出したものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 国から県へという交付決定ということだけれども、これどういう算出に基づいてされているのか。

それから、9ページも同じです。何でこれ県からの支出金がなくなって一般財源から出さなければならなくなったのかというのを聞いているんですけれどもね。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） まず、6ページの県の要因でございますけれども、これは平成17年度に三位一体改革がありまして、国から県の方へ税源移譲が行われました。そのときには確か5%、それが平成18年度は7%になっております。それらを最終的に計算して、結果がこういうふうに減額になっているということでご理解を賜りたいというふうに存じます。

それから、財源の振りかえでございますけれども、これにつきましてもやはり計算した結果がいわゆる過大交付されていたものをここで精算するというご理解を賜りたいというふうに存じます。

以上です。

〔「県から過大交付されていたんでしょ」と言う人あり〕

住民課長（瀬理和夫君） これにつきましては、老人保健も介護保険につきましても国・県の拠出の割合が決まっております。そういった中で計算した結果がこういうふうに余計に交付されていたもので、ここでいわゆる精算をしたというそういう考え方でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 直接数字的なことではないんですけれども、18年度の国民健康保険会計の中で現年度分の滞納額がどういうふうになっているか、そしてまた累積されている滞納総額、それと滞納世帯と被保険者数、それに伴って保険証の交付状況をちょっと教えていただきたいんですけれども、完全交付それから短期、資格証明書がどういうふうに分布されているかということを伺いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 18年度現年分ということになりますと、今一番新しい数字で1月末現在の状況でありますけれども、収納率しか手元にありませんので、収納率の方だけ報告させていただきます。

今、71.28%ということでありまして、昨年が91%であります。若干下がってはいるように思われますが、2月が最後の8期分の納期でありますので、2月そして5月いっぱいまでの出納閉鎖に向けて昨年並みの収納率に向けて取り組んでいくということでありまして、1月末で71.28ということでありまして。

滞納者の人員とかそういったものは、まだ積算してありませんので、もし1月末とか直近

の数字ということであれば、後ほどお示ししたいと思います。現在はまだ滞納者、滞納額、その辺は現年分でありますのでとらえてありません。

以上です。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） それでは、私の方から資格証また短期の状況はどのようになっておるかということにつきましてご説明をさせていただきます。

資格証、短期を合わせますと、約500から600の方がございまして、今年の6月1日現在ですと、資格証が126、短期保険証が530、また最近の2月20日現在ですと、資格証が216、短期が319というような数字でございます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 滞納状況も今の税務当局の報告だと、正式には2月にならないとわからないということですが、前年度と比較しても今約20%ぐらい収納率が落ちている……じゃないの。71.28とさっき91%と言ったんじゃないのか。

〔何事か言う人あり〕

28番（小川征四郎君） わかりました。ではそれは……。

収納率そのものを見てはかなり低いというのは判明すると思うんですが、そういうことからすると、滞納世帯、被保険者というのも現在わからないにしても、おおよその少ない数ではないなというふうに思うんですけれども、そこで資格証明書もふえているということなんですよね。今、国会でもこの問題は大きな議論になっているんですけれども、資格証明書を発行された場合に、医療を受けるときには病院の窓口で全額払わなければならないということが生じるわけですよね。そのことによって医療を受ける機会を先送りして病気をかなり悪化させてしまうということになっていると。ここの町内ではそういうのがあるかどうかというのはまた別問題として、ないことを祈るわけですが、今、それぞれの自治体でもこの問題は大きな問題になっていて、例えば被保険者世帯に小さな子供がいる、あるいは病人を抱えているというような場合には、保険証を交付しているということがありますが、これは新年度の方にも連動していくことですが、町長に伺いたいんですが、そういった場合に、保険者として努力して、できる限りそういう人から保険証を奪わない方策というものを考える必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 何かいいお考えがあればお聞かせ願いたいところでございますけれども、実際、税金を含む先ほどの給食費の問題、すべての問題にこれかかわってくることなんですけれども、やはり国民としてまた県民として、町民として、権利と義務の問題でございます、当然のことながら本当に生活に困窮している町民の皆様方におかれましては、私も減免措置なりそういう部分は積極的にやっていきたいなと思っております。

しかしながら、現実問題、一生懸命税も徴収をし、給食費の方も訪問をしたり電話をかけたりして督促はしているものの、本当に生活困窮者の方だけがこれの未納・滞納者になっているのかというと、いささかそうでもないという部分も多分にあるわけで、本当にそこら辺の部分をきちっと分けられれば本当にいいんでしょうけれども、そのところがなかなか非常に難しいところがあるのかなというようなところで、ですから、やはり担当者を実際に向けて、その家庭を見てといったらどういう表現になるんだかわかりませんが、皆さんの経済状況というのやはり目に見える部分の中での範疇で判断をしなくてはならないのでしょうけれども、その中で一人一人の職員の中で、ここは何かいい方策があるではないかという部分については、担当課もその部分ではその都度相談を持ちかけるように努力はしておりますので、その辺のところでご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 先ほど徴収率のことがありましたけれども、県内の状況を参考に申し上げますと、管内としては横芝光町が91.46%でトップであります。県内では、57市町村中13位ということでありまして、いずれも上位の方で収納率は上がっております。

それから、滞納割合でありますけれども、これは17年度の数字で申し上げますと、滞納者数が965ということで、世帯の15.3%が滞納世帯の状況ということであります。

それから、今、資格証明のことがありましたけれども、資格証明、こちらは、町としましては、今、町長からご答弁申し上げましたけれども、1年間保険税を納付しない、特別の事情がない限りその資格証明書の交付が義務化されたということでありまして、1年間町の納税相談等にも応じない、そして納付する意欲が全くないという、言葉は悪いかもしれませんが、非常に悪質といえますが、我々にとっては全く訪問しても相手にしてもらえないと。どうしてもやむを得ず資格証明ということでありまして、要綱では1年間納付しないというふうにはなっておりますけれども、町としましては、1期1,000円でも2,000円でも納付相談に応じて納付していただいた方には、国の定めた法を少し柔らかく解釈しまして、短期

資格証明書を交付しているということで、その辺はきちんと対応しているつもりであります。
以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今、町長もまた税務課長さんも言っていましたように、私も大変な厳しい状況の中で分割して納付して保険証をいただいているという方も知っていますんで、そういう対応をぜひしていただきたいと。その人によっては、やはり町長が言われるように、減免制度も活用しながらぜひ対応していただきたいということを申し添えて質問を終わります。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第18、議案第14号 平成18年度横芝光町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第15号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第19、議案第15号 平成18年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第20、議案第16号 平成18年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 数字ではないんですけども、病院そのものの心配で質問いたします。

つい先日の3月1日の新聞、千葉日報ですけれども、公立長生病院の内科の医師がたくさんやめて、縮小から下手をしたら病院がだめになってしまうような話になっています。それと、市原市の国保市民病院も同じように内科医がいなくなって縮小するようです。

心配なのは、我が東陽病院は、先日一般質問でも言いましたけれども、せっかくあいさつ

とか気持ちよく今の人たちは一生懸命やっているんですけれども、医師がいなかったらこれはいくら一生懸命やろうとしても活躍の場がなくなってしまうし、東陽病院そのものの経営も大変な事態になってしまうんですけれども、その辺大丈夫なんでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 病院を運営、経営する中で、今一番のネックというものが医師の確保。これはもう議員おっしゃられるとおりでございます、しかしながら幸いにして当東陽病院におきましては、平成19年度の医師も今の既存の数の入れかえはあるものの、確保は一応千葉大学の方の約束をとれております。

そしてまた、検討委員会でもドクターの話を直接聞きながら経営の健全化、運営のスムーズ化、何とかいろいろ検討をしながら、またドクターの立場の見地からもいろいろと意見を聞きながら、今後も運営していきたいと思っております。ですので、今の段階においては、そういう心配は全くございません。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 19年度はですね。ということは、もう1年後はということになってしまいますけれども、さっきから言っている魅力あるまちづくり、医者もあの町へ行ってみようみたいな町にしてしまえが、そういうので医師が都会へどんどん行ってしまいうらいから、その辺をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） 関連しますけれども、確かに医師不足ということが非常にクローズアップされておまして、東陽病院の医師の確保も大変な問題なんです、同時に看護師の問題も考えていただきたいと思ひます。大網病院が一気に何十人も看護師が退職されてしまったりとか、そういうことも近隣でありますので、医師の確保とともに看護師さんの確保、手当ても確実にお願いしたいと思ひます。その点はどうでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ご他聞に漏れず全くそのとおりでございます、幸いにして今月1回面接をして、準看護師、看護師ともに3名、そしてまだまだ実際の実数の部分足りていないところで今月またもう1回面接をやるということで一応応募がきております。逐次、あまり大切にと言ってもおかしいですけれども、その部分については、幸いにしてそういうような状況でございますので、今後も努力をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（伊藤良一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

3月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時44分）

平成19年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第4号)

平成19年3月9日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第17号 平成19年度横芝光町一般会計予算について
日程第 2 議案第18号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第19号 平成19年度横芝光町老人保健特別会計予算について
日程第 4 議案第20号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計予算について
日程第 5 議案第21号 平成19年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 6 議案第22号 平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について
日程第 7 議案第23号 平成19年度横芝光町病院事業会計予算について
日程第 8 横芝光町農業委員会委員の推薦について
日程第 9 請願・陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(31名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 齊藤隆君 | 2番 | 椎名文雄君 |
| 3番 | 木島昇君 | 5番 | 越川一雄君 |
| 6番 | 五木田平和君 | 7番 | 早川光彦君 |
| 8番 | 川島仁君 | 9番 | 杉森汎君 |
| 10番 | ・梅喜作君 | 11番 | 永・貞・君 |
| 12番 | 川島富士子君 | 13番 | 鈴木克征君 |
| 14番 | 野村和好君 | 15番 | 山崎貞一君 |
| 16番 | 鈴木輝男君 | 17番 | 伊・囃樹君 |
| 18番 | 嘉瀬清之君 | 19番 | 平山治布君 |
| 20番 | 深田正治君 | 21番 | 川島透君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 22番 | 鈴木唯夫君 | 23番 | 八・健一君 |
| 24番 | 伊藤良一君 | 25番 | 川島勝美君 |
| 26番 | 加瀬秀夫君 | 27番 | 渡辺豊君 |
| 28番 | 小川征四郎君 | 29番 | 越川輝男君 |
| 30番 | 鈴木俊君 | 31番 | 越川洋一君 |
| 32番 | ・屋英夫君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|------------|-------|
| 町長 | 佐藤晴彦君 | 理事 | 海保英之君 |
| 理事 | 小川利昭君 | 理事 | 斉藤俊一君 |
| 総務課長 | 海保要君 | 企画財政課長 | 林英次君 |
| 環境防災課長 | 鈴木孝一君 | 税務課長 | 椎名茂道君 |
| 住民課長 | 瀬理和夫君 | 産業振興課長 | 高埜広和君 |
| 都市建設課長 | 小堀正博君 | 福祉課長 | 高蝶文徳君 |
| 健康管理課長 | 並木俊郎君 | 横芝行政センター所長 | 伊藤賢二君 |
| 食肉センター所長 | 竹内康男君 | 東陽病院事務長 | 田鍋悦央君 |
| 出納室長 | 海保清一郎君 | 教育長 | 海保教之君 |
| 教育課長 | 山本照男君 | 社会文化課長 | 布施勇君 |
| 農業委員会事務局長 | 大木一男君 | 代表監査委員 | 大木國臣君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 越川岳 | 主幹 | 實川裕宣 |
| 書記 | 須合京子 | | |

開議の宣告

議長（伊藤良一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（伊藤良一君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日、杉森汎君からおくれる旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより日程に入ります。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第1、議案第17号 平成19年度横芝光町一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は、ページを指名してお願いいたします。

順次発言を許します。

・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 何点かお尋ねをいたします。

36ページの広報広聴費の中の行政総務員連絡会設置事業の行政総務員の人数なんですけれども、昨年と比較しまして事業費は同額なんですけど行政総務員の数が大分ふえている、37名ぐらいふえているそういうような状況でございます。どういうことなのか説明を求めます。

それから、37ページの情報化推進事業の13の委託料。この委託料の金額が62万円となっております。昨年度と比較しまして、多分42万円ぐらいの増額になっておると。これは委託の内容が変わることによって委託料が変わるのか、あるいはこの増額の理由、どのような内容でこのような増額になったのか、その辺をお聞きをいたしたいと思っております。

それから、41ページの一番上です。本庁共用庁用車管理事業720万9,000円、これも100万円ぐらいアップになっているとこのように思います。内容の説明をお願いいたします。

それから、43ページの企画費の中の生活路線バスの運行補助金、いずれも減額になっているわけなんですけれども、これは補助金を積算する中で、当然、ルートとかそのようなものも参

考にしながら補助金の決定がなされると思うんですが、多分ルート等は同じだと私は思うんですけども、その辺どのような理由で減額になったのか、その辺をお聞きいたします。

それから、67ページの真ん中で13の委託料です。戦没者追悼事業委託料90万円。これは新しい事業だと思うんですけども、どのような事業になるのか内容の説明をひとつお願いしたいと思います。

それから、69ページの老人福祉関係のシルバー人材センターの活動支援事業、これ毎年減額される状況なんですけれども、合併前は、旧光町さんの方は生きがい公社運営費補助ということで406万円ぐらい、旧横芝町側は600万の補助金を出していたというような経過がございます。また、18年度は750万とそのような形で減額した中で補助金を交付しているんですが、今回さらに500万、昨年度から200万補助金が減額されておる、そのような状況になっておりまして、町長も施政方針の中で人材センターの育成強化、またお年寄りの皆さんの社会参加に促進協力するんだとそのような考え方を述べておりまして、どうもこの数字は、そのような考え方を反映されているとそのようには考えられません。これから、やはり団塊の世代の大量退職等もありまして、また何年か後には、当町も3分の1が高齢化の社会に入っていくという中で、やはり元気な老人の 老人と言うと失礼かもしれませんが、やはり就労の場というのは大切であると。今、地域の中でシルバー人材センターというものはなくてはならないような存在になっておりまして、もう少し修正等の手を加えていただきまして増額を図っていただきたい、私はこのような要望をしておきます。

この辺の説明をぜひひとつお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤良一君） 総務課長、海保要君。

総務課長（海保 要君） 議員さんご質問いただきました36ページ、37ページに関しまして説明をさせていただきます。

最初に、36ページの行政総務員の人数の件でございますけれども、昨年は93というようなそういう表現がなされていたと思います。今回、19年度につきましては130名ということでございます。それで、大変申しわけなかったんですけども、18年度の予算の説明欄の人数が間違いというようなことでございます。

内訳といたしましては、旧光地区で行政総務員さんの数が34名、旧横芝地区で特別総務員さんを含めまして96名というようなことでございまして、両地区を足しまして130名の総務員さんがおいでになるということでございます。そういうことで、18年度を修正させていただきたいというふうに思います。

それと、37ページのインターネットのホームページの更新委託料ということで62万円が計上されております。昨年は20万の計上でございました。これについては、ホームページの更新委託料ということで20万、それとホームページの保守管理委託料ということで今回新たに42万が追加されまして、62万ということでございます。

それで、この保守委託料につきましては、初年度が無料ということで、次年度以降40万に消費税ということで費用負担が発生してくるということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） ・梅議員さんからのご質問の41ページ、本庁共用庁用車管理事業720万9,000円、100万円程度多いということで、この内容についてというのが1点目でございます。こちらにつきましては、燃料費の高騰あるいは庁舎の修繕、この関係の経費で増やさせていただいております。

また、43ページの廃止代替バス運行事業補助金の関係でございますけれども、これは現在、生活バス路線として従来3路線、いわゆる栢田浜線、蓮沼線、多古水戸線の3路線を運行助成をしておりましたけれども、栢田浜線が17年度に廃止となりました。そして、18年度は一応精算分という形で、その金額を計上してございましたんで、その分が今回19年度では減ったということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） まず、福祉費の方でございますけれども、67ページの委託料90万円。これは4年に1回町内の施設におきまして、戦没者追悼式を行います。それで、19年度は、ちょうどその年に当たるということで、本年度はこの委託料が計上されているということでございます。

それから、シルバー人材センターの補助金につきましては、昨年は750万円ということで、18年度は合併経費がかかるというようなことで、特別余分に50万円分については合併経費だということで見てあります。あと残り700万、ことしは500万で200万円ほど少なくなっているわけですが、シルバー人材センターにつきましては、17年度の実績で現在1億5,000万円くらいの受注額がございます。それで、ある程度もう自立していけるんじゃないかというようなことで、町財政等をかんがみながら削減させていただいたというような状況になっております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今のシルバー人材センターの200万円の予算の削減の問題でございますけれども、・梅議員おっしゃられるとおり、このシルバー人材センターの育成というのは当然していかなければならない。けれども、今、課長が言ったとおり、社団法人として、独立行政法人として、やはり1本立ちをしていかなければ、真の成長または発展にはつながらないであろうと、そういう部分もかんがみまして、先ほど一億数千万円の事業費があって、それに対する11%の手数料収入もあることでございますので、そういう部分をかんがみ、この辺の数字を出させてもらいました。

ですから、本来であれば、自分のところで自分で利益を上げて、自分で何の補助も得られなく進んでいくのが本当の理想的な姿であるかなという認識のもとで、真の発展を目指すための減額でございますというところでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） シルバー人材センターの助成につきましては、お考えの方はよく理解できます。

ただ、これは町が助成した金額を県が同額助成する、これは国庫補助金になるそうですが、そのような背景がありまして、今回の減額は、その場合の減額になると。私、シルバー人材センターの総会の資料をちょっと見てみましたが、いっばいいいばいにやっているんだなとそういうような感じを持っております。これは法人ですから、自立することは当然なことでありまして、そういう方向を目指す、その方向性というのは間違っていないと私も思います。

そういう面で、県助成の方にも影響してくるわけでございまして、その辺を人材センターの方とも十分調整した中でやっていくことが私はいいいんではないかとそのような形でちょっと意見を述べさせていただきました。そのあたり、町長、もう一つお答えの方をお願いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ・梅議員おっしゃるとおり、県の補助と町の補助が同額で、町の補助と同額の部分が県の補助となると。そして法人としての認可を県が行っておりまして、実はこの監査も県の監査になっております。

そうした中で、人材センター直接に対する改善要求というのも県から毎年来ているんですけども、その中について、やはり経費の問題についていささかの指導がございました。その辺の部分をかんがみただ中で、こういう結果を出ささせていただきましたので、事務局の方も理解を得られると私は思っておりますし、先般、その話もしております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） ほかに質疑。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 19年度の一般会計予算ですけども、予算の歳入面で見ますと、町税収入が前年度対比で約3億3,500万ほど増額になっております。これは、この間の税制改正に伴う増税政策の中で出てきているものだと思います。

それと、収入に占める4つの柱というふうに言ってもいいと思いますが、地方交付税がその分1億2,600万円ほど減額になっている。18款の繰入金で基金繰入が7億3,700万ほど増額しています。この基金そのものも町税と合わせて、私は町民の汗と涙の結晶だろうというふうに思うわけです。

それと、町債についても、前年度対比では増額されているというこの中身を見たときに、事業運営そのものについては、やはり住民の暮らしを守るという地方自治の本質に基づいた事業運営というのが大事になってくるというふうに思うんですが、その辺についてひとつご意見を伺いたいというふうに思います。

歳出の面で見ますと、今回は中学校の建てかえという問題があって、教育費、民生費等が主要な位置を占めるわけですけども、とりわけ暮らしを支えるという点では、直接関係してくる扶助費等がかかわってくるわけですが、この比率は、非常にわずかな比率になっているという関係があります。

そういう点で、当初予算ですけども、今後の運営については、暮らしに重点を置いた運営ということが欠かせないのではないかと思っておりますけれども、その点について伺います。

それと、予算書の方で伺いたいところは、一つには今度の条例制定等もありまして、行政センターの位置づけが出ております。私、当初考えていたのは、今度センターの位置づけが変わったということから、もう少し行政センター費というのが減額されるのかなというふうに思っていたんですが、約同額、わずかですけどもふえているんですが、このことについて一つ伺いたいと思います。

この中で、前年度あった駐車場用地借り入れ110万1,000円というのがなくなったんですけ

れども、これはどういうことなのか。駐車場そのものがもう必要なくなったのかどうか、ちょっとそこを伺っておきたいと思います。

それともう1点は、防犯灯事業でもって47ページに47基分として100万ちょっとあるんですが、この間、住民の皆さんからも東陽小学校周辺の駐車場が夜暗くて非常に危険だということが言われていて、要望も出してあるんですが、この辺の関係がどういうふうになってくるのかということと、もう一つは、町内に何カ所か交通上の危険個所がありますけれども、これがどんなふうに対応されるのかということをお伺いします。

もう1点は、56ページに委託料で不動産鑑定料ということで1,100万ほどあります。これは、この間もいろいろ一般質問等でも取り上げてきましたけれども、公共施設の借用地の鑑定等も含めて見直しが必要ではないかという話もされてきたところですが、難しい問題としつつもその方向性というのは必要だという話だったんですが、この鑑定料は一体どうということにかかわってくるのか、その点についてちょっと伺います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） では、一番最初の増税分といたしまして、システムの変更に伴う税が増額になった税源委譲の問題等の部分もありまして、今般、11.何%の増額の一般会計予算をとらせてもらった関係で、確かにそういう部分も割合的に見ますと、扶助費の割合が全体の状態に比例してふえているということでございますので、決して扶助費を削っているという認識はございませんし、ある意味、ずっとこの議会の中でも申し上げた中で、重点的な予算配置をするんだと、それは皆さんご承知のとおり、合併特例債事業に付随した道整備交付金ですとか、まちづくり交付金の5年間の縛りというものの中で、ある意味、合併してそういう基幹整備に対する千載一遇のチャンスなのかなと。その5年間に本当にみんなで我慢して、本当の骨の部分の太いものをつくっていけば、その後また非常に財政的にも、その後はそんなに大きい事業が必要なくなると考えておりますので、そういう部分でこの5年間でどうしても乗り切るんだというような形での予算編成にさせてもらってございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 扶助費の関係が前年度とそう変わっていないということでございますけれども、こちらの方の一般会計当初予算の概要10ページの方にもうたってございますけれども、歳出の性質別の中で扶助費が平成19年度は8億4,700万、平成18年度は7億

9,500万ということで、5,200万ほど伸びております。率にいたしましても6.6%の増でございます。

ただ、議員おっしゃるように、確かに今回、新町建設計画に基づきました中学校建設、そういう主要な事業、どうしてもそちらの方に重点を置いておりますので、議員さん、扶助費の方がちょっとというような感じでおっしゃられているのかと思いますけれども、扶助費につきましても小学生の医療費無料化、あるいはそこら辺のところも十分手当てをしておりますので、その辺は今後も住民に十分視点を置いた対応をしていくべき予算措置はさせていただきたいと思っております。

それから、ちょっと行政センターの方の駐車場の関係でございますけれども、当初の協議の中でまだ未確定ではございました。ただ、駐車場用地については、行政センター機能を検討段階の中では今後廃止をして、本庁に職員、事務を集約化していくんだという中で、従前よりお借りしておりました駐車場用地については、あくまでも職員の駐車場用地として3名だと思いましたが借りにおりました。

ただ、この中で先を予算編成上で見たときに、機能が本庁の方に移るということであれば、当然、経費の問題からお借りしていた土地については、これは返還していくべきだろう、お返しすべきだろうということで今回一応減額計上をさせていただいたと。減額といいますか、その分に対して一応借りないということで対応させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） 防犯灯の関係についてお答え申し上げます。

防犯灯の関係につきましては、基本的に行政総務員さんからの申請に基づき、町が現場を確認し、必要とあらば設置をしております。

しかしながら、今年度につきましても、非常に地域からの要望が多くて、今年度の予算についてはもういっぱい状態でございますので、必要なところがあれば来年度、要するに19年度で検討していきたいと思っております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 56ページの固定資産の関係であります。不動産鑑定委託料1,138万5,000円でございますが、これにつきましては、平成21年が評価がえの年になりまして、こ

の基準日が平成20年1月1日現在ということになっております。したがって、標準宅地の評価をするというために、全町150地点について不動産鑑定をかけるという費用であります。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 私、今、扶助費の問題等を指摘したんですが、全体の約90億の予算の総額の中で占める比率が低いという示し方。ですから、特にほかに先駆けてやっている医療費の助成の問題等は、当然この中に入ってくるわけですが、全くそういうものがないという前提ではなくて、今回、痛みを伴っているわけですから、やはり全体の行政運営としては暮らしを支えるというところに重点を置いた運営が必要なんではないかということ、いわばその基本的な姿勢です。それをやはり伺いたいということだったんです。

当然、これからほかの予算とも関連してくるわけですし、昨日の補正予算の中でもいろいろ議論されていましたが、合併に伴う事業もこの間特例債を活用してやられておりますし、そういう点も必要なものという判断はしているんですが、やはり後年度に負担を伴ってくる、我々の肩にかかってくるということで、その辺の視点といいますか、きちっとしたものを持っていく必要があると思うんです。そういう観点から質問させてもらったわけです。

以上です。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 一般会計についての質疑をさせていただきます。

最初に、6ページの地方特例交付金ですが、前年度6,500万、これが1,200万に当初予算計上になっているわけですが、これは定率減税の廃止に伴っての影響なのかどうなのかということなんです。

それから、同じ6ページで国庫支出金。三位一体の改革は06年度で一応終わったわけですが、国庫補助負担金の削減、義務教育費、国保、保育料などに今後影響が出ないのかということなんです。

それと、当初予算では1億7,330万5,000円増になっていますけれども、これをちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、15ページで事項別明細に入りますけれども、歳入の地方交付税ですが、国税5税が大幅な伸びを示しているのに、ここで1億2,600万の交付税当初予算で減額計上になっております。これはどういうことなのか、三位一体の改革なのかと。あるいは町税の増収と

というのが伴ってのものなのか、このご説明をいただきたい。

それから、18ページの歳入で個人町民税 2 億9,336万3,000円計上されております。減税廃止分はの中で幾らになるのか。景気がよくなったというふうによく言われますけれども、景気がよくなったというのは、大企業、金持ちであって、庶民の暮らしはちっともよくなっていないというのが我々の実感であります。定率減税の廃止、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、住民税高齢者非課税措置の廃止など、高齢者の狙い撃ちになっているわけです。高齢者に係る増税というのはどのくらいになるのか。国保、介護保険などは、雪だるま式にふえて影響するということですが、その辺を尋ねたいと思います。

それから、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の日本郵政公社資産所在市町村納付金、これは10月に民営化になるということで71万5,000円ですけれども、今回はこういうふう計上されておりますけれども、今後はどういうふうになっていくのか尋ねておきたいというふうに思います。

それから、21ページの負担金でありますけれども、保育所入所児童保護者負担金、公立3園、私立5園ですが、17年度決算でちょっと驚いたんですが、収入未済、現年分と過年度分、改め尋ねたいと思います。

それから、児童クラブの利用者負担金です。児童クラブは大変盛況で利用者がふえているわけですけれども、この未納もあるわけです。未納分あるいは児童クラブの料金の徴収の方法というのは、どういうふうにしているんですか。

行政財産の使用料、社会教育使用料、昨日、条例改正があったわけですが、当初予算で見ると、引き上げたにもかかわらずちょっと数字的には控えめだというか、そういう計上がされておりますが、これは何かわけがあったんでしょうか。

それから、24ページの民生費負担金で、当町は合併前から長く保育所入所児童の保育料の補助を3歳以上、3歳未満で行ってきたわけです。これが合併の調整の中で両町とも継続していくというふうになったと思うんですが、19年度予算では、3歳以上あるいは3歳未満の町の負担分、補助分は幾らになるのか、これを尋ねます。

29ページです。学校給食費の負担金にかかわって、滞納が40万あると。人数は何人ですか。滞納しているのは子供の親であって、食べるのは子供でありますけれども、子供さんのそういう点での教育に影響があってはならないというふうに思うんです。この点で、教育委員会としてどのように給食費の未納問題を考えておられるのか尋ねます。今、貧困と格差が社会問題になっておりまして、大変離婚率も高いと。児童扶養手当などの要求というのも非常に

大きくなっております。そういう意味で、社会保障の充実というのが必要なわけですが、つまり滞納される条件が非常に大きくなってきているということなんですが、機械的でなくて、これは個別にきめ細かいそれぞれの対応というところまで求められるのではないかなというふうに思いますけれども、そこを尋ねておきます。

30ページです。臨時財政対策債、前年度比3,200万の減額になっておりますけれども、これまでの発行額と返済計画について尋ねておきたい。

それから、歳出に入ります。

31ページです。今年度は、新町の基礎づくりの年だというふうに町長は言われているわけですが、町長選挙で佐藤町長公約、方針を述べておりますけれども、当選してから他の首長がつくった新町建設計画、これを忠実に推し進めるのが大事なんだと言ってきたんですが、その辺は矛盾を感じないのかと。佐藤の独自色はいつ出るのか、ここを尋ねておきます。

それから、収入役の廃止、町長、助役報酬カット、公用車の廃止、1,400万の節約になるんだというふうに外部にいたときは言っていたわけですが、内部に入ってここはどのくらいになったのか尋ねます。

それから、子育て支援、6年生までの医療費無料化は、県内最初でありまして、高くいろいろなところから、近隣町からも評価され、横芝光町に学べと、無料化学べということを各地で言われておりまして、立派なことです。無料化の点での充実というのを求めたいわけですが。私も06年3月の議会で小学校入学前というのが前のときの選挙公約だったんですが、あの議会では6年生まで無料にしてくれと、そういうふうに斉藤町長に求めたというのが記録に残っていますけれども、そういった意味からも非常に喜ばしいことであるというふうに思います。

しかし、この制度をさらに今喜ばれている子供を持つ親御さんたちの喜びと願いに答えてさらに充実させていくという必要があると思うんです。その1つは、保険証のない子供をなくすという問題で、保険証が渡されないという部分についても、これは特別な配慮をして渡してあげるということで、この制度に合致されるようにすると。ここはひとつ検討いただけないかという問題が1つ。それからもう一つは、現物給付への努力ということで、やはり1年生から6年生までの部分の償還払いのそれについては、これまでも医療機関が同意されないというふうな話を聞きましたが、どういう範囲のどういう医療機関が、具体的にどういうことを言っているのか。やはり抽象的ではなくて、もっと詰めた形で、これは必ず上級機関においても子育て支援の充実の問題は、施策が前進してくるというふうに思うんです。近隣

でもそういうふうになってくるというのは流れですから、勢い現物給付という方向に行かざるを得ない。ここでもひとつ先陣を切ってもらいたいというふうに思うんですが、現状、医療機関がその点どういうふうに担当者に答えてきているのか、まずここでは聞いておきたいと。

それから、町長、もう一回の話は選挙のときの話ですが、あなたは、自治体の善しあしを決めるのは、立派な庁舎や施設だけではありませんと。そこに暮らす住民にどれだけ行き届いた行政サービス、つまり福祉、教育、子育て支援、生活支援が行われるかということだと言いました。全くそのとおりだと私も同感です。今改めて、この10カ月間町政運営をしてきて、この点に対してはどういうふうにお考えしているのか尋ねます。

それから、定員適正化計画が発表されたわけですが、この中を見ますと、国と同じに5.7%の準減をしなければならないということで、平成18年から22年までに20人の職員を削減するということです。今、地方分権ということで地方に仕事がどんどんおろされてきている中で、住民サービスに20人の削減というのは影響しないというふうに言い切れるのか、ちょっと心配ですので尋ねます。

それから、行革大綱。単組で効率的な住民本位の行政が必要だというのは、全くそのとおりだというふうに思いますけれども、集中改革プランの中で、民間委託、定員・職員給の適正化などなどあるわけですが、財政健全化それから効率的な運営というのは、行政の目的。使命ではないんですよね。行政改革というのは、住民の福祉をどう守るかということだと思うんですよ。だから、住民の安全、暮らし、命を最優先にするというここを勘違いしたら困るんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

43ページの循環バスの運行補助金。私も強く循環バスの運行を求めた一人として、非常に運行の状況に関心を持っています。現在のところの旧横芝地域、光地域あるわけですが、循環バスに対する評価、それからそこに寄せられている町民の声、これをどのように把握しているのか尋ねます。

48ページです。町長宅機械警備委託料、これ初めて見る項目です。この説明を願います。

それから、町長、49ページの東陽病院にかかわる問題で、3月3日に新聞報道されましたよね。3月3日に県立東金病院で医師不足問題と自治体病院の今後というテーマで講演会が開かれて、講師は夕張市立総合病院の経営アドバイザーを務めるという方であったそうですが、彼が言っているのは、新しい病院をつくっても医師は集まらないと。まずは、今いる医師の待遇をよくして十分な人数を集め、それから建物を考えなければ危険だと力説したそう

ですが、これについてはいかがでしょう。

68ページです。国民健康保険の加入者の過半数は、年金生活者、無職者などで、加入世帯の平均所得は165万円だというふうに使われています。所得が280万円の4人家族の場合に、国保の最高額53万円というふうな家庭もあるということで、だからこれから見ても異常に高いと。この高くなった原因というのは、1984年に国庫負担率を引き下げてきたと。これを初めとして国の責任がどんどん後退してきたということです。

そういう中で、この間、制裁強化ということで、国保証、資格証、短期保険証、これにしても滞納率はふえ続けているというふうに使っていますよ。だから、こういう制裁が法律で決められてやっても、効果はないと。むしろマイナスではないのかなというふうに使っていますよ。

そういう中で、特別な事情という点についての解釈です。これは、自治体の裁量で広げられると。機械的に滞納だからということですから資格証、保険証をとというのは、機械的な交付はもうやめなければならぬのではないのかなと。今、国保問題は、全国での大きな国民的な問題になっていますよね。そういう中で、国保行政は自治体の自治事務で個別の対応、市町村の裁量というのが求められてできるわけですから、一般財源からの繰り入れ、18、19年度だけでなくて医療費の動向を含めて考えれば、20年度はこのままいればもっと高い国保になるのではないかなというのが懸念されます。そういう中で財政当局は頭の痛いところでしょうが、その辺もやはりここまでくれば検討に着手せざるを得ないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

これについての住民要望は、我々アンケートを行っても町内の方々の国保税を下げてくださいという住民要望は非常に大きいです。

77ページの町内児童等医療費助成事業3,886万、就学前と合わせて幾らになるのか尋ねておきたい。

79ページです。保育料も滞納があるんだね。収入未済が17年度決算段階で528万7,550円、過年度分が779万2,450円。これは、この間ずっと数字的にはふえ続けてきているんですね。

95ページの土地購入費3億8,906万2,000円。北清水の土地の購入ということで、我々旧光町側にとっては目新しい、耳新しい内容ですが、この経過について、なぜここでこんなに大金を出して購入しなければならないのか、よく説明をお願いします。

98ページ、東陽病院会計繰出事業。これは東陽病院の方で触れますので、やめます。

それから、今度は101ページの農業振興費にかかわる点であります。この間の農水省発

表が新聞報道されておりまして、農産物関税など国境措置を完全撤廃した場合にどうなるかという試算を出されています。今、なぜこういうのを農水省が出したのかなとも思うんですが、食料自給率は40%から12%に激減すると。375万人が就業機会を失うと。耕地面積は272万ヘクタール減少して、これが耕作放棄地となると。そのことによって、農業の持つ洪水防止機能、地下水涵養機能などの多面的な機能が失われるということで、自給が非常に大事だと結論になっていますけれども、このためには、オーストラリアとのEPAなどの輸入拡大政策などについて、町長は事あるごとに、やはり地域農業を守るという観点で、これは押しとどめてもらわなければだめだという発言をぜひ地域の農家の声を代弁して、至るところで言ってほしいと。そういう点での政策転換がなければ、どんなに頑張っても、本当に低い収入、所得状況にある農家を救えないというふうに思うんです。

そういう中で、町内ではやる意思のある人、あるいは後継青年対策などについて、この間の一般質問でも取り組んでいかれるということですから、これは大いにそういう点に期待し現状打開を図っていかねばならないというふうに思うんです。

それから、もう一つは、地産地消の宣言をしておりますが、農水省が新年度予算の中で地産地消のモデルタウン、拠点整備構想というのを予算化されたというふうに聞いているんですが、これちょっと調べて、できれば使うなんていうことはどうでしょうか。

それから、116ページにいきますけれども、行政改革としてむだを省くという点で、やはり一番大きなむだがあるのではないかなというふうに考えられるのは、入札制度の改善の問題ですね。国が一般競争入札を導入するというような方針を出しましたけれども、事業規模が事業規模ですから、昨年度は一般競争入札はゼロということです。ほとんどが指名競争入札ですね。この指名競争入札の指名基準について改めて尋ねておきたいと思います。

それから、議会に対しては、5,000万以上の事業が議会決議ですよ。これをもっとさげるということは、例えば2,000万とか、こういうことは不可能なんですかね。入札制度請負契約の佐藤町長のもとでの改善策、これを尋ねておきたいと思います。

それから、町道の維持管理という点について、これは住民からの苦情といたしますか、あったわけですが、そのJRの線路と並行して走る町道の非常に老朽化というか、補修が必要に傷んでいるということをおもうんですが、町は実態をどういうふうに把握して要るのか。調査したのか。不特定多数が使用する道路でありますけれども、やはり公有財産の破損が著しいということ、それを復元する、弁償するという必要性は当然あるだろうというふうに思います。特定の業者が町道に鉄板を敷いてなんて事態もこれはうまくないですよ。

137ページでは、教育問題で横芝光町におけるいじめの現状と考えられる対策です。スクールカウンセラーの中学校への配置、これはどういうふうになっているのか。それから、放課後子供プランの取り組みは、学童保育ということで当町はやっていますけれども、文科省サイドからは、放課後子供プランとそういうことで、一体的、連携で進めるというふうなことを方針として出されているというふうに思うんですけれども、これはどのように進めるお考えでいるのか尋ねたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は11時15分とします。

（午前10時59分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（伊藤良一君） 質疑を続けます。

越川洋一議員の質問に対する答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、多岐にわたる越川洋一議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、当選してからも新町建設計画を踏襲していいのかというある意味のご質問でございますけれども、これは合併協議を重ねている中で新町建設計画をつくられて、そして前段からも申し上げていますとおり、やはり財政処置がとられるこの大きな6つの事業ですとかそういうものについては、やはり今やらなければ、未来永劫にわたってもなかなか……本来、例えば、北清水・長塚橋取り付け道路整備事業にいたしましても、おおむね80%から85%ぐらいの公金措置をされるというような事業というのは、それこそ合併があったからこそできるものでございまして、その辺については、先ほども申し上げましたとおり、千載一遇のチャンスでございますし、この機を逃すと、当町の財政規模の中ではなかなかできないであろうと。そういう部分で、今後の財政状況と交付率、ちなみに平成19年度については、79.2%というものが確定されております。例えば、10億円の仕事をやれば7億9,200万円が交付税算入されるというようなかなり有利なものでこの整備事業ができるということで、これはやはりやっていかなければならないだろうなと思っております。

そうした中で、順序立ててちょっと話をさせてもらいますけれども、あと行政サービスの充実、それとつながることではございますけれども、建物だけでなく本来の住民に対する行政サービスの向上が必要だということでございまして、そのためにも将来、当然、先ほど小川征四郎議員からありましたとおり、扶助費の割合が今後ますますふえていくだろうと予測される中で、やはり財政基盤をきっちりやれる中で、この大きな事業を成すのはこの5年間だろうというような認識で、そうした部分を非常に勘案されている新町建設計画を、私の前段でつくったというのは確かにございますけれども、それがよいものであれば、それはそれで続けていっていいんではないかなと思っておりますし、それをやっつけていかなければ横芝光町の発展に大きな支障を来すんではないかなというような認識のもとでやらせていただいております。

そして、集中改革プランによる財政の健全化というのは目的ではないと。あくまでも住民の暮らしを守り、よりその住民サービスを向上させることが目的なんだと、おっしゃるとおりでございまして、まさしく行政改革は目的ではございませんで手段でございまして、そういう認識でやっております。

そしてまた、5年先、10年先の横芝光町の財政を勘案したときに、やはり今できるものから一つ一つ積み重ねていかなければならないかと思っております。

続きまして、循環バスに対する評価、また町民の声はどういうふうな認識を持っているかと……。

〔「町長、ページも言ってくれない」と言う人あり〕

町長（佐藤晴彦君） 43ページの循環バスの問題でございまして。

この循環バスに対する問題につきましては、本当に多くの町民の皆さんからいろいろなご意見をいただいているところでございまして、非常に難しい高度な技術の必要なところなんだというのが率直な実感でございまして。

そうした中で、今、企画財政課を中心として循環バス運行検討委員会を開いて、順次いろいろと模索をしながら、シミュレーションをしながら今新たなダイヤといいたいでしょうか、どういように動かせば住民の皆さんがより便利に住民の暮らしの役に立つような循環バスになるべき努力を今後も引き続きしていきたいと存じます。

ですので、循環バスについては、何らかの改善策は必要不可欠だと認識をしております。

続きまして、東陽病院にかかわる問題で九十九里医療センター構想で新しい病院をつくったから、イコール医師が集まるというものではないというようなお話でございましてけれども、

まさしくそういう危惧というのは、今の段階では非常に大きいものがあると認識をしております。

そうした中で、私としましては、何はともあれ東陽病院の医師の確保、これをまず最優先の中で、それはそれで考えて、先日にも申し上げましたとおり、平成19年度においての東陽病院の医師の確保は、千葉大の方の医局との約束等もとれましたので、それはこの間ご報告差し上げさせていただいたとおりでございます。九十九里医療センター構想につきましても、医師を集めるという問題は、これから非常に傾注しながら取り組んでいかなければならない大きな問題であるということ、私も認識をしておるところでございます。

あと、国民健康保険の保険料が高い。それで滞納率の問題ですとか自治体が決められる特別な事情に対する認識でございますけれども、それこそこの部分が先ほど来から言っている行政改革、また集中改革プランをもって、まず扶助費に対する財源を確保した中で、できる限りのことをやっていくことが住民の暮らしを守る大きな施策の一環と考えております。

でございますので、何はともあれ、財政を本当に建て直しつつ、その建て直して行政改革を進めていくことによって財源を捻出し、それをそういった部分の高齢者また子供たちの皆さん、弱者に対する生活を守る立場としての施策を今後視野に入れて、長い目で5年、10年という中でできる限りのことをしていきたいなと思っております。

あと、入札方法の問題でございますけれども、詳細な指名をどういうふうに行っているかというのは、指名審査会をもって行っておりますので、その辺は企画財政の方でお話をしてもらって、今後どういう改革をしていくかと申し上げますと、先日来申し上げましているとおり、6月1日から試行的ではございますけれども一般競争入札 条件つき一般競争入札をすべての公共事業に取り入れてやっていくつもりでございます。

ただ、一部委託業務ですとか専門色が非常に高い地域、特に当町において請け負いをできる業者がない工事ですとか、請負の設計業務ですとか、地質調査ですとか、そういう部分にはまだまだ指名の中での入札をしていかなければならないのかなと思っております。

以上、私の方からとりあえずお答えできるところの範囲でお答えをさせていただきました。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） それでは、私の方、越川議員からたしか8点ご質問があったやに伺っております。

まず、6ページの関係でございます。6ページの地方特例交付金、これが19年度3,200万ということで、これは定率減税によるものかどうなのかということでございますけれども、これにつきましては、20ページの方をちょっとごらんいただけますでしょうか。20ページの中段でございます。9款の地方特例交付金ということで本年度1,200万、前年度6,500万ということで5,300万の減額となっております。また、その下の特別交付金、この2つとも関係がございます。いわゆる議員ご指摘のように、恒久減税の廃止に伴いまして、これが町税の方に振りかわったということから地方特例交付金が大きく減額になったということでございます。

ただ、この地方特例交付金の中の1,200万円については、今申し上げましたように三位一体改革の中で特に児童手当の一般財源化、これに伴う財源措置分ということで1,200万円を計上してございます。

また、その下の特別交付金は、おっしゃるように、11年度に創設されました恒久減税の減収額の補てん措置に伴う特別交付金ということでございますけれども、当初は19年度以降廃止ということでございましたけれども、暫定的に21年度までということで今回2,000万円が国の経過措置ということで交付をされるものでございます。これが1点目でございます。

それから、2点目で国庫支出金の今後ということでございますけれども、これは当然議員ご承知のように、今19年度から21年度まで国の三位一体改革の中で、3兆円の国庫支出金、国庫負担金等の減額をするんだとそのように聞いておりますが、その辺の詳しいところについては、今後それぞれの費目がどのように廃止・縮減されていくのか、その辺で今後の予算措置というのはまた変わってくるのではないかなというように考えております。

それから、3点目の地方交付税が今回下半期で国税が大幅に伸びているにもかかわらず、予算措置では減額となっているということでございますけれども、これにつきましては、同じ20ページの欄でちょっと説明をさせていただいております。地方交付税、これは当初予算編成の段階で国の財政計画あるいは合併支援分、こういうものを考慮いたしまして、5.1%で普通交付税は計上させていただきました。21億8,000万ということで計上させていただきました。また、特別交付税につきましては、通常交付分の1億2,000万円と合併支援分、今回3割分ということになりますけれども、2億100万円、合わせて3億3,000万円を計上させていただいたところでございます。

地方交付税については、今後、国税収入の伸び等に伴って、やはり当然動いてくるのかなと、数値が変わってくるのかなというように考えております。

それから、30ページの臨時財政対策債の3億3,800万でございますけれども、これまでの発行額と返済計画をとということでございますけれども、議員ご承知のように、臨時財政対策債は平成13年度から制度化をされたものでございまして、当時お金がない中で国が交付税を地方に交付するのに、交付税特別会計借入金ということでそちらの方からお金を借りておりました。

そういう中で、国がお金を借りて苦しい中で地方にそうやって回すのはいかがなものかというような議論がありまして、その中で、今後は国と地方が折半で今まで借りていた分を返していこうではないかという中で、その分の地方の返済分、この分を地方が返すというのは大変だからということで臨時財政対策債という制度を設けて制度化されたものでございます。

いずれにいたしましても、国の借り入れ分の償還分というのが、ご承知のように交付税の中の企画振興費の中で幾らだということとその年度年度ではじかれて、それで借り入れ分というのが決まるものでございますので、償還計画というのを今後立てていくというのは、ちょっと今現在は把握はできないんですけれども、ただ18、19年度の中では、過去の臨時財政対策債の借り入れ分約2,000万が元金の償還対象にはなっております。

今後、そういう形で過去の借り入れ分は、元金償還がどんどん始まっていくのかなというような状況でございます。

続いて、循環バスにつきましては、町長の方から答弁をさせていただきましたので、割愛させていただきます。

それから、歳出の48ページでございますけれども、町長の機械警備委託料、これについてどうということなのか伺いたいということでございました。これにつきましては、皆さん既にご承知かと思いますが、前に成田空港関連で県の土地収用委員会に反対派のいろいろな脅しがありまして、身の危険を感じて解散してしまっ、その後収用委員会が開けない状況となっておりました。また、県の空港関係者、空港地域振興対策あるいは関係者のお宅が爆破されたような事件もございました。そういうことから、空港圏の自治体の市長さんは、すべてそういう警備をするべきではないかというもとで、ずっと機械警備という形でやらせていただいているものでございます。

〔「財源はどこから」と言う人あり〕

企画財政課長（林 英次君） 財源については、NAの方から若干出ております。

〔「全部でしょう」と言う人あり〕

企画財政課長（林 英次君） 全部出ております。

〔「全部ね」と言う人あり〕

企画財政課長（林 英次君） はい。

それから、68ページをごらんいただきたいと思います。68ページの上段でございますけれども、国保税の一般会計からの繰入金。19年度もご承知のように5,000万円を一般会計から国保会計の方に繰り出しをしているわけでございますけれども、これにつきましては、今後の一般会計の財政状況等から検討をさせていただく課題になろうかと思っております。

続いて、116ページの方、入札制度の関係で指名競争入札の基準をとということでございました。これにつきましては、山崎議員さんの一般質問でもお答えさせていただきましたが、横芝光町の建設工事等指名業者選定基準に定めがございまして、例示をいたしますと、土木の一式工事で設計金額2,500万円以上はAランク、また300万以上2,500円未満はBランク、300万円未満はCランクへの発注、これを原則としているということでございます。指名業者数については、設計金額1,500万円未満が5社以上、1,500万円以上から5,000万円未満が7社以上、5,000万以上1億円未満が10社以上、1億円以上の設計金額では12社以上の指名業者として発注金額に応じた指名を行っているということでございます。

なお、議員より今5,000万円のランクのところを少し下げなるべく検討してはどうかということでございましたけれども、町長が答弁させていただきましたように、この件につきましては、今入札制度について見直しを図っているところでございますので、今後検討させていただきたいと思っておりますので……。

〔何事か言う人あり〕

企画財政課長（林 英次君） こちら5,000万円下げることについては、政令の方で決まっているということで、これについては下げられないということでご理解をいただきたいと思っております。

私からの答弁は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） では、18ページでありますけれども、町税の個人の町民税であります。定率減税として影響額は幾らかというご質問でありますけれども、19年度課税分の影響額といたしましては、全体で5,500万円の増、1人当たり5,300円であります。

それから、高齢者の増税ということでありましたけれども、これは19年度の課税分としまして65歳以上の所得が125万円以下、これが非課税措置の廃止になったわけでありまして、3年間の経過措置の中で19年度はそのうちの3分の2を所得割と均等割で課税すると

ということになっておりまして、これによって影響額は全体で120万円、1人当たり2,000円でございます。

それから、国有資産の中で日本郵政公社の有資産所在市町村納付金であります。これは横芝郵便局の宅地と局舎、それから附属屋が対象になっておりまして、これは今後も引き続いて納付される、受け入れるという点になっております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、21ページの保育所入所児童の保護者負担金等に関連しまして、それから24ページ、県の負担金、こういうものに関連しまして町の負担割合はどうなっているんだというようなことでございますけれども、保育所入所児童、21ページに出ている1億697万円につきましては保護者の方の保育料の負担金、それから24ページ4,738万9,000円につきましては県の補助金、それから23ページに国の補助金9,477万8,000円が載っているわけですが、国・県合わせまして1億4,216万7,000円の歳入があるということでございます。ただいま申し上げました保護者の負担金を加えますと、保育所の負担金関係としては2億4,913万7,000円が歳入が入ってくるということで、歳出につきましては、83ページの一番下の方ですけれども、委託費として3億2,904万1,000円として この3億2,900万につきましては、私立の保育園に対する支出であります。町立につきましては、その上の方に各保育所ごとに大体幾らというのが載っていますけれども、保育所費総体としては、4目保育所費として見ていただきますと、先ほどの私立の3億2,900万も含めまして5億3,738万7,000円、これが基本的には保育にかかわる総額の支出となります。

先ほど申し上げました歳入につきましては、国・県それから保護者負担金、この分については2億4,913万7,000円ということで、その差額を町が負担しているというようなご理解いただきたいと思っております。ただ、そのほか歳入につきましてはすこやか保育だとか保育対策費だとかもう少し小さい金額で入っている部分が細かくありますけれども、基本的にはただいま申し上げましたように保育所費、総額で歳出される、それから歳入で入ってくる分の差額が町負担分というようにご理解願いたいと思っております。

金額が結構多いわけですがけれども、それにつきましては、国の保育料の基準額をもとに町で保護者の負担金を決めているわけですがけれども、おおよそ国の基準額の2分の1しか各保護者の方からはいただいておりますので、その分については、もう即町の負担になるというようにご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 21ページをお願いいたします。

〔「すみません」と言う人あり〕

福祉課長（高蝶文徳君） もう1点、歳出の方で77ページの児童等の医療費の関係で3億8,886万円、町内の児童等医療等助成事業ということで、これの中にはひとり親家庭等の医療費等も入っております、町単独で行っているものにつきましては、この一番下にございます町内児童等医療等助成3,600万円でございます。このほかに乳幼児医療、小学校に上がらないお子さんたちの分の金額といたしましては、3,458万6,000円ございまして、もとの数字の方の3,886万円と乳幼児医療3,458万6,000円を合計いたしまして7,344万6,000円が小学生以下の医療費にかかわる補助金の総額ということになります

以上です。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 失礼しました。

21ページをごらんください。節で言いますと、上から2つ目の2節児童福祉費負担金、内訳の児童クラブ利用者負担金730万円、この件につきまして滞納者はいないのか、それから徴収方法などはどのように行っているかというご質問がございました。

児童クラブは、現在、3カ所ございまして、140人の子供が利用しているわけですが、口座振替が62名、それから現金納付が80名弱という納入状況でございます。滞納者はいないのかという点では、17年度の決算議会の段階では、滞納額・未納額がございましたが、その後18年度会計の期間に移りましてから納入がございましたので、17年度決算で滞納となっておりましたものは解消いたしました。今現在は、滞納額はございませんが、ただ納入の時期が一月おくれ、二月おくれという方もございますので、出納整理期間の中ですべてが納入していただければいいなということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、29ページをごらんください。29ページの雑入の中ほど、学校給食費負担金で現年分、滞納繰越分ということで、合計で1億2,005万6,000円を計上したところでございます。これにつきまして、滞納状況とやはり納入方法はどうなっているのか、滞納対策はどうなっているかというご指摘がございました。

まず、納入方法でございますが、およそ2,200名の児童・生徒がおりまして給食費を徴収しているわけですが、口座振替が約2,030件、それから個別納付、これは各給食セ

ンターから納入通知書を発送いたしまして、役場の出納室あるいは銀行でそのペーパーで納めるという個別納付が170人程度でございます。滞納額につきましては、平成17年度決算で両センター合計で262万6,890円でございます、滞納者の人数は児童・生徒の人数ということでご理解いただきますと85名という状況でございます。

なお、今後の給食費の徴収につきましては、昨日の齊藤隆議員さんの一般質問にもお答えしたところでございますが、2月20日の教育委員会議で、また2月26日には、ここにいらっしゃる鈴木克征議員さんに委員長をお務めいただいております給食センター運営委員会で、また同日夜にこの会場に各学校のPTAの役員の皆様にお集まりをいただき、状況の説明などをいたしました。それで、真に経済的に非常に苦しいという方もおられると思いますし、単に払いたくないという方もいるだろうと。教育委員会としても、学校給食センター運営委員会としても、PTAとしても真に必要な方については学資を助成する制度等もございますので、それらを十分にPRしつつ、悪質な方については、もっともっと強く臨むべきではないかということで、きのうの町長の答弁にもございましたように、断固たる措置で取り組んでいこうということを町長からも表明をしていただいたところでございますので、しっかりとやっていかななくてはならないとそのように思っております。

それから、ページでいきますと136ページになるのかなというふうに思っておりますが、いじめについてご質問をいただきました。一昨年、マスコミ等で非常に大きく社会問題として取り上げられ、大きな反響があったわけでございますが、私ども教育委員会といたしましては、緊急校長会議を開いて共通理解を持って、学校内で先生方が一丸となっていじめの防止に取り組むんだという強い決意を持ってもらいたいということ、それからいろいろな角度で情報を収集しようというようなこと、またいち早く児童・生徒から無記名でアンケートをとりまして、実際にどういういじめが存在するのかということも把握をして対応してきたところでございます。

そういった状況で、今現在は大きな課題はないというふうに認識をしておりますが、ふだんの子供の不安を解消するためのスクールカウンセラーであるとか、心の教室相談員を町独自で、スクールカウンセラーは県の施策の中でございますが、町独自でも心の教室相談員を設置いたしまして、子供の相談それから親の相談にも応ずるということで、この辺の子供の不安を解消すべき対策を講じ、事故のないようにしていきたいとそんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 私の方からは、放課後子供プランへの取り組みについてお答えさせていただきます。

川島富士子議員の一般質問でもお答え申し上げたところでございますが、当町のこの事業の取り組みにつきましては、現在事前準備ということで、教育委員会で活動の拠点となる余裕教室等の状況の調査、それから放課後の児童の過ごし方についての実態調査、こういったところを今実施しているところでございます。

まだ、国・県の具体的な方針というのは示されていない状況であるわけでありますが、放課後児童クラブの一体的な取り組みはもとより、それぞれ施設のいわゆる場所並びに人材の確保等数多くの課題があるわけでございますが、今後これらを検討するとともに、まず保護者のニーズ調査あるいは学校と協議しながら町の方針を定めて取り組みに努めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 住民課長、瀬理和夫君。

住民課長（瀬理和夫君） それでは、私の方から68ページの国民健康保険特別会計の繰り出しの中で、平成18、19年に行っております法定外繰り入れを20年度以降もいかがかということのご答弁をさせていただきます。

先ほど来、町長及び企画財政課長からも一部答弁がございましたので、重複する部分があるかもしれませんが、少し古い資料でございますけれども、平成16年度の千葉県国民健康保険事業年報を検証してみますと、法定外繰り入れにつきましては、都市部また収納率が低い自治体で多く行われております。この山武郡市の2市4町に限りますと、この法定外繰り入れにつきましては、平成18年度の状況で、東金市はここ毎年行っておりまして、また山武市につきましては、当町と同じく合併の激変緩和措置として平成20年度まで3年間にわたってこの繰り入れをしている状況でございます。

国民健康保険特別会計は、法律で法定繰り入れとして各項目が定められておりまして、この法定外繰り入れを暗にしますと、国からの交付金の一部がペナルティとして交付されないことにもなりますので、なるべく保険者であります町におきましては、収納率の向上、国・県からの交付金獲得に最大限努力をしたいと考えております。

参考ですが、昨日、税務課長よりもちょっとご答弁申し上げておりますが、平成17年度の県内の収納状況でございますけれども、県内56市町村中13位で山武郡市の2市4町ではトッ

でございます。町長からも常日ごろ最大限の努力をし、万やむを得ない状況下まで傾聴した上まで見極め判断したいとの発言をしております、事務方の私たちもこの一道にそり努力したいと存じておりますので、どうかご理解のほどを賜りたいと存じます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一。

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは、95ページであります。95ページの説明欄の下から2番目、土地購入費についてでありますけれども、北清水地先に公共下水道終末処理場予定地といたしまして先行取得するため、平成11年3月に県土地開発公社との代行取得契約に基づき確保したものであり、面積的には3万4,706平方メートルであります。土地代につきましては、本契約に基づきまして19年度で一括払いとなっていることから、今回予算計上をさせていただいたものであります。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 101ページの農業振興関係の中で地産地消ということで質問がありました。それについてお答えをします。

地産地消の推進につきましては、冒頭話のあった食料自給率の関係と極めて結びつきがあるということで、今、越川議員からありましたように、食料自給率はここ8年横ばいということで40%であります。これはいわゆる主要先進国の中では最低水準ということでありまして、穀物自給率においては、世界173カ国中124位ということで極めて低いところにあるわけです。

この食料自給率が大きく低下した主な原因といたしましては、いわゆる洋風化といいましょうか、欧米化といいましょうか、食事がそのような形になってきたということで自給率がかなり下がっているわけです。最近、そういう中で諸外国からの農産物の市場開放ということで、今議会の発議第3号でありましたように、F T A これは自由貿易協定ということで、いわゆる関税の撤廃を求めているわけです。それに対してW T O これは世界貿易協定ということで、48カ国の加盟国の共通のルールを設けようということで対立をしているわけです。これが最終的に21世紀の新たな貿易ルールということで10年後ぐらいを目指してきちっと21世紀の貿易ルールをつくろうということになっています。

そういうことから、食料自給率をアップさせるためにも地産地消が極めて重要な関係にあります、言ってみれば、日本型の食生活を推進することによって、いわゆる自給率も上が

りますし、最近問題になっております残留農薬の問題につきましても、諸外国産について、いわゆる輸入野菜については極めて残留濃度が高いとされておりますので、地産地消を進めることにおいてそういう健康のためにもなるということでもあります。

そういう意味で、今後、町といたしましても宣言をいたしましたので、強力にこの辺を推進していかなければならないというふうに思っています。

農林水産省のお話でありますけれども、農林水産省の中に地産地消の検討委員会というのがあります。これは筑波大学の永木教授でしたかと思うんですが、が会長を行ってやっている団体でありまして、全国各地で地産地消のシンポジウムだとかフォーラムを開いている活動している団体であります。

先ほどありましたモデルの関係もその辺に関係が非常に深いところにありますので、今後十分調査をさせていただきまして、当町に合うような形であればぜひ参考にして、あるいは取り入れてやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） それでは、118ページの道路維持費に関連いたしまして、JR沿いの道路の状況をどのようにとらえているかというご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

議員からご指摘のあった道路は、桜踏切のところから八日市場方向に向かう、いわゆるJRに沿った町道の件だと思います。この道路につきましては、昭和63年に現在の舗装工事をしております。当時は、今のような大型車両等の通行はないだろうということで、ごく一般的な舗装構成で実施をしてしております。ちなみに、いわゆる路盤、下の部分については7センチ、それから上側の表層部分については4センチということで当時工事を実施したものでございます。

そういった中、数年前にこの道路に隣接いたしましてコンクリートの製品工場等が進出してきたわけでございます。そういった中、大型車両等の通行が非常にふえまして、ご指摘のように部分的には道路の修繕が必要な箇所が発生しております。

そういったことで町民の方からもそういった苦情等もいただきましたので、早速業者の代表の方に役場の方に来ていただきまして、いろいろと協議等を行いました。その結果、道路の補修については、それなりの負担はさせていただきたいという認識はお持ちでしたので、今後工事の実施に当たっては、その辺の負担割合等について調整していきながら対応したいというふうに考えております。

それから、そのすぐ近くに製品のストック場があるわけでございますけれども、議員からお話があったように、そこに敷き鉄板が敷かれております。これはやはり管理上好ましくございませんので、先般おいでいただいたときに撤去し現状に戻すように実施したところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一議員の質問の時間が超過しておりますので、これにて質問を打ち切ります。

ここで休憩いたします。再開は1時とします。

（午後 0時03分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（伊藤良一君） 17号議案の質疑を継続します。

川島透君。

21番（川島 透君） 歳出の面からお聞きしたいと思います。77ページ。

先ほど、越川洋一議員の質問の中にもありましたけれども、町内児童等医療費等助成事業、特に町内児童の医療費の助成3,600万円、これについてまず1点。それは、18年度の補正できのうも出ておりましたけれども、当初予算に対して1,000万の減額補正ということがありましたので、18年度の実質的な状況についてまずお聞きします。

それに対しまして、19年度のこの3,600万というその根拠について、それをまず1点お聞きしたいと思います。

次に、先ほどやはり越川洋一議員の質問にありましたけれども、下水道処理用地の土地の購入費3億8,900万。それについてお聞きしたいと思います。これは買い戻さなければならぬというその事情はわかります。それに当たりまして、町有地にしてから将来その土地をどういうふうの有効活用するのか、そういうことを町長にお聞きしたいと思います。今のは95ページです。

それと98ページ。施政方針の中にもありましたけれども、ごみ袋を値下げするというところで、大が40円、小が30円、そういうことでありました。それに対しまして、今までこれは一部事務組合に町から負担していたと思うんですけれども、去年とことしのそれによる影響額、

それについてお聞きしたいと思います。

もう1点、102ページ、産業振興課関係でございますけれども、去年まで環境保全型農業推進事業の補助金というのがあったんですけれども、ことしはその項目が抜けております。いわゆる環境にやさしい農業の推進ということで、この対象としてアンジェリアが入っていたと思いますが、3年間の事業が終わったということでこれがもうないということはわかりますけれども、いろいろ農家の人の話を聞きますと、ネギづくりにも大変好評だと、したがって何とかもう少しそれを継続していただけないかということがありましたもので、今回の予算の中には別にいいんですけれども、19年度の中で再度助成措置をしていただきたいと。そして、横芝光町となりましたもので、横芝にもネギをつくっている農家が結構あります。やはりそういう面を含めましても、これからの農業のことを考えますと、農薬を使うばかりではないという一つの形としてこういう事業はもう少し続けてほしいとそういうふうにするものであります。以上、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、今3点ほどご質問をいただいた中で、医療費の状況については、後ほど担当課からお答えをさせていただくということで、まず3億6,000万円の北清水地先の3万4,000平米の終末処理場用の施設の部分でございますけれども、今当町では、とりあえず污水处理、家庭の雑排水の処理につきましては、合併浄化槽方式によるものを引き続きこれからも施策としてやっていきたいと存じておりますので、とりあえず今回取得をする土地については、処理場の建設という旨の計画も考えもございません。

しかしながら、そういう制度の中で買い上げをある意味せざるを得ない部分のこの土地を、そのままずっと放置しているのも何でしょうし、それについては今後いろいろと協議をし、また議会の皆さんの中でも何かいいことがあれば、またそれはそれで考えを進めていかなければならないのかなというところでございますので、利用方法については、全くの白紙でございます。

そして、ごみ袋の値下げと影響額も担当課長の方からご説明させていただいて、あと先ほどのネギ農家に対する環境保全事業の補助金、これにつきましては、先般、ネギ農家の光地区の役員の方から私どもにある意味陳情がございまして、どうするかという部分について、聞くところによりますと、非常に有効な手だてだと、3年間の補助があったと。それも全額そのまま継承できる、できないは別問題として、財政状況を見合せながらある程度考えていかなければならないのかなと思っているところでございますので、もうちょっと担当課と精

査した中で結論を出させてもらいます。

そして、その中で幾分かでももし施策ができるようであれば、またこの19年度に入っからの補正対応でもできるのかなと。聞くところによりますと、確か支払いはずっと後だということも聞いていますので、2月ですよ。ですから、後の補正でも対応できるということは聞いておりましたので、その辺についても検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、77ページの町内児童等医療費助成事業3,600万円、19年度で計上させていただきました。

まず、先に、この計算根拠の方でございますけれども、資料といたしましては、国民健康保険税にかかわる分につきまして、小学校1年生から6年生までどの程度医療費がかかっているか、また国民健康保険ですので、かかった分の3割負担が原則的には個人負担ということで計算されるわけですが、これは17年度分を一応計算根拠としまして、大体4,700万円くらいの医療費が総体分、この小学生分のところだけでかかっております。そのおおよそ3割、1,400万円くらいが個人負担になるであろうということで、国保の該当小学生の人数が565人ということで、1人当たり年間平均大体2万5,000円くらい医療費がかかっております。これは国保分だけですので、小学生全体の数字がおおよそ1,500人弱なんですけれども、この1,500人弱に2万5,000円を掛けまして、端数を丸めた数字が3,600万円ということで概算を出しております。

これは、あくまでもただいま申し上げましたように、国民健康保険税に係る分だけで出しておりますので、概算ということで実際にやってみないとわからない部分が多少あるんですけれども、一応数字の根拠としてはそういうことで出しております。

18年度につきましては、この3,600万円を足しまして、半年分ということで当初補正で1,800万円を計上させていただきました。実際にやってみましたところ、まだ制度の普及状況その他によるところが多いと思うんですけれども、例えば10月にかかった分として11月に請求が出た分が53万8,000円余り、12月が63万8,000円余り、それから1月の請求が86万6,000円、2月請求分として132万9,000円と徐々にですけれども制度の普及に伴って請求がふえてきていると。

それと、これは領収証の発行された翌日から2年間有効ということになっておりますので、中には、例えば1,000円だとか2,000円だとかという方は、多少貯めてから請求が出てくるの

ではないかということで、当初は多少少なかったと。制度の普及に伴ってだんだん金額の方も出てくるのではないかというように感じております。

それで、18年度の補正につきましては、11月から2月請求分までの4カ月分、それと3月請求分を見込みまして4カ月分で337万1,000円余りということで、多少出てきたにしても800万円あれば大丈夫だろうということで1,000万の減額を行ったという状況であります。

以上です。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） ごみ袋の値下げの影響の関係でありますけれども、環境衛生組合で試算した数字であります、影響額としては1,575万円であります。

したがって、この額を構成市町村で負担することになります。当町の負担増となるものは343万円と試算されております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ちょっとすみません、先ほどの越川洋一議員さんの質問の中で、ちょっと答えていない部分が1カ所あって、東陽病院の関係のもので、ある意味準ずるものがございますので、お答えをさせていただきますけれども、無料化に伴うさらなる充実の部分で、保険証、資格証の配布の問題ですとか現物給付に対する努力の部分で、横芝光町立東陽病院については、現物給付も可能なのかなというふうにも思っていますし、順次それはなるべくよりよいものにしていく上でも、またそういう施策もちょっと検討をしていきたいと思しますので、それだけちょっとお答えをさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島透君。

21番（川島透君） 最後に、土地購入の町有地のことなんですけれども、これは下水道処理場の目的で、そういう名目でというようなことのニュアンスで書いてあったように思われますが、たしかここに公共下水道終末処理場用地としてというふうにあるので、そういう目的のためにと、当初そうだったんですよね。そうですね。

ということは、逆に言えば、これから公有地として横芝光町が所得しておいても、そういう目的以外には、要するにいろいろ有効利用したいという場合には、それなりの手続を経ないとというふうに普通考えるとところなんですけれども……わかりますか。そういうふうだと思うので、あえて私が言いたいのは、これにこだわらないでやはり有効利用を前向きに考え

ながらというそういう観点からいくためには、その場合にはその枠を外すようなあれも必要ではないかという意味で、それが1点。

それから、ごみのことなんですけれども、当町は、環境衛生組合が2つにまたがっているというところで、光地区、横芝地区、その袋の値段が今まで違いましたけれども、今度は下げたということで両町一緒になると思うんですけれども、やはり将来的に一部事務組合が今度一緒になるというふうにこれは合併協議の中でもされておりましたと思います。

したがって、一緒になる時期等々の見通しについて、それを再度お聞きしておきたいと思えます。

アンジェリアの件につきましては、この前も農業振興会で、横芝地区のネギの農家の人と話ししたら、光ではそういうあれがあったのかと、それはもうぜひそういうものがあれば生かしたいなど。そういう面では、やはりいろいろな交流事業、振興会は今交流事業をそういう格好で少しずつ始めておりますので、やはり両方のいいところを、少しずつでもこうやって生かしていくようにしたらいいかなと思いますので、そのアンジェリアの件につきましては、強くお願いをして、最後の答弁を求めて終わりにしたいと思えます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず1点目の処理場の問題につきましてはですけれども、この分は土地開発公社にゆだねまして、とりあえずお金を出しておいてもらうという形で、最終的には横芝光町がそれを一括返済をして用地取得をするという形で、補助金がこれに入っておりませんので、ちょっと正確な部分での調査はしていませんけれども、利用についてはさほどの大したハードルはないかに私は思っておりますし、またそのことについては、またこの後、研究して確認をとっておきたいと存じます。

次に、環境衛生組合の合併でございますけれども、合併というよりも再編でございますね。再編につきましては、一応平成22年度を目途として、今、事務事業整備を進めております。ただ、若干両方の部分で、機械の老朽化ですとか、いろいろな部分の問題があって、ずれ込むこともあるかもしれないということを、ちょっと話は聞いていますけれども、22年度をともかく目標に進めております。

〔21番議員「水道」と発言〕

町長（佐藤晴彦君） 水道は、これはちょっとまだ。千葉県が何か根本的にそれをやらなければいけないというような話がありますけれども、見通しについては全く出ておりません。

それとアンジェリアの件でございますけれども、今、川島透議員おっしゃるとおり、その

旧光町で、いい成果を上げられているものを、横芝地区にまた持って行ってやるということも、ある意味、合併の効果も一つあるのかなという部分がございますので、ちょっと担当と相談して協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） それでは103ページをお願いします。

103ページ、農村アメニティ整備事業についてであります。これは現在行われている梅祭りの会場にもなっている坂田城址に関する整備の予算だと思います。この賃借料になっておりますが、現在梅祭りで坂田公園の駐車場に車をとめて、そこから階段を上がっていくというお客さんの中に、かなり階段が急である、それから高齢者ですとか体の少し不自由な方の中には、そこまで来たけれども帰ってしまうという方も見かけます。

そんな中で、今回デスティネーションキャンペーンにも紹介されて、この坂田城址が、今後もお客さんに来てもらえるような観光スポットとするためにも、これらの予算を活用して、整備って草刈りだけではなくて、いろいろな面の、例えば階段であるとか、台の上に駐車場を整備するとかして多くの方、元気な人、それから高齢者の方まで梅祭りに参加できるようにしていただきたいとは思っておりますけれども、この辺の予算の考え方をひとつお聞きしたいと思っております。

それと、ページ戻って申しわけありません。100ページのチャレンジハウス事業ですが、チャレンジハウス事業で3万8,000円、これは後で出てきますが126ページのインターチェンジ周辺の整備事業とも関係してくるかと思いますが、整備事業自体が前年よりも2,000万円減額の、インターチェンジ周辺整備自体が2,000万円減額の事業となっております。

これは銚子連絡道路の延長工事、それから道路自体の考え方の変更もあって、このように減額、それからチャレンジハウス事業の方も3万8,000円という、このような低い金額で予算立てされているのかと思っておりますが、チャレンジハウス自体はなくなるわけではないと思っておりますので、こんな3万8,000円という少ない金額でいいものなのか伺いたいと思っております。それと、その事業自体がどのように継続して動いているのかお伺いいたします。

3点目として、154ページに地域交流促進事業40万円という予算があります。町長の所信の表明演説の中でも、地域の連帯を深める、それから町民の交流を深めて早く一体感をつくるというような意気込みを感じておったわけですが、町の交流を促進するためにということと考えるのであれば40万は少ないのではないかなと。また、この40万円ですとどのような

ことをされようと考えているのかお伺いいたします。

いろいろな事業が、体育祭であるとか駅伝大会とか、そういうものも含めてのことでお考えなのか、それもあわせてよろしく申し上げます。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず坂田池の階段の件でありますけれども、これにつきましては、いろいろなところから階段が急で危ないというご指摘を受けております。また、お見えになったお客さんの中からも、そのような要望をたくさん賜っておりますので、今後前向きな形で検討したいと思っております。

ただ、文化財等の絡みもございますので、すぐというわけにはいきませんが、いづれにしても、もう少し皆さんが上がりやすいような形に改修していきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

それから、チャレンジハウスの関係の3万8,000円でございますけれども、これについては、ご認識のとおり、整備計画の方は、いわゆる銚子連絡道路の計画待ちということで、一たんストップしておりますけれども、組織の立ち上げの方につきましては、引き続き検討を行っておりますので、その会議費ということで、最小限の予算ということで3万8,000円を組んであります。

これに関連しまして、今、計画待ちである土地が県の土地、それから町の所有している土地がそれぞれあいておりますので、4月の後半からデスティネーションキャンペーンの一環もありますけれども、あの場所で、いわゆるチャレンジテントということでテントを張って、土日、第2になるか第4になるか、あるいは毎週土日になるかわかりませんが、農業振興会あるいはJA、それから町内のだれもが参加できるようなチャレンジテントで特産物の販売を行うということを今考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 続きまして、154ページでございます。地域交流促進事業の40万の事業の内容でございますが、これは率直に言ひまして白浜祭りの補助金40万というものでございます。

これにつきましては、旧光町のときの事業であるわけですが、従来旧光町で4地区、日吉、南条、東陽、白浜と、それぞれお祭りを実施するに当たりまして、コミュニティー事

業ということから助成をしてきたものでございます。

それが、現在は白浜地区のみのお祭りが残っている状況ということでありまして、ちなみに昨年は助成金では56万ほど出て……、失礼しました。昨年というか18年度です。19年度のこの40万につきましては、いろいろほかの地区のお祭り等も考慮した中で、段階的にこれらを低目にしていくという方向の中から、この40万という補助金を計上したものでございます。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 今、各担当課からご説明があったとおりなんですけれども、特に坂田城跡については、本当にこの横芝光町にとっても貴重な観光資源の一つの位置づけを私もしております。そうした中で、一体整備も含めまして考えていきたいなと思っております。

現に私も、この間あの階段を上りました。やはりちょっと大変だなと思いましたが、その辺の部分も、今後も考えていきたいと思ひますし、チャレンジハウスの件につきましては、やはり地主であります県に、それと道路公社に対して、強く今後も要望していきたいなと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいなと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） ありがとうございます。

最初の2点につきましては、町の産業振興に関係している部分ですごく重要な部分だと思ひます。基幹産業である農業の発展はもとよりなんですけれども、このように他地区からお客さんをお呼び込める事業の目玉にぜひこれを育てていただきたいと考えております。

梅祭りに来ていただいたお客さんの中、アンケートをとったりとかしていろいろな意見が出ておりますが、やはり今言ったようにまた来たいようにしてほしいというのが大きくありました。階段で上ったけれども帰りは坂道でありてきたという人もいましたし、坂道の東側の、旧シンギョウジャオヤ店舗側の坂道でありてきたという人もいましたので、そういう点も含めて安全に来やすいような、そういう観光名所にしていただければ、周年にわたる名所になるかと思ひます。

アンケートの中には、火の見やぐらのような、せっかくの城跡なんだから、そういうものまでどうだろうかという意見もあったようですので、一体整備の中ではその辺も検討願ひたいと思ひます。

それと、町内の融和を含める事業としてのと私が勘違いしましたが、この40万円が白浜祭

りの助成ということでありました。それ以外の面で、例えば町内の一体感を含めて考えると
このような事業は、今のところ町民体育祭と駅伝大会のこの2点ということでしょうか。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 町内全体の触れ合い的な交流の事業というのは、ただいまお
話ありましたように体育祭あるいは駅伝、もちろんそうですが、あと文化方面でもやはり文
化祭、そういったところも実施しております。

あと町内の触れ合い、全体的なものといいますとそういったところもありますが、体育面
あるいは文化面でもそうなんです、これは町内の中でそれぞれ各ジャンルのもとに、文化
協会からしてみますと70クラブもあります。体育協会にしても20幾つかのクラブがあるか
と思いますが、そういった中で、町内全域を対象とした形での活動は活発に行われておりま
す。

また、祭りにつきましても、地区で、単位で行われているというのは、この白浜祭りだけ
かなというふうに思うんですが、各集落あるいはそういう神社仏閣関係で、そういったと
ころで祭りが行われているというところもあるかと思いますが、いずれにしても今回、この
40万につきましては、いろいろそういった同様のお祭り等もほかにもあるわけではありますが、
そういったところとの均衡を、やはりこれからいろいろ図っていきたいとは考えております。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 齊藤隆君。

1番（齊藤 隆君） わかりました。

それでは、全然細かい点なんですけれども、170ページ中段の栗山野球場の一般管理事業
です。これは他の野球場に比べますと、トイレがくみ取りトイレでありまして、夏になると
周辺の住民からにおいの問題ですとか八工の問題ということが出てまいります。また、子供
たちが野球の練習、その他に使った場合でも、ちょっと衛生的でないということを保護者の
方からも言われております。

ほかの野球場はほとんどし尿処理というか浄化槽整備済みだと思うんですけれども、ここ
の野球場だけ1点抜け落ちている、町内の中で抜け落ちているのではないかなと思いますが、
この点には整備の方の考えがあるかお伺いいたします。

それと173ページ、これ学校給食に関する点でお伺いします。給食をつくる側の点でお伺
いいたしますが、現在一般職16名ということになっています。これが何年か前、人が減員、
減ったままきいていると。かなり人数が少なくなった中で、仕事自体は変わらずに量があると

ということで、かなりのハードワークでうっかりミスが起きかねない状況にも来ているということ聞いております。この辺、安全な給食を提供するという観点から、人間的な面で問題がないのかどうか最後お伺いいたします。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ただいまの172ページ、栗山野球場の特にトイレの関係でございますが、ここはくみ取り式になってございます。確かにスポーツ施設の中ではここだけかと思いますが、現在ここは一つの、旧横芝地区の野球スポーツ少年団が、どちらかというところとほとんど使われているというところで、そのトイレの衛生的な面につきましては、これも文化スポーツ振興財団の方でいろいろと管理の方をお願いしているわけですが、そういったお話をちょっと伺ってはいなかったわけですが、トイレの不衛生という面につきましては、早速その辺は調査したいと思います。必要な措置を講じたいと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 給食センターの調理員の件につきましてご質問をいただきました。退職不補充ということが続いているわけでございますけれども、不補充を補てんするために、臨時雇いによる対応、あるいは派遣会社から職員を派遣していただく、委託料という予算で対応をしております。

したがって、正規の職員は徐々に少なくなる傾向がございますが、全体の調理員の人数としては一定の人数を確保しているところでございます。

そこで、どうして退職不補充なんだということになるかと思いますが、今の予定では、古くなりました給食センターを平成21年度に統合させようと、新しい建物を建てようということになっておりますことから、退職不補充という状況でございます。

なお衛生管理、その他職員の管理につきましては、万全を期していきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） それでは、大変失礼かと思いますが、町民の皆さんからいただいたご提言を含めて質問させていただきたいと思っております。

最初に、27ページの町有バス売払収入300万にあわせまして、41ページの町有バス運行事業1,493万1,000円、また同じバスであります133ページ、学校教育バス賃借料300万円。学校バスなんですけれども、この休会中、担当課の方からもいろいろご説明いただきまして、私

もいろいろとご指導いただいてまいりましたが、今まで町有バス3台あったのが、今回2台分の計上ということであります。

社会情勢が変わってきた中で、昔とやはり今の、この子供たちの部活動に対する取り組み方、また経済的な負担、いろいろと変わっているのではないかというふうに思います。昔はたくさん子供たちおりましたけれども、今、部員定数ぎりぎりのところで遠征に行っている部もあるかというふうに思いますので、この辺町がどのような考えで2台にしたか、一度ご説明は何いましたけれども、また町民の皆さんに、きちんとした納得のいく説明ができるように教えていただければと思います。

ちなみに、18年度予算書の中の42ページに町有バス運行事業が1,488万3,000円ということでは上がっておりまして、この19年度の予算では1,493万1,000円、2台になったにもかかわらず予算が上がっているということはどのようなことか、不勉強でありますので教えていただければというふうに思います。

次に37ページ、一番下の対話行政推進事業でありますけれども、これはまちづくり懇談会7万円、賄い費であろうかと思いますが、昨年町長のご提案でまちづくり懇談会が進められたというふうに記憶しておりますけれども、町民の皆さんから要望、質問のあった事項に関して、時間のかかるもの、すぐできるもの、いろいろあると思いますけれども、広報紙等を利用して進捗状況等をきちんと報告して、こういった懇談会を設けるからには報告していく義務があるのではなからうかというふうに思いますので、この辺どのように町長お考えか伺いたいと思います。

73ページ、障害者支援関係のところでありますけれども、過去にも伺ったことがありますが、この現実社会の現状の中で、身体障害者の雇用対策について、自立しようと強い意欲を持っている者に対して、町が援助し育成、助長することは非常に大切なことであるというふうに思っております。就業を希望していながら職につけない障害者の方がどのくらいいるか、町が把握しておられるか、また地方公共団体の義務として、法定雇用率1.6%ということで、法律で定められているところに関してどのようにお考えかもう一度伺いたいと思います。

次に、77ページの児童手当給付事業でありますけれども、この19年度、国の方で3歳未満児に対して、1人5,000円から1万円に、この4月から施行するということであると思うんですが、この辺の取り組みについて、どのように町はお考えかお聞きしたいと思います。

次に、95ページにありますごみ袋のことですけれども、この3月広報の中で、ごみ

袋値下げということの周知がありました。その中で、黄色い袋の赤字が半透明の赤字になるという、このような注意書きもありましたけれども、この黄色い袋になったというのは、私の記憶ですと、ダイオキシン対策であったであろうというふうに思います。この半透明になって、ダイオキシン対策が後退するのではないかというふうに推測するところなんです、間違えていたらお聞かせください。

102ページの産業まつりの件に関してでありますけれども、これは町民の方のご提言でありましたのでお知らせしたいと思います。19年度の会場の持ち方に対して、せっかくある文化会館も、並行して一緒に利用して、駐車場のスペース、また会場のゆとり、こういったところもかんがみながら行ってはどうでしょうかという意見がありましたので、当局のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

次に131ページ、災害用備品整備事業でありますけれども、これ定期的に備蓄品の入れかえがあると思いますが、この非常食の処分の仕方はどんなふうに行われているかお伺いしたいと思います。また、マジックライスというのはどのようなことが教えてください。

155ページの成人式開催事業でありますけれども、これも町民の方からのご提言であります、これはあくまでも成人の役員、成人の希望者による役員の人たちで協議されて式次第は決まってきたというふうに思いますが、ぜひ保護者側から担任による呼名を取り上げていただきたいという要望もありましたので、こういった声もあるということでお届けしたいと思います。

166ページの図書費のことでありますけれども、今まで学校図書費が組み入れられてきたと思いますが、当町には非常にすばらしい図書館があるということで、学校図書費というのがちょっと見当たらなかったのを教えていただければと思いますけれども、国の方も学校図書館図書ということで、平成19年から23年度、5カ年計画で1,000億円、年間にして200億円の予算がつけられるということでもあります。

このニーズにあわせて、昨年は120億円だったんですが、今回80億円プラスで年間200億円、5年間で1,000億円ということでもあります。この辺の、町の方に学校図書館の事業はどんなふう反映されているかというところもまた教えていただければと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） 川島議員から2点、私の方でご回答申し上げます。

まず27ページの物品売払収入、中段でございますけれども、こちらで町有バス売却、今ま

で3台あったのに今回の予算で1台売却するのは、その理由はなぜかと。また、2点目といたしましては、関連で42ページの方の経費、これが18年度と19年度を比較して、18年度は3台だったのに何で19年度は2台なのに19年度の予算額が高いのかということでございます。

1点目についてご説明申し上げます。

まず、町のバスの売却に関してございますけれども、合併協議の調整方針の中で、新町が所有している町バスについては、3台保有する必要があるのかどうか。これについて、合併時に検討するとのことでした。これを受けまして、近隣の他の自治体を調査いたしました結果、大網白里町が中型バス1台、また九十九里町が、やはりマイクロバス1台、芝山町は中型バス1台、マイクロバス1台、そして山武市は、旧町ごとに各1台所有しておりまして、いまだに調整が図れていないとのことでした。

このようなことから、他の自治体の例あるいは経費節減、これらを考慮いたしまして、当町の規模から、3台の所有は無理との判断をいたし、今回1台売却をすることといたしました。そういうことでの予算計上をさせていただきました。

続いて、41ページの一番下の町有バス運行事業1,493万1,000円、これは18年度は1,488万3,000円という予算でございましたけれども、なぜ3台から2台になったのに経費が逆に上がるのかというご質問でございます。運行委託につきましては、旧光町所有分の2台につきましては、これまで町内の個人運転士の方、2名と委託契約を結んで、それぞれ運行を実施してまいりました。

しかし、事故等が発生した場合、契約の中でございますけれども、損害が保険等で補てんされない場合には、町と運転手が協議をして費用負担をすることとなっております。

そういうことから、仮に人身事故等が発生した場合の賠償責任等で対応が困難なことも想定されますことから、この際残る1台分についても、すべて業者責任で、事故等が発生した場合に業責任で対応する民間委託、これに切りかえるということで予算措置をさせていただきました。

なお、実績の関係でございますけれども、18年度は小学校の校外学習、中学校の部活動等で、かなりの利用実績ございますが、現在担当課の方には事情説明して、19年度以降有効活用をしていただきたいということで協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 教育課長、山本照男君。

教育課長（山本照男君） 学校バスと学校図書館の図書につきまして、2点ご質問をいただ

きました。

まず、133ページの中ほどにございます学校教育バス賃借料300万円についてご説明をいたします。

学校バス借上料につきましては、今年度、平成18年度の当初予算と比較いたしまして5割増しの300万円の予算枠をいただきましてご審議をいただいているわけでございますが、平成18年度の決算の予測は、補正予算による対応等もさせていただきましたので、およそ480万円程度になる見込みでございます。また、町有バスが3台から2台になるということですので、平成19年度に平成18年度と同じ頻度でバスが使われるとすれば、その時々町のバスがあいているかあいていないか、その状況にもよりますが、この当初予算だけでは不足することが考えられるわけでございます。

しかし、厳しい予算状況の一端は、教育分野でも担わなければならないと思いますので、バスを利用しなければならない、これまでの行事等につきましては、早目に計画を立てて、町バスの利用確保に努めること、またバスの利用計画をいま一度見直していただいて、必要性の高いものを厳選すること、またいろいろな目的でバスをお借りしておりますので、優先順位といたしましては、校外学習、それから学校間の正式行事、公式部活動というような優先順位なども設けまして、各学校がバスの利用について見直しをする必要があるのかなということを思っております。予算不足が生じた際には、また財政部局と慎重に協議をしながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の学校図書費についてでございます。川島議員さんご指摘のとおり、平成14年から平成17年にかけて、国では650億の交付税措置をいたしまして、今年度が最終年度になるわけでございます。平成19年、翌年度からさらに5カ年、1,000億円の予算措置をするということで、私どもの方にも通知が参っております。

その分の予算がどこにあるんだということでございますけれども、各学校の小学校費あるいは中学校費の教育振興費の中の備品購入費というのがございまして、その中に図書費が含まれております。図書費という活字では出てまいりませんが、この備品購入費の方に計上をさせていただいているというものでございます。

今回は、交付税の額も多くなっているわけですが、これは更新分の図書も含めてということで交付税の措置額がふえているというふうに、そういう通知が来ております。

図書の費用でございますけれども、横芝小学校が、備品購入費という活字の中に含まれておりますが、例えば146ページの上の方に備品購入費というのがございますが、この150万円

の中には図書費も含まれていると。146ページの一番上の方に備品購入費というのがございます。この150万円は横芝小でございまして、150万円のうち64万8,000円が図書費でございます。それから上堺、大総、日吉、南条、ここはそれぞれ25万円でございます。東陽小学校が65万円、白浜小学校が25万円と、そういう図書費を計上してございます。

また、150ページでございますが、150ページの教育振興費の線の上に備品購入費というのがございますけれども、これも図書費を含んでおりまして、横芝中学校が84万7,000円、光中学校が60万5,000円、こういう数字を計上してございます。

失礼しました。151ページの中ほどの備品購入費と、同じ151ページの中ほど少し下に備品購入費というのがございますが、それぞれ84万7,000円、60万5,000円が、内書きとして、図書費の購入費として含んでいるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 73ページの身体障害者に係る予算計上ということでございますけれども、身体障害者に係る経費といたしましては、72ページの中段から75ページまで、19年度予算といたしましては、障害者福祉費といたしまして2億4,684万円を計上させていただいてあります。

お尋ねの身体障害者雇用の希望者数を把握しているかということでございますけれども、現在のところ町では把握はしておりません。相談等があった場合には個々に対応するというような状況であります。

この中で、ここにあります障害者福祉費は、結構重度の人の扶助費が主なものでございまして、72ページの20節扶助費を見ていただければおわかりになると思いますけれども、総額2億4,600万のうち2億2,400万円余りが扶助費だという予算計上になっております。これは医療費にかかわるものだとか、いろいろな扶助費ということで計上してあります。

また、軽度の方につきましては町では、働きたいという方につきましては、軽度の方につきましては福祉作業所の運営をしているわけでございますけれども、現在栗山の「プラム」のわきで福祉作業所をやっておりますけれども、昨年か、この前の臨時議会のときでしたか、ご報告申し上げたと思いますけれども、1人、実際の民間企業に就職することができたという方もおるといふことで、今後できればこのような形で、福祉作業所の方と連絡をとりながら、民間企業の方に当たっていただいて、どこか働ける場所があったら探していただくというようなことで対応していきたいと思っております。

次に、77ページの児童手当の関連でございますけれども、確かに今度改正になりまして、第1子からすべて1万円、月額1万円に改正されたようでございます。ただし、この予算計上する際は、まだそれが決定にはなっていなかったときでありますので、これは第1子、第2子については5,000円、第3子以降が1万円ということで計上してあります。

今後の対応といたしましては、6月補正等で計上させていただくという予定であります。

以上です。

議長（伊藤良一君） 環境防災課長、鈴木孝一君。

環境防災課長（鈴木孝一君） それでは2点ほどのご質問がありましたけれども、95ページ、ごみ袋の関係でありますけれども、山武環境衛生組合につきましては、昭和41年発足から53年まではおけ収集ということで、ごみ袋の収集になったのは53年4月からであります。

そういうことで、今、議員ご指摘の袋の色の問題については、私、当時の状況を把握しておりませんが、いずれにいたしましても今回のごみ袋の決め方につきましては、組合でいろいろな角度から調査を行い検討を行ってきた結果の袋でありますので、議員ご心配のような、対策は後退していないという判断をしております。

続いて131ページでありますけれども、災害備蓄品の関係であります、期限切れの処分はということですが、これにつきましては環境衛生組合で焼却処分をしております。

次のマジックライスはどうなものであるかということでありますけれども、お湯に入れて温めればすぐ食べられるような御飯ということであります。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 産業まつりの会場の件であります、産業まつり、文化祭につきましては、JA、それから農業振興会、商工会、文化部門関係者、この皆さんによって産業まつり文化祭実行委員会というのを立ち上げて行いました。

会場の件につきましては、そういう中で車の流れ、あるいは入り込み数、これに応じた駐車スペース、そしてまた電気、水道、出店数に応じた、いわゆる会場のレイアウト、この辺がスムーズにいくかどうかというのを皆さんで検討していただきまして、今年度については庁舎前で行うという形で決定をいたしました。

また来年以降につきましては、同じこの実行委員会の中で、今年度の状況を踏まえて検討するということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） 155ページの成人式につきましてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、成人式、ことしにつきましては、皆様にもご臨席いただきまして、午前、午後と、横芝、光地区、別々に行ったところでございます。

そういった中で、先ほど議員さんの方からお話ありましたように、成人者を中心としまして実行委員会、そういった中で運営等についてもいろいろとご協力いただいたわけではございますが、それと呼名の件でございますが、その呼名につきましては、旧横芝地区で一度呼名ということで担任の先生が呼んで、そういった好評だったということを私も伺ってはおります。

ことしにつきましてはそういったことで、特に実行委員会の中ではそういった呼名の形はとらなかったという状況であります。また来年になるわけではあります。そういったところで、またそういった実行委員会の中で、十分皆さんの方のお話し合いをいただいて、皆さんの総意でそういったところ、あれば取り入れていきたいと思っております。

それから、一つ、先ほど学校図書の関係で、ちょっと関連してお答えをさせていただきますが、現在図書館の方で、学校の方の配本も行ってあります。先ほど教育課長の方からお話が出ましたが、学校図書とは、それはそれで学校で購入しているわけではあります。図書館の方では、毎月1回、各小・中学校、各クラス単位、クラスの数だけ、そういった形で30冊ないし40冊、そういったところを配本活動もあわせて行ってあります。

そういった意味では、図書館と学校、そういったところの連携を深める事業としても取り組んでいるところでございます。

以上であります。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 対話行政の進捗状況について、どういうふうになっているかということでございますけれども、今年度行われましたまちづくり懇談会につきましては、質問については、区に対して、とりあえず文書により回答を出ささせてもらっております。

そしてある意味、もっと大きい部分については、るる、その質問に対することについては今やっておりますので、今後は一つホームページですとか、あとまた広報などを使っている研究も重ねて、先般、この間の政務報告の中でも言いましたとおり、いろいろな工夫を今後も重ねていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） 同じ質問の繰り返しになって大変恐縮でありますけれども、防災課長の方にもう一度伺います。

組合で決めた結果ということでありましたけれども、ごみ袋が値下がるということは、非常に消費者としてはありがたいことなんですが、この値下がった反面、値下げする経費がかかる分、ダイオキシン対応の袋を下げるということでは絶対ないということを、ここで明言していただければというふうに思います。

それと、非常食の処分ということでもありますけれども、期限の切れるちょっと前に、ぜひ町民の人が、とにかく贈呈ないしは安価で配付というか、そのような要望も耳にしておりますので、その点いかがお考えかお教え願いたいと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 環境衛生組合の方については、私が実際議員で出て、副管理者として出ておりますので、お答えをさせていただきます。

これについては、ダイオキシン対策に対しては、いろいろとカロリーの計算式だとか、いろいろの中であるということ、これが今までと、前に言っていたものと同じかどうかの問題もありますので、ただそれについては大丈夫だと、絶対大丈夫だという判断で、こういうごみ袋の変更も余儀なくしたということでございますので、断言して、ダイオキシンがこれによってふえるということは、私どもは考えている認識は全くございません。だから大丈夫ですと言い切れません。

それともう一つは、備蓄品の処分についてですけれども、おっしゃるとおり、いささかもったいないかなという気持ちも私もしますので、ちょっと検討をさせてください。よろしくをお願いします。

以上です。

議長（伊藤良一君） 川島富士子君。

12番（川島富士子君） ありがとうございます。そういった声が届いておりますのでよろしく願いいたします。

あと、先ほど町長からご答弁いただきましたまちづくり懇談会の件でありますけれども、区長どまりで参加者の方に声が届かないということも往々にしてありますので、今おっしゃっていただきました周知の件に関しましては、心を配って行っていただければというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

また、ぜひ産業振興課長の方をお願いしたいと思います。実行委員会の中で決められるとは思いますが、こういった声が数多く届いたということも、反省の一つとして、ぜひ声を届けていただければというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

最後に、きょう越川洋一議員からありました循環バスに対する評価、また声が、今非常に多く私のところにも届いておりますので、この点もしっかり取り組んでいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（伊藤良一君） 質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は2時15分とします。

（午後 2時04分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

議長（伊藤良一君） 質疑を続けます。

椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 平成19年度の予算97億2,300万のうちの181ページ、人件費、そのうちの約1割が、町の幸せのために働いてくれる人たちのために支払われる、要するにそういう原動力だと思います。

この9億7,000幾らかを、最小にして最大の効果をあらわすための町長の力、この2年目から発揮すると思いますのでその辺の、いかにして、いかにこれを発揮するかというか、それを聞きたいと思います。

それと、きょうの新聞で全国自治体の、1,882自治体ですか、それで理想のリーダーはだれかというアンケートをとったそうです。そしたら上杉鷹山断トツです。ご存じでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） では椎名文雄議員のご質問にお答えします。

まさしく今のこの自治体、特に財政力が乏しい当町におかれましても、職員給与の占める割合が非常に大きいわけでございます。

そうした中で適材適所、そして本当の人事管理をともにしまして、一人一人が、もう自分がトップであるという認識を持つ中で、きっちりと仕事をこなしていけるような体制をつくりながら、また一人一人に対しても、自己啓発を促しながら事務執行、行事執行に努めてまいり所存でございますので、今後とも皆様のご理解と、そしてまた皆さんに見ていた

だくという部分もございますので、議員各位の皆さんにおかれましても、ひとつよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

また、上杉鷹山さんには、まだお会いしたことはございませんけれども、ある意味、私が本当にそれにふさわしいかどうかの部分につきましては、いささかまだまだ力不足かなと思うながらも、誠心誠意、町民、横芝光2万6,000有余名の町民のために頑張っていく所存でございますので、ひとつ皆様方にもよろしくお願いを申し上げまして答弁にかえさせていただきます。

議長（伊藤良一君） 椎名文雄君。

2番（椎名文雄君） 上杉鷹山については、きっと、もう亡くなってしまった人ですから。でも、この9億7,000万を生かすにはすごいプラスになると思いますので、ぜひ。

〔何事か言う人あり〕

2番（椎名文雄君） 97億。97億を生かすには最高のアドバイザーだと思います。

それと、職員、我々も含めて、いいところをまだ出し切っていないと思うんですよ。それをぜひ町長の力で、全員のいいところを伸ばしてあげてください。頭から体からすべてを、お願いします。

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） すみません。余り時間がないので、二、三お伺いしたいと思います。

最初に、もう何回も話が出ている点でございますけれども、坂田の梅林の駐車場の件でございます。私もこの間1日、梅祭りに行って手伝っていたわけでございますけれども、ああいう宣伝が来まして、ますますこれふえる傾向にあるようなので、あれは先ほど町長が、総合的に考えていることでございますので、これは考えていただくわけでございますけれども、やはり先ほども話があったように、年配者が多いので、上にやはり駐車場が最終的には必要かなというような感じでした。

それと振子坂の下の第2機場の跡の、あれが整備が終われば、あそこへもまだ駐車場ができるので、総合的に考えて、その受け入れについて考えていただきたいと思います。

次に、73ページの福祉、これは先ほど川島議員さんより質問した中で、ちょっと私の考えた疑問点についてお伺いいたします。

障害者福祉作業所の1,239万9,000円という予算がありますけれども、私も先日訪問させていただいた際に、余り人数はいなかったようですけれども、こういう大金がかかるのかなというような感じで、これは1人当たりになるとどのくらいかかりますかということと、こ

それは町の金では、全部ないと思いますけれども、その点わかりましたらお願いしたいと思います。

それから、福祉タクシーは年配の方で余り体の不自由な方が、町のバスはあるけれども、やはり必要なときにタクシー頼みたいなというような話も聞くので、その割にこの62万幾らというのは少ないのではないかなと思いますので、どのくらいの利用者があるかどうか。

それから91ページの中の成人歯科健康見ると、これはどんなあれかちょっとお伺いしたいと思います。

それからその下の骨密度検診委託料252万盛ってありますけれども、私ども牛乳普及協会というところで、普及事業の中で、県で女子校を選んで2校ずつ毎年骨密度検査をやっております。これ牛乳の方の販売事業の中の助成でやっております。そして、牛乳の方も、老人ホーム向けとあれで助成をしております。この牛乳の助成なんか町の方はどのようにやっているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、105ページの農地費の中の農業振興地域整備計画策定ということで910万ですか。これは下の経営体育成基盤事業、これは篠本、新井のことだろうと思うんですけれども、この上の振興地域整備計画策定というのは、これはどんなあれかお伺いいたします。

その下の町単の土地改良費補助事業費、これ600万、これは農道の舗装のことかなと思うんですが、ことし各部落から農道舗装の希望を出しまして、100メートルで切られたので、半端20メートルができなかったとか10メートルができなかったとか、そういう不満が大分ありました。ですから、1年で完結する、切れよく完結するような受け付けをやってもらったらどうかと思うのでありますが、その辺について、以上の点についてお伺いいたします。

議長（伊藤良一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 農業振興計画でありますけれども、これについては、両町ともに今まで計画があったわけではありますが、合併に伴いまして新たに見直すということでもあります。そういう中で横芝中学校の建設、それからチャレンジハウス、いろいろと町の方の施策もありますので、それらを含めた中で振興地域を見直すということでもあります。

もう一つは、適正化計画、適正化事業の方でしょうか。

〔何事か言う人あり〕

産業振興課長（高埜広和君） これにつきましては、町単の方ではありますが、19年度で、18年の9月に行政総務員さん、あるいは農家組合長さんをお願いをいたしまして、地域の要望を調査させていただきました。

それに基づきまして、今年度それぞれ掘削あるいは水路の補修ということで、18カ所、土地を実施することになっております。

また、来年につきましても、ことしの9月ごろに、それぞれ地域、行政総務員さんには、農家組合長さんを通じて要望をとらせていただきます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 73ページの福祉作業所の関係でございますけれども、福祉作業所費用といたしまして、委託料で1,209万9,000円、それから工事請負費で30万円というようになっておりますけれども、これの1,200万のうち、委託料のうち、約970万円くらいは指導員の方2名の人件費でございます。そのほかにコピー機のリース料だとか電話代だとかいう経費になっております。ですからほとんどが、指導員の方が2名おるんですけれども、その方の人件費ということになっております。

それで、このうち、ちょっと今金額、ページちょっと忘れてしましまして、たしか600万円くらいは補助金で来ると思います。その残りが町で持つという状況になっているはずでございます。

次に、その下の福祉タクシーの利用助成事業でございますけれども、福祉タクシーにつきましては身体障害者手帳の1・2級、それから療育手帳のAの2までを所持している方で、1回の限度額、通院等にかかわるタクシーを利用した場合に、1回当たり1,000円を限度とした利用券を、月に4枚まで。ですから、1人の方で、月額4,000円まで使えと。現在のところ、この辺利用されている方につきましては13人ということで、その方の分として予算計上をしてあります。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） 永・議員ご質問の成人歯科の関係でございますが、この事業につきましては、住民検診とあわせて行っております。どうしても歯科医師とかそういう方をお頼みしますので、日曜日に実施しております。地区を回っているときは、会場等の医師の手配等もありますので、未検診者を対象にしております日曜日に、18年は3日間実施しております。これにつきましては希望者を対象としております。

次に、骨密度の検診でございますが、これも住民検診とあわせて行っておりますが、会場の都合で、全会場で実施というわけにはいきませんが、半分ぐらいの会場で実施させていた

だいております。この対象者は女性でございまして、年齢が18歳、20歳、25歳、30歳、35歳の方々を主に対象として実施しております。これ以外でも希望者には、3年に1度ぐらいをめやすといたしまして実施しております。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 梅林の問題につきまして、先ほど来から申し上げましたとおり、抜本的な整備が必要かなと思うところで、地域の皆さん、また地権者の皆さん、そして梅林組合の皆さん、また梅祭り実行委員会の皆さんたちと歩調を合わせながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともひとつよろしくご協力をいただければと思います。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） どうもありがとうございました。なかなか勉強不足で、成人歯科というから特別にやるのかなと思ったら、あれ健康診断で歯もやるんですか。初めて知りました。

それから、骨密度の件で、これ横芝では老人ホームへ牛乳の助成といいますか、老人クラブへ入る牛乳について助成を幾らかやっているんですよね。県だけで、数はありますけれども、そういうのは町は受けておりませんか。

それと、さっき産業課長の方の105ページか、600万の方をちょっと聞いたので、農道整備か、これは農道整備ではないんですか、600万というものは。農道の舗装の方のあれではないんですか。町単の土地改良費というのは。整理の方ですか。町単土地改良補助事業600万というものは。この件についてちょっと聞きたいんですけれども。

以上です。

議長（伊藤良一君） 健康管理課長、並木俊郎君。

健康管理課長（並木俊郎君） 牛乳の補助に関しましては、記憶では昔、乳児に対しての補助制度というのはございましたけれども、現在は牛乳に関しての補助は、福祉課長が隣にありますけれども、老人に対しても現在は無いと思われまして。

議長（伊藤良一君） 都市建設課長、小堀正博君。

都市建設課長（小堀正博君） 農道舗装の件ということで、産業課の方でも町単の土地改良事業ということで、水道掘削等行っておるわけでございますけれども、都市建設課の方におきましても、集落内の農地等の道路整備ということで、地元要望に基づきまして材料支給等

を行っております。その関係だと思しますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思ひます。

予算書の中では122ページをごらんいただきたいと思ひます。

122ページの説明欄の中段あたりに直営舗装事業というのが載っていると思ひます。これがいわゆる地区から要望があった農道等に対する材料支給ということで実施しているものでございます。

先ほど議員さんの方からご指定がありましたように、今年度、非常に予算的に厳しい中で、単年度でなかなか実施が、総体的な予算の中で動いておりますので、極力全地域の要望におこたえしたいんですけども、予算的にも限られておりますので、地域によっては2年計画でやっていただくという地域も実際ございました。

そういったことで、ことしも予算額的には昨年同様でございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思ひます。

議長（伊藤良一君） 永・貞・君。

11番（永・貞・君） いろいろとありがとうございました。

牛乳の件については、私もまだはっきりしたあれはありませんけれども、毎年幼稚園、保育所へ助成はやっておりますので、それがどういうふうに町の方へ行っているか、また私の方でも勉強して調べておきます。いろいろありがとうございました。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し直ちに採決いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔31番議員「討論」と発言〕

議長（伊藤良一君） 異議がありますので、これより討論に入ります。

初めに、原案反対の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 次に、原案賛成の討論を許します。

31番（越川洋一君） 新年度予算の私の審議は途中で打ち切られました。審議を尽くすべきですから、こういうルールは改革しなければならないと思ひます。

平成19年度の予算の認定に賛成いたしますが、討論を述べます。

庶民には増税、大企業には減税の拡大、大資産家には証券優遇税制など、減税が行われるもとで、貧困と格差が社会問題になっています。

そのようなとき、住民の安全、暮らし、福祉を守る町政の役割は、ますます大きくなって

おります。それは、末端自治体に課せられた本来的な任務だからであります。このようなとき、地方税法改定に伴う町民税の増加分は、町民の暮らし、応援に回すべきだと思います。

このように国や県の進める政策が、国民をいじめる内容であればあるほど、これを推進する側ではなくて、本来の自治体の役割としての防波堤になることが今求められております。そのことは、未来を開く、住民の目線そのものではないでしょうか。

平成19年度予算に、施策の全部に同意するものではありません。不同意の内容と理由を述べつつ討論を進めます。

1つには、国民保護法に基づく国民保護計画の問題です。国会では、災害は地方が主導するものに対して、有事法制は国が主導する。軍隊の軍事行動を優先し、その円滑な行動を図ると説明しております。自治体の施設を米軍自衛隊に提供、各種公共機関など、国の方針に従わせることを押しつけるものです。平和憲法を持つ国として認められません。

2つ目に、地方行革です。官から民へ、住民の利益、自治体本来の使命から見てどうかと。行政改革と言うならば、住民の福祉がどうなるかが大切であります。自治体本来の使命を放棄して、経費の節減、公立性を自己目的化すれば、住民の安全、命、暮らしは犠牲になります。余裕のある職員体制と労働条件を保障してこそ、住民に奉仕する体制ができます。

3つ目、社会保障の問題です。低所得者、弱者、排除問題、障害者自立支援、医療制度改悪など、わずかな年金で暮らしている高齢者、障害者に負担増を押しつける政治を、国とともに進めるのがいとわれております。福祉の心を持って臨まれないというふうに思います。

4点目、後期高齢者医療制度です。月1万5,000円の年金者からも天引きする制度、払えなければ保険証もとると。県内一本で意見が通りにくくなく医療制度は問題だと思います。

5点目として、さきに質疑されました北清水の土地の購入問題です。これはちょっと不透明であるというふうに思います。

このような点については、同意する立場のものではないことを表明します。佐藤町政がキャッチフレーズである、住民の目線を大切に住民の心をわかる行政、この推進を望みます。近隣町から大きく評価されている小学校6年生までの医療費の無料化、地産地消、食育の宣言、新たな農家支援、後継者支援、ごみ袋の値下げ、住民の願いでもあるトクライセイ事業、全部ではありませんが、厳しく見直しながら推進されたく思います。当選時の初心忘れるべからず、すべての分野に住民の目線でとらえ直した施策を推進してほしい。職員には、このキャッチフレーズの意味を理解して仕事をしていただきたいというふうに思います。

貧困と格差が進む中で、町独自の施策を起こし、住民の利益とサービスを守るときである

と思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議案第18号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第2、議案第18号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 19年度の国民健康保険特別会計について、二、三伺っておきたいと思います。

1つには、昨日の補正予算の中でもいろいろお尋ねしたんですけども、やはりこの健康保険の問題は今、払えないほど保険税が上がってきているということで今、社会問題にもなっているところであります。

お伺いの1つは、18年度の応益応能割の比率がどういうふうになっていたかということとあわせて、今年度予測でどういう比率に誘導していこうとしているのかということです。

それで、国は今、この応益応能割の比率を限りなく50対50に指導されているわけですが、この50対50にした場合に、応益負担、低所得層に対する支払い能力といいますか納付能力が大変厳しくなるということから、これまではその比率を70、30、60、40というような形で、応益部分を引き下げた予算編成というものをされていたわけですが、それが限りなく50、50に近づいてきているということが1つ大きな問題になっております。

特にこの新町では、これまでの被保険者均等割、あるいは平等割が、これまでよりも引き上げられたということから、そういう国保加入者の皆さんの重税感というのも今あるわけですから、この比率をちょっと教えていただきたいと思います。

昨日も伺ったように、このことによって、短期保険証であったり、あるいは資格証明書であったりするわけです。そういうもとの、改めて納付困難な世帯に対する、町長の住民の視点という観点を生かして、例えば小さな子供を抱えた世帯であるとか、病人を抱えているというようなところには、極力きちっと対応していただきたいというふうに、また改めてお願いするところです。

それと、先ほどの一般会計の議論の中でも、このことについては触れられましたし、町長も財政状況を見ながら検討をするということですので、今の段階でそれ以上のことは出ないのかなと思いますけれども、改めてその辺についてひとつお聞かせ願えればと思います。

議長（伊藤良一君） 税務課長、椎名茂道君。

税務課長（椎名茂道君） 税率と、それから応能応益の関係でありますけれども、確かに私も担当であります、重税感があるというのはもう実態でございます。

これは、医療費がふえているということから想像しても上げざるを得ないということであり、ますけれども、応能応益の関係でありますけれども、今、議員おっしゃったように、応能をふやせば、高額所得者や資産保有者に負担が偏ってしまうということでもあります。

ご質問の中にもありましたように、国は応能応益をフィフティ・フィフティにするよというところで指導しておりまして、少しでもこれに近づけたいというのが各自治体の考えであります、ただ各国保保険者はそれぞれの自治体の責任で行っているわけですから、やはり今、議員おっしゃったような、そういう低所得者の方にも配慮した税率、応能応益の構成をしていかなければならないというふうには思っております。

我が町の応能応益の割合であります、18年度で応能が56.4、応益が43.6であります。19年度予算の推計であります、応能が60.5、応益が39.5でございます。県の平均値としましては、18年度の状況でいきますと、60対40ぐらいかなというふうに見ています。それぞれバランスは、ばらつきはあります。応能が高いところは都市部が高いということで、農村部は低いという状況になっていきます。ちなみに、管内の18年度の応能の率ですけれども、東金が50.3、九十九里が52.7、大網が58.0、山武が53.1、横芝光が56.4ということになります。

したがいまして、58年度に比較して19年度の推計、現在の見積もりでは、横芝光については60.5ということで、議員の考え方に近づいた数値になってきているというふうに判断していただきたいと思っております。

それから、資格証明の関係でありますけれども、きのうもご答弁申し上げましたけれども、やはり負担の公平ということを考えますと91.46%の方がきちんと納期内、またはその当該

年度に納付していただいているわけです。いろいろな事情があろうとは思いますが、やはりいろいろな状況の中で、その納期内に納められないということでも、その年度にお支払いしていただいている方もいらっしゃいます。町では当然その納税相談の中で、しゃくし定規にやっているわけではありまして、機械的に資格証明を発行しているわけではありませぬ。それぞれの滞納者の状況に応じて、少しでも納付していただければ、短期保険証を交付するというところでやっておりますので、議員言われるような対応はとっていることは全くないということをご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） ただいま説明のあった応益応能の比率の問題にしましても、一般会計からの繰り入れの問題につきましても、現実問題として、抜本的な部分での医療制度の確立というのが、やはりこれを抜きにして何にも考えられないのかなという認識の中で、当町の首長として、やはり横芝光町の住民の立場にとって、何が一番いいのか、そして何が一番公平で公正な分担割合にできるのかというものを勘案しながら、財政とかんがみながら進めてまいりたいと思ひますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） わかりました。

そういうことで、今度最大の地方団体が税率で引き上げなきゃならなくなつた、先ほど来一般会計の議論の中でも越川洋一議員が言ったように、今から23年前、やはり国は暫定措置ということでこの負担割合を引き下げたことが原因なんですよ。3年間ということをやつたわけですが、それがいまだに見直されないまま削減されているというところに、やはりその最大の原因があるというふうに思ひます。その犠牲に今、地方団体も含めて地方住民が、やはり高い税の中で対応しなければいけない、せざるを得ないということが今の実態です。

ですから、そういう点では、国に対しても、この見直しを求める意見をやはり行政としてもしていくべきではないかということをして質問を終わりたいと思ひます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） この間、資格証明書、短期保険証の発行がふえてきたわけですが、今度の雪だるま式負担でさらにふえるということが考えられまして、一たん10割を払

わなければならない立場になった人は受診抑制で、やはり全国的にはいろいろ起こっています。命が危ないという人がふえるわけですがけれども、そういうことが見える中で、せめて子育て世帯、高齢者世帯への資格証等の発行はやめるということを、深く検討願いたいというふうに思うんです。

平成17年度の段階で、国民健康保険税の不納欠損、384件あるんですが、何と転出者が110件もあるんだよね。これ払わないで外へ出ていってしまったということだよ。ゼロから50万円未満の所得階層が104人もいるんですよ。100万から200万が44人、200万から300万が35人。まさしく無職、低所得者がこういう不納欠損というのを起こしているということがわかるわけです。

この資格証の発行についての厚生労働省の見解は、特別の事情の判断は自治体が行うと、町長ができるんですよ、これは。町長ができるんですよ。自治体が決めれば、生活保護基準以下も、特別の事情に入れてよいと、こういうふうになっているんですよ。

ですから、その辺をもう一度精査していただいて、これがきちっと発行されれば、医療費の無料化なんかについてもさらに喜ばれる事態ができてくるというふうに思うんですが、その辺の深く突っ込んだ精査をひとつ、研究をよろしく願います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第3、議案第19号 平成19年度横芝光町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第20号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第4、議案第20号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子君。

12番（川島富士子君） 259ページでございますけれども、家族介護用品支給委託料892万7,000円ですが、18年度予算と比べて、かなり大幅に減であります。この辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 家族介護用品につきましては、たしか項目の組み替えがございまして、ここに残っている分についてはおむつ用品、おむつなどだけだと思います。

それで、残りの分につきましては、2款2項1目介護予防サービス費256ページの説明欄の介護予防サービス給付費の中の介護予防福祉用品購入費だとか、そういうところに分けて入っておりますので、こちらの分では5款の方の地域支援事業費では減っているというようになっております。トータルでは18年度とほとんど変わっていないと思いますので。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） この予算の概要の中で説明されているんですけども、介護認定

者の待機数が125人ということで現在、この19年度予算の中で言われております。

この中で、居宅待機というのが57名で、約半分占めているんですね。そのほかは病院に入院しながら待機している人が26人、老健施設等で待機している人が42人ということでありますけれども、こうしたもとで厚生労働省が、介護型療養病床の入院患者に対して90日以内に退院できる見通しの有無について聞いたところ、見通しが立たないというのが71.3%。しかしながら、見通し立たないけれども、それにかわる受け皿があれば退院してもいいという人が23.2%だという、約9割の人たちが今のままでは退院できないということも言われているわけですね。

そうしたもとで、昨年自民党、公明党の賛成で成立した医療法の改悪法では、2012年の3月までに、この現在ある、13万床ある介護型療養病床、これを全廃をするということが決められた、これは5年後ですけれども、25万床ある医療型の療養病床、これを15万床に大削減するということですが、もしこういうふうなことが、5年後ですけれども、やられたら、この待機している人がさらにふえて、保険者としても大変な状況になるのではないかと思いますけれども、そこをひとつどういうふうにとめ考えられるか伺いたいと思います。

それともう一つは、きのう介護の補正予算の中で伺えばよかったんですけれども、伺う機会をちょっと逃がしたもので、18年度の保険料の収納状況、また滞納者数等教えていただければと思います。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） まず、待機者の方の問題でございますけれども、今後、先ほど議員さんおっしゃられましたように、5年後にはいろいろ介護病床だとか、それから一般病床だとかどんどん減っていくという状態の中で、またさらに待機者がふえてくるのではないかとのお話でございますけれども、そういう心配はかなりあるとは思いますが、その中で何とか対応してやっていくということしか現在では考えられない状態だと思います。

それについて、例えば病床をふやすといっても、これはまた無理な問題でしょうし、現在ある数の中で何とか対応していくというのがとりあえず我々のできることではないかと考えております。

それから、介護保険料の滞納状況でございますけれども、平成18年度、今年度分、現在のところ、これは、ほとんどもう多分この数字でそんなに動かないとは思いますが、収納率としては98%、収納未済分として人数で大体280名くらい、金額で467万6,950円、これが平成19年度に繰り越しになってしまうのではないかと現在のところの18年度の決算状

況となっております。

以上です。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） やはり今のこの状況が反映されているというふうにも思うんです。今、課長に答弁していただきましたけれども、現在の待機者の中で、この今の制度の中で対応せざるを得ない、確かにそうだと思うんですよね。

待機している人というのは、やはりあきを待っていると思いますし、特に在宅、居宅待機している人はやはりその家族にもいろいろな影響が出てくるというふうにも思うんです。そういうことからすれば、この制度運営している行政としては、こういう人をなくしていくというのが、やはり大前提だとは思いますが、今言いましたように、国がそういう制度を、非常に厳しい状況に追い込むわけですから、地方団体がそれに何とかしようと思っても、これはもう大変なことだと思いますし、これをやめさせるという、やめてもらうということも、やはり大事なことだと思うんですよね。私はこのまま推移したら、もう大変なことになるのではないかというふうにも思いますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。もう本当に心配な状況が発生するわけでございますけれども、その分につきましても、予防医療の充実を図りながら、元気なお年寄りに頑張っていた中で、核家族の今時代だと言われておりますけれども、いま一度家族のありがたみだとか、そういう部分に皆さんも着目をしてもらう、ある意味いいチャンスなのかなというところにも思うところがございます。

施設をつくるのは、お金があれば簡単ですけれども、そのお金がなかなかないというのが現状で現実の問題でございますので、その辺の部分で、いろいろな部分で皆さんと共同の歩調をとりながら、みんなで、社会全体で考えていかなければならない、これからの本当に大きな問題であることは言うまでもございません。

そうした中で、私どもも皆さんとともに、いろいろ考えていい施策に持っていけるように努力をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤良一君） ・梅喜作君。

10番（・梅喜作君） 1点お伺いをいたします。

介護制度が改正になりまして、予防事業という、そういうような事業が、これ重要視されるようになりまして、ここに19年度の新たな事業としまして地域包括支援センター、これが

松丘園内に設置をされると、開設されると、そのようなことで、4つの基本機能を担うと、このようなことで開設されるようでございますが、この内容をちょっと具体的にご説明願えればと、このように思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤良一君） 福祉課長、高蝶文徳君。

福祉課長（高蝶文徳君） 19年度から始まる地域包括支援センターですけれども、これは予防事業の目玉として行うような事業になると思います。

この地域包括支援センターの行う基本的な事務は、まず介護認定をしまして、その中で19年度からは、要支援1・2、それから要介護の1から5と。現在は要支援、それから要介護の1から5。要するに1段階、要支援1・2というのがふえるんですけれども、この要支援の方、それから住民検診等で看護師等が、高齢者の方を見ていただいて、この方は、ちょっと介護の方に進むおそれがあると。これも判定基準があるんですけれども、そういう判定をされた方で特定高齢者、こういう方を中心に包括支援センターで社会福祉士、それから看護師、介護支援専門員、この3職種の方が相談事業に当たって、介護度が進まないようなケアを進めていくというのが主な事業ということになると思います。基本的にはそういうようなお考えで持っていただいて結構だと思います。

以上です。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第21号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第21号 平成19年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 1点だけ、これ何うというよりも意見も含めてですけれども、この農業集落排水そのものの事業は、環境問題とか衛生問題を考えた場合に、やはり私は大事な問題だというふうに思いますし、そういう意味では、事業としては大切なんですけれども、財政的には一般会計から、この予算の84%を繰り入れなければ動いていけないということは、やはりこの当初の集落排水事業を進めていく、採択した上からすれば、やはり異常なわけですよ。

この間、その都度、接続戸数をふやして、もっと正常な形ということによって言っているわけですけれども、なかなかその辺の環境の整備といいますか、実際に接続する上での大変な費用がかかるということで、今なかなか前に進んでいけないわけですけれども、接続戸数が、やはり採択要件に満たすような戸数にしていくという点で、大きな努力が必要ではないかというふうに思うんですよ。やはりこのまま推移していくことには大変疑問も感じますし、この事業は何パーセント繰り入れても、ペナルティーはないからできるんでしょうけれども、国保なんかもそういう点では、皮肉を言うわけではないですけれども、ペナルティーがあるということで一般財源からの繰り入れは、なかなか渋られるわけですけれども。

やはりその命の関係から比較すれば、これよりももっと国保の方が私は、重要な中身も含んでいると思うし、こっちを軽視するわけではないですけれども、その辺についてやはり今後運営していく上での当局の考えといいますか、ちょっと聞かせていただければと思います。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員、まさしくおっしゃられるとおりで、農業集落排水、この旧横芝地区で、木戸台と中台地区の部分で、2つのところで事業をやっているわけございまして、ある意味、ただ地域の雑排水のそういう浄化しての、それが水稻の田んぼの中に入っていくということで、ある部分業務としてというか、担っている部分もあるのは、ご理解を賜っているところだと思いますものの、やはりこれだけの一般会計からの負担についてはというものについては、ある意味、先ほどからの一般会計予算での北清水地先の問題の、終末処理場の問題にしましても、やはり時代に即応しなかったのかなという部分は確かにございます。

ただそんな中で、実際手をこまねているような部分もございましてけれども、ただ都度都度その地域において、うちを建てかえるなり何なりするというときは、やはりそういうような部分でご協力を願うような努力もしていますし、それについての無利子の改築による貸し付けについても、現在もやっておりますので、そういう部分で粘り強く積み重ねていくしか

ないのかなと思っているところです。ひとつご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第22号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第6、議案第22号 平成19年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子君。

12番（川島富士子君） 2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

質の高い医療を確保する視点での取り組みが非常に大事でありますけれども、昨年の医療法改正で設置が……

〔「医療」と言う人あり〕

12番（川島富士子君） 東陽病院と勘違いをしまして、大変に失礼いたしました。

議長（伊藤良一君） 質疑ございますか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第22号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は3時30分とします。

（午後 3時16分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

議案第23号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第7、議案第23号 平成19年度横芝光町病院事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子君。

12番（川島富士子君） 先ほどは大変失礼いたしました。

2点ほどお伺いしたいと思います。

質の高い医療を確保する視点での取り組みが非常に重要であろうと思います。昨年の医療法改正で設置が義務づけられた医療対策協議会がどのように機能されているか、実情を伺いたいということと、山武広域のこのパンフレットが配られた中に、早速2月13日の合意内容がこのようなお示しをされているのを拝見しましたところ、東陽病院のきちんと病院のマークと、現在100床のところがこの枠組みに入るといふ、このようなきちんとしたご提示がありました。

非常にこの広域のパンフレットで、その周知が非常にありがたいと思った反面、やはり身近である横芝光町の広報の中で、また周知していただければというふうに思いますが町長いかがでしょうか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 2点ほどのご質問の中で、医療対策協議会での、いつもやっているん

ですよね。私を座長として、質の高い医療の問題、東陽病院の運営について、いろいろと協議をしているところでございますが、現実問題、まず運営面、要するに経営面で、やはりコスト意識をみんなが、ドクター初め看護師、また私どもも含めて、事務方も含めて、どういう質の高いという意味で、住民の皆さんに気持ちよく利用してもらえるとということも大きな質の高さの一部であるとも思っておりますし、医療技術の問題につきましては、おかげさまでいいドクターを適正数、配置をいただいておりますので、そして先般来申し上げているとおり、来年度につきましても、その医師の確保というのができる見込みがついておりますので、そういう部分も含めて、今後いろいろな角度の部分で検討を協議しながら、よりよい医療体制を目指して進めてまいりたいと思っております。

そして2点目の九十九里医療センター構想の部分についてでございますけれども、東陽病院の役割がその中に入ってお示しをさせてはございますが、その東陽病院の、ただそこに入ったからいいものではございませんで、それこそそこで何がどういうふうに医療として地域医療を担保できるかというのが、やはり一番大事な部分ではないかなと私は認識しておりますので、その辺の部分为首長会議またはその辺の部分での行政組合の中で、いろいろな思惑があると思うんです、その地域地域によって。

東金の住民の皆さんがどういうふうに思っておられるのかとか、例えば山武市の成東地区の成東病院の問題も、当然いろいろな部分でかかわってくるのかなと思っておりますので、では東陽病院も仲間に入れますと。では、どういう仲間に入れるのかなという部分も非常に大事な部分でございますので、これからも逐次議会の皆様方には、それを、情報を公開した中で、よりよいものに築き上げていかなければならないと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 東陽病院は、一般会計繰り入れが救急医療経費として2,457万9,000円、運営経費として2億5,603万7,000円、これで2.8億ですね。ほかに空港交付金が2,542万6,000円と匝瑳市、いわゆる旧野栄分の責任分といいますか、企業債償還分が1,877万3,000円と、4,400万、これが合わさって歳入になっています。資本的収入とすれば、一般会計の出資金として企業債償還還元金6,192万9,000円、建設改良分1,676万7,000円、それから匝瑳市より1,321万1,000円、この7,869万6,000円です。

ですから、横芝光町の一般会計からは19年度に、何と3億5,869万6,000円の持ち出しをし

ているということです。これを持ち出しして運営しているわけですが、さらに心配なのは一借です。一時借入金が、平成17年の段階で1億7,000万残っていて、2億2,000万借りると。それを返して、平成18年は1億7,000万借りる、19年は1億6,000万借りると。いわゆる一時借入れの自転車操業をやっているんですよ。

これは、町民も知らされていないわけですよ。3億6,000万を一般会計から持ち出したほかに、運転資金として足りないもので市中銀行から1億6,000万とか7,000万借りているという状態だというふうに理解して間違いないですよ。

そういう中で、経営改善委員会でしたっけ。抜本的な努力をしているということですが、その中身を尋ねたい。大変な状態にあるというふうに認識していますけれどもいかがですか。議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まずその非常対策協議会、経営の問題とか、今、川島富士子議員のご質問のあった部分と重複はしますけれども、やはり4億円近いお金が当町から出ているのは紛れもない事実でございます。

そうした中で、今後それをどうして。ある意味地域医療の充実を図る、それに対する4億円の問題。単純に運営をする上での赤字が二億三、四千万ぐらいになるのかな。それとあとは建設費ですとか、そういう部分の償却の部分のものを含めて一億数千万円、合計4億円のそういう規模のものが毎年当初から出ているわけでございます。その辺の部分を総体的に、抜本的に、今協議、議論を重ねておるところの九十九里地域医療センター構想の中に取り組みむという、そういった中で、とにかく何を一番優先するかということになると、やはり地域住民の安全・安心、そしてだれでも医療を受けられる対応をしていくというものについての金額になるわけでございますので、その辺の部分については、今後も議論をしていかなければならない大きな一つであることは言うまでもございません。

そうした中で、たまたまでございますけれども、それだけのお金がかかってはいるものの、現実問題、毎日200名以上の地元のお年寄りがそこに集まって、先生あじょだい、大丈夫だよ、元気だよ、もっと頑張りなさい、そういうような声をかけているところを、私も月に1回、検査には東陽病院に行って、同じ待合室で待って、同じ会計の前で待って、いろいろな皆さんと接触した中で、やはり東陽病院がなくなってしまうという話も聞いているけれどもどうなのかという話も多々耳にします。でも、それはそれで、やはり地域医療の充実という中では、これはなくしてはいけない大事な要素であることは言うまでもございません。そうした中で、今後も運営の問題。

ですから、ある部分、建設費にかかわる借金の返済については、これを利益から充当するということがなかなかできないのが現状でございます。ただ運営費の中で、もうちょっと、先ほどのお話ではありませんけれども、医療制度がもうちょっと病院経営に優しい医療制度であってほしいなと、経営者の側の立場に立つ、私にとってみればあるのですけれども、それとやはり町民の負担の問題、またそれこそ健康保険、また老人保健にかかわる町の負担のことを、総合的に総体的に勘案しながら、この問題は解決を図っていかなければならないかと思っておりますので、今後もそういう部分で検討しながら、皆さんとともに研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 町長言われるように、町民の安心・安全、医療、命が大事だと、そのとおりだと思います。十把一からげて赤字、持ち出しが悪いとは言わない。名誉の赤字と不名誉の黒字あるわけですけれども、運営経費に2億8,000万持ち出していると。一時借入れが、返すためにこれを借りているといってもいいですよ、そんな状況だと。こういう実態を見ると、町長はかつて就任したてのころに民間委託なんて言っていましたけれども、なかなかそうもいかないのではないのかなというふうに思うんです。やはり私は、あそこに公立病院があるということが重要だというふうに思います。しかし、そして病院が今、医者が足りないという状況ではないわけですよ。

そういったことで、あそこの拡充を、やはり強く望むわけですよ。私どもが行ったアンケートでは住民はこのように答えております。

税金が必要なところに使用されていない現実があるように思います。東陽病院のあり方、町立で予算が削られているためなのか、医師不足、MRIなし。救急病院、指定の機能を果たしているとは言えない。また高齢化が進み医者にかかる者として、地域の病院の拡充を求める。旭中央病院では、地元にかかるよう回される状態です。東金地区に大病院の予定がされているわけですが交通の不便さがあります。ぜひ地域の医療機関として東陽病院の拡充を、また医師の誘致を。現在は院外処方薬局は不要と思われる。また高齢化により近くの医療機関を利用できるように東陽病院の充実を望みますと。こういうふうに、関係者も鋭意努力されていると思いますけれども、住民もそういうふうに望んでいるわけです。

この病院の充実というのが、非常に重要だということと、改めてこの医療センター構想ということの加入という点で考えれば、これは県にもっと責任追及しないと、とても町の財政

ではこれ以上の負担はし切れるかという問題が出てくると思うんですね。

やはり町民との信頼関係をつくっていく必要があるというふうに思うんです。みんなで支えるような病院にしていかなければならないというふうに思いますけれども、もっともっとこの病院を核にした住民との交流、健康祭りだとか訪問医療の重視だとか、あるいは検診、検診は非常に実入りがいいそうですけれども、年間1回で2回やるとか。この検診のキャンペーンを張るとか、他の病院でやっている友の会組織をつくるとか、そういうことが必要だというふうに思います。

いずれにしろ、この実態を町民に公開している、力をかしてほしいと。情報公開とともに、やはり行政の参加というのは情報公開と対になっているものだというふうに思うんです。そういう点で、山武医療センター構想に救急医療があそこでなけりゃなんていうことに頭をいっぱいとられてしまっている向きがあるんですが、やはりこの地元のこの病院のこの実態をどうしていくかというところに腐心していただきたいというふうに思っているんですけれども、その辺ちょっとお尋ねします。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 医療センター構想の中に、今度新しく山武市長の凍結問題から一歩前進をしたという話の中で、やはりその大きな根拠の一つとして、県の山口部長が、財政負担を県もやっていくんだと。この間の全員協議会で、議員さん皆さん方にはお示しをしたプレス発表の第5番目だったと思いますけれども、今の各市町が負担をしている病院事業に対する負担を超えないというような約束を取りつけてあります。

ということであって、それはそれで救急医療の拡充につなげられるのかなと。ですから、私の気持ちの中では、救急医療と地域医療は、それ以上の負担はさせないと県が言ってくさっているんですから、それは両立ができるのかなと。それができなければ、なかなかこの問題も、全部の、6つの、とりあえず市町が、ちゃんとみんながそれで進むかどうかという部分でのいささかな不安がありますけれども、山口健康福祉部長が、もうそれ以上の財政負担はさせないという発言のもとに、この2月13日の意見の一致があったということでございますので、そういう部分も今後も情報公開をしていきながらやっていかなければならないかなと思っております。

それともう一つは、往診の件でございますけれども、現在東陽病院では往診も行ってあります。午後からの、院長みずから往診に行って、そういう部分での企業努力も今もしているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 越川洋一君。

31番（越川洋一君） 医療センター構想についての見方は違うわけですが、これには健康福祉部長は、この間の首長会議の席ではそういうふうに言っているようですが、県議会本会議で知事はそういうふうには言っていないと。言っていないし、東総地区や他の県立病院に対する県の姿勢を見れば推しはかれるということで、県は財政負担はしないというふうに思うんですね。

それはそれでこっちへ置いておいて、大事なのはこの地元の東陽病院の拡充、充実、町民の信頼ある関係をつくるということですよ。ここをひとつ町民に公開しながら、町民の力を引き出してひとつお願いしたいというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（伊藤良一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃるとおりで、この東陽病院を、当地域において、信頼のある東陽病院に確立すべき。それが、本来先ほど来出ています民間委託ですとか町営ですとか、そういう部分で、本来それが運営面で、では民間委託にしたら黒字になるのか、町営だったら赤字なのか、それもやはりちょっとその部分では、やはり病院の努力、そしてその部分で、公営でも黒字の病院はございます。そうした部分で今後とも、そういう部分を目指して、地域に信頼のおける東陽病院の運営を目指して頑張っていく所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

横芝光町農業委員会委員の推薦について

議長（伊藤良一君） 日程第8、横芝光町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

3月26日をもって任期満了となる、町長が選任する横芝光町農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、新たに学識経験を有する議員の推薦を行います。

お諮りいたします。

議会推薦の横芝光町農業委員会委員は、公平均衡の立場から、第1選挙区、第2選挙区、第3選挙区、第4選挙区から、それぞれ1名ずつとし計4名としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議なしと認めます。

議会推薦の横芝光町農業委員会委員は4名と決定いたしました。

それでは、それぞれの選挙区から代表して推薦をお願いいたします。

第1選挙区からお願いいたします。

木島昇君。

〔3番議員 木島 昇君登壇〕

3番（木島 昇君） 第1選挙区から推薦を申し上げます。

第1選挙区からは、横芝光町新島301番地、石橋勤氏を推薦いたします。

石橋氏は、横芝地区新島の住民で、昭和21年9月8日生まれ、60歳。実家である農業に従事し、養豚を中心とした農業経営をされております。そして、現在も、町農業振興会養豚部会長とし、また旧横芝町においては、横芝光町合併協議会委員を歴任するなど、各方面にわたりご活躍をいただいている方であります。

このように、このたび推薦する石橋氏には、人格、識見とも申し分なく、農業に精通し、今後の農業行政推進に活躍が期待される方であります。議会推薦の農業委員として承認賜りますようお願い申し上げます。

〔3番議員 木島 昇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、第2選挙区からお願いいたします。

五木田平和君。

〔6番議員 五木田平和君登壇〕

6番（五木田平和君） 第2選挙区からの推薦を申し上げます。

第2選挙区からは、横芝光町谷台407番地、行方一博氏を推薦いたします。

行方氏は、横芝地区谷台の方で、昭和26年12月5日生まれの55歳です。現在は家業である

農業に従事し、稲作を中心とした農業経営を行い、認定農業者として、また公選による現職の農業委員として、地域農業の発展にご尽力いただいている方であります。

このように、このたび推薦する行方氏は、人格、識見ともに申し分なく、農業に精通し、今後も農業行政推進に活躍が期待される方でありますので、議会推薦の農業委員としてご承認賜りますようお願い申し上げまして推薦の言葉といたします。

〔 6 番議員 五木田平和君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、第 3 選挙区からお願いいたします。

平山治布君。

〔 1 9 番議員 平山治布君登壇 〕

1 9 番（平山治布君） 第 3 選挙区の推薦人を申し上げます。

当選挙区からは、横芝光町宝米1199番地、加瀬俊之氏を推薦いたします。

加瀬氏は、昭和19年4月21日生まれで満63歳になります。高等学校農業科を卒業後、以来家業の農業に従事し、水稻、畑作では主にネギを生産、また堆肥づくりのため牛の飼育を行うなど積極的に農業経営を行っているところでもあります。これまで消防分団長、匠瑛園芸部日吉支部長、宝米北ライスセンター組合長、宝米土地改良区理事長、宝米区長を歴任、各方面で活躍をされております。

このように加瀬氏は、人格、識見とも申し分なく、地域の信頼も厚く、議会推薦の農業委員として適任と思われまますので、議員各位にはご承認賜りますよう心よりお願い申し上げます。

〔 1 9 番議員 平山治布君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 次に、第 4 選挙区からお願いいたします。

越川輝男君。

〔 2 9 番議員 越川輝男君登壇 〕

2 9 番（越川輝男君） 私から第 4 選挙区の推薦者を申し上げます。

第 4 選挙区からは、横芝光町目籬1765番地、伊橋一氏を推薦いたします。

伊橋氏は、東陽地区原方の方で、昭和26年10月17日生まれで55歳になります。農業高校を卒業後、家事に従事し、現在は水稻、また畑作でネギを中心に農業経営をされております。これまで P T A 役員、青少年相談員、消防分団長、匠瑛農協園芸部役員等を歴任し、各方面でご尽力をいただいております。

このたび推薦する伊橋氏は、人格、識見とも申し分なく、地域の信頼も厚く、議会推薦に

は最適者であると確信するものであります。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げ、推薦の言葉といたします。

〔 29 番議員 越川輝男君降壇 〕

議長（伊藤良一君） お諮りいたします。

ただいま木島昇君から推薦されました第1選挙区、横芝光町新島301番地、石橋勤氏、五木田平和君から推薦されました第2選挙区、横芝光町谷台407番地、行方一博氏、平山治布君から推薦されました第3選挙区、横芝光町宝米1199番地、加瀬俊之氏、越川輝男君から推薦されました第4選挙区、横芝光町目篠1765番地、伊橋一氏の4氏を議会推薦の農業委員としたいと思っております。

賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、石橋勤氏、行方一博氏、加瀬俊之氏、伊橋一氏の4氏を議会推薦による農業委員として推薦することに決定いたしました。

請願及び陳情の件

議長（伊藤良一君） 日程第9、請願及び陳情の件を議題といたします。

常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長の報告を求めます。

請願第1号、第2号について。

総務常任委員会委員長、永・貞・君。

〔 総務常任委員会委員長 永・貞・君登壇 〕

総務常任委員会委員長（永・貞・君） 総務常任委員会のご報告をさせていただきます。

今定例会において、総務常任委員会に付託されました請願2件の審査を行いましたので、審査経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、3月2日午後3時45分に開会し、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、請願第1号 耐震での転倒防止金具の取り付け助成に関する請願についてですが、地震の場合、家具の転倒防止は大切なことであり、住民の日常の安全に寄与することからも採択すべきという賛成の意見や、自己管理の範囲であり自分でやるべきものであるとする反

対の意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号 小規模公共事業工事の登録制度に関する請願についてですが、中小企業の厳しい状況もかんがみ、ぜひ実現させるべきであり採択すべきとする賛成の意見や、町の公共事業であり責任のとれる入札参加資格のある者が行うべきであるとする反対の意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

本議会におかれましても、さようご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査の経過報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔総務常任委員会委員長 永・貞・君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、請願第3号について。

産業建設常任委員会委員長、嘉瀬清之君。

〔産業建設常任委員会委員長 嘉瀬清之君登壇〕

産業建設常任委員会委員長（嘉瀬清之君） 申し上げます。

産業建設常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願第3号の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、3月2日午後3時45分に開会し、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

請願第3号 住宅相談窓口の開設に関する請願について、近隣市町の状況の確認の上、検討すべきではないかとする結論を保留する意見や、住宅相談の窓口を設置することには賛成であるが、既に開設している旧松尾町、山武市の情報を確認すべきであるとする条件付きの賛成意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で採択と決定いたしました。

本会議におかれましても、さようご了承賜りますようお願いを申し上げまして、審査の結果報告とさせていただきます。

〔産業建設常任委員会委員長 嘉瀬清之君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、陳情第1号について。

民生文教常任委員会委員長、渡辺豊君。

〔民生文教常任委員会委員長 渡辺 豊君登壇〕

民生文教常任委員会委員長（渡辺 豊君） 民生文教委員会の報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託されました陳情第1号の審査の経過と結

果についてご報告申し上げます。

当委員会は、3月2日午後3時45分に開会し、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情書について、医師及び看護師の確保は医療全体をめぐる大きな問題であり、この陳情の趣旨を国に上げるべきである。少子・高齢化社会の中にあつて、医師、看護師の確保は重要なことであり、採択に賛成であるなどの意見が出され、採決の結果、賛成全員で採択と決定いたしました。

本会議におかれまして、さようご了承賜るようお願い申し上げます。審査の結果報告とさせていただきます。

〔民生文教常任委員会委員長 渡辺 豊君降壇〕

議長（伊藤良一君） 以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま委員長から報告のありました請願・陳情については、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） ただいま所管の委員長からの請願審査の結果が報告されましたけれども、請願第1号、第2号が不採択とすべき請願、結果だという報告がありました。

私は常々、常任委員会の審査結果というものは尊重すべきものと思っておりますけれども、やはりこの請願書が示すように、震災での犠牲者の七、八割が、やはり屋内での家具の転倒によるものという、これまでの経過も報告されております。

自己責任という点では、それも必要かもしれませんけれども、やはり今、町が設置いたしました安全・安心のまちづくり条例等からいっても、やはり町内住民の災害からの生命、財産を守るというのも大事なことだろうと思っております。

そういう意味から、この請願1号については、議員各位にはぜひ採択すべき結果をしていただきたいというふうをお願いいたします。

2号についても、小規模公共事業についても、今県内でも都市部には限られておりますけれども、中小零細業者、とりわけ個人で経営しているような小規模の業者の育成というのも、自治体にとっては大事な事業だと思っております。

とりわけ入札参加願いの規格というのは、かなりハードルの高いものになっております。

小規模な事業に関しては、できるだけ業者育成の観点から、そういう制度を町として対応していただきたいというふうにも思います。

そういう意味で現在、零細業者にとっても就労の場所が、この近辺からかなり遠方に出かけなければならないというような状況もありますし、経済的な効果からしますと、大変損失も招くわけです。

そういう意味からして、ぜひ採択していただくようお願い申し上げまして意見といたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これより請願第1号、第2号、第3号、陳情第1号について採決いたします。

採決は分割して行います。

最初に、請願第1号 耐震での転倒防止金具の取り付け助成に関する請願について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

請願第1号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手少数。

よって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号 小規模公共工事の登録制度に関する請願について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

請願第2号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手少数。

よって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

次に、請願第3号 住宅相談窓口の開設に関する請願について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、請願第3号は採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号 安全・安心の医療と看護の実現を求める陳情について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

よって、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手多数。

よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は4時25分といたします。

（午後 4時12分）

議長（伊藤良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時25分）

日程の追加

議長（伊藤良一君） 休憩中に議員、渡辺豊君から発議第4号 安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 発議第4号 安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書についてを議題といたします。

ここで提出者、渡辺豊君から発議第4号について提案理由の説明を求めます。

渡辺豊君。

〔27番議員 渡辺 豊君登壇〕

27番（渡辺 豊君） 発議第4号 安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書について、提案理由を説明申し上げます。

急速な高齢化の進展、医療の高度化、専門化等に伴い、保健、医療、福祉に対する需要が増大しており、その担い手となる医師、看護師の確保が重要かつ緊急な問題となっている。

本県において、地域医療の県立と国保病院等の内科、小児科、産科など、勤務医不足となり、病棟閉鎖、病院縮小などの実態となっている。

また、看護師の需給状況は、医師会や看護協会の実態調査からも深刻な求人倍率となっており、病院によっては必要な看護師を確保できない実態も生じている。

よって、国においては、地域の深刻な事情にかんがみ、将来にわたって国民だれもが安心して質の高い医療、看護などを等しく受けられるよう機会を確保するために、医師、看護師の確保対策の充実、強化を図るよう、政府関係機関へ意見具申するものです。

議員各位にはよろしく審査の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔 27 番議員 渡辺 豊君降壇 〕

議長（伊藤良一君） 以上で提案理由の説明を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいまの説明でおわかりいただけたものと思いますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

発議第4号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（伊藤良一君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（伊藤良一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

ここで一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年3月、横芝光町議会定例会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

合併特例残任期間の議長ではありますが、皆様方のご協力により無事大任を果たすことができました。また、去る3月2日以来、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわらずご熱心に審議を賜り、本日をもって平成19年度予算の成立を見ましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

執行者におかれましては、平成19年度予算を初め成立を見ました各案件につきましても、これが執行に当たりましては、適切なる運用をもって進められ町政発展のため、一層のご努力をいたされんことをお願い申し上げる次第であります。

さて、来るべき4月30日をもって、任期が満了となることから、議場において皆様と顔を合わせることも最後となるものと思いますが、次の町議会に立候補を予定されている方、ご勇退される議員各位にも、今後ますます健康に留意されまして、町発展のためご指導、ご協力あらんことを切にお願い申し上げます。

さらに、今回町議選に際して、再出馬を予定されている各位におかれましては、来る4月22日の選挙において、当選の榮譽を得られ、再び議場にて顔を合わせるよう、格段のご努力、ご奮闘をお祈り申し上げる次第であります。

甚だ簡単ではありますが、私のあいさつといたします。

平成19年3月横芝光町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでした。どうもありがとうございました。（拍手）

（午後 4時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 良一

議員 川島 仁

議員 加瀬 秀夫